

三重県地域防災計画添付資料

【第4部 関係法令・要綱・要領・

協定・覚書等編】

令和8年3月修正

三重県防災会議

目 次

【第4部】 関係法令・要綱・要領・協定・覚書等編

第1章 関係法令等

1	三重県防災会議条例	1
2	三重県防災会議運営要領	2
3	三重県防災会議委員、幹事及び専門委員	3
4	三重県防災会議救急医療部会運営要領	6
5	三重県防災会議防災計画部会運営要領	6
6	三重県防災・減災対策検討会議運営要領	7
7	三重県災害対策本部に関する条例	8
8	三重県災害対策本部に関する条例施行規則	11
9	三重県地震災害警戒本部条例	15
10	三重県地震災害警戒本部運営要領	15
11	災害業務従事者に対する損害補償条例	47
12	災害業務従事者に対する損害補償条例施行規則	54
13	災害派遣手当支給条例	56

第2章 要綱・要領等

1	三重県防災対策会議設置要綱	57
2	三重県市町等防災対策連絡会議会則	60
3	自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	62
4	三重県防災ヘリコプター運航管理要綱	66
5	三重県防災ヘリコプター緊急運航要領	83
6	大規模特殊災害時における広域航空消防応援	93
7	災害救助法の適用基準	115
8	強制措置	118
9	三重 DMAT 運営要綱	122
10	三重県災害医療支援病院指定要綱	125
11	災害時備蓄医薬品等管理要領	126
12	三重県災害医療コーディネーター設置要綱	145
13	三重県災害薬事コーディネーター設置及び運営要綱	147
14	建設機械無償貸付に関する取扱要領	149
15	三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱	150
16	三重県防災啓発車派遣要綱	153
17	危機発生時の相互応援に関する協定に係る桑員地域広域避難実施要領《地震・津波編》	156
18	危機発生時の相互応援に関する協定に係る桑員地域広域避難実施要領《風水害編》	161

第3章 各種協定・覚書等

1	災害応援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
2	三重県と三重ブロック協議会の災害時応援協定・・・・・・・・	200
3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定・・・・・・・・	203
4	三重県防災ヘリコプター支援協定・・・・・・・・・・・・・・・・	209
5	三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定・・・・・・・・	214
6	四県一市航空消防防災相互応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・	219
7	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定・・	221
8	災害等緊急時における回転翼航空機の運航に関する協定・・	223
9	高速道路におけるヘリコプターの運用に関する覚書・・	225
10	災害時等における相互協力に関する協定・・・・・・・・	229
11	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協	231
12	災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関	233
13	大規模災害発生時等における放置車両等の道路障害物の	235
14	災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定・・	236
15	地震災害等応急復旧用仮設橋に関する協定・・・・・・・・	238
16	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定（三重	240
17	県トラック協会）・・・・・・・・・・・・・・・・	240
18	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定（赤帽	243
19	三重県軽自動車運送協同組合）・・・・・・・・	243
20	災害時における緊急・救援輸送に関する協定書・・	245
21	災害時等における輸送車両提供に関する協定・・・・・・・・	249
22	漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関	253
23	する協定・・・・・・・・・・・・・・・・	253
24	船舶による輸送等に関する協定・・・・・・・・	255
25	旅客船による災害時の輸送等に関する協定・・・・・・・・	257
26	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書・・	259
27	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書・・	263
28	災害時における石油類燃料の供給に関する協定・・	265
29	災害時におけるLPガスの供給に関する協定・・・・・・・・	267
30	災害時における電気設備の応急対策に関する協定・・	269
31	災害時における放送協定・・・・・・・・	271
32	災害にかかる情報発信等に関する協定・・・・・・・・	277
33	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協	279
34	定・・・・・・・・・・・・・・・・	279
35	三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に	281
36	関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・	281
	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る	287
	通報連絡に関する覚書・・・・・・・・	287
	原子力発電所の異常時に関する情報連絡について・・	288
	・・・・・・・・	288
	原子炉施設の異常時に関する情報連絡について・・	290
	・・・・・・・・	290
	原子力発電所の異常時に関する情報連絡について・・	292
	・・・・・・・・	292
	災害時における電気の保安に関する協定・・・・・・・・	294

37	防災への取り組みに関する協定書	296
38	災害発生時における応援協力に関する協定	302
39	三重県と大学との災害対策相互協力協定	305
40	災害時におけるテント、シート等のあっせん・供給に関する協定	317
41	災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定書	319
42	災害時におけるコンクリートポンプ車等の活用に関する協定	323
43	大規模災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	325
44	三重県と Civic Force（シビックフォース）との災害時等における相互協力協定	328
45	災害時における隊友会の協力に関する協定	329
46	三重県と一般財団法人三重県友の会の災害時支援協定	331
47	災害時における法律相談業務に関する協定	333
48	三重県と株式会社百五銀行との防災協力に関する協定書	335
49	三重県と三重県信用金庫協会との防災協力に関する協定書	337
50	帰宅困難者支援に関する協定	339
51	災害ボランティア活動の支援に関する協定書	347
52	「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定	349
53	災害時の外国人住民支援にかかる協定	351
54	災害時の外国人住民支援にかかる協定の一部を変更する協定	354
55	テクニカルボランティアによる災害時の総合支援にかかる協定	355
56	三重県社会福祉協議会災害対策本部における救助と災害ボランティア活動との調整事務に関する協定	358
57	災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定書	361
58	大規模災害時における労働・社会保険分野の相談に関する協定書	365
59	災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書	370
60	三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定書	373
61	三重 DMAT の派遣に関する協定書	375
62	三重 DPAT の派遣に関する協定書	379
63	三重 DWAT の派遣に関する協定書	382
64	災害時における医薬品等の調達に関する協定	390
65	災害時における衛生材料等の調達に関する協定書	400
66	災害時の医療救護活動に関する協定	402
67	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書	414
68	災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務提供に関する協定	416
69	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書	422
70	災害時における動物救護活動に関する協定書	429
71	災害時の柔道整復救護活動に関する協定書	434
72	災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定書	437
73	災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定	439

74	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	445
75	災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書	448
76	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	453
77	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	460
78	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	461
79	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書	470
80	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	473
81	生活必需物資等の調達に関する協定	475
82	救助用副食等の調達に関する協定	510
83	三重県災害等廃棄物処理応援協定	512
84	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定	522
85	災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定	528
86	循環型社会の形成の推進に関する協定書	530
87	地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定書	532
88	水道災害に関する応援協定・覚書	534
89	工業用水道災害相互応援に関する協定・基本的ルール	547
90	震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	567
91	下水道施設に関する協定	571
92	地震・津波・風水害等の緊急時における協定	576
93	災害時における設計等業務委託に関する協定	586
94	災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括協定	592
95	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	596
96	地震・津波・風水害等の災害発生時における協定	602
97	災害時における応急対策業務に関する協定	606
98	災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書	608
99	公共土木施設の情報提供等に関する協定	610
100	災害時における調査及び技術支援等の相互協力に関する協定	613
101	災害時における水門等の応急対策業務に関する協定	616
102	災害時における砕石等の資材の供給に関する協定書	618
103	災害時における建設資機材等の提供に関する協定	620
104	大規模災害発生時における三重県警友会の協力に関する協定	622
105	災害発生時等の物資の保管等に関する協定書	624
106	船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定	628
107	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	630
108	災害時の応援業務に関する協定	639
109	災害時における応急対策業務に関する協定	641
110	熊野市活性化施設の使用等に関する協定	644

111	里創人熊野倶楽部施設の使用等に関する協定	645
112	防災啓発情報等の発信に関する協定書	646
113	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	648
114	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書	652
115	大規模災害時における被災者支援活動に関する協力協定書	654
116	災害時における行政書士業務に関する協定書	656
117	大規模災害時における災害時支援寄附金に関する協定書	658
118	三重県、三重日産自動車株式会社、日産プリンス三重販売株式会社及び日産自動車株式会社の災害連携 に関する協定書	660
119	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	662
120	災害時の子ども支援にかかる連携と協力に関する包括協定書	665
121	三重県と第四管区海上保安本部との包括連携協定書	667
122	災害時における施設使用等に関する協定書	669
123	災害発生時における船舶型基地局の運用等に関する連携協定書	671
124	災害時における被災者の生活衛生の確保に向けた支援に関する協定書	674
125	災害時の協力に関する協定	674
126	災害時における協力及び支援に関する協定書	675

第4部 関係法令・要綱・要領・協定・覚書等編

第1章 関係法令等

1 三重県防災会議に関する条例【防災対策部 防災対策総務課】

三重県防災会議に関する条例 ⌈ 昭和37年10月13日
三重県条例第44号 ⌋

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8号の規定に基づき、三重県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 防災会議の委員は、65名以内とする。

2 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じてその都度専門委員を置くものとする。

(幹 事)

第3条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年三重県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「災害救助対策協議会の委員」を「防災会議の委員及び専門委員」に改める。

2 三重県防災会議運営要領【防災対策部 防災対策総務課】

(目的)

第1条 この要領は、三重県防災会議に関する条例第5条の規定に基づき、三重県防災会議（以下「会議」という。）の議事、その他会議の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び幹事の任期)

第2条 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員及び幹事（以下「委員等」という。）並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員等の任期は、2年とする。

2 前項の委員等は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(異動報告)

第4条 委員または幹事に異動等があった場合は、後任者がその役職名、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、毎年度開催するものとする。ただし、災害の発生その他の事由により会議の必要が生じたときは、その都度行うものとする。

3 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員が止むを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

7 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面により会議を開催することができる。

(専決処分)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、会長が決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生したとき

(2) 決定を要する事項が一部の特定機関にのみ関係があるとき

(3) その他軽易な事項

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第7条 部会は部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第8条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

(庶務)

第9条 会議等に関する庶務は、防災対策部防災対策総務課において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この要領は、平成10年3月27日から施行する。
- 2 改正後の三重県防災会議運営要領第2条に規定する委員等の任期については、平成10年4月1日から適用する。
- 3 平成10年3月31日までの間、改正後の三重県防災会議運営要領第9条中「地域振興部消防防災課」とあるのは、「環境安全部消防防災課」と読みかえる。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

3 三重県防災会議委員、幹事及び専門委員【防災対策部 防災対策総務課】

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 委員・幹事

法定第15条5項	機 関 名	委 員	幹 事
指定地方行政機関 (1号)	中部管区警察局	局長	災害対策官
	東海財務局津財務事務所	所長	
	東海北陸厚生局	局長	
	東海農政局	局長	
	近畿中国森林管理局	局長	三重森林管理署長
	中部経済産業局	局長	総務課長
	中部近畿産業保安監督部	部長	保安課長
	中部運輸局	局長	三重運輸支局首席運輸企画専門官
	大阪航空局中部空港事務所	空港長	
	四日市海上保安部	部長	警備救難課長
	津地方气象台	台長	防災管理官
	東海総合通信局	局長	総務課長
	三重労働局	局長	
	中部地方整備局	局長	木曽川下流河川事務所長
			三重河川国道事務所長
			四日市港湾事務所長
	近畿地方整備局		木津川上流河川事務所長
			紀南河川国道事務所長
	国土交通省国土地理院中部地方測量部	部長	次長
	中部地方環境事務所	所長	総務課長
	東海防衛支局	支局長	次長
陸上自衛隊(2号)	第33普通科連隊	連隊長	第3科長
教育委員会(3号)	三重県教育委員会	教育長	学校防災推進監
警察本部(4号)	三重県警察本部	本部長	警備第二課長

法定第15条5項	機 関 名	委 員	幹 事
知事部内職員 (5号)	三重県	副知事	防災対策部副部長
		危機管理統括監	戦略企画部戦略企画総務課長
		防災対策部長	総務部総務課長
		県土整備部長	
	三重県		健康福祉部人権・危機管理監
			環境生活部環境生活総務課長
			地域連携部人権・危機管理監
			農林水産部人権・危機管理監
			農林水産部農業基盤整備課長
			雇用経済部人権・危機管理監
			県土整備部人権・危機管理監
			県土整備部施設災害対策課長
			県土整備部道路管理課長
			県土整備部河川課長
			県土整備部防災砂防課長
			県土整備部港湾・海岸課長
			企業庁施設防災危機管理監
			津農林水産事務所長
			津建設事務所長
			四日市港管理組合防災営繕課長
市町村および 消防機関の長 の代表 (6号)	三重県市長会	会長	事務局長
	三重県町村会	会長	事務局長
	三重県消防協会	会長	
	三重県消防長会	会長	副会長
指定公共機関 (7号)	日本郵便㈱東海支社	執行役員 支社長	総務・人事部長
	日本銀行名古屋支店	支店長	
	日本赤十字社三重県支部	事務局長	事務局事業推進課長
	日本放送協会津放送局	局長	放送部長
	中日本高速道路㈱ 名古屋支社	支社長	保全・サービス事業部企画統括チーム 担当リーダー
	東海旅客鉄道㈱三重支店	支店長	係長
	西日本旅客鉄道㈱大阪支社	支社長	
	日本貨物鉄道㈱東海支社	支社長	
指定公共機関 (7号)	西日本電信電話㈱三重支店	支店長	設備部長
	株式会社NTTドコモ東海支社 三重支店	支店長	株式会社ドコモCS東海三重支店 ネットワーク部長
	KDDI株式会社中部総支社	理事 中部総支社長	名古屋テクニカルセンター長
	ソフトバンク株式会社	エリアネットワーク本 部東海ネットワーク技 術部 部長	エリアネットワーク本部東海ネ ットワーク技術部 担当課長
	東邦瓦斯㈱	三重地域C所長	三重事業所長

法定第15条5項	機 関 名	委 員	幹 事
	中部電力(株)三重支店	支店長	課長
	関西電力送配電株式会社和歌山支社	理事 和歌山支社長	防災・企画担当部長
指定地方公共機関 (7号)	近畿日本鉄道(株)	執行役員 鉄道本部 名古屋輸送統括部長	鉄道本部 名古屋統括部 運輸部運行課長
	三重交通(株)	常務取締役	運転保安部長
	(一社)三重県トラック協会	会長	
	(一社)三重県LPガス協会	代表理事	専務理事
	(公社)三重県医師会	会長	常任理事
	(公社)三重県歯科医師会	会長	事務局長
	三重テレビ放送(株)	報道制作局付 部長	報道制作部副部長
	三重エフエム放送(株)	総務部長	放送部アナウンサー
	(株)ケーブルコムネット三重	代表取締役	常務取締役
	三重県建設業協会	会長	専務理事
8号委員	三重県自治会連合会	会長	
	三重県社会福祉協議会	事務局長	
	三重県ボランティア連絡協議会	会長	
	(公社)三重県看護協会	会長	
	三重県男女共同参画センター	所長	
	(公社)三重県栄養士会	会長	
	三重県立看護大学	准教授	
	三重大学地域イノベーション推進機構	助教	
	みえ防災コーディネーター		
計		63名（会長除く）	61名

(3) 専門委員

担 当 事 項	専 門 委 員	
救 急 医 療 部 会	国 立 三 重 大 学 医 学 部 附 属 病 院 長	
〃	国 立 三 重 中 央 病 院 長	
〃	日 本 赤 十 字 社 山 田 病 院 長	
〃	三 重 県 医 師 会 副 会 長	

4 三重県防災会議救急医療部会運営要領【医療保健部 医療政策課】

(総 則)

第1条 三重県防災会議（以下「会議」という。）に救急医療部会（以下「部会」という。）を置き、その運営については、三重県防災会議に関する条例（昭和37年三重県条例第44号）及び三重県防災会議運営要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 部会は、次にかかげる事務を行う。

- 一 三重県地域防災計画に定める医療、助産及び救急医療対策の樹立
- 二 前号の計画運営のための調査研究
- 三 その他救急医療に必要な事項

(組 織)

第3条 部会の委員は、会議委員15名以内及び専門委員若干名をもって組織する。

(報 告)

第4条 部会長は、部会で決定した事項を会長に報告する。

附 則

この要領は、昭和46年8月6日から施行する。

5 三重県防災会議防災計画部会運営要領【防災対策部 防災対策総務課】

(目的)

第1条 この要領は、三重県防災会議に関する条例第4条第1項の規定に基づき、三重県防災会議（以下「会議」という。）に設置する防災計画部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は地域防災計画の改訂等に関する次の事項について、専門的見地から検討を行う。

- (1) 災害の予防対策に関する事項
- (2) 災害発生時の応急対策に関する事項
- (3) 被害の想定に関する事項
- (4) その他地域防災計画の改訂に関して必要な事項

(組織)

第3条 部会は、会議委員若干名及び専門委員をもって組織する。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第5条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第6条 部会長は、部会の審議結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、防災対策総務課において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度部会長が定める。

附 則

1 この要領は、平成10年3月27日から施行する。

2 平成10年3月31日までの間、三重県防災会議防災計画部会運営要領第7条中「地域振興部消防防災課」とあるのは、「環境安全部消防防災課」と読みかえる。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年年4月1日から施行する。

6 三重県防災・減災対策検討会議運営要領【防災対策部 防災対策総務課】

(目的)

第1条 この要領は、三重県防災会議に関する条例第4条第1項の規定に基づき、三重県防災会議（以下「防災会議」という。）の部会として設置する防災・減災対策検討会議（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 部会は、次の事項について、専門的見地から必要な調査及び検討を行い、提言を行うものとする。

(1) 防災会議の部会（被害想定調査委員会及び広域防災拠点施設等構想検討委員会）間における(2)以下の事項についての基本方針の整合に関すること。

(2) 三重県地域防災計画の見直しに関すること。

(3) 被害想定調査の基本方針に関すること。

(4) 三重県新地震・津波対策行動計画に基づく地震・津波対策の推進に関すること。

(5) 三重県新風水害対策行動計画に基づく風水害対策の推進に関すること。

(6) その他三重県の防災・減災対策に関すること。

(組織)

第3条 部会に属すべき委員は、防災会議の委員及び専門委員から防災会議の会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、防災会議の会長の指名する委員がこれに当たる。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

4 部会長は、専門委員から委員長を指名し、委員長は部会意見を総括する。

(部会の記録)

第5条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第6条 部会長は、部会の審議結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、防災対策部防災対策総務課において処理するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年 4月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年 7月23日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年 7月29日から施行する。
- 4 この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

7 三重県災害対策本部に関する条例【防災対策部 災害対策推進課】

〔昭和37年10月13日〕
〔三重県条例第45号〕

(沿革)

昭和47年3月31日三重県条例第5号、7月7日第29号、51年3月29日第9号、第44号、61年3月31日第7号、平成7年3月15日第6号、8年6月28日第32号、10年1月23日第1号改正、16年3月23日第5号、17年12月27日第92号、17年12月27日第94号、19年12月26日第73号、24年3月27日第41号、24年10月19日第52号、24年12月28日第70号
(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成8年条例第32号、平成24年第52号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

一部改正〔平成24年条例第41号〕

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

全部改正〔平成24年条例第41号〕

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

追加〔平成8年条例第32号〕

(地方災害対策部)

第5条 災害対策本部長の所轄の下に、災害対策の実施のため、必要に応じて、地方災害対策部を置く。

一部改正〔昭和47年条例第5号、昭和51年第44号、平成8年第32号、平成17年第94号、平成24年第70号〕

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部及び地方災害対策部に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成8年条例第32号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日三重県条例第5号抄）

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月7日三重県条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日三重県条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日三重県条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日三重県条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月15日三重県条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月28日三重県条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年1月23日三重県条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日三重県条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日三重県条例第92号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日三重県条例第94号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長若しくは県民局の部の長（以下この項において「旧行政機関の長等」という。）がした処分その他の手続又は旧行政機関の長等に対してなされた申請その他の手続は、旧行政機関の長等に相当する改正後の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長がした処分その他の手続又は当該行政機関の長に対してなされた申請その他の手続とみなす。

附 則（平成19年12月26日三重県条例第73号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日三重県条例第41号抄）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月19日三重県条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日三重県条例第70号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

8 三重県災害対策本部に関する条例施行規則【防災対策部 災害対策推進課】

昭和38年3月5日
三重県規則第11号

(沿革)

昭和38年10月8日三重県規則第46号

昭和41年5月6日第23号	47年4月1日第23号	48年10月9日第63号
51年5月18日第32号	53年5月6日第27号	54年6月15日第28号
55年7月11日第47号	56年7月3日第53号	59年10月30日第51号
61年3月31日第11号	63年4月1日第23号	平成7年3月31日第35号
8年6月28日第43号	9年2月28日第84号	10年4月1日第35号
14年3月29日第35号改正	15年3月31日第51号	15年10月15日号外
16年3月31日第22号	17年1月7日第3号	18年1月10日第5号
18年3月31日第37号	19年3月9日第10号	24年3月27日第8号
25年3月29日第45号		

三重県災害対策本部に関する条例施行規則を次のように定める。

三重県災害対策本部に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県災害対策本部に関する条例（昭和37年三重県条例第45号）第6条の規定に基づき、三重県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び地方災害対策部（以下「地方部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成8年規則第43号、平成24年第8号〕

(災害対策本部の組織)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。

2 必要がある場合には、災害対策本部の部に副本部長を置くことができる。

3 本部員は、危機管理統括監、本庁各部局長（出納局長を含む。）、企業庁長、病院事業庁長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

一部改正〔昭和38年規則第46号、昭和41年第23号、昭和47年第20号、昭和51年第32号、昭和63年第23号、平成7年第35号、平成8年第43号、平成10年第35号、平成11年第50号、平成16年第22号、平成18年第37号、平成19年第10号、平成24年第8号〕

(部の名称等)

第3条 条例第3条第1項の規定により災害対策本部に置かれる部の名称は、災害対策統括部（以下「統括部」という。）とし、統括部の組織、所掌事務等については、三重県地域防災計画（以下「防災計画」という。）の定めるところによる。

追加〔平成24年規則第8号〕

(現地災害対策本部)

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第5項の現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害地を主に管轄する地方部に設置する。この場合において、当該地方部の組織は現地本部に包含されるものとする。

追加〔平成24年規則第8号〕

(現地災害対策本部長、現地災害対策本部員等)

第5条 現地災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、現地本部を設置する都度、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が副本部長、本部員及び第7条第2項の地方部長のうちから指名し、現地災害対策本部員は、現地本部長の要請により、本部長が本部員及び同項の地方部員のうちから指名する。

追加〔平成8年規則第43号〕、一部改正〔平成15年規則第51号、平成24年第8号〕

(現地本部長の権限)

第6条 本部長は、現地本部を設置したときは、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

2 現地本部長は、前項で委任された権限の範囲内において、現地本部を設置した災害地を管轄する関係機関に対し、必要な指示をすることができる。

追加〔平成8年規則第43号〕、一部改正〔平成24年規則第8号〕

(地方部の所管区域及び組織)

第7条 地方部の所管区域は、当該地方防災総合事務所又は地域活性化局の所管する区域とする。

2 地方部に部長（以下「地方部長」という。）、副部長のほか部員若干名を置き、地方部長は危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長をもつて充て、副部長及び部員は県職員のうちから地方部長が指名する。

3 地方部長は、本部長の命を受け、市町及び地域機関その他の関係機関を統轄し、災害対策に当たるものとする。

4 地方部の組織は、防災計画に定める例により地方部長が地域機関その他の関係機関に諮り定めるものとする。

一部改正〔昭和41年規則第23号、昭和47年第20号、昭和48年第63号、昭和51年第32号、平成7年第35号、平成8年第43号、平成10年第35号、平成15年第51号、平成15年第79号、平成17年第3号、平成18年第5号、平成18年第37号、平成24年第8号、平成25年第45号〕

(本部員会議)

第8条 災害対策本部の会議（以下「本部員会議」という。）は、主として次に掲げる事項を処理する。

- 一 災害要望に関する事項
- 二 災害応急対策の実施の推進に関する事項
- 三 その他本部長が必要と認める事項

2 前項の本部員会議は、本部長、副本部長、本部員その他本部長が必要と認める者をもつて構成する。

3 本部員会議の事務は、統括部で処理する。

一部改正〔平成8年規則第43号、平成14年第35号、平成15年第51号、平成16年第22号、平成18年第37号、平成24年第8号〕

(災害対策統括会議)

第9条 本部長は、次に掲げる事項を処理するため、災害対策統括会議（以下「統括会議」という。）を招集することができる。

- 一 災害予防及び災害応急対策の実施の推進に係る方針等に関する事項
- 二 緊急かつ迅速に対処すべき事項
- 三 その他本部長が必要と認める事項

2 前項の統括会議は、本部長、副本部長その他本部長が必要と認める者をもつて構成する。

3 統括会議の事務は、統括部で処理する。

追加〔平成24年規則第8号〕

(災害報告)

第10条 地方部長は、所管区域内に災害が発生したときは、防災計画の定めるところにより、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を本部長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和48年規則第63号、昭和51年第32号、平成8年第43号、平成10年第35号、平成24年第8号〕
(職員の配備)

第11条 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

2 配備体制は、警戒体制及び非常体制とし、その内容及び配備の時期については、防災計画の定めるところによる。

一部改正〔昭和47年規則第20号、昭和53年第27号、昭和54年第28号、平成8年第43号、平成24年第8号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年10月8日三重県規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年7月21日から適用する。

附 則 (昭和41年5月6日三重県規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年4月1日三重県規則第20号抄)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年10月9日三重県規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年5月18日三重県規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年5月6日三重県規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年6月15日三重県規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年7月11日三重県規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年7月3日三重県規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年10月30日三重県規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日三重県規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日三重県規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月28日三重県規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年2月28日三重県規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日三重県規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日三重県規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日三重県規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月15日三重県規則第79号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日三重県規則第22号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月7日三重県規則第3号）

この規則は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成18年1月10日三重県規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日三重県規則第37号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日三重県規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規程により在職する出納長の任期中に限り、（中略）第6条の規程による改正前の三重県災害対策本部に関する条例施行規則第4条の規程（中略）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成24年3月27日三重県規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日三重県規則第45号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

9 三重県地震災害警戒本部条例【防災対策部 災害対策推進課】

〔平成14年7月2日〕
〔三重県条例第46号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第17条第9項の規定に基づき、三重県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部長等の職務）

第2条 三重県地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 三重県地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

3 三重県地震災害警戒副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、本部長の命を受け、警戒本部の事務について、本部員を補佐する。

（部等）

第3条 警戒本部に、部を置く。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（支部等）

第4条 警戒本部に、支部を置く。

2 支部に属すべき本部職員（以下この条において「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員がこれに当たる。

4 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部に属する支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

10 三重県地震災害警戒本部運営要領【防災対策部 災害対策推進課】

第1 総 則

1. 目 的

この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「法」という。）第17条及び三重県地震災害警戒本部条例（平成14年三重県条例第46号）第5条に基づき、三重県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

2. 県警戒本部の所掌事務

県警戒本部は次の業務を行う。なお各部の所掌事務は三重県地域防災計画のとおりとする。

(1) 地震防災応急対策にかかる事項

- ① 東海地震予知情報等の地震情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ④ 施設及び設備の整備、点検に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ 食糧、医薬品の確保、保健衛生に関する措置等に関する事項
- ⑧ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図る為の措置に関する事項

(2) 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項

(3) その他法令により、県警戒本部の権限に属する事項

第2 三重県地震災害警戒本部の構成

県警戒本部は、東海地震の地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令された場合に、防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、ただちに設置する。県警戒本部に関し必要な事項は、三重県地震災害警戒本部条例に定めるもののほか、その実施細目については、次のとおりとする。

1 県警戒本部及び支部の構成

(1) 県警戒本部の構成（別図参照）

① 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成され県警戒本部の意思決定を行う。

② 副本部長

地震災害警戒副本部長は副知事及び防災危機管理部長をもって充てる。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは副知事、危機管理統括監の順位によりその職務を代理する。

③ 部

県警戒本部に置く部は次のとおりとする。

防災対策部、戦略企画部、総務部、健康福祉部、環境生活部、地域連携部、農林水産部、雇用経済部、県土整備部、出納局、企業庁、病院事業庁、教育委員会事務局、警察本部

(2) 本部員

① 地震災害警戒本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

② 県職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と県警戒本部との連絡調整にあたるため、必要に応じ県警戒本部に参集し、又はその補助者を警戒本部へ派遣することができる。また、本部長は、県職員以外の本部員又はその代理者の県警戒本部への派遣を要請することができる。

(3) 事務局

事務局は、地震防災応急対策実施状況の取りまとめ、県民への情報伝達、その他の県警戒本部の総括事務を行い、総括班（防災対策総務課、防災企画・地域支援課、災害対策課、消防・保安課、危機管理課）、広聴広報

班（広聴広報課）、応援班（応援班とされている各室）からなる。その具体的な事務については、各班の所掌事務による。

(4) 県警戒本部支部の構成

ア 支部の設置及び所管区域

地震防災応急対策を推進するため、各県民センターに県警戒本部支部を置く。

支部の所管区域は、当該県民センターの所管する区域とする。

イ 支部の活動

支部の組織、各班の所掌事務等の活動内容については、県警戒本部の活動内容に準じて、各支部の運営要領において定めることとするが、その概要は以下のとおりとする。

（ア）地域の避難状況、地震防災応急対策に係る情報を収集し、県警戒本部に連絡する。

（イ）県警戒本部と連携のうえ、その他の対策に関する諸活動を実施する。

ウ 支部の設置及び廃止

支部の設置及び廃止の基準は、県警戒本部に準ずるものとする。

(5) 県警戒本部及び支部の組織等

県警戒本部及び支部の組織等については、別図及び別表、並びに各支部の運営要領のとおりとする。

2 県警戒本部の設置及び廃止

(1) 設置及び廃止

県警戒本部は、東海地震の警戒宣言発令と同時に設置し、地震発生に伴い県災害対策本部が設置されたとき、又は警戒宣言が取り消されたとき、廃止する。

(2) 県警戒本部の設置及び廃止の通知

県警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げるもののうち必要と認める者に通知するものとする。ただし、地震発生に伴い県災害対策本部が設置された場合には廃止の通知は行わないものとする。

ア 国の地震災害警戒本部

イ 消防庁

ウ 防災関係機関

エ 市町

オ その他必要と認める機関

3 県災害対策本部への引継

地震発生に伴い県災害対策本部が設置されたときは、県警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策に参考となる事項を県災害対策本部へ引き継ぐものとする。

4 その他

(1) 標識

県警戒本部の設置を示すために、次の標識板を本部、支部の正面入口、庁舎玄関等に掲げるものとする。なお、大きさは、掲示する場所により適宜決定する。

三
重
県
地
震
災
害
警
戒
本
部

三
重
県
地
震
災
害
警
戒
本
部
〇
〇
支
部

(2) 名札

県警戒本部の活動に従事するものは、次図に示す名札を帯用するものとする。

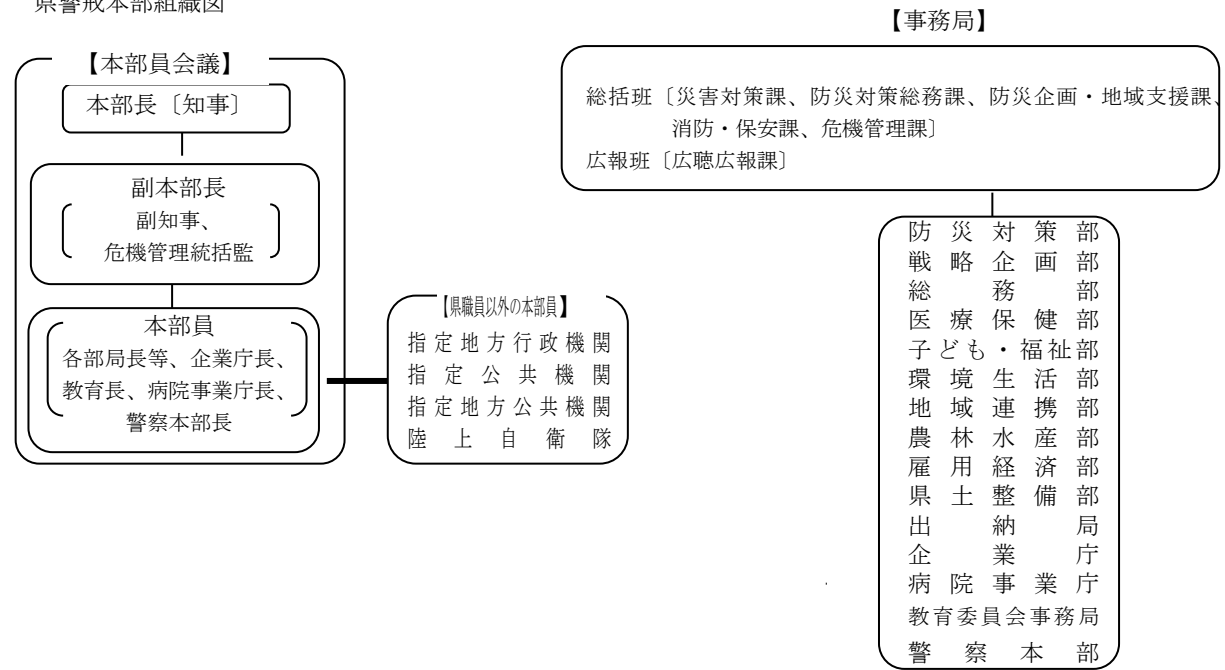
三重県地震災害警戒本部	
職名又は所属機関名	
氏	名

(3) 服 装

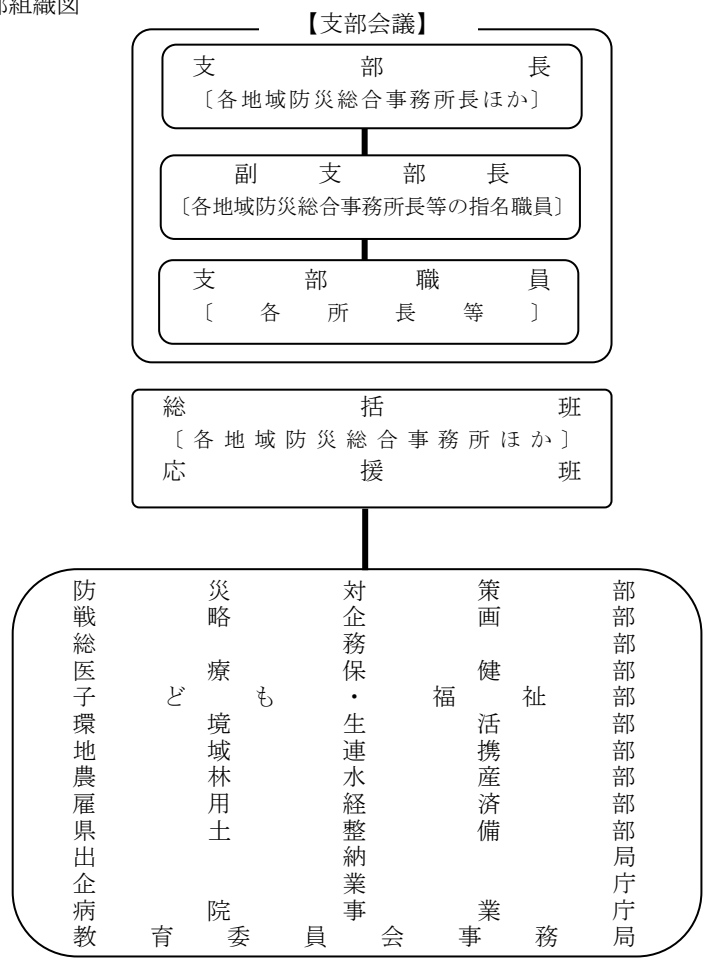
地震防災応急対策に従事する職員の服装は、原則として防災服又は各部で統一された作業服を着用するものとする。

(別 図)

県警戒本部組織図



支部組織図



(別表)

県地震災害警戒本部の所掌事務一覧表

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
防 災 対 策 部	部 長	副 部 長	防 災 対 策 総 務 課	1 本部員会議、災害対策統括会議等の運営に関すること。 2 市町からの応援要請文書の収受にに関すること。 3 防災通信ネットワークの運用に関すること。 4 国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること。 5 本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること。 6 防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関すること。
			防 災 企 画 ・ 地 域 支 援 課	1 気象情報等の収集及び伝達に関すること。 2 被害状況の収集、整理に関すること。 3 災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること。 4 国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関すること。 5 避難所・避難者等情報の把握に関すること。
			災 害 対 策 課	1 災害対策統括部の総括に関すること。 2 現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること。 3 関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関すること。 4 県災対本部の設置・検討に関すること。 5 情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること。 6 緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること。 7 本部長指示等の伝達に関すること。 8 災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関すること。 9 国、全国知事会、他府県等への応援要請の可否の決定に関すること。 10 緊急派遣チームの派遣の可否に関すること。 11 災害救助法の適用の可否の決定に関すること。 12 被災者生活再建支援法の適用の可否の決定に関すること。 13 災害警戒、注意喚起の発信に関すること。 14 避難勧告・避難指示のかかる助言に関すること。 15 所掌事務外事案の対応調整に関すること。 16 自衛隊の災害派遣要請、活動調整及び撤収要請に関すること。 17 第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請及び活動調整に関すること。 18 サイレントタイムの設定に関すること。 19 避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保にかんすること。 20 緊急派遣チームの派遣に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
				21 応援にかかる調整に関する事。 22 国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関する事。
			消防・保安課	1 県内消防機関との連絡調整に関する事。 2 消防応援活動調整本部の運営に関する事。
			危機管理課	1 被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関する事。 2 総括部隊内の連絡調整に関する事。
戦略 企画部	部 長	副 部 長 県 民 の 声 相 談 監 統計利活用監	政策提言・広域連携課	1 政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関する事。 2 全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関する事。
			秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞いに関する事。
			広聴広報課	1 報道活動に関する事。 2 県民への呼びかけ等知事会見に関する事。 3 県ホームページの管理に関する事。 4 各種広報媒体を活用した県民等への広報に関する事。 5 県民からの問い合わせ、要望、意見に関する事。 6 災害写真等の収集・整理に関する事。
総務部	部 長	副 部 長	福利厚生課	1 職員の健康管理に関する事。 2 職員のり災給付に関する事。
			法務・文書課	1 災害関係文書、物品の収受配分及び発送に関する事。
			人事課	1 各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣する事。
			管財課	1 県有車両（集中管理自動車）の配車に関する事。 2 災害救助用臨時専用電話の施設に関する事。
			財政課	1 災害関係費の予算に関する事。
			税収確保課	1 り災による県税の減免に関する事。
			総務事務課	1 総務事務システムの運用に関する事。

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
医 療 保 健 部	部 長	副 部 長	食 品 安 全 課	1 食品衛生に関すること。 2 広域火葬計画に関すること。 3 避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること。
			長 寿 介 護 課	1 社会福祉施設の災害対策に関すること。 2 高齢者・障がい者の援護対策に関すること。
			薬 務 感 染 症 対 策 課	1 輸血用血液の供給に関すること。 2 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること。 3 防疫に関すること。 4 毒物劇物取扱い施設に関すること。
			健 康 推 進 課	1 保健師の派遣に関すること。 2 食生活指導の支援に関すること。 3 透析患者、難病患者の援護対策に関すること。
			医 療 政 策 課	1 本部の医療対策に関すること。 2 医療救護班等の編成及び派遣に関すること。 3 入院治療を要するものの収容に関すること。
子 ど も ・ 福 祉 部	部 長	副 部 長	子 ども ・ 福 祉 総 務 課	1 被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること。 2 被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること。
			障がい福祉課	1 社会福祉施設の災害対策に関すること。 2 高齢者・障がい者の援護対策に関すること。
			地 域 福 祉 課	1 社会福祉施設の災害対策に関すること。 2 ボランティアの受入の総合調整に関すること。 3 災害義援金品の受入・配分に関すること。
			子どもの育ち支援課	1 社会福祉施設の災害対策に関すること。 2 児童及び母子世帯の援護対策に関すること。
			児童相談支援課	1 社会福祉施設の災害対策に関すること。 2 児童の援護対策に関すること。
			家庭福祉・施設整備課	1 社会福祉施設の災害対策に関すること。 2 児童及びひとり親世帯の援護対策に関すること。
環 境 政 策 部	部 長	副 部 長	交 通 安 全 ・ 消 費 生 活 課	1 生活必需物資等の調達に関すること。 2 生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること。
			私 学 課	1 私立学校の災害対策に関すること。
			多 文 化 共 生 課	1 外国人への情報提供に関すること。
			大 気 ・ 水 環 境 課	1 水環境の保全に関すること。 2 大気環境の保全に関すること。 3 水道水の供給の調整に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
			男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課	1 みえ災害ボランティア支援センターに関すること。 2 ボランティアの受入の総合調整に関すること。
	廃 棄 物 対 策 局 長		廃 棄 物 ・ リサイクル課	1 隊内の調整に関すること。 2 市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること。 3 廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること。 4 市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること。
地 域 連 携 部	部 長 ス ポ ー ツ 推 進 局 長 南 部 地 域 活 性 化 局 長	副 部 長	地 域 連 携 総 務 課	1 救援物資要請情報の収集・整理に関すること。 2 救援物資ニーズの把握に関すること。
			I T 推 進 課	1 行政情報ネットワークの災害対策に関すること。
			市町行財政課	1 被災市町への財政支援に関すること。
農 林 水 産 部	部 長	副 部 長	フー ド イ ノ ベ ー シ ョ ン 課	1 漬物等の調達に関すること。
			み どり 共 生 推 進 課	1 自然公園等施設の災害対策に関すること。
			治 山 林 道 課	1 治山施設の応急復旧に関すること。 2 林道等施設の応急復旧に関すること。 3 地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること。 4 林野火災対策に関すること。
			森 林 ・ 林 業 経 営 課	1 林業共同施設に係る災害対策に関すること。
			農 業 基 盤 整 備 課	1 農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること。 2 農道等の応急復旧に関すること。
			農 産 園 芸 課 家畜防疫対策課	1 被災農作物の応急技術対策に関すること。 2 被災農作物の種苗対策に関すること。 3 家畜伝染病予防に関すること。 4 り災家畜収容に関すること。 5 災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること。
			水 産 基 盤 整 備 課	1 漁港施設等の応急補修に関すること。
			水 産 振 興 課	1 漁業・養殖業の被害対策に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
雇 用 経 済 部	部 長	副 部 長	雇 用 対 策 課	1 雇用情報の提供に関すること。 2 職業能力開発施設の災害対策に関すること。 3 災害救助に協力する訓練生の連絡調整に関すること。
			中小企業・サー ビス産業振興課	1 被災中小企業の融資及び経営相談に関すること
			ものづくり・イ ノベーション課	1 中小企業の災害対策に関すること。
			企 業 誘 致 推 進 課	1 生活必需物資等の調達に関すること。 2 立地企業の災害対策に関すること。
			三重県営業本 部 担 当	1 被災中小企業の融資及び経営相談に関すること 2 中小企業の災害対策に関すること。
	観光・国 際 局 長		観 光 政 策 課	1 県内観光事業者の支援に関する関係機関との調整に関する こと。
県 土 整 備 部	部 長	副 部 長	公 共 用 地 課	1 部内の災害対応事業用地に関すること。
			建 設 業 課	1 建設業者の確保に関すること。 2 復旧資機材の確保に関すること。
			道 路 建 設 課	1 道路及び橋梁の応急補修に関すること。
			道 路 管 理 課	1 道路情報の把握と提供に関すること。 2 道路パトロールの実施と応急措置に関すること。 3 異常時における事前通行規制に関すること。
			河川・砂防課	1 河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・ダム情報の 収集に関すること。 2 砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に 関すること。
			港湾・海岸課	1 港湾施設及び海岸施設の応急補修に関すること。
			下 水 道 課	1 下水道施設の応急補修に関すること。
			施 設 災 害 対 策 課	1 道路啓開に関すること。 2 水防本部に関すること。 3 気象予警報等の受理及び伝達に関すること。
			都 市 施 設 課	1 都市公園施設の応急補修に関すること。
			建 築 開 発 課	1 被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
			住 宅 課	1 県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関する こと。 2 住宅相談の実施等に関すること。 3 応急仮設住宅の建設等に関すること。 4 公営住宅等の被災者への提供に関すること。
			営 繕 課	1 営繕工事中の現場の保全指導に関すること。 2 県有施設の災害復旧工事の設計施行に関すること。
出 納 局	局 長	副 局 長	出 納 総 務 課	1 出納事務（緊急支払い）に関すること。 2 財務会計システムの運用に関すること。 3 災害義援金の保管に関すること。
			会 計 支 援 課	1 物品調達（各所属で直接確保することが適当と認められる 物品を除く）及び出納に関すること。
企 業 庁	庁 長	副 庁 長	水 道 事 業 課	1 水道施設等（県管理）の復旧に関すること。 2 企業庁における応急給水活動等に関すること。
			工 業 用 水 道 事 業 課	1 工業用水道施設等（県管理）の復旧に関すること。
病 院 事 業 庁	庁 長	副 庁 長	県 立 病 院 課	1 県立病院相互の連絡調整に関すること。 2 県立病院の災害対策に関すること。
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	副 教 育 長	教 育 総 務 課	1 被災児童生徒の安全確保に関すること。
			教 職 員 課	1 教職員の確保に関すること。
			学 校 経 理 ・ 施 設 課	1 公立学校施設の災害に関すること。
			研 修 企 画 ・ 支 援 課	1 総合教育センターの災害対策に関すること。
			高 校 教 育 課	1 被災児童生徒への教科書等の給与に関すること。 2 県立高校の災害対策に関すること。 3 被災児童生徒の避難に関すること。
			小 中 学 校 教 育 課	1 被災児童生徒への教科書等の支給に関すること。 2 県立高校の災害対策に関すること。 3 被災児童生徒の避難に関すること。
			特 別 支 援 教 育 課	1 被災児童生徒への教科書等の支給に関すること。 2 県立高校の災害対策に関すること。 3 被災児童生徒の避難に関すること。
			社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	1 社会教育施設の災害対策に関すること。 2 文化財等の災害対策に関すること。
			福 利 ・ 給 与 課	1 教職員のり災給付に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	課 名	所 掌 事 務
			保 健 体 育 課	1 被災児童生徒の保健管理に関すること。 2 災害時における学校給食対策に関すること。
			教 育 財 務 課	1 被災児童生徒の修学に関すること。
			生 徒 指 導 課	1 被災児童生徒の保健管理に関すること。
警 察 本 部	本 部 長	警 備 部 長 警 務 部 長	警 備 部	1 部隊内の総合調整に関すること。 2 災害警備体制の確立に関すること。 3 災害情報の収集・連絡等に関すること。 4 救出救助に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 二次災害の防止に関すること。 7 危険箇所等における避難誘導等の措置に関すること。 8 被災者等への情報伝達活動等に関すること。 9 ボランティア活動の支援に関すること。
			警 務 部	1 相談活動に関すること
			生 活 安 全 部	1 危険箇所等における避難誘導等の措置に関すること。 2 社会秩序の維持に関すること。 3 ボランティア活動の支援に関すること。
			刑 事 部	1 身元確認等に関すること。 2 社会秩序の維持に関すること。
			交 通 部	1 緊急交通路の確保に関すること。
			東 京 事 務 所	中央情報の収集、伝達に関すること
			関 西 事 務 所	近畿2府6県への情報の収集、伝達に関すること。
部 外			消 防 学 校	防災資機材の運用に関すること。
			議 会 事 務 局	本部事務局の応援に関すること。
			監 査 委 員 会 事 務 局	本部事務局の応援に関すること。
			人 事 委 員 会 事 務 局	本部事務局の応援に関すること。
			労 働 委 員 会 事 務 局	本部事務局の応援に関すること。
			海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	本部事務局の応援に関すること。

※ 応援班にあたる各所属にあっても、その所属として必要な業務がある場合は、その業務を優先して行う。

第3 県の配備体制

1 配備体制

(1) 東海地震観測情報が発表されたとき

情報の伝達、収集にあたるため東海地震準備体制をとる。なお、配備編成については、各部局で事前に計画しておくものとする。

(2) 東海地震注意情報の発表があったとき

社会的混乱等の発生を防止し、地震関係情報、応急対策等に係る情報の伝達、収集にあたるため、警戒体制をとり、県警戒本部の設置準備を行う。なお、配備編成については、各部局で事前に計画しておくものとする。

(3) 警戒宣言が発令されたとき

地震防災応急対策等を実施するため、東海地震非常体制をとり、直ちに県警戒本部を設置する。

2 配備要員

(1) 配備要員の編成計画

各部局長及び支部長は、配備基準に基づき各課別の配備編成計画をたて、職員に徹底するとともに、その業務についても周知しておくものとする。ただし、警察本部については三重県警察防災警備計画によるものとする。

(2) 配備要員の届出

各部局長及び支部長は、毎年4月1日現在でその所管内の配備編成計画に基づく災害配備要員数を別記様式1により4月10日までに防災対策部長に届け出るものとする。

(3) 配備要員の非常参集

職員は自己の属する配備計画を熟知しておき、勤務時間外・休日等に東海地震注意情報、東海地震予知情報又は警戒宣言発令を知ったときは状況に応じて所属の各部局課と連絡をとり次の登庁基準に従って登庁し、所定の配備につくものとする。

ア 東海地震準備体制（東海地震観測情報発表時）における登庁基準

各部局長、各地域防災総合事務所長及び各地域活性化局長は、所属職員の中から編成し、すみやかに所属機関に登庁する。

イ 東海地震警戒体制（東海地震注意情報発表時）における登庁基準

全職員は、すみやかに所属機関に登庁する。各部局長、各地域防災総合事務所長及び各地域活性化局長は、その後の状況を判断のうえ、配備体制を決定する。

ウ 東海地震非常体制（警戒宣言発令時又は東海地震予知情報発表時）における登庁基準

(ア) 勤務地及び勤務地周辺市町村の住者は、すみやかに所属機関に登庁し、所定の配備につくものとする。

(イ) (ア) 以外の職員も原則として所属機関に登庁することに努める。

(ウ) 所属機関に登庁不可能な者は、最寄りの県本庁舎及び県総合庁舎へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各課において登録しておくこととする。

第4 県警戒本部の活動等

県警戒本部が設置された場合、所定の配備下にある県の各機関は、相互の連携を密にし迅速適切なる地震防災応急対策活動を推進する必要があるため、県警戒本部の中核にあたる本部会議の運営等について次のとおり定める。

1 県警戒本部室等の開設

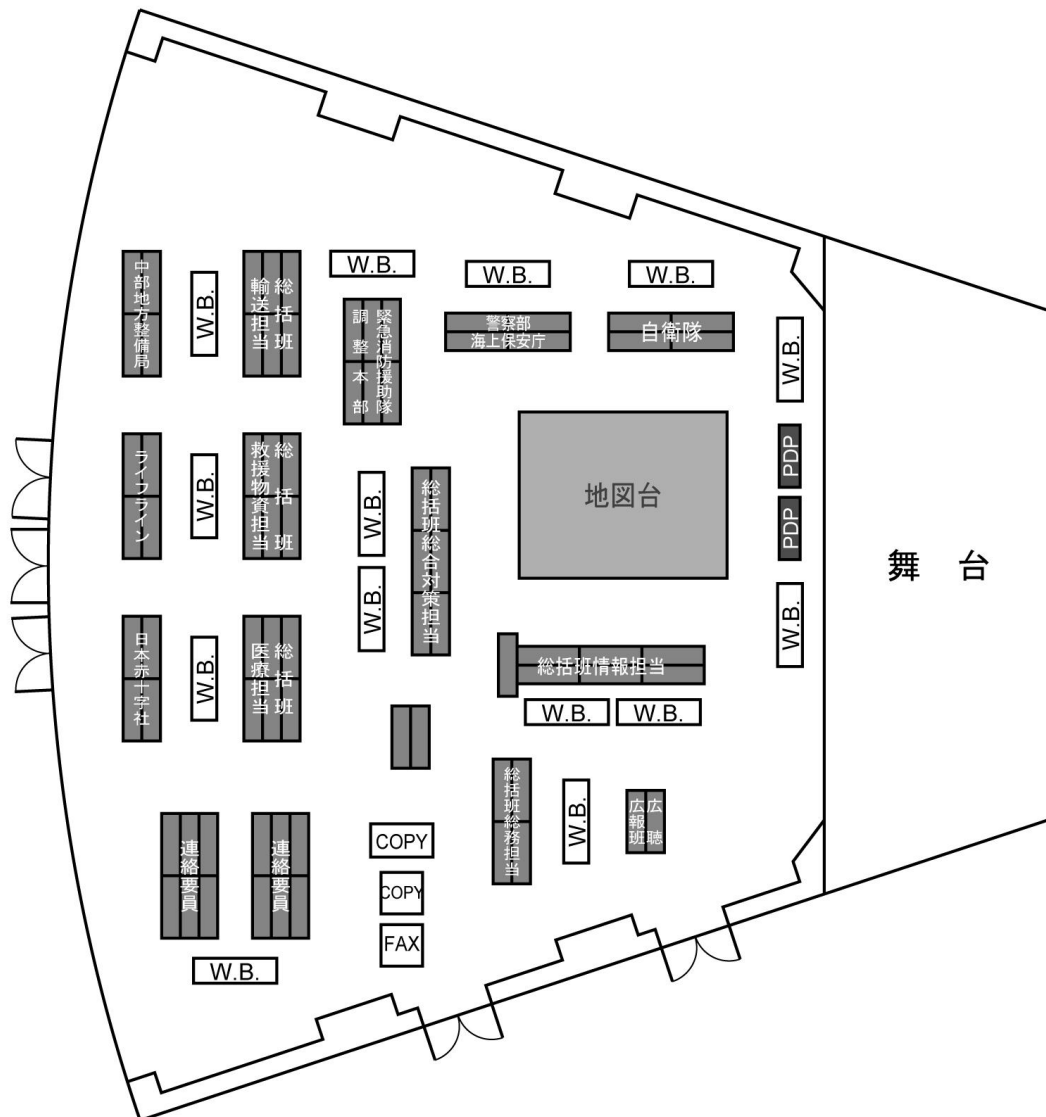
総括班（防災対策総務課、防災企画・地域支援課、災害対策課、消防・保安課、危機管理課）は、効率的な地震防災応急対策活動を推進し、防災対策についての協議・調整を行うため県警戒本部室を開設する。

県警戒本部室及び県警戒本部会議、災害担当課会議は県庁講堂又はプレゼンテーションルームに開設する。

2 県警戒本部室（県庁講堂）の準備

管財課は、机・椅子等備品の配置、照明器具及び通信施設等速やかに本部室等の開設準備を行うものとする。
なお、管財課は、必要に応じ、総務部内の各課に応援を求めることができる。

県庁講堂に警戒本部を設置した場合の配置図例



○特設電話、無線等については、適宜設置する。

3 本部会議

本部長は、必要の都度本部会議を招集し地震防災応急対策の基本的事項について決定を行う。

(1) 本部会議の内容

ア 第1回会議に付する内容

- ・ 県警戒本部の体制の決定（防災対策部）
- ・ 警戒宣言、地震予知情報等の報告（防災対策部）
- ・ 道路交通の状況（県土整備部、警察本部）
- ・ ライフライン、鉄道交通等の状況説明（防災対策部、警察本部）
- ・ 他府県への応援要請について（防災対策部、関係各局）
- ・ その他、当面の地震防災応急対策の決定（本部長等）

イ 第2回以降の会議に付する事項

- ・ 収集した避難情報等の報告（関係各局）
- ・ 道路交通の状況（県土整備部、警察本部）
- ・ ライフライン、鉄道交通等の状況説明（防災対策部、警察本部）
- ・ 広域緊急援助隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の状況説明（警察本部、防災対策部、自衛隊）
- ・ 医療、救護体制について（医療保健部）
- ・ 各部の応急措置事項についての報告および決定（関係各局）
- ・ 他府県への応援要請又は応援状況について（防災対策部、関係各局）
- ・ その他

(2) 本部会議の運営

ア 本部員の出席については、補助者（副部長、次長又は課長）の同伴も可とする。

イ 本部員が会議資料を提出する場合の部数は60部とする。

ウ 本部員は会議終了後、部内各班に本部長の指示事項・会議の決定事項及び各種情報等を伝達するとともに地震防災応急対策指導を行う。

エ 会議の庶務は総括班が行う。

4 災害担当課会議

総括班長は、状況に応じて災害担当課会議を招集し、地震情報の伝達・各課（班）の調整あるいは地震防災応急対策について協議・連絡を行う。

災害担当課会議は、次に掲げる主管部局課等で構成する。

防災対策部災害対策課、戦略企画部戦略企画総務課、総務部総務課、健康福祉部兼総福祉総務課、環境生活部環境生活総務課、地域連携部地域連携総務課、農林水産部農林水産総務課、県土整備部施設災害対策課、出納局出納総務課、企業庁企業総務課、教育委員会事務局教育総務課、警察本部警備部警備第二課

(1) 災害担当課会議の内容

- ア 地震情報及び地震防災応急対策に係る情報の報告（関係各課）
- イ 県警戒本部の開設及び配備体制の状況（総括班）
- ウ その他必要な事項

(2) 災害担当室会議の運営

ア 会議の出席者は、課長又は課員の中から1名とする。

イ 各局各課が会議資料を提出する部数は20部とする。

ウ 会議出席者は、会議終了後部内の各課に会議内容を伝達する。

5 本部連絡員

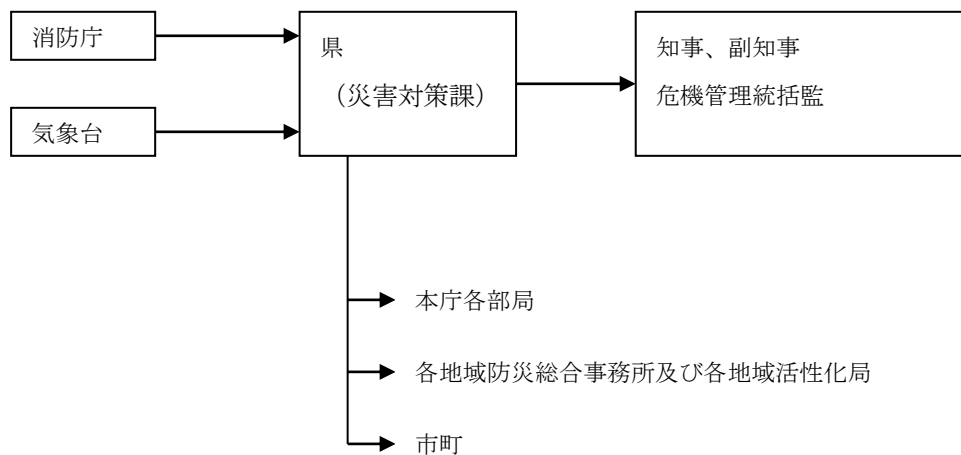
本部室が設置された場合、各部は状況に応じて本部連絡員を派遣することとする。

なお、本部連絡員は本部室に待機し、次の任務にあたるものとする。

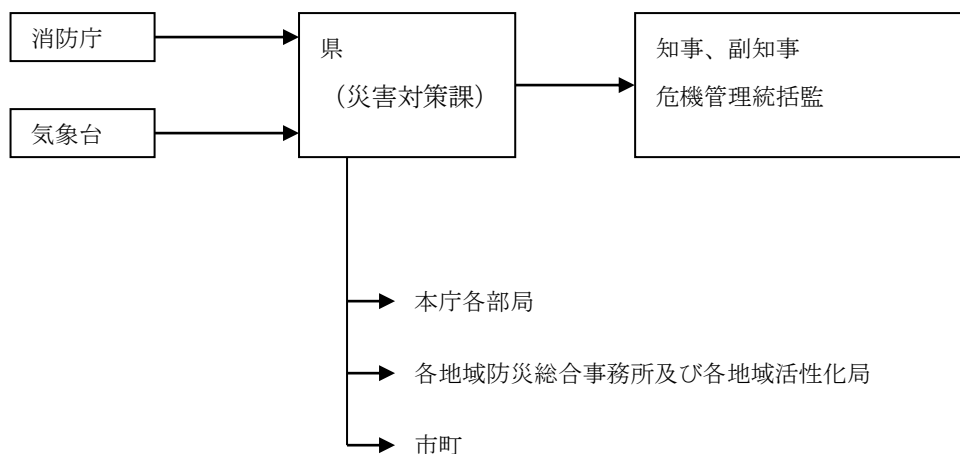
- (1) 本部会議に出席中の本部員との連絡
- (2) 総括班との連絡調整
- (3) 各部局及び支部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

第5 情報の伝達

1 東海地震注意情報の伝達



2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達



第6 情報の収集

地震防災応急対策情報等の収集及び伝達は、特に重要な業務であることを考慮し、各機関は協力して次により活動するものとする。

1 情報の収集、伝達と資料の作成

(1) 東海地震注意情報時の収集、伝達

地震予知に関する情報等の収集、伝達及び広報を行う。本庁各課、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、防災関係機関等と地震関連情報について相互に伝達し連絡を取りあうものとする。

なお、作成した資料で必要なものは知事、副知事、危機管理統括監、出納長、防災対策部長、各部局長等へ配布する。

(2) 警戒宣言発令時又は東海地震予知情報発表時の収集・伝達

警戒本部各部局及び各支部は、それぞれの所掌事務に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関との連絡を密にし、必要な情報は直ちに総括班に報告するものとする。

2 報告書の種類等

(1) 報告の種類

種 類	内 容	様 式
避難状況報告	詳細が不明であっても、その概況を報告する。	様 式 2
地震防災応急対策実施状況報告	詳細が不明であっても、その概況を報告する。	様 式 2

(2) 各課の報告事項

各課が収集して主管課へ報告しなければならない報告の種類は、防災計画及び県警戒本部の所掌事務に準じ行うものとする。

(3) 支部（各地域防災総合事務所及び各地域活性化局）の報告事項

支部は、管轄する市町の避難情報及び地震防災応急対策実施状況を取りまとめ、本部（総括班）へ報告するものとする。

(4) 報告書等の提出先

ア 総括班（防災対策総務課、防災企画・地域支援課、災害対策課、消防・保安課、危機管理課）の取扱事項

報告先	種 類	方 法	備 考
本 部 長 等 へ の 報 告	地震予知情報 避難状況 地震防災応急対策実施状況	報告書 (口頭)	津地方気象台等から伝達のあった地震関連情報及び各班、各支部から収集した報告等を逐次本部長・副本部長・防災対策部長へ報告する。
本部会議への報告	地震予知情報 避難状況 地震防災応急対策実施状況	報告書 (口頭)	
警戒本部長 (内閣総理大臣) への報告	避難状況 地震防災応急対策実施状況	報告書	大震法第 28 条第 1 項に基づく報告を消防庁を経由して行う。

イ 各課の取扱事項

収集した報告は、法令・通達等で定められているものについては、各課が直接関係省庁へ所定の方法で報告（通知）するものとする。

3 情報の揭示

収集した情報は、できる限り県警戒本部に掲示するものとする。また、掲示は県警戒本部室の掲示板及び壁等を利用し、次の内容について行うものとする。

掲示事項	掲 示 内 容	掲 示 担 当	備 考
交 通 図	鉄道等交通機関運行状況・道路の状況等	災害総括班、 道路施設班、 総括班	
避難等の 状況	避難状況	総括班	
その他地震防災応急 対策実施状況	各部各課における地震防災応急対策の状況	各課	

第 7 広 報

警戒宣言発令時等における民心安定のための広報及び広聴・報道機関への取材協力について、県の各機関は地震防災応急対策推進と併せて広聴広報課の行う次の広報広聴活動に積極的に協力するものとする。

1 住民に対する広報

(1) 広報事項

広報班及び県の各機関は、市町村広報担当機関と協力して、次の内容について広報を行うものとする。

- ア 地震予知情報及び県の防災体制
- イ 避難の指示・勧告及び注意事項
- ウ 地震防災応急対策の実施状況
- エ 道路・交通等の状況
- カ その他必要事項

(2) 広報の方法

- ア 広報車・船舶・ヘリコプター等からの呼びかけ
- イ テレビ・ラジオ・新聞等の利用
- ウ その他

(3) 広聴活動

必要に応じ、住民の要望を聞くための広聴活動を行うものとする。広聴に関する事務は広聴広報課において行う。

2 報道機関に対する発表及び協力

収集した地震関連情報や県の対策を報道機関に発表する場合は、原則として広聴広報課が総括班又は各部局との連絡調整のもとに三重県政記者クラブ及び第二県政記者クラブに対して行うものとする。

この場合、各部局が広聴広報課へ引き継ぐ資料の部数は1部とし、必要に応じ広聴広報課が資料の増刷等を行うものとする。

なお、重要な事項については広聴広報課立会いのもとに各部局が行うものとする。

また、放送局から庁内にテレビ・ラジオの放送施設を臨時的に設置したい旨の申込を受けたときは、広聴広報課が管財課に連絡して便宜を図り取材に協力するものとする。

第 8 そ の 他

1 緊急通行車両等確認証明書及び標章

大震法第 24 条に基づき三重県公安委員会が交通規制を行った場合における緊急通行車両等確認証明書の交付申請は、緊急輸送を必要とする本部各課及び支部各部、警察本部交通部（交通規制課）又は各支部（各警察署）に様式 3 の 1 により行い、緊急輸送確認証明書（様式 3 の 2）及び標章の交付を受けるものとする。

なお、警戒宣言発令時に地震防災応急対策が円滑に行われるよう、事前に地震防災応急対策に従事する関係機関の必要車両を様式 3 の 3 により届出しておき、緊急通行車両として指定を受けておくものとする。

2 警戒本部要員の確保

県警戒本部における要員の動員計画は、次のとおりとする。

(1) 動員計画

県警戒本部及び支部における動員計画は、第 3 の 1 の配備基準に基づき実施するものとし、その内容を課員に徹底しておくものとする。

(2) 応援職員の動員

県警戒本部の各部局長及び支部長は、地震防災応急対策活動を実施するにあたり他部局課の職員の応援を受けようとするときは、「職員応援要請書」様式 4 により総務部長（人事課）に要請するものとする。

総務部長は、各部局長及び支部長から職員応援要請があった場合は、災害の状況を勘案して所要の職員の動員について調整するものとする。

この場合は、派遣職員は、配備された組織に入り、各部局長及び支部長の指揮下にはいるものとする。

なお、災害緊急時の要員確保が予め困難であると判断される課、あるいは要員の絶対数が明らかに不足する課にあっては、事前に応援課からの応援要員確保を図っておくものとする。

(3) 他の都道府県職員の応援要請等

大震法第 26 条において準用する災害対策基本法第 74 条に基づく他の都道府県職員の派遣要請は、前記(2)の規定に基づく県職員の応援派遣のほか、知事又は県の委員会若しくは委員は地震防災応急対策のため必要があるとき、次により他の都道府県職員の派遣を要請するものとする。

都道府県職員の派遣要請

他の都道府県職員の派遣要請は、大震法第 26 条において準用する災対法第 30 条第 2 項又は他の法律の規定に基づき行う。

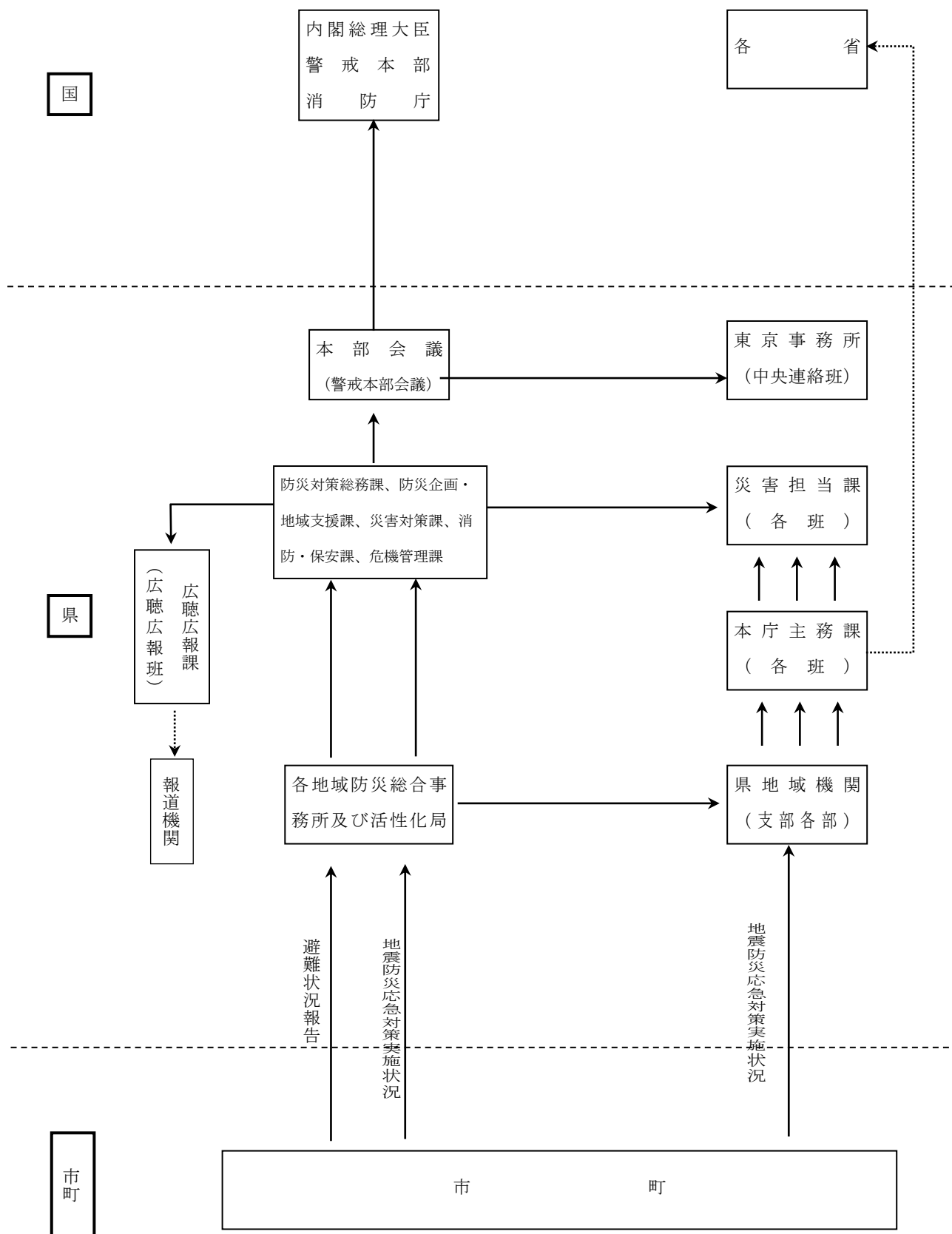
(4) 公用令書の交付

知事が大震法第 27 条第 3 項の規定に基づく協力命令、保管命令を執行し又は命令の変更・取り消しを行う場合は様式第 5 の 1 ～ 3、様式第 6、様式第 7 により行うものとする。

(5)警戒本部要員の供給及び要請計画

要 員 の 区 分	担 当 員	要 請 先
県 職 員	人 事 課	総務部長
他 の 都 道 府 県 職 員	〃	関係都道府県知事（内閣総理大臣）
災 害 救 援 ボ ラ ン テ ィ ア 等	男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課	各団体等
協 力 命 令 対 象 者	関 係 事 業 主 管 課	各対象者

報 告 系 統 図



別表 2 地震災害警戒本部員

	大震法の条文	機関	役職
本部員	第 5 項第 1 号	中部管区警察局	広域調整部長
		東海財務局津財務事務所	所長
		東海北陸地方厚生局	局長
		東海農政局	生産経営部長
		近畿中国森林管理局	三重森林管理署長
		中部経済産業局	総務企画部長
		中部近畿産業保安監督部	鉱務監督管理官
		中部運輸局	三重運輸支局長
		大阪航空局中部空港事務所	空港長
		第四管区海上保安本部	警備救難部長
		津地方気象台	台長
		東海総合通信局	局長
		三重労働局	安全衛生課長
		中部地方整備局	局長
		陸上自衛隊第 3 3 普通科連隊	連隊長
	第 5 項第 2 号	県教育委員会	教育長
	第 5 項第 3 号	県警察本部	本部長
	第 5 項第 4 号 第 5 項第 5 号	三重県	副知事
			危機管理統括監
			防災対策部長
			戦略企画部長
			総務部長
			医療保健部長
			子ども・福祉部長
			環境生活部長
			地域連携部長
			農林水産部長
			雇用経済部長
			県土整備部長
			教育長
			出納局長
			企業庁長
			病院事業庁長
	第 5 項第 6 号	三重県市町会会長	会長
		三重県町村会長	会長
		三重県消防長会長	会長
		三重県消防協会会長	会長
	第 5 項第 7 号	日本銀行名古屋支店	支店長
		日本郵便株式会社東海支社	支社長
		日本赤十字社三重県支部	事業推進課長
		日本放送協会津放送局	放送部長
		東海旅客鉄道株式会社	三重支店工務課長
		西日本旅客鉄道株式会社	大阪支社長
		日本貨物鉄道株式会社東海支社	執行役員東海支社長
		西日本電信電話株式会社三重支店	設備企画担当課長
		中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター	所長
		中部電力株式会社三重支店	広報課副長
		東邦瓦斯株式会社	三重事業所長
		三重県医師会	常任理事
		近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部	運輸部運行課長
		三重交通株式会社	運転保安部長
		三重県エルピーガス協会	事務局長
		三重テレビ放送株式会社	総務経理部長
		三重エフエム放送株式会社	総務部長

(別記様式 1)

配備要員数

年 月 日現在

部

[illegible]

地震防災応急対策実施状況報告書

報告日時	
機関名	
報告者	

避難経過	①	危険事態、異常事態の発生状況		
	避難			
	難			
	経	措置事項等		
	過			
状況	②	避難場所	避難人数及び救護を要する人数	救護、保護等に必要な措置等
	避難			
	の完了			
地震防災応急対策	③	地震予知情報の伝達及び避難の勧告		
	④	消防、水防その他の応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設及び設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料、医薬品等の確保及び清掃、防疫の実施に必要な体制の整備		
	⑩	その他災害の発生の防除又は軽減を図るための措置		
		備考		

緊急通行車両等確認証明申請書			
年 月 日			
三重県公安委員会 殿			
申請者			
住 所			
() 局 番			
氏 名 印			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過	出 発 地	目 的 地	
備 考			
		交付番号	

第		号		年		月		日	
緊急輸送車両確認証明書									
三重県公安委員会 印									
番号標に表示されている番号									
輸送人員又は品名									
輸送人員又は品名									
使用者	住所	() 局 番							
	氏名								
通行日時									
輸送経過	出発地	経由地			目的地				
備考									

地震防災応急対策用		第 号		
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証		
年 月 日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
三重県公安委員会 殿		年 月 日		
申請者住所		三重県公安委員会		
(電話)		印		
氏名		印		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)				
使用者	住 所			() 局 番
	氏 名			
出 発 地				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。				

(様式4)

職員応援要請調書

総務部長 様

年 月 日

○ ○ 部長

動 員 期 間	月 日 ～ 月 日 (日 間)		
勤 務 (従 事) 場 所			
作 業 内 容			
応 援 の 職 種		男	男 人
		女	女 人
携 帯 品			
集 合 日 時 、 場 所			
そ の 他 の 参 考 事 項			

様式第5の1

協力第 号

公 用 令 書

住所
氏名

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり協力を命ずる。

処分権者 氏名

印

従 事 す べ き 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	
出 頭 す べ き 日 時	
出 頭 す べ き 場 所	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

様式第5の2

従事第 号

公 用 令 書

住所
氏名

第3項
大規模地震対策特別措置法第27条 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第5項

処分権者 氏名

印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

様式第5の3

使用第 号

公 用 令 書

住所
氏名

大規模地震対策特別措置法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり家屋を
土地 使用
物資 収用

処分権者 氏名



名 称	数量	所 在 場 所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

様式第6

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

大規模地震対策特別措置法第27条第3項
第5項 にかかゝる公用令書（ 年 月 日 ）協力 保管 を次のとおり
使用収用

変更したので、大規模地震対策特別措置法施行令第15条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名



変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

様式第7

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

大規模地震対策特別措置法第27条第3項第5項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 協力保管第 号）に
使用収用

係る処分を次のとおり取り消したので、大規模地震対策特別措置法施行令第15条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格B6とする。

11 災害業務従事者に対する損害補償条例【防災対策部 防災対策総務課】

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

〔 昭和37年10月13日 〕
〔 三重県条例第46号 〕

(沿 革)

昭和38年 7 月20日三重県条例第28号、56年 9 月25日第28号、平成10年 3 月27日第13号、平成19年3月20日第29号改正

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第84条第2項の規定に基づき、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償について定めるものとする。

(損害補償額)

第2条 県は、法第71条の規定による従事命令または協力命令により応急措置の業務に従事し、又は協力した者（以下「従事者等」という。）が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(損害補償の種目)

第3条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打ち切補償の六種とする。

(損害補償の基準)

第4条 第2条の損害補償（療養補償を除く。）は支給基礎額を基準として行う。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

- 一 従事者等のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額。
- 二 従事者等のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第5条 従事者等が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診 察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看 護
- 六 移 送

(休業補償)

第6条 従事者等が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は、休業補償をしない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第7条 従事者等の負傷又は疾病がなかつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者等に最も有利なものによる。
 - 一 等13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級
 - 二 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より2級上位の等級
 - 三 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より3級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。
- 5 既に身体障害のある従事者等が負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもって障害補償の額とする。

(遺族補償)

第8条 従事者等が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

第9条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者等の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者等の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前2号に掲げる者のほか、従事者等の死亡当時主として、その収入により生計を維持していたもの
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 従事者等が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
- 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して支給するものとする。

(葬祭補償)

第10条 従事者等が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打ち切り補償)

第11条 第5条の規定によって療養補償の支給を受ける者が療養補償の支給開始後3年を経過しても、負傷又は疾病がなおらない場合においては、打ち切補償として、支給基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

- 2 前項の規定により打ち切補償をしたときは、その後は損害を補償しない。

(重複給付の禁止)

第12条 損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一事故については、その給付又は補償の限度において、損害を補償しない。

- 2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、その倍額の限度において、損害を補償しない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

一部改正（平成19年条例第29号）

(脳死した者の身体に対する療養補償)

2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養も含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

追加〔平成10年条例13号〕

附 則 （昭和38年7月20日三重県条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 （昭和56年9月25日三重県条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年3月27日三重県条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年10月16日から適用する。

別 表

等 級	倍 数	身 体 障 害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両上肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服する事ができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手のすべての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ0.06以下に減じたもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手のすべての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

等 級	倍 数	身 体 障 害
5 級	790	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢が用をなさなくなったもの 7 一下肢が用をなさなくなったもの 8 両足のすべての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 8 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの
7 級	560	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの 7 片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足のすべての指が用をなさなくなったもの 12 女子の外貌が著しく醜くなったもの 13 両側の睾丸を失ったもの
8 級	450	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくなったもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの

等 級	倍 数	身 体 障 害
		10 片足のすべての指を失ったもの
9級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2 一眼の視力が0.06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの 14 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの 15 片足のすべての指が用をなさなくなったもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの
10級	270	1 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの 8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの 10 一上肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
11級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を会することができない程度に減じたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12級	140	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの

等 級	倍 数	身 体 障 害
		2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七本以上の歯に歯科補綴に加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろっ骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第2足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第3足指以下の三本の指を失ったもの 12 片足の第1足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌が著しく醜くなったもの 15 女子の外貌が醜くなったもの
13級	90	1 一眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげ、はげを残すもの 5 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失ったもの 11 片足の第二足指が用をなさなくなつもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなつもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつもの
14級	50	1 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげ、はげを残すもの 2 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経病状を残すもの 10 男子の外貌が醜くなったもの

備 考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

五 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったものの又は中足指、関節若しくは、近位指節間関節（第一足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

12 災害業務従事者に対する損害補償条例施行規則【防災対策部 防災対策総務課】

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則

〔 昭和38年 8月23日
三重県条例第37号 〕

(沿 革)

昭和56年 9月25日三重県規則第69号改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年三重県条例第46号、以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(請 求)

第2条 条例第2条の規定による損害補償を受けようとする者は、損害補償費支払請求書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(支払い請求書の添付書類)

第3条 前条の規定による損害補償費支払い請求書には、住民票の謄本及び次の各号に掲げる損害補償の種目に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 療養補償 医師の診断書及び条例第5条第2項各号に掲げる療養に関する請求書又は領収書
- 二 休業補償 負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができず、かつ、従前の収入を得ることができない等補償を必要とする理由を詳細に記入した書類
- 三 障害補償 身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳細に記入した医師の診断書
- 四 遺族補償及び葬祭補償 医者の診断書及び死亡者との関係を証明する書類
- 五 打切補償 療養の経過、症状全快までの見込期間等に関する医師の意見書

- 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第2項の規定により知事から権限の一部を委任された市町長が発した従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となったときの損害補償費支払請求書には、前項に規定する添付書類のほか、公用令書を発した旨の市町長の証明書を添付しなければならない。

(請求書の提出)

第4条 第2条による請求については、その理由が発生した日から15日以内に提出するものとする。ただし、災害その他必要止むを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 2 療養補償及び休業補償（以下「補償」という。）の第2回目以降の請求については、補償を受けるべき月分の請求書を毎回翌月の15日までに提出するものとする。

(定期報告)

第5条 条例第5条に掲げる者のうち、毎年2月1日現在において長期療養を必要とする者にあつては、2月1日から同月末日までの間にその療養の現状に関する報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(支給額の決定)

第6条 第2条の請求書を受理したときは、これを審査し、補償額の決定を行い指令書をもって請求者に通知するものとする。

第7条 療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(支給方法)

第8条 支払については、三重県会計規則（昭和26年三重県規則第34号）の定めることによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和56年9月25日三重県規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成11年3月19日三重県規則第51号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

13 災害派遣手当支給条例【防災対策部 防災対策総務課】

災害派遣手当の支給に関する条例

〔昭和38年 7 月20日〕
三重県条例第35号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する場合を含む。）に規定する派遣された職員の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）の支給に関し、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第287号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣された職員が住所又は居所を離れて三重県の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在する期間は、派遣された職員が三重県の区域に到着の日から同地出発の日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 7 月 6 日三重県条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 5 日三重県条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月28日三重県条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

施設の利用区分 滞在する期間	公用の施設又はこれに準 ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 本表中「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

第2章 要綱・要領等

1 三重県防災対策会議設置要綱【防災対策部 防災対策総務課】

1 総則

- (1) 本会議は、三重県防災対策会議（以下「会議」という。）と称する。
- (2) 会議の事務局は、防災対策部防災対策総務課内に置く。

2 目的

会議は、地震対策ではぐくんだ「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震災害のみならず、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害に備え、防災対策の迅速かつ的確な推進を図ることを目的とする。

3 内容

会議は、次の事項について協議するため開催する。

- (1) 防災対策の情報の共有化及び市町等への発信
- (2) 現行の防災対策の検証
- (3) 地域防災計画の検証
- (4) 防災対策の事業計画の策定及び検証
- (5) その他会議が必要と認める事項

4 構成

会議は、知事、副知事、危機管理統括監及び部局長並びに危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長及び危機管理地域統括監兼地域活性化局長等の別表1に掲げる職をもって構成する。

5 会議

- (1) 会議は、知事が召集し、知事が議長となる。
- (2) 会議は、知事が必要と認めたとき及び構成員からの要請があったとき開催する。
- (3) 知事に事故があるときは、あらかじめ知事の指定する構成員が、議長の職務を代理する。

6 幹事会

- (1) 会議の下に幹事会を置き、会議からの指示事項を的確に処理する。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者を充てる。
- (3) 幹事会は、幹事長が主宰する。

7 庶務

事務局は、会議及び幹事会の開催に関する事務、協議内容の整理事項等を行う。

8 その他

この要綱に定めるものの他、会議に関し必要な事項は議長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年12月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

- ５ この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
- ６ この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
- ７ この要綱は、平成２０年９月１日から施行する。
- ８ この要綱は、平成２１年３月２５日から施行する。
- ９ この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
- １０ この要綱は、平成２３年５月１６日から施行する。
- １１ この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
- １２ この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- １３ この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
- １４ この要綱は、平成２７年６月８日から施行する。

三重県防災対策会議 構成員

(別表１)

	職名
	知事
	副知事
	危機管理統括監
各部	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	医療保健部長、こども・福祉部長
	環境生活部長、廃棄物対策局長
	地域連携部長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長、観光局長、伊勢志摩サミット推進局長
	県土整備部長
出納局	会計管理者兼出納局長
企業庁	企業庁長
病院事業庁	病院事業庁長
教育委員会	教育長
警察本部	本部長
東京事務所	東京事務所長
関西事務所	関西事務所長
各地域防災総合事務所及び各地域活性化局	危機管理地域統括監兼桑名地域防災総合事務所長 危機管理地域統括監兼四日市地域防災総合事務所長 危機管理地域統括監兼鈴鹿地域防災総合事務所長 危機管理地域統括監兼津地域防災総合事務所長 危機管理地域統括監兼松坂地域防災総合事務所長 危機管理地域統括監兼伊賀地域防災総合事務所長 危機管理地域統括監兼南勢志摩地域活性化局長 危機管理地域統括監兼紀北地域活性化局長 危機管理地域統括監兼紀南地域活性化局長

三重県防災対策会議幹事会 構成員

(別表2)

区分	所属	職名
幹事長	防災対策部	副部長
幹事	戦略企画部	副部長
	総務部	副部長
	医療保健部	副部長
	子ども・福祉部	副部長
	環境生活部	副部長
	地域連携部	副部長
	農林水産部	副部長
	県土整備部	副部長
	出納局	副局長
	企業庁	副庁長
	病院事業庁	副庁長
	教育委員会	副教育長
	警察本部	警備部警備第二課長
	東京事務所	副所長
	関西事務所	副所長
	桑名地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	四日市地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	鈴鹿地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	津地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	松阪地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	伊賀地域防災総合事務所	地域調整防災室長
	南勢志摩地域活性化局	地域活性化防災室長
	紀北地域活性化局	地域活性化防災室長
	紀南地域活性化局	地域活性化防災室長

※ 複数の副部長が置かれている部局にあたっては、所管の副部長を構成員とする。

2 三重県市町等防災対策連絡会議会則【防災対策部 地域防災推進課】

1 総則

- (1) 本対策会議は、三重県市町等防災対策会議（以下「対策会議」という。）と称する。
- (2) 対策会議の事務局は、三重県防災危機管理部地震対策室内に置く。

2 目的

対策会議は、南海トラフ地震、内陸直下型地震、風水害その他の自然災害及びこれらの複合型災害等に備え、市町等の防災対策の迅速かつ的確な推進を図ることを目的とする。

3 内容

対策会議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震等の情報の共有化及び住民等への発信
- (2) 現行の防災対策の検証及び市町施策等の情報交換
- (3) 市町等地域地震防災計画の検証
- (4) 防災対策の策定及び住民等への周知
- (5) その他

4 構成

対策会議は、三重県防災対策部次長、防災企画・地域支援課長、災害対策課長、各地域防災総合事務所・地域活性化局防災担当室長等、市町防災主管課長・室長及び消防本部災害担当課長等をもって構成する。

5 役員

- (1) 連絡会議に次の役員を置く。
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 3名
- (2) 会長は三重県防災対策部次長とする。
- (3) 副会長は構成員の中から対策会議の同意を得て会長が委嘱する。

6 対策会議

- (1) 対策会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 対策会議は、会長が必要と認めたとき及び構成員からの要請があったとき開催する。
- (3) 会長に事故があるときは、副会長が議長の職務を代理する。
- (4) 対策会議は、必要に応じて防災関係機関等の参加を求めることができる。
- (5) 対策会議は、必要に応じて学識経験者等の意見を求めることができる。

7 部会

対策会議の下に関係市町等で構成する次の部会を置き、必要な事項につき、具体策を検討する。なお、各部会は、三重県防災対策部の各担当課長が主宰する。

- (1) 津波対策部会
- (2) 耐震化対策部会
- (3) 強化地域対策部会
- (4) 防災対策部会
- (5) その他、必要とする部会

8 庶務

事務局は、対策会議及び部会の開催に関する事務、会議内容の整理事務等を行う。

9 その他

この会則に定めるものの他、対策会議に関し必要な事項は会長が対策会議に諮って定める。

附則

- 1 この会則は、平成13年12月6日から施行する。
- 2 この会則は、平成14年4月23日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この会則は、平成21年5月1日から施行する。
- 8 この会則は、平成23年5月9日から施行する。
- 9 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 この会則は、平成25年11月11日から施行する。

3 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式 【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あ て

（市町村長） 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要求する事由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）派遣を希望する区域

（2）派遣を希望する活動内容

（3）連絡場所及び連絡者

4 その他参考となすべき事項

(2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第 33 普通科連隊長（一例）あて）

年 月 日

陸上自衛隊第 33 普通科連隊長 様

三重県知事 

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要求する事由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を要請する事由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域

- 4 希望する活動内容

- 5 その他参考となすべき事項

(3) 撤収要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 宛

（市町村長） 印

自衛隊の災害派遣撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請理由

年 月 日 時 分

2 撤収希望時期

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(4) 撤収要請書（陸上自衛隊第 33 普通科連隊長（一例）あて）

年 月 日

陸上自衛隊第 33 普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請理由

年 月 日 時 分

2 撤収希望時期

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

4 三重県防災ヘリコプター運航管理規程 【防災対策部 消防・保安課】

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 防災航空センター（第4条）
- 第3章 防災航空隊（第5条—第9条）
- 第4章 運航管理（第10条—第21条）
- 第5章 使用手続（第22条—第24条）
- 第6章 安全管理等（第25条—第26条）
- 第7章 教育訓練（第27条—第28条）
- 第8章 事故防止対策等（第29条—第31条）
- 第9章 雑則（第32条—第33条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、三重県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規程に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）航空機等 航空機、航空機用装備品、防災業務活動用装備品をいう。
- （2）防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、災害応急対策活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。
- （3）航空隊員 航空機に搭乗し防災業務に従事する防災対策部消防・保安課防災航空班（以下「防災航空班」という。）の職員をいう。
- （4）自隊訓練 前号の隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- （5）運航計画 航空機を効率的に運航するため、防災業務、自隊訓練等について、定める飛行計画をいう。
- （6）委託会社 三重県が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空センター

(三重県防災航空センター)

第4条 三重県防災航空センター（以下、「防災航空センター」という。）は、航空機に関する事務を所掌し、津市伊勢湾ヘリポート内に設置する。

防災航空センターの事務の統括は防災航空センター長が行い、防災対策部消防・保安課副課長（以下「センター長」という。）がこれにあたる。

第3章 防災航空隊

(三重県防災航空隊の設置)

第5条 防災航空班に三重県防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接防災業務に従事する。

3 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空班の中から防災対策部消防・保安課長（以下「消防・保安課長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第6条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第7条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、消防・保安課長が指名する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第8条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第9条 センター長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第4章 運航管理

(総括管理者)

第10条 航空機の運航管理の総括は、防災対策部副部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

2 総括管理者に事故があるときは、防災対策部次長がその職務を代行する。

第11条 航空隊の指揮監督、航空機の運航承認、航空消防活動の中止指示、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、センター長（以下「運航責任者」という。）

が掌理する。

2 運航責任者に事故があるときは、消防・保安課長がその職務を代行する。

(運航安全管理者)

第12条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する委託会社の運航管理者が兼ねることとし、運航責任者、機長その他の関係者に対する防災ヘリコプターの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者（以下「従事者」という。）の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

(航空消防活動指揮者)

第13条 航空消防活動指揮者（以下「運航指揮者」という。）は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航責任者が航空機に搭乗する副隊長の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、従事者を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

(運航計画)

第14条 運行責任者は、防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、三重県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び三重県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）として、定めるものとする。

(運航する航空機等)

第15条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航基準)

第16条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 救急車で搬送するよりも病院到着までの時間を短縮できる傷病者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 移植のための臓器搬送等
- オ その他救急活動上、有効と認められる活動

(2) 救助活動

- ア 河川、海等での水難事故等における搜索、救助
- イ 山岳遭難事故等における搜索、救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ 高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上からの収容、搬送が不可能と認められる救助

カ その他救助活動上、有効と認められる活動

(3) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握

イ 津波情報等の広報及び海面の監視

ウ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

エ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握

オ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

カ その他災害応急対策活動上、有効と認められる活動

(4) 火災防御活動

ア 林野火災等における空中からの消火

イ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報

ウ 交通遠隔地への消火資器材、消火要員等の輸送

エ その他火災防御活動上、有効と認められる活動

(5) 広域航空消防防災応援活動

緊急消防援助隊の関係規定及び他県等との相互応援協定に基づく活動

(6) 防災対策活動

ア 災害危険箇所等の調査

イ 住民への災害予防の広報

ウ その他の防災対策上、必要と認める活動

(7) 訓練

自隊訓練、県・市町関係消防防災訓練、緊急消防援助隊及び他県等との合同訓練等

(8) 一般行政活動

三重県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領に基づく一般行政活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、日没時刻が午後5時15分以前の場合は、日没までとする。

3 前項の規定に関わらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）及びその訓練は、日の出から日没までとする。

4 大災害に対応するため、特に総括管理者が必要と認める場合及びその訓練を行う場合は、第2項の規定は適用しない。

(緊急運航)

第17条 緊急運航は、第14条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航責任者は、直ちに、総括管理者にその内容及び出動

の有無を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(緊急運航に伴う報告)

第18条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書(様式第3号)を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。なお、報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 緊急運航要請書
- (2) 時系列
- (3) 飛行軌跡
- (4) 傷病者観察表
- (5) 活動写真
- (6) その他特に運航指揮者が必要と認めるもの

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、航空機に搭乗中知り得た重要な情報等について、運航責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書(様式第4号)を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

(2人操縦士体制)

第21条 航空機には、操縦士(航空法(昭和27年法律第231号)第28条の規定により当該航空機を操縦することができる航空従事者(定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格についての技能証明を有する者に限る。)をいう。以下同じ。)2名を乗り組ませるものとする。

2 運航責任者は、前項の航空従事者のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

3 副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行うものとする。

第5章 使用手続

(使用予定表)

第22条 航空機の使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。)を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を運航責任者に提出しなければならない。

(航空機の使用)

第23条 前条の規定により使用予定表を提出した者であつて、航空機を使用する者は、防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により使用する日の15日前までに運航責任者に申請しなければならない。

2 前項により航空機の使用を予定する者及び航空機に搭乗する者（以下「航空機搭乗者等」という。）は、別に定める航空機搭乗の際の留意事項を厳守しなければならない。

(航空機の使用承認)

第24条 運航責任者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航責任者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第6章 安全管理等

(安全管理)

第25条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、防災業務の遂行を安全かつ安定して行うに当たり搭乗員の飲酒による運航への影響を排除するよう万全を期さなければならない。

4 運航責任者は、航空機の安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（以下「CRM」という。）に係る実施要領を定めなければならない。

5 運航安全管理者は、航空機の運航の安全を確保する観点から、必要と認める助言を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第26条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第7章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第27条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

3 運航責任者は、飲酒による運航への影響について航空隊員に対し、定期的にアルコール

に関する教育を行わなければならない。

4 運航責任者は、定期的にCRMに係る訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第28条 運航責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第8章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第29条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第30条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第31条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第9章 雑則

(記録及び報告)

第32条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかななければならない。

(その他)

第33条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年度三重県防災ヘリコプター年間運航計画（ 月～ 月）

月	災害予防活動			その他（一般行政活動等）				機体等の整備	備考
	内 容	日 数	飛行時間	内容	時期	日数	飛行時間		
月									
	計	日	時間					合計	時間
	(目標)								
月									
	計	日	時間					合計	時間
	(目標)								
月									
	計	日	時間					合計	時間
	(目標)								

様式第2号(第14条関係)

[illegible]

三重県防災ヘリコプター月間運航計画（ 年 月）

運行時間合計 ①00 : 00 h ②00 : 00 h ③00 : 00 h 合計 00 : 00 h

年間運航計画 ①00:00h ②00:00h ③00:00h 合計 00:00h

注 飛行区分は1：防災業務 2：自隊訓練 3：その他（一般行政活動）
様式第3号(第18条関係)

年 月 日
運航責任者 様
航空消防活動指揮者 印

緊急運航報告書

災 害 種 別				要 請 機 関 名 連 絡 先 職 氏 名	
種別計		累計			
発 生 日 時					
発 生 場 所 及 び 目 標					
要 請 方 法 要 請 日 時					
要 請 者				受信者	
現地の気象		天候 風向 風速 m 気温 度 視程 気象予警報			
着 陸 場 所					
着陸場所への到着時間				燃料補給量	L
航空消防活動 指 揮 者				操 縦 士	
出 動 隊 員				整 備 士	
災 害 の 概 要					

[illegible]

様式第4号（第19条関係）

飛行報告書

運航責任者 様

報告者 印

年 月 日	年 月 日 ()			天候			
任 務							
飛 行 経 路							
着 陸 場 所							
機 長				整 備 士			
副 操 縦 士							
航 空 消 防 活 動 指 揮 者							
出 動 隊 員							
飛 行 時 間	出 発 時 間	時 分		総 補 給 量			L DM
	到 着 時 間	時 分		伊 勢 湾 H P 補 給 量			L
	実 飛 行 時 間	時 間 分		現 地 補 給 量			L DM
搭 乗 及 び 搭 載	搭 乗 者			搭 載 物 資			
	氏 名	飛 行 時 間		常時搭載	数	一般資器材等	数
日 出 時 間	時 分	日 没 時 間	時 分				
参 考 事 項							

防災ヘリコプター使用年間予定表

課 名
連 絡 先
職名・氏名

- 1 使用年月日及び使用時間
- 2 使用目的
- 3 飛行経路
- 4 離着陸場所
- 5 飛行時間
- 6 搭乗者(職名及び氏名)
- 7 その他参考となる事項

防災ヘリコプター使用月間予定表

課 名
連 絡 先
職名・氏名

- 1 使用年月日及び使用時間
- 2 使用目的
- 3 飛行経路
- 4 離着陸場所
- 5 飛行時間
- 6 搭乗者(職名及び氏名)
- 7 その他参考となる事項

防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

運航責任者 様

申請者
(担当者： TEL)

三重県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領第 3 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用日時 (予備日)	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分				
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

(注) ① 使用に係る事業計画及び飛行経路図(調査地点明記)を添付すること。
② 雨天の場合等の予備日を記載すること。

防災ヘリコプター使用承認書

年 月 日

（申請者）

様

運 航 責 任 者

年 月 日付で申請のあった防災ヘリコプターの使用については、下記により承認します。

記

1 使 用 日 時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 使 用 目 的

5 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領【防災対策部 消防・保安課】

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理規程（以下「規程」という。）第17条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、規程、三重県防災ヘリコプターに関する支援協定（以下「協定」という。）及び臓器搬送実施要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3条 緊急運航は、原則として規程第16条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4条 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5条 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が三重県知事に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の他、総括管理者が必要と認めるもの。

(緊急運航の決定)

第6条 防災対策部消防・保安課副課長（以下「運航責任者」という。）は、第5条に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、航空消防活動指揮者（以下「運航指揮者」という。）に必要な指示をする

とともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

- 2 運航指揮者は、第5条に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7条 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
 - (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
 - (3) 空中消火用資機材、空中消火給水場所の確保
 - (4) その他必要な事項
- (三重県地域防災計画に基づく緊急運航)

第8条 三重県地域防災計画に基づく緊急運航については、当該防災計画に定めるもののほか、運航責任者の命により出動する。

(報告)

第9条 運航指揮者は、他県応援の緊急運航を終了した場合には、災害速報(様式第2号)等により、速やかに活動の内容を要請元消防防災航空隊に報告するものとする。

- 2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書(様式任意)等により、その旨報告するものとする。

(附 則)

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

（1）救急車で搬送するよりも病院到着までの時間を短縮できる救急患者の搬送。

（2）傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送。

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合。

（3）高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送。

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合。

（4）移植のための臓器等の搬送。

移植医療を行うため、臓器、担当医師及び医療器材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合であって、防災ヘリコプター以外に適切な搬送手段がない場合。

（5）その他救急活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合。

2 救助活動

（1）河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における搜索又は救助。

水難事故及び山岳遭難事故において、要請元の消防力だけでは対応できないと認められる場合。

（2）高層建築物火災による救助。

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合。

（3）山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出。

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合。

（4）高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上からの収容、搬送が不可能と認められる場合。

（5）その他救助活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

3 災害応急対策活動

（1）被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

（2）食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	電話 発信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助(捜索・救出) 輸送(品名数量 人員) その他()		
4 発生場所及び発生時間	市 町 地内 (発生時間) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)		
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報(警報・注意報)		
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 (主運用波・統制波 1 2 3) ・現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン) ・活動隊 ・場外隊		
8 要請を必要とする理由	* 災害の状況、要請する活動の内容、受入れ体制を記述する。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入する。)		
目標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付する。		

三重県防災航空隊 ファックス 059-235-2557
電 話 059-235-2555
緊急要請専用 059-235-2558
衛星系防災ファックス 8-145

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名		生年月日 年 齢		性別	
	症 状						
	着陸場所 の目標等	出 動 先 所 在 地 及 び 目 標		搬 送 先 所 在 地 及 び 目 標			
	同乗者	医師及び看護師 氏名			関係者 氏名		
	病院への 搬送方法	救急車の手配			病院の 手配		
	受入病院	所 在 地 名 称			連絡先	電話	
	搬送先消防本部 担当者		消防本部 課 氏名 電話				

1 0 必要資機材			
1 1 他航空機の要請	(有・無) 機関名	要請機数	機
1 2 その他必要事項			

*以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

※運航の可否	可 ・ 否	受信者	
1 使用無線等	無線種別 (主運用波・統制波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分		
3 活動予定時間	時間 分		
4 燃料の確保	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)		
5 備考	※キャンセル理由等		

災 害 等 速 報

要請活動種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
要 請 者			
発生場所			
発生日時 (要請日時)	年 月 日 天 候 ()	要請 方法	
事故概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 名	負傷者等 名 内、重症 名 軽症 名	
	行方不明者 名		
要救護者数 (見込み)	名	救助人員 名	
活動の状況			
そ の 他 参考事項			
報告者氏名		活動従事者	

5 運航に必要な気象条件

		視 程	雲 高	備 考
管 制 圏 内	離着陸	飛 行 視 程 5,000m 以上 (1,500m 以上)	300m 以上 (最低安全高度 以上の雲高)	1 航空法及び当該飛行場運用 規則による。 2 () 内は特別有視界飛行 による基準 ※特別有視界飛行(SVFR) (1) 雲から離れて飛行 (2) 飛行視程 1,500m 以上を維持 (3) 地面又は水面を引き続き視認 以上の条件で管制圏内が I M C 時の離着陸をいう。
	飛行中	飛 行 視 程 5,000m 以上 (1,500m 以上)	上方 150m 下方 300m 水平距離 600m の範囲内 に雲がないこと	
管 制 圏 外	飛行中	飛 行 視 程 1,500m 以上	地面又は水面から 300m 以上の高度	上方に 150m 下方に 300m で水 平に 600m の範囲に雲がないこ と
		飛 行 視 程 1,500m 以上 (他の物件との 衝突を避けるこ とができる速度 で飛行する場合 は 適 用 し な い。)	地面又は水面から 300m 以 下の高度	(1) 雲から離れて飛行 (2) 地面又は水面を引き続き 視認

※ 備考

管制区 地表又は、水面から 200m 以上の高さの空域であって、航空交通の安全の
ために、国土交通大臣が告示で指定するものとする。

6 運航に必要な気象情報の観測通報要領

観測項目		通報単位	通 報 要 領																											
			通報の一例	説 明																										
視程		「Km」	「視程約 10 Km」	観測地点から約10 Km離れている山、塔、建物等が見える。(視程とは、地(水)平線上、目で見通せる最大距離)																										
雲	雲量	「10分位」	「雲量約 6/10」	快晴……………雲量 1/10未満 晴……………〃 1/10～5/10 曇……………〃 6/10～9/10 本曇……………〃 10/10																										
	高さ	「m」	「雲の高さ 約500」	周囲の山の高さ等を参考にして判定する。標高500mの山の頂上付近に雲がかかって見える。																										
風	方向	「8方向」	「風向南」	北 北西 北東 西 東 南西 南 南東																										
	強さ	「m」	「風速約 5 m」	<table><tr><th>状 況</th><th>風力 段階</th><th>風速 (m/s)</th></tr><tr><td>静穏煙はまっすぐ昇る。</td><td>1</td><td>0.3～1.5 未満</td></tr><tr><td>煙がなびく。風見には感じない。</td><td>2</td><td>1.6～3.3 〃</td></tr><tr><td>顔に風を感じる、木の葉が動く。</td><td>3</td><td>3.4～5.4 〃</td></tr><tr><td>砂ぼこりが立ち、紙片が舞う。</td><td>4</td><td>5.5～7.9 〃</td></tr><tr><td>葉のあるかん木が揺れ始め、池又は沼の水面に波頭が立つ。</td><td>5</td><td>8.0～10.7 〃</td></tr><tr><td>大枝が動く、電線がなる。</td><td>6</td><td>10.8～13.8 〃</td></tr><tr><td>樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難になる。</td><td>7</td><td>13.9～17.1 〃</td></tr><tr><td>小枝が折れる、風に向かって歩けない。</td><td>8</td><td>17.2～20.7 〃</td></tr></table>	状 況	風力 段階	風速 (m/s)	静穏煙はまっすぐ昇る。	1	0.3～1.5 未満	煙がなびく。風見には感じない。	2	1.6～3.3 〃	顔に風を感じる、木の葉が動く。	3	3.4～5.4 〃	砂ぼこりが立ち、紙片が舞う。	4	5.5～7.9 〃	葉のあるかん木が揺れ始め、池又は沼の水面に波頭が立つ。	5	8.0～10.7 〃	大枝が動く、電線がなる。	6	10.8～13.8 〃	樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難になる。	7	13.9～17.1 〃	小枝が折れる、風に向かって歩けない。	8
状 況	風力 段階	風速 (m/s)																												
静穏煙はまっすぐ昇る。	1	0.3～1.5 未満																												
煙がなびく。風見には感じない。	2	1.6～3.3 〃																												
顔に風を感じる、木の葉が動く。	3	3.4～5.4 〃																												
砂ぼこりが立ち、紙片が舞う。	4	5.5～7.9 〃																												
葉のあるかん木が揺れ始め、池又は沼の水面に波頭が立つ。	5	8.0～10.7 〃																												
大枝が動く、電線がなる。	6	10.8～13.8 〃																												
樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難になる。	7	13.9～17.1 〃																												
小枝が折れる、風に向かって歩けない。	8	17.2～20.7 〃																												
通報の一例(状況図)	(北) (南)		吹き流し																											

6 大規模特殊災害時における広域航空消防応援について（抜粋）

昭和61年5月30日消防救第61号

各都道府県知事あて消防庁次長

標記の件については、これまでの大規模な地震、風水害、林野火災等の例をひくまでもなく、消防行政における極めて重要な課題であるが、消防庁としてはこの点について昨年10月以来都道府県消防主管課長会、全国消防長会、市町村消防機関の協力を得てその円滑な実施方策について検討を進めてきたところである。今般その結果をふまえ、別添のとおり「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（以下「細目」という。）を定めたので、その趣旨を御理解の上、下記事項にも十分留意してその円滑かつ適切な実施が図られるようお願いする。なお、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にもこの旨周知するとともによろしく御指導願いたい。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日 消防救第61号

改正 平成4年3月23日 消防救第39号

改正 平成5年3月26日 消防救第36号

改正 平成5年5月14日 消防救第66号

改正 平成6年4月1日 消防救第45号

改正 平成7年6月12日 消防救第83号

改正 平成8年6月28日 消防救第127号

改正 平成8年11月7日 消防救第244号

改正 平成9年3月19日 消防救第67号

改正 平成10年3月31日 消防救第47号

改正 平成11年3月26日 消防救第68号

改正 平成12年7月26日 消防救第202号

改正 平成12年12月25日 消防救第316号

改正 平成21年3月23日 消防応第97号

改正 令和2年7月17日 消防応第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下

「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先

⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担 広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

昭和61 年 5 月30 日 消防救第 61 号
改正 平成 4 年 3 月23 日 消防救第 39 号
改正 平成 5 年 3 月26 日 消防救第 36 号
改正 平成 5 年 5 月14 日 消防救第 66 号
改正 平成 6 年 4 月 1 日 消防救第 45 号
改正 平成 7 年 6 月12 日 消防救第 83 号
改正 平成 8 年 6 月28 日 消防救第127 号
改正 平成 8 年11 月 7 日 消防救第244 号
改正 平成 9 年 3 月19 日 消防救第 67 号
改正 平成10 年 3 月31 日 消防救第 47 号
改正 平成11 年 3 月26 日 消防救第 68 号
改正 平成12 年 7 月26 日 消防救第202 号
改正 平成12 年12 月25 日 消防救第316 号
改正 平成21 年 3 月23 日 消防応第 97 号
改正 令和 2 年 7 月17 日 消防応第190 号

1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。

(2) 要請側都道府県

要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。

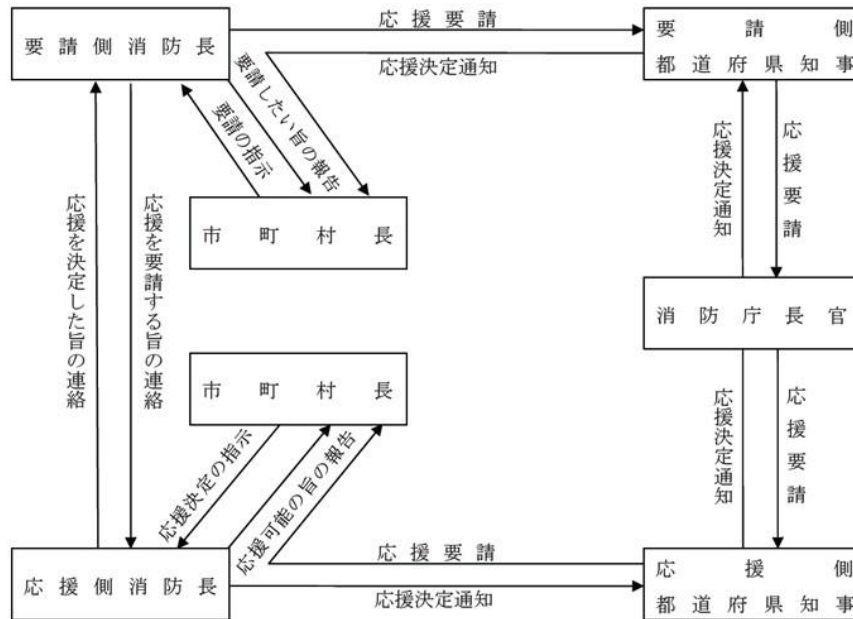
(4) 応援側都道府県

要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

(1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1（⑧から⑱までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制

⑦ その他必要と認める事項

- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等

② 昼間、夜間における連絡体制

③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置

④ 広域航空消防応援に関する費用の補助

- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。

- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。

① 人の死傷を伴う事故

② 航空機の重大な損傷事故

③ 救難対策を必要とする事故

- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4

② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5

③ 救助器具 様式6

- (2) 前号の届出は、毎年１２月に見直しを行い、１２月１５日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第１６項第１号に定める情報提供は、様式３によるものとする。
- (2) 要綱第１６項第２号に定める情報提供は、様式６及び様式７によるものとする。

10 経費の支払方法

要綱第１７項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後１４日以内に当該応援に要したに定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから７日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第１号の通知があつた日から９０日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式 1

広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

要請側消防本部 連 絡 者	要請側都道府県 連 絡 者	消 防 庁	応援側都道府県 連 絡 者	応援側消防本部 連 絡 者

① 要 請 先 市 町 村 名		
② 要 請 者 職 ・ 氏 名		消防本部消防長 市 町 村 長
③ 要 請 日 時		年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時		年 月 日 時 分
⑤	災 害 発 生 場 所	
	災 害 の 概 要	
⑥	応 援 の 種 別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援
	活 動 拠 点	①定置場 ②離発着場
⑦ 応 援 の 概 要		
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 必 要 資 機 材		

⑨ 離 発 着 可 能 な 場 所	第 1 順 位	
	第 2 順 位	
⑩ 給 油 体 制	給 油 の 可 否	可 ・ 否
	給 油 方 法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現 場 最 高 指 揮 者 職 ・ 氏 名 ・ 無 線 局 名		
⑫ 離 発 着 場 に お け る 資 機 材 の 準 備 状 況		
⑬ 他 機 関 の 航 空 機 及 び ヘ リ の 活 動 状 況		
⑭ 他 の 消 防 本 部 等 に 対 す る 応 援 ヘ リ の 要 請 状 況		
⑮ 気 象 の 状 況	天候 風力	風向 視界 m/s m
⑯ ヘ リ の 誘 導 方 法		
⑰ 要 請 側 消 防 本 部 連 絡 先		
⑱ そ の 他		

様式 2

離 発 着 場 調 査 表

離 発 着 場 名					公共用、 非公共用の別	
所在地	地 名 ・ 地 番					
	座 標		北緯		東経	
	所有者又は 管理者	住 所			電 話 番 号	
		氏 名			職 業	
土地の 状 況	長 さ ・ 幅					
	勾 配	縦断勾配		横断勾配		
	表 面					
	散水の必要性					
恒 風 方 向						
付 近 障 害 物 の 状 況						
離発着場との連絡方法						
給 油 体 制			給油の可否			
			給油方法			
応援航空隊と要請側消 防本部等との連絡方法						
そ の 他 参 考 事 項						

離発着場位置図（1／ ）	離発着場位置図（1／ ）
1／50,000	1／10,000
離発着場見取図（恒風方向矢印のこと）	
1／3,000	

様式 3

離 発 着 場 一 覧

[illegible]

様式 4

ヘリの性能、活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機 体	製 造 会 社 名		
	形 式		
	全 長 (m)		
	主 回 転 翼 直 径 (m)		
座席数	乗 務 員 (人)		
	旅 客 (人)		
重 量	全 備 重 量 (kg)		
	空 虚 重 量 (kg)		
	有 効 搭 載 量 (kg)		
エ ン ジ ン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性 能	最 大 速 度 (km/h)		
	巡 航 速 度 (km/h)		
	航 続 距 離 (km)		
	航 続 時 間 (h)		
	実 用 上 昇 速 度 (m)		
	耐 風 性 能 (m/s)		
燃 料	使 用 燃 料		
	タ ン ク 容 量 (ℓ)		
	増槽タンク容量 (ℓ)		
	消 費 量 (ℓ/h)		
	カーゴスリング (kg)		
	ホ イ ス ト (kg)		

装 置	照 明 装 置 の 性 能			
	他 の 主 な 装 置			
使 用 可 能 な 無 線 波 (消 防 、 航 空 等 す べ て)				
全備重量により、現地での活動時間 30 分及び予備飛行時間 30 分を差し引いて算出した航続距離 (時間) ÷ 2 【定置場を拠点】			Km (時間 分)	Km (時間 分)
上 記 航 続 距 離 に よ り カバ ー 可 能 な 都 道 府 県 名				
全備重量により予備飛行時間 30 分を差し引いて算出した航続距離 (時間) 【離発着場を拠点】			Km (時間 分)	Km (時間 分)
上 記 航 続 距 離 に よ り カバ ー 可 能 な 都 道 府 県 名				
保 険	対	人	円	円
	対	物	円	円
	搭	乗 者	円	円
	機	体	円	円
	年 間 保 険 料 (掛 金)		円	円

(注) 1 全 長・・・主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
2 旅客等数・・・最大座席数から乗務員 2 名を差し引いた数
3 巡航速度・・・全備重量での標準大気中の高速巡航速度
4 航続距離・・・巡航速度による航続距離 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)
5 航続時間・・・ ” 航続時間 (” ”)

特 別 救 助 隊 等 一 覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

救 助 器 具 等 一 覧

〈救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量(kg)	

〈水難救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量(kg)	

〈山岳救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量(kg)	

注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

へりに搭載可能な特別救助隊等隊員数一覧

[illegible]

大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請先一覧（航空隊資料）

1 広域航空消防応援の要請手続

（１）広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第６項及び第８項の要請についての消防庁等の連絡先は次のとおりとする。

① 消防庁

	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線 ファクシミリ	電 話 ファクシミリ
昼 間	広域応援室	03-5253-7527	7867	7537	03-5253-7537
夜 間	宿直室経由応急対策室	03-5253-7777	7782	7789	03-5253-7553

（注）昼間（８：３０～１７：４５） 夜間（１７：４５～８：３０）

都道府県	団体名	航空隊名称	基地電話番号	基地FAX番号	夜間緊急連絡 電話番号	夜間緊急連絡 FAX番号
北海道	北海道	北海道防災航空隊	011-782-3233	011-782-3234	011-782-3233	011-782-3234
	札幌市消防局	札幌市消防局航空隊	0133-62-4119	011-271-0632	011-215-2080	011-271-0632
青森県	青森県	青森県防災航空隊	017-729-0355	017-729-0377	017-729-0355	017-729-0377
岩手県	岩手県	岩手県防災航空隊	0198-26-5251	0198-26-5256	090-6853-4083 (隊長携帯)	0198-26-5256
宮城県	宮城県	宮城県防災航空隊	0223-24-0741	0223-24-0872	090-6787-6588 (隊長公用携帯)	0223-24-0872
	仙台市消防局	仙台市消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	0223-23-7850	0223-23-7848
秋田県	秋田県	秋田県消防防災航空隊	018-886-8103	018-886-8105	018-886-8103	018-886-8105
山形県	山形県	山形県消防防災航空隊	0237-47-3275	0237-47-3277	090-1494-1816	0237-47-3277
福島県	福島県	福島県消防防災航空隊	0247-57-3000	0247-57-3500	090-6258-0836	0247-57-3500
茨城県	茨城県	茨城県防災航空隊	029-857-8511	029-857-8501	029-301-2879	029-301-2898
栃木県	栃木県	栃木県消防防災航空隊	028-677-1119	028-677-0775	090-1655-8475 (隊長携帯)	028-677-0775
群馬県	群馬県	群馬県防災航空隊	027-265-0200	027-265-6900	027-226-2251	027-221-0158
埼玉県	埼玉県	埼玉県防災航空隊	049-297-7810	049-297-7906	049-297-7810	049-297-7906
千葉県	千葉市消防局	千葉市消防航空隊	043-292-9186	043-292-9189	043-202-1677	043-202-1678 (指令課)
東京都	東京消防庁	装備部航空隊	03-3521-5811 042-521-0190 03-3212-2258 (応援要請)	03-3522-0120 042-521-0191	03-3521-5811 042-521-0190	03-3522-0120 042-521-0191
神奈川県	横浜市消防局	横浜市消防局航空消防隊	045-784-0119	045-784-0116	045-784-0119	045-784-0116
	川崎市消防局	川崎市消防局警防部航空隊	03-3522-0119	03-3522-0159	03-3522-0119 (044-223-2645)	03-3522-0159
新潟県	新潟県	新潟県消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	090-8943-9409 (隊長公用携帯)	025-270-0265
富山県	富山県	富山県消防防災航空隊	076-495-3060	076-495-3066	076-495-3060	076-495-3066

石川県	石川県	石川県消防防災航空隊	0761-24-8930	0761-24-8931	076-225-1481 (消防保安課)	0761-24-8931
福井県	福井県	福井県防災航空隊	0776-51-6945	0776-51-6947	0776 - 51 - 6945 (隊長携帯転送)	0776-51-6947
山梨県	山梨県	山梨県消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	055-223-1432 (県宿直室)	055-223-1429
長野県	長野県	長野県消防防災航空隊	0263-85-5512	0263-85-5513	0263-85-5511	0263-85-5513
岐阜県	岐阜県	岐阜県防災航空隊	058-385-3772	058-385-3774	090-1091-1924 (隊長携帯)	058-385-3774
静岡県	静岡県	静岡県消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	090-2771-9522 (隊長携帯)	054-261-4761
	静岡市消防局	静岡市消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	054-280-0120	054-280-0128
	浜松市消防局	浜松市消防航空隊	053-428-9119	053-428-1181	053-475-7552	053-472-1198
愛知県	愛知県	愛知県防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	0568-29-3121	0568-29-3123
	名古屋市消防局	名古屋市消防航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	052-961-0119	052-953-0119
三重県	三重県	三重県防災航空隊	059-235-2555	059-235-2557	059-235-2558	059-235-2557
滋賀県	滋賀県	滋賀県防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	090-6916-0678 (隊長携帯)	0748-52-6679
京都府	京都市消防局	京都市消防航空隊	075-621-1834	075-621-1683	075-621-1834	075-621-1683
大阪府	大阪市消防局	大阪市消防航空隊	072-992-4900	072-991-0119	06-4393-4988	072-991-0119 (基地) 06-4393-4060 (指令室)
兵庫県	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊	078-303-1192	078-302-8119	078-362-9898	078-362-9911
	神戸市消防局	神戸市航空機動隊	078-303-1192	078-302-8119	078-333-0119	078-392-2119
奈良県	奈良県	奈良県防災航空隊	0742-81-0399	0742-81-5119	0742-27-8944 (防災統括室 宿日直室)	0742-23-9244
和歌山県	和歌山県	和歌山県防災航空隊	0739-45-8211	0739-45-8213	0739-45-8211	0739-45-8213
鳥取県	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	0857-38-8119	0857-38-8127	090-3370-6664 0857267064 (県宿直)	0857-38-8127 0857-26-8137 (県宿直)
島根県	島根県	島根県防災航空隊	0853-72-7661	0853-72-7671	0853-72-7661	0853-72-7671
岡山県	岡山県	岡山県消防防災航空隊	086-250-0330	086-294-7885	086-250-5119 (隊長携帯転送)	086-294-7885
	岡山市消防局	岡山市消防航空隊	086-261-0119	086-261-1190	086-253-9978	086-253-9984
広島県	広島県	広島県防災航空隊	0848-86-8931	0848-86-8933	090-9060-0604 (センター長公用携帯)	0848-86-8933
	広島市消防局	広島市消防航空隊	082-546-3454	082-546-3455	082-546-3456	082-542-1007
山口県	山口県	山口県消防防災航空隊	0836-37-6422	0836-37-6423	0836-37-6422 (携帯電話へ転送)	0836-37-6423
徳島県	徳島県	徳島県消防防災航空隊	088-683-4119	088-683-4121	090-4975-5302 (隊長公用携帯)	088-683-4121
香川県	香川県	香川県防災航空隊	087-879-0119	087-879-1400	090-4337-0011	087-879-1400

愛媛県	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	089-972-2133	089-972-3655	090-8975-9354 (隊長公用携帯)	089-972-3655
高知県	高知県	高知県消防防災航空隊	088-864-3890	088-864-3896	090-8972-2272	088-864-3896
福岡県	北九州市消防局	北九州市消防航空隊	093-475-6701	093-475-6700	093-582-3811	093-592-6805
	福岡市消防局	福岡市消防航空隊	092-608-3119	092-608-3122	092-725-6595 (指令室)	092-735-1074
佐賀県	佐賀県	佐賀県防災航空隊	0952-25-7116	0952-25-7419	—	—
長崎県	長崎県	長崎県防災航空隊	0957-52-9590	0957-52-9549	095-894-3731	095-823-1629
熊本県	熊本県	熊本県防災消防航空隊	096-279-1571	096-279-1573	090-5285-8106	096-279-1573
大分県	大分県	大分県防災航空隊	0974-34-2192	0974-34-2195	0974-34-2192 (公用携帯へ転送)	0974-34-2195
宮崎県	宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	0985-56-0586	0985-56-0597	080-1726-2158	0985-56-0597
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	0993-73-2881	0993-73-2882	090-8415-8084	0993-73-2882

7 災害救助法の適用基準【防災対策部 地域防災推進課】

ア 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法「昭和22年法律第67号」第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。(施行令第1条第1項第1号)

イ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、それぞれ別表第3に示す数以上であること。(施行令第1条第1項第2号)

ウ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。(施行令第1条第1項第3号)

- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
(府令第1条)

※アからウまでに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当つては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水した世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅した一世帯とみなす。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(府令第2条第2号)

オ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。(施行令第1条第2項)

別表第1

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第 2

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000人未満	1, 000
1, 000, 000人以上 2, 000, 000人未満	1, 500
2, 000, 000人以上 3, 000, 000人未満	2, 000
3, 000, 000人以上	2, 500

別表第 3

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
5, 000人未満	15
5, 000人以上 15, 000人未満	20
15, 000人以上 30, 000人未満	25
30, 000人以上 50, 000人未満	30
50, 000人以上 100, 000人未満	40
100, 000人以上 300, 000人未満	50
300, 000人以上	75

別表第 4

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000人未満	5, 000
1, 000, 000人以上 2, 000, 000人未満	7, 000
2, 000, 000人以上 3, 000, 000人未満	9, 000
3, 000, 000人以上	12, 000

8 強制措置【防災対策部 地域防災推進課】

(1) 従事命令

対 象 作 業	対 象 者 及 び 物 件	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策並びに救助作業	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士 3. 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者 4. 土木技術者又は建築技術者 5. 大工、左官、とび職 6. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 7. 鉄道事業者及びその従業者 8. 軌道経営者及びその従業者 9. 自動車運送業者及びその従業者 10. 船舶運送業者及びその従業者 11. 港湾運送事業者及びその従業者	知事 市町村長	災害対策基本法第71条 災害救助法第7条
災害応急措置	市町村の住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にある者	市町村長、警察官、海上保安官	災害対策基本法第65条
災害応急措置	その場に居合わせた者その事物の管理者その他の関係者	警察官	警察官職務執行法第4条
消防作業	火災の現場にある者	消防吏(団)員	消防法第29条第5項
水防作業	地域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第17条

(2) 協力命令

対 象 作 業	対 象 者 及 び 物 件	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策並びに救助作業	救助を要する者及びその近隣の者 登録被災者援護協力団体（災害対策基本法第23条7に規定）	知事 市町村長	災害対策基本法第71条 災害救助法第8条

(3) 管理命令

対 象 作 業	対 象 者 及 び 物 件	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策作業 及び救助作業	1 病院、診療所、助産所 2 旅館、飲食店	知事	災害対策基本法第71条第1 項 災害救助法第9条 災害対策基本法第71条第2 項

(4) 使用命令

対 象 作 業	対 象 者 及 び 物 件	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策及び 救助作業	土地、家屋、物資	知事 市町村長	災害対策基本法第71条第1 項 災害救助法第9条 災害対策基本法第71条第2 項

(5) 保管命令

対 象 作 業	対 象 者 及 び 物 件	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策及び 救助作業	1 生産業者 2 集荷業者 3 販売、配給業者 4 保管業者 5 輸送業者	知事 市町村長	災害対策基本法第71条 災害救助法第9条

(6) 収用命令

対 象 作 業	対 象 者 及 び 物 件	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策及び 救助作業	1 生産業者 2 集荷業者 3 販売、配給業者 4 保管業者 5 輸送業者 6 物資を大量に所有する者	知事 市町村長	災害対策基本法71条 災害救助法第9条

(注) 1 知事又は知事の委任を受けた市町村長は、公用令書（災害救助法施行細則第7条に規定する様式）をもって執行する。

2 知事又は知事の委任を受けた市町村長が従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は、実費を弁償し、また損失を補償する。

3 執行者は、従事命令又は協力命令により応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する（災害救助法施行細則第13条に規定する様式）

(7) 費用弁償

従事対象者	災害対策基本法による者	災害救助法による者
1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士 3 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者 4 土木技術者又は建築技術者 5 大工、左官又はとび職	1 業務に従事した時間に応じた手当 2 1日につき8時間をこえて業務に従事した場合は、8時間をこえる時間についての割増手当 3 業務に従事するため一時その住居又は居所を離れて旅行するときはその旅費(算定基準) 当該業務に従事した1から5までの者にそれぞれ相当する県の常勤の職員の手当を基礎とした時間外手当並びに旅費の算定の例に準ずる。	災害救助法施行細則第10条に規定するところによる。
6 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 7 鉄道業及びその従事者 8 軌道経営者及びその従事者 9 自動車輸送業者及びその従事者	当該業務に従事するため通常要する費用	

10 船舶運送業者及びその従事者		
11 港湾運送業者及びその従事者		

(8) 損害補償

区 分	災 害 救 助 法 (知 事 命 令)	災害対策基本法 (知 事 命 令)	市町村等の命令
基準根拠	災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号) 療養扶助金 休業 " 障害 " 遺族扶助金 葬祭 " 打切 "	災害に伴う応急措置の業務に 従事した者に対する損害補償 に関する条例 (昭和37年10月13日三重県条例 第45号) 療養扶助金 休業 " 障害 " 遺族扶助金 葬祭 " 打切 "	「非常勤消防団員等」及び「災 害に伴う応急措置に従事した 者」に係る損害補償の各条例 療養補償 休業 " 第1種障害補償 第2種障害補償 遺族補償 葬祭 "
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

9 三重DMA T設置運営要綱【医療保健部 医療政策課】

（目的）

第1条 この要綱は、三重県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故といった災害の急性期（おおむね48時間以内）並びに新型インフルエンザ等感染症等、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）のまん延時に、迅速に救出・救助部門と合同して救急医療を行うための専門的な研修を受けた災害派遣医療チーム（以下「三重DMA T」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

（活動範囲）

第2条 三重DMA Tの活動範囲は、主に次の23種類とする。

- (1) 三重県内外の災害等の被災地域内での活動
- (2) 三重県内外の新型インフルエンザ等感染症等まん延地域での活動
- (3) 三重県内外の災害等の被災地域から広域医療搬送等を実施する場合の被災地域外での活動

（活動内容）

第3条 三重DMA Tは原則、被災地域内で以下の活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。（現場活動）
- (2) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行う。（病院支援）
- (3) 被災地域内での患者搬送中の診療を行う。（域内搬送）

2 三重DMA Tは、前項の活動以外に、必要に応じて、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に航空機などを用いて搬送する際の診療等を行う。（広域医療搬送）

3 三重DMA Tは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

（指定等）

第4条 次の要件を満たす病院の長は、その旨を三重県知事（以下「知事」という。）に申し出る。

- (1) 病院として三重DMA Tを派遣する意志を持つ。
- (2) 三重DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つ。

2 知事は、前項の申し出を踏まえて適当と判断した場合には、当該病院を三重DMA T指定病院（以下、「指定病院」という。）として指定するとともに、指定病院との間に三重DMA Tの派遣に関する協定を締結する。

3 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証（別記様式第1号）を交付する。

（隊員登録）

第5条 知事は、指定病院の長から推薦を受けた者を、三重DMA T隊員または三重L - DMA T隊員として、三重DMA T登録者名簿（別記様式第2号）に登録する。

2 厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム研修（日本DMA T隊員養成研修）の修了者は、日本DMA T登録証の交付をもって三重DMA T隊員の登録とする。知事が実施する養成研修（三重L - DMA T隊員養成研修）の修了者は、知事が発行する登録証（別記様式第3号）の交付をもって三重L - DMA T隊員の登録とする。

3 隊員登録有効期間は5年間とする。ただし、年度途中に隊員として登録を受けた場合は、登録を受けた当該年

度及びその後４年間を登録有効期間とする。

４ 隊員登録有効期間の更新は、隊員登録有効期間内に次に掲げる要件を満たし、指定病院の長から推薦を受けた者に対して、隊員登録有効期間終了日の翌日（４月１日）に行うものとする。

- ・資格有効期間にDMA T技能維持研修に２回以上参加していること。

（編成）

第６条 三重DMA Tは、指定病院職員に所属する三重DMA T隊員または三重L－DMA T隊員をもって編成することを基本とし医師、看護師、業務調整員をそれぞれ１名以上含む、計５名程度で編成する。１施設内でDMA Tを構成できない場合は、三重県内の他の病院に所属するDMA T隊員とともに三重DMA Tを構成する場合がある。

なお、県内の局所災害においては、やむを得ない事由により、迅速なチーム編成が困難な場合は、チームの人数や職種の構成比について、柔軟に対応することができる。

２ 三重DMA Tの構成員は、知事が指定する研修を受講し修了した者であることを基本とするが、研修等で十分に養成されるまでの間は、県内での三重DMA T活動に限り、当該研修を受講していない指定病院の職員についても三重DMA Tの構成員として認める。

３ 県外へ三重DMA Tの派遣を行う場合は、チームのリーダーは必ず三重DMA T隊員の医師であることとする。

４ 指定病院の長は、人事異動等により三重DMA T隊員に欠員が生じた場合その旨を速やかに知事に報告する。

５ 知事は、三重DMA Tの活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入する。

（派遣基準）

第７条 三重DMA Tの派遣基準は以下のとおりとする。

（１）県内において、以下の災害が見込まれる場合

①震度６弱以上の地震又は死者数が２人以上若しくは傷病者が２０名以上見込まれる災害

②南海トラフ地震

（２）前号に定める場合のほか、県内における災害等の被災者の救出に時間を要する等、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると認められる場合

（３）新型インフルエンザ等感染症等のまん延により、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると認められる場合

（４）国あるいは他都道府県から三重DMA Tの派遣要請があった場合

（派遣要請等）

第８条 知事は、前条の派遣基準に照らし、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して三重DMA Tの派遣を要請する。

なお、チーム単位での派遣要請を原則とするが、新型インフルエンザ等感染症等のまん延時や災害の状況等により、隊員個人単位での派遣要請を行い、複数の病院から派遣された隊員によりチームを構成する場合もある。

２ 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、三重DMA Tの派遣が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い三重DMA Tを派遣する。

３ 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に三重DMA Tを派遣したときは、速

やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により知事が承認した三重DMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

5 知事は、三重DMA Tの派遣要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、三重DMA Tの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝える。

6 現場での活動が終了した後、指定病院の長は三重DMA T活動記録報告書（別記様式第34号）により知事に報告する。

（待機要請）

第8条 知事は、自然災害又は人為災害が発生し、医療の支援が必要な可能性がある場合は、指定病院に三重DMA Tの待機を要請する。

2 待機要請の手順は前条の派遣要請の手順に準じて行う。

3 次の場合に指定病院の長は、知事からの待機要請を待たずに、三重DMA Tを待機させる。

(1) 三重県内、隣接する府県又は中部ブロックで震度6弱の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合

(2) 関東ブロック又は近畿ブロックで震度6強の地震が発生した場合

(3) 国内で震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合

4 前項において各ブロック等の都府県は以下のとおりとする。

(1) 隣接する府県：岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県

(2) 中部ブロック：富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県

(3) 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

(4) 近畿ブロック：大阪府、兵庫県

（研修等）

第910条 指定病院の長は、三重DMA T隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努める。

2 知事は、三重DMA T隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

（連絡議協議会）

第11条 知事は、連絡議協議会等を設置し、三重DMA Tの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

（その他）

第12条 その他三重DMA Tに係る事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から運用する。

この要綱は、平成22年3月15日から運用する。

この要綱は、平成23年2月 1日から運用する。

この要綱は、平成31年3月25日から運用する。

この要綱は、令和 5年7月18日から運用する。

10 三重県災害医療支援病院指定要綱【医療保健部 医療政策課】

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生時に災害拠点病院を支援し、補完する機能を担う災害医療支援病院の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 三重県知事（以下「知事」という。）は、依頼に基づき協力を申し出た医療機関等を災害医療支援病院（以下「指定病院」という。）として指定する。

2 知事は、第1項による指定をしたときは、指定病院に対して指定書（別記様式第1号）を交付する。

(指定要件)

第3条 指定病院の指定要件は次のとおりとする。ただし、特に知事が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1)原則として、二次救急医療を担う医療機関であり、救急患者受入体制が整っていること。
- (2)災害時に地域において必要となる医療救護活動を実施できる体制を有すること。
- (3)災害時に電気、水等の生活必需基盤を維持するため、自家発電機、受水槽等を有すること。
- (4)広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。
- (5)未耐震施設においては、5年以内に診療に必要な施設の耐震化を行うこと。

(役割)

第4条 指定病院の役割は次のとおりとする。

- (1)災害時において、災害拠点病院と連携し、又はこれを支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動を行うこと。
- (2)医療救護班を派遣する体制を確保し、様々な状況に応じて医療救護班を派遣すること。
- (3)必要に応じて地域の医療機関等へ応急用資器材の提供を行うこと。
- (4)災害医療技術の向上等を目的に災害医療従事者研修会等へ参加すること。
- (5)災害時に備え病院防災マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を行うこと。

(整備目標)

第5条 前条の役割を担うため、県が災害拠点病院の整備基準に準じて次のとおり必要な整備を行うことを目標とする。

- (1)病棟（病院・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫を整備すること。
- (2)原則として、病院敷地内にヘリコプター離発着場を有すること。やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (3)被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたるために必要な応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を整備すること。
- (4)衛星携帯電話を有していること。
- (5)災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所を確保すること。

附則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

11 災害時備蓄医薬品等管理要領【医療保健部 薬務課】

(1) 災害時備蓄医薬品等管理要領

(目的)

第1 この要領は、災害発生直後の初動期（概ね3日間）の医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び衛生材料（以下「医薬品等」という。）を備蓄するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(備蓄場所等)

第2 医薬品等の備蓄場所及び備蓄品目は次のとおりとする。

区 分	所在地（別表1）	備蓄品目
災害医薬品備蓄センター	四日市市	別表2・3
保健所	伊勢保健所志摩市駐在、三重県熊野庁舎	別表2・3
災害医薬品備蓄所 （三重県医薬品卸業協会）	北勢・中勢・南勢・伊賀・尾鷲地域の医薬品卸売業者営業所	別表4
災害医薬品備蓄所 （災害拠点薬局）	県内10地域の地域災害拠点薬局と基幹災害拠点薬局（津市）	別表5
災害衛生材料流通備蓄所	北部・中部・南部地域の医療機器販売業者営業所	別表6
災害歯科用医薬品等流通備蓄所	北部・中部・南部地域の歯科用品商営業所	別表7

(管理業務等)

第3 各備蓄所にあつては、災害時医薬品等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、毎年2回（1回は有効期限切れ医薬品等の交換時、他の1回は有効期限切れ医薬品等の交換時より約半年後）次の業務を行い、常時使用可能な状態にしておくものとする。

- (1) 医薬品等の変質・変敗、破損等の点検
- (2) 医薬品等の有効期限の確認
- (3) 有効期限切れ及び不良医薬品等の廃棄
- (4) 管理記録の作成

(記録の作成等)

第4 管理責任者は、第3に定める管理業務についての管理記録（備蓄様式1）を作成するものとする。

- 2 管理責任者は、備蓄医薬品等の管理中に不良品を発見したときは、適切に処理しその旨を記録するものとする。

(医薬品等の使用)

第5 災害発生時、県災害対策本部保健医療部隊（薬務課）は、県地方災害対策部（保健所）からの要請に応じて備蓄医薬品等の供給を指示するものとする。

(報告)

第6 各備蓄所にあつては、備蓄医薬品等を使用した時は、使用報告書（備蓄様式2）により、薬務課長に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるものの他、必要な事項はその都度定める。

附則 この要領は、平成11年3月9日から施行する。

附則 この要領は、平成13年3月5日から施行する。

- 附則 この要領は、平成１５年３月２６日から施行する。
- 附則 この要領は、平成１８年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、平成２２年３月１９日から施行する。
- 附則 この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、平成２５年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、平成２５年７月１日から施行する。
- 附則 この要領は、平成２８年２月１日から施行する。
- 附則 この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 ３年３月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 ３年４月１日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 ６年１０月１日から施行する。

別表 1 備蓄場所等

1 災害医薬品備蓄センター

名称	所在地	TEL	FAX	担当者
三重県災害医薬品 備蓄センター	四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所内	059-329- 3800	059-329- 3004	薬務課 224-2330

2 保健所

名称	所在地	TEL	FAX	担当者
三重県伊勢保健所 志摩市駐在	志摩市阿児町鶴方 3098-9 伊勢保健所志摩市駐在	0599-43- 5111	0599-43- 5115	衛生指導課 志摩市駐在
三重県熊野保健所	熊野市井戸町 371 三重県熊野庁舎内	0597-85- 2158	0597-85- 3914	衛生指導課

3 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会）

備蓄所	所在地	備蓄協力施設名	備考
北勢地域	四日市市内	アルフレッサ株式会社三重北勢第一支店 アルフレッサ株式会社三重北勢第二支店 株式会社スズケン四日市支店 東邦薬品株式会社四日市営業所 中北薬品株式会社四日市支店 株式会社メディセオ四日市支店	
中勢地域	津市内	アルフレッサ株式会社三重中勢支店 株式会社スズケン津支店 中北薬品株式会社津支店 東邦薬品株式会社津営業所 株式会社メディセオ津支店	
南勢地域	伊勢市内	アルフレッサ株式会社伊勢支店 株式会社スズケン伊勢支店 中北薬品株式会社伊勢支店 東邦薬品株式会社伊勢営業所	
	明和町内	株式会社メディセオ南勢支店	
伊賀地域	伊賀市内	アルフレッサ株式会社上野支店 株式会社スズケン上野支店	
尾鷲地域	尾鷲市内	アルフレッサ株式会社伊勢支店（尾鷲出張所）	

4 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局）

備蓄所名	所在地	薬局名	TEL	FAX
県 （基幹）	津市江戸橋 1 丁目 113	津調剤薬局	059-231- 1134	059-232- 7918
桑名	桑名市新西方 2-87	ハーブ調剤薬局	0594-24- 6930	0594-24- 7080
四日市	四日市市本町 9-8	医薬分業推進支援センター	059-354- 8440	059-354- 8441
鈴鹿	鈴鹿市安塚町 638-21	鈴鹿センター薬局	059-381- 2298	059-381- 2299
津	津市久居明神町風早 2093-1	久居調剤薬局	059-256- 6717	059-255- 0771
松阪	松阪市殿町 1580-1	センター薬局市民病院前店	0598-22- 2356	0598-22- 2000
伊勢	伊勢市本町 3-15	いせ本町薬局	0596-20- 8110	0596-20- 8118

志摩	志摩市阿児町鵜方 1262-16	志摩センター薬局	0599-46- 0777	0599-46- 0888
伊賀	伊賀市四十九町 831-4	上野センター薬局	0595-26- 2512	0595-26- 2511
尾鷲	尾鷲市上野町 5-39	イシブチ薬局古戸センター	0597-23- 1010	0597-23- 1678
熊野	南牟婁郡御浜町大字阿田和 5189-7	あたわ調剤薬局	05979-3- 0710	05979-3- 0715

5 災害衛生材料流通備蓄所

名称	所在地	施設名	TEL	FAX
三重県災害衛生材料 北部流通備蓄所	四日市市新正 2-9-11	中辻医科器械株式会社 四日市営業所	059-351- 6552	059-351- 6972
三重県災害衛生材料 中部流通備蓄所	津市高茶屋小森上野町 1336-1	中辻医科器械株式会社 本社	059-234- 2600	059-234- 9197
三重県災害衛生材料 南部流通備蓄所	伊勢市小木町 478-1	株式会社中辻大誠堂	0596-36- 3311	0596-36- 3382

6 災害歯科用医薬品等流通備蓄所

名称	幹事会社所在地 / 施設名		TEL	FAX
三重県災害歯科用医薬品 等北部流通備蓄所	桑名市野田 1-14-6	有限会社小川歯科商店	0594-31- 1155	0594-31- 1156
三重県災害歯科用医薬品 等中部流通備蓄所	松阪市東黒部町 548	有限会社鈴木歯科商店	0598-59- 0196	0598-59- 0199
三重県災害歯科用医薬品 等南部流通備蓄所	北牟婁郡紀北町東長島 2736-16	デント・ポスト	0597-47- 4581	0597-47- 4581

別表2 災害医薬品備蓄センター・保健所 備蓄品（医薬品）リスト

災害医薬品備蓄センター				
No.	薬効分類	一般名	規格/単位	備蓄量
1	血管拡張剤	亜硝酸アミル（吸入用）	0.25mL/A	20
2	その他の循環器官用薬	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	5g/包	420
3	解毒剤	ブライドキシムヨウ化メチル500mg	20mL/A	40
4		ジメルカプロール 100mg/mL	100mg/A	20
5		チオ硫酸ナトリウム 2g/20mL	20mL/A	100
6		エデト酸カルシウム・2ナトリウム 1g/5mL	5mL/A	40
7		球形吸着炭（薬用炭） 2g/包	2g/包	336
8	トキシイド類	沈降破傷風トキシイド（キット） 5Lf/0.5mL	0.5mL/A	20
9	血液製剤類	PG処理抗破傷風人免疫血清グロブリン	250IU/V	10
10	緩下剤	クエン酸マグネシウム 50g/包	50g/包	40
11	血糖測定キット	血糖測定器、穿刺器具、穿刺針	1組	10
12	血糖測定チップ	血糖測定用チップ	30個/箱	300
保健所				
1	チアミールナトリウム	0.5gインゾール	500mg/V	10
2	ジアゼパム	セルシン注射液10mg	10mg/A	20
3	塩酸リドカイン（ゼリー）	キシロカインゼリー	30ml/本	10
4	臭化ベクロニウム	ベクロニウム静注用4mg「F」	4mg/A	20
5	硫酸アトロピン（プレフィルドシリンジ型）	アトロピン注0.05%シリンジ「テルモ」1mL	0.5mg/A	20
6	オフロキサシン（眼軟膏）	タリビッド眼軟膏	3.5g/本	10
7	塩酸ドバミン	ドバミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「NIG」	600mg/B	10
8	リドカイン	静注用キシロカイン2%5ml	100mg/A	10
9	塩酸ベラパミル	ワソラン静注5mg	5mg/A	20
10	フロセミド	ラシックス注20mg	20mg/A	10
11	塩酸フェニレフリン	ネオシネジンコーワ注1mg	1mg/A	20
12	ニトログリセリン	ニトロペン舌下錠0.3mg	0.3mg/T	200
13	塩酸ニカルジピン	ベルジピン錠PTP20mg	20mg/T	100
14	硝酸イソソルビド（スプレー）	ニトロールスプレー1.25mg	163.5mg/本	5
15	D-マンニトール	20%マンニトール注射液	300ml/B	10
16	硫酸サルブタモール（エアゾール）	サルタノールインヘラー100μg	13.5ml/本	5
17	アドレナリン（プレフィルドシリンジ型）	アドレナリン注0.1%シリンジ	1mg/A	40
18	ノルエピネフリン	ノルアドリナリン	1mg/A	10
19	0.05%グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%ヘキザック水W	500ml/B	20
20	10%ブドウ糖液	光糖液10%	500ml/B	20
21	生理食塩液	生理食塩液「ヒカリ」（点滴用）	500ml/B	20
22	生理食塩液（開栓型）	生理食塩液「ヒカリ」（開栓型）	500ml/B	20
23	ソルビトール加乳酸リンゲル液	ラクテックG注	500ml/B	40
24	炭酸水素ナトリウム	メイロン静注8.4%	20ml/A	40
25	イソプロパノール	イソプロパノール「マルイシ」	500ml/B	20
26	セファゾリンナトリウム（注射）	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オーツカ」	1g/B	40
伊勢保健所志摩市駐在及び熊野保健所において、各々備蓄量を備蓄する。				

別表 3 災害医薬品備蓄センター・保健所 備蓄品（衛生材料等）リスト

No.	分類		品名	規格包装	定数
1	医療機器	輸血・輸液器具類	輸液セット（50本入）	静脈針なし	2
2			小児輸液セット（50セット入）	静脈針なし	1
3			輸血セット（50セット入）	静脈針付	1
4			留置針（50本入）	18G	1
5			留置針（50本入）	22G	1
6			翼付静脈針（50セット入）	18G	1
7			翼付静脈針（50セット入）	22G	1
8		注射用器具	注射器・針（ディスボ）（100本入）	5mL針付	2
9			注射器・針（ディスボ）（100本入）	10mL針付	1
10			注射器（ディスボ）（50本入）	20mL 針なし	1
11			注射針（ディスボ）（100本入）	18G	1
12			注射針（ディスボ）（100本入）	21G	2
13			注射針（ディスボ）（100本入）	22G	1
14		固定器具	副木 ソフラットシーネ（10本入）	M 2×8×62cm	5
15	衛生材料	三角巾	三角巾	L	25
16		綿球	滅菌綿球	径1.4cm 10球入 60袋	1
17			滅菌綿球	径2cm 10球入 40袋	1
18			滅菌綿球	径3cm 10球入 30袋	1
19		絆創膏	アルポリン（12入）	2.5cm×9m：フィルム製微小孔付	3
20			トラバン（10巻入）	9mm×10m：紙テープ	2
21			コクテルン（12入）	25mm×5m：伸縮性	2
22			コクテルン（6入）	50mm×5m：伸縮性	3
23			パテンバン（24巻）	12mm×5m：フィルム型	1
24			パテンバン（6巻）	50mm×5m：フィルム型	3
25			オウキウバン（200入）	M 21×70mm	3
26		包帯	ノンスコレッチNo. 6（10巻入）	5cm×9m：伸縮性	5
27			ノンスコレッチNo. 4（10巻入）	7.5cm×9m：伸縮性	5
28			レボ包帯 4裂（1本）	7.5cm×9m	5
29			レボ包帯 5裂（1本）	6cm×9m	5
30			レボ包帯 6裂（1本）	5cm×9m	5
31			コンネット包帯 3号（1箱）	32mm×25m	2
32			コンネット包帯 4号（1箱）	50mm×25m	2
33			コンネット包帯 5号（1箱）	60mm×25m	2
34		脱脂綿	カット綿	4cm×4cm 500g	3
35		ガーゼ	滅菌ガーゼ（1枚袋入100袋）	7.5cm×7.5cm 12枚重	3
36			ガゼロン 1号	30cm×30cm 八ツ折	1
37			ガゼロン 4号	30cm×30cm 四ツ折	1
38		綿棒	綿棒 片綿（20袋入）	処置用15cm 100本袋入	1
39		油紙	油紙（100枚入）	38cm×26.5cm	5
40		シーツ	防水シーツ（滅菌済）（25枚入）	1m×1.2m	2
41		手袋	手術用ゴム手袋（25双函入）	No. 7	1
42			手術用ゴム手袋（25双函入）	No. 7.5	1
43			プラスチック手袋（100枚函入）	Mサイズ	1

災害医薬品備蓄センター、伊勢保健所志摩市駐在及び熊野保健所において、各々備蓄量分を備蓄する。

別表 4 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会） 備蓄品リスト

No	薬効分類	一般名	規格・単位
1	全身麻酔剤	注射用チオペンタールナトリウム 300mg	300mg×10A
2	全身麻酔剤	プロボオール注射液 500mg50mL	500mg×1V
3	催眠鎮静剤、抗不安剤	ミダゾラム注射液 10mg 2mL	10mg×10A
4	催眠鎮静剤、抗不安剤	ジアゼパム注射液 10mg	10mg×10A
5	抗てんかん剤	レベチラセタム注射液500mg	5mg×6A
6	解熱鎮痛消炎剤	ペンタゾシン注射液 15mg	15mg×10A
7	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注射液 1%10mL	100mg×10A
8	局所麻酔剤	塩酸リドカイン注 1% 100mL 1V	1、000mg×1V
9	局所麻酔剤	塩酸リドカインゼリー 2%	600mg×5本
10	局所麻酔剤	リドカイン噴霧剤 8%	80g×1B
11	骨格筋弛緩剤	ロクロニウム臭化物静注液25mg/2.5mL	25mg×10A
12	鎮痙い剤	アトロピン硫酸塩水和物キット 0.05%1mL	0.5mg×10A
13	眼科用剤	オフロキサシン軟膏 0.3%	3.5g×10本
14	強心剤	アミノフィリンキット 250mg250mL	250mg×10B
15	強心剤	塩酸ドバミンキット 0.3%200mL	0.3%200mL×10B
16	強心剤	ドブタミン塩酸塩注射液 100mg	100mg×10A
17	血圧降下剤	塩酸ニカルジピン注射液 2mg2mL	2mg×10A
18	血圧降下剤	塩酸ニカルジピン注射液 10mg10mL	10mg×10A
19	不整脈用剤	塩酸リドカイン注射液 2%5mL	100mg×10A
20	不整脈用剤	塩酸ベラパミル注射液 0.25%2mL	5mg×10A
21	利尿剤	フロセミド注射液 20mg	20mg×10A
22	血管収縮剤	塩酸フェニレフリン注射液 0.1%1mL	1mg×10A
23	血管拡張剤	ニトログリセリン錠 0.3mg	0.3mg×100T
24	血圧降下剤	ニフェジピンカプセル 5mg	5mg×100P
25	血管拡張剤	ニトログリセリン噴霧剤 0.3mg	0.65% 7.2g ×1缶
26	その他の循環器官用薬	D-マンニトール注射液 20%300mL	300mL×15 B
27	気管支拡張剤	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤 10μg	5mL×10本
28	副腎ホルモン剤	エピネフリンキット 0.1%1mL	1mg×10A
29	副腎ホルモン剤	ノルエピネフリン注射液 0.1%1mL	1mg×10A
30	副腎皮質ホルモン剤	コハク酸メチルプレドニゾロンナトリウム注射用 125mg	125mg×5V
31	糖類剤	ブドウ糖注射液 10%500mL	10%500mL×20B
32	血液代用剤	生理食塩液 100mL	100mL×30B
33	血液代用剤	生理食塩液 500mL	500mL×20B
34	血液代用剤	乳酸リンゲル液	500mL×20B
35	血液代用剤	低分子デキストラン加乳酸リンゲル液	500mL×20B
36	血液凝固阻止剤	ヘパリンナトリウム注射液 1000U/1mL	5、000U×10V
37	アシドーシス治療剤	炭酸水素ナトリウム注射液7%(250mL袋)	250mL×10袋
38	カルシウム剤	塩化カルシウム注射液2% 20mL	20mL×10管
39	補正用電解質液	硫酸マグネシウム注射液0.5mol 20mL	20mL×10管
40	解毒剤	炭酸水素ナトリウム注射液 8.4%20mL	20mL×50A
41	溶解剤	注射用水	20mL×50A
42	含嗽剤	ポビドンヨード含嗽剤	30mL×50本
43	外皮用殺菌消毒剤	ポビドンヨード液	250mL×20B
44	外皮用殺菌消毒剤	イソプロパノール液 70%	500mL×20B
45	外皮用殺菌消毒剤	日本薬局方 消毒用エタノール 500mL	500mL×20B
46	血液代用剤	塩化ナトリウム・ブドウ糖剤 200mL	200mL×20B
47	血液代用剤	乳酸ナトリウム・無機塩類・糖類剤 500mL	500mL×20B
48	主としてグラム陽性、陰性菌に作用するもの	セファゾリンナトリウムキット	1g×10B

別表 4 災害医薬品備蓄所（三重県医薬品卸業協会） 備蓄品リスト

No.	北勢地域			中勢地域	南勢地域		伊賀地域	紀北地域	合計
	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	
1		1		1		1	1	1	5
2		10		10		10	10	10	50
3		2		2		2	2	2	10
4		2		3		1	2	2	10
5		2		2		2	2	2	10
6		2		2		2	2	2	10
7		4		4		4	4	4	20
8		2		2		2	2	2	10
9		2		2		2	2	2	10
10		8		8		8	8	8	40
11		2		2		2	2	2	10
12		2		2		2	2	2	10
13		1		1		1	1	1	5
14		1		1		1	1	1	5
15		1		1		1	1	1	5
16		1		1		1	1	1	5
17		2		2		2	2	2	10
18		2		2		2	2	2	10
19		1		1		1	1	1	5
20		2		2		2	2	2	10
21		1		1		1	1	1	5
22		2		2		2	2	2	10
23		2		2		2	2	2	10
24		4		4		4	4	4	20
25		5		5		5	5	5	25
26		1		1		1	1	1	5
27		1		1		1	1	1	5
28		4		4		4	4	4	20
29		1		1		1	1	1	5
30		2		2		2	2	2	10
31		1		1		1	1	1	5
32		1		1		1	1	1	5
33		1		1		1	1	1	5
34		2		2		2	1	1	8
35		1		1		1	1	1	5
36		1		1		1	1	1	5
37		1		1		1	1	1	5
38		1		1		1	1	1	5
39		1		1		1	1	1	5
40		1		1		1	1	1	5
41		2		2		2	2	2	10
42	2	3	3	11	2	4	4	1	36
43	1	1	1	4	1	1	1	1	11
44	1	1	1	4	1	1	1	1	11
45	1	1	1	4	1	1	1	1	11
46	2	2	2	7	2	2	2	1	20
47	2	2	2	7	2	2	2	1	20
48	2	3	3	8	2	3	3	1	25

別表5 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局） 備蓄品リスト

No.	薬効別分類	一般名	規格・単位
1	催眠鎮静剤、抗不安剤	ジアゼパム錠 2mg	2mg/T
2	催眠鎮静剤、抗不安剤	プロチゾラムOD錠 0.25mg	0.25mg/T
3	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン錠 200mg	200mg/T
4	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン坐剤（小児用） 100mg	100mg/個
5	解熱鎮痛消炎剤	ジクロフェナトリウム坐剤 25mg	25mg/個
6	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム錠 60mg	60mg/T
7	精神神経用剤	エチゾラム錠 0.5mg	0.5mg/T
8	総合感冒剤	サリチルアミド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・メチレンジ・サリチル酸プロピレングリコール配合剤	1g/H
9	鎮けい剤	臭化ブチルスコポラミン錠 10mg	10mg/T
10	眼科用剤	レボフロキサシン液 1.5%	5mL/本
11	強心剤	ジゴキシン錠 0.125mg	0.125mg/T
12	不整脈用剤	ベラパミル塩酸塩錠 40mg	40mg/T
13	利尿剤	フロセミド錠 20mg	20mg/T
14	血管拡張剤	アムロジピンベシル酸塩口腔内崩壊錠 5mg	5mg/T
15	血管拡張剤	硝酸イソソルビド錠 5mg	5mg/T
16	血管拡張剤	硝酸イソソルビド貼付剤	40mg/枚
17	去痰剤	カルボシステイン錠500mg	500mg/T
18	鎮咳去痰剤	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠15mg	15mg/T
19	止しゃ剤・整腸剤	ラクトミン（乳酸菌）・酪酸菌・糖化菌配合散 1g	1g/包
20	その他の呼吸器官用薬	ブデソニド／ホルモテロールフル酸塩水和物吸入剤	60吸入/キット
21	止しゃ剤、整腸剤	塩酸ロペラミドカプセル 1mg	1mg/P
22	消化性潰瘍用剤	ランソプラゾールOD錠 15mg	15mg/T
23	消化性潰瘍用剤	レバミピド錠 100mg	100mg/T
24	下剤、浣腸剤	センノシド錠 12mg	12mg/T
25	その他の消化器官用薬	ドンペリドン錠 10mg	10mg/T
26	糖尿病用剤	グリメピリド錠 1mg	1mg/T
27	痛風治療剤	フェブキソスタット錠 10mg	10mg/T
28	副腎ホルモン剤	プレドニゾン錠 5mg	5mg/T
29	その他のホルモン剤	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）キット300単位	300U/キット
30	その他のホルモン剤	ヒトインスリン（遺伝子組換え）キット 300単位	300U/キット
31	化膿性疾患用剤	硫酸ゲンタマイシン軟膏	10g/本
32	鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	吉草酸ベンタメタゾン、硫酸ゲンタマイシン配合軟膏	5g/本
33	鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物貼付剤 100mg	100mg/1枚
34	血液凝固阻止剤	ワルファリンカリウム錠 1mg	1mg/T
35	止血剤	トラネキサム酸錠 250mg	250mg/T
36	その他の血液・体液用薬	アスピリン腸溶錠 100mg	100mg/T
37	その他のアレルギー薬	ベタスタチンベシル酸塩錠 10mg	60mg/T
38	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	塩酸セファペンピボキシル錠 100mg	100mg/T
39	主としてグラム陽性・マイコプラズマに作用するもの	クラリスロマイシン錠 200mg	200mg/T
40	主としてグラム陽性・マイコプラズマに作用するもの	クラリスロマイシンDS 10%	50mg/包
41	その他の抗生物質製剤	アモキシシリンカプセル 250mg	250mg/P
42	合成抗菌剤	レボフロキサシン錠 250mg	250mg/T
43	注射針	A型専用注射針(JIS T 3226-2)	33G

別表5 災害医薬品備蓄所（災害拠点薬局） 備蓄品リスト

No.	県(基幹)	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野	合計
1	800	300	500	600	900	300	600	500	600	200	500	5800
2	700	300	400	500	800	300	500	400	500	100	400	4900
3	600	200	400	400	600	200	400	400	400	200	400	4200
4	250	100	150	150	250	100	150	150	150	50	150	1650
5	300	150	200	200	350	100	200	200	200	50	200	2150
6	2000	800	1200	1200	2400	800	1500	1200	1500	300	1500	14400
7	1200	500	800	800	1400	500	800	800	800	200	800	8600
8	2500	1000	1500	1600	2800	1000	1700	1500	1700	400	1500	17200
9	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
10	50	20	30	30	50	20	30	30	30	10	30	330
11	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1100
12	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
13	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
14	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
15	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
16	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	550
17	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
18	2000	1000	1500	1500	2500	1000	1500	1500	1500	500	1500	16000
19	2400	1200	2400	2400	3600	1200	2400	2400	2400	1200	2400	24000
20	14	6	8	10	16	6	5	8	10	2	8	93
21	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
22	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
23	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
24	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
25	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
26	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
27	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
28	700	300	500	500	800	300	500	500	500	100	500	5200
29	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	66
30	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	88
31	110	50	70	80	130	50	80	70	80	20	70	810
32	110	50	70	80	130	50	80	70	80	20	70	810
33	1750	700	1050	1050	1750	700	1050	1050	1050	350	1050	11550
34	1100	400	700	700	1200	400	700	700	700	200	700	7500
35	200	100	100	100	200	100	100	100	100	100	100	1300
36	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	5500
37	2000	1000	1000	1000	2000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	13000
38	2100	800	1300	1400	2300	800	1400	1300	1400	300	1300	14400
39	200	100	100	100	200	100	100	100	100	100	100	1300
40	800	120	240	500	800	120	500	240	800	60	500	4680
41	2100	800	1300	1400	2300	800	1400	1300	1400	300	1400	14500
42	350	150	250	250	400	150	250	250	250	50	250	2600
43	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	7700

別表 6 災害衛生材料流通備蓄所 備蓄品リスト

No.	分類		品名	規格包装	定数
1	医療機器	輸血・輸液器具類	輸液セット (50本入)	静脈針なし	30
2			小児輸液セット (50セット入)	静脈針なし	12
3			輸血セット (50セット入)	静脈針付	9
4			留置針 (50本入)	18G	6
5			留置針 (50本入)	22G	6
6			翼付静脈針 (50セット入)	19G	6
7			翼付静脈針 (50セット入)	22G	6
8		注射用器具	注射器・針 (ディスポ) (100本入)	5mL針付	30
9			注射器・針 (ディスポ) (100本入)	10mL針付	15
10			注射器 (ディスポ) (50本入)	20mL 針なし	15
11			注射針 (ディスポ) (100本入)	18G	15
12			注射針 (ディスポ) (100本入)	21G	30
13			注射針 (ディスポ) (100本入)	22G	15
14		固定器具	副木 ソフラットシーネ (10本入)	M 2×8×62cm	90
15	衛生材料	三角巾	三角巾	L	900
16		綿球	滅菌綿球	径1.4cm 10球入 50袋	24
17			滅菌綿球	径2cm 10球入 50袋	24
18			滅菌綿球	径3cm 10球入 30袋	12
19		絆創膏	アルポリン (12入)	2.5cm×9m : フィルム製微小孔付	36
20			トラバン (30巻入)	9mm×10m : 紙テープ	12
21			コクテルン (12入)	25mm×5m : 伸縮性	30
22			コクテルン (6入)	50mm×5m : 伸縮性	36
23			パテンバン (24巻)	12mm×9m : フィルム型	9
24			パテンバン (6巻)	50mm×9m : フィルム型	18
25			オウキュウバン (200入)	M 21×70mm	60
26		包帯	ノンスコレッチNo. 6 (10巻入)	5cm×9m : 伸縮性	60
27			ノンスコレッチNo. 4 (10巻入)	7.5cm×9m : 伸縮性	60
28			ソフラクライム包帯 4裂 (1本)	6.7cm×9m	90
29			ソフラクライム包帯 5裂 (1本)	5.4cm×9m	90
30			ソフラクライム包帯 6裂 (1本)	4.5cm×9m	90
31			コンネット包帯 3号 (1箱)	32mm×25m	30
32			コンネット包帯 4号 (1箱)	50mm×25m	30
33			コンネット包帯 5号 (1箱)	60mm×25m	30
34		脱脂綿	カット綿	4cm×4cm 500g	60
35		ガーゼ	滅菌ガーゼ (1枚袋入50袋)	7.5cm×7.5cm 12枚重	120
36			ガゼロン 1号	30cm×30cm 八ツ折	30
37			ガゼロン 4号	30cm×30cm 四ツ折	30
38		綿棒	綿棒 片綿 (15袋入)	処置用15cm 100本袋入	15
39		油紙	油紙 (100枚入)	38cm×26cm	60
40		シーツ	防水シーツ (滅菌済) (25枚入)	1m×1.2m	36
41		手袋	手術用ゴム手袋 (50双函入)	No. 7	12
42			手術用ゴム手袋 (50双函入)	No. 7.5	12
43			プラスチック手袋 (150枚函入)	Mサイズ	15

* 保管備蓄量については、北部：中部：南部を 1：1：1 の割合とする。

別表 7 災害歯科用医薬品等流通備蓄所 備蓄品リスト

No.	分類	品名	規格包装	定数
1	局所麻酔剤	オーラ注歯科用カートリッジ	50本入	60
2		オクタプレシンカートリッジ	50本入	9
3	止血剤	スポンゼル	7×10cm×1cm 5枚	6
4	その他医薬品	ホルマリンクレゾール	15mL	60
5		歯科用フェノールカンフル	15mL	60
6		ネオクリーナ	30mL	30
7	注射用器具	歯科用カートリッジシリンジ（浸潤麻酔用）	1ケース	6
8		歯科用カートリッジシリンジ（伝達麻酔用）	1ケース	6
9		洗浄用ミニムシリンジ	2mL×12	6
10		注射針（30G）	100本入	18
11	固定器具	三内式シーネ	6個入	12
12		0.5mm歯牙結紮線	10m巻	12
13	その他器具	縫合針（角針）	10本入	12
14		糸付き縫合針	12本入	6
15		メス（No. 11）	20本入	30
16		メス（No. 15）	20本入	30
17		デンタルミラー	1本	60
18		即時重合レジン	250g	30
19		持針器（七浦式）	1個	15
20		歯科用ピンセット	# 18	15
21		歯肉ハサミ（アイリス直）	1本	15
22		歯肉ハサミ（アイリス曲）	1本	15
23		舌圧子	200個入 ディスポ	9
24		ホーのプライヤー	# 100 1本	9
25		ワイヤー把持鉗子（ピースプライヤー）	# 118 1本	9
26		ワイヤーニッパー	1個	9
27		デンタルミラー	50本入 ディスポ	15

別表8 (参考) 避難所で必要となる一般用医薬品(OTC医薬品)のリストの例示

想定避難者数 1,000人(大人600人子供400人)		
大分類	小分類	確保の目安
風邪薬	総合感冒薬	100人分
	小児用総合感冒薬	40人分
	咳止め	20人分
	小児用咳止め	10人分
	のど飴(トローチ剤を含む)	100人分
	鼻炎薬(点鼻薬含む)	10人分(季節性あり)
	小児用鼻炎薬	10人分
	うがい薬(スプレータイプを含む)	避難所に10個
胃腸薬	便秘薬	100人分
	下痢止め	100人分
	整腸薬	50人分
	大人用浣腸	避難所に100個
	小児用浣腸	避難所に100個
	健胃消化薬	100人分
	胃痛治療薬	20人分
中枢用薬	解熱鎮痛薬	50人分
	睡眠薬	100人分
皮膚用剤	ステロイド軟膏	避難所に50個
	非ステロイド軟膏	避難所に50個
	乾燥性掻痒症治療剤(季節性あり)	避難所に50個
	皮膚保護剤(白色ワセリン)	500g
	プラスチック容器	10g容器30個(ワセリン分配用)
	水虫薬(液剤・クリーム剤)	避難所に50個
	消毒薬	避難所に20個
	キズ薬(止血剤を含む)	避難所に10個
ビタミン剤	ビタミン剤	50人分
外用消炎鎮痛剤	冷シップ剤	避難所に200枚
	温シップ剤	避難所に200枚
目薬	消炎性点眼薬	30人分
	アレルギー性点眼薬	300人分(季節性あり)
	ドライアイ用点眼薬	100人分
	抗菌点眼薬	30人分
その他医薬品	痔用治療剤	注入軟膏として100本
	口内炎用軟膏	50人分
	手指消毒液(速乾性)	避難所に10本
衛生用品	生理用ナプキン	避難所に300個
	ドライシャンプー	避難所に50本
	滅菌ガーゼ	避難所に300枚
	キズテープ	避難所に500枚
	オブラート	避難所に300枚
	マスク	避難所に1,000枚
	綿棒	避難所に1,000本
	冷感シート	避難所に100枚
	体温計	避難所に10本

災害医薬品等管理記録簿

[illegible]

災害医薬品等使用報告書

年 月 日

三重県医療保健部薬務課長 様

備 蓄 所 名

管理責任者名

当備蓄所において備蓄している災害医薬品等を使用しましたので、下記のとおり報告します。

1 使用年月日 平成 年 月 日

2 医薬品等供給先

3 使用した医薬品等の内容（品名、数量等）

4 その他

(2) 医薬品等管理業務要領

(目的)

第1 この要領は、災害時に被災地外等から、県医薬品等集積施設、地域医薬品等供給施設に集められた医薬品、医療機器、衛生材料（以下「医薬品等」という。）の管理を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(県医薬品等集積施設)

第2 県医薬品等集積施設（以下「県集積所」という。）は、被災状況等により県災害対策本部保健医療部隊（薬務課）（以下「保健医療部隊（薬務課）」という）が適切な場所に設置するもので、設置後、場所等を関係市町等に通知する。

(地域医薬品等供給施設)

第3 地域医薬品等供給施設（以下「地域供給所」という。）は、県地方災害対策部（保健所）が被災状況等により医薬品卸売販売業者の営業所その他適切な施設から指定するもので、設置後、関係市町等に通知する。

(管理者)

第4 県集積所及び地域供給所で従事する者のうちから各々管理者を定めるものとし、管理者は必要に応じて、出納、保管管理、運搬の各班を設けることができる。

(業務)

第5 各業務は、次のとおりとする。

1 管理者

- (1) 保健医療部隊（薬務課）との連絡調整を行い、不足医薬品等がある場合には供給要請（供給様式 1）する。
- (2) 県集積所又は地域供給所における業務の総括と人員の配置を行う。

2 出納

- (1) 医薬品等を受入時に点検し、医薬品は医療用、一般用の別、さらに薬効分類別に仕分け、衛生材料は用途別に仕分けする。
- (2) 医薬品等の搬送要請及び照会等に対応する。
- (3) 医薬品等の入出庫について帳簿を作成し在庫管理を行う。

3 保管管理

医薬品等の保管管理、有効期限の確認及び不良医薬品等の検査を行う。

4 搬送等

医薬品等の発注がありしだい、その該当品を選別し、供給要請元まで搬送する。ただし、被災により搬送できないときは供給要請元に搬送を依頼する。

(報告)

第6 管理者は、薬務課長に医薬品等の受入（管理様式 1）及び在庫状況（管理様式 2）について毎日報告を行うものとする。

附則 この要領は、平成 11 年 3 月 9 日から施行する。

附則 この要領は、平成 13 年 3 月 5 日から施行する。

附則 この要領は、平成 15 年 3 月 26 日から施行する。

附則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附則 この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附則 この要領は、平成２８年２月１日から施行する。

附則 この要領は、令和 ３年３月１日から施行する。

附則 この要領は、令和 ３年４月１日から施行する。

医薬品等の受入報告書

年 月 日

三重県医療保健部薬務課長 様
〈TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344〉

集積施設及び供給施設名
管 理 者 名 印
〈TEL : — — 〉

医薬品等の受入について、次のとおり報告します。

医 薬 品 等 搬 入 者	住 所			
	氏 名			
品 名		規 格	数 量	備 考
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)
				(有償・無償)

受領者署名欄	上記医薬品等を確認に受領いたしました。
	受領者名

医薬品等の在庫状況報告書

年 月 日

三重県医療保健部薬務課長 様

〈TEL:059-224-2330 , FAX:059-224-2344〉

集積施設及び供給施設名

管 理 者 名

印

⟨TEL : _____⟩

医薬品等の在庫状況について、次のとおり報告します。(平成 年 月 日現在)

[illegible]

12 三重県災害医療コーディネーター設置要綱【医療保健部 医療政策課】

(趣旨)

第1条 地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、三重県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、災害医療に精通し、かつ、三重県の医療の現状について熟知しているものをコーディネーターとして委嘱する。

2 コーディネーターの任期は2年とする。

なお、初回の任期は、平成27年3月31日までとする。

ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

(配置)

第3条 県全域の災害時医療活動を総括し、かつ調整するコーディネーターとして、三重県災害対策本部に設置する災害医療本部内に本部災害医療コーディネーターを置く。

2 地域における災害時医療活動を調整するコーディネーターとして、概ね保健所単位に地域災害医療コーディネーターを置く。

(職務)

第4条 コーディネーターは、知事の要請により、次の業務を行う。

(1) 被災地における医療救護班等の派遣及び配置に関する助言及び調整

(2) 患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整

(3) 前2号のほか、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整

2 コーディネーターは、災害発生時において必要と判断した場合は、知事の要請を待たずに必要な業務を開始することができる。ただし、活動開始後、速やかに知事に報告を行うものとする。

3 知事は、災害の状況等により必要と認めた場合は、コーディネーターに対し、他の圏域及び県災害対策本部内での活動を要請することができる。

4 知事は、災害医療活動が安定した場合は、コーディネーターに対する活動要請を解除するものとする。

5 コーディネーターは、その活動を終了するに当たっては、医療保健部長又は保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第6条 コーディネーターの実費弁償は、知事の要請により出務した1日につき、災害救助法施行規則（昭和40年三重県規則第11号）別表に定める額を支給する。

2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の例により扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 コーディネーターは、災害時において円滑に業務を行えるよう、平時においては、各コーディネーターをはじめ各関係機関との連携態勢の維持に努めるとともに、災害医療研修及び訓練等に積極的に参加し、資質の向

上に努めるものとする。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、医療保健部医療政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

13 三重県災害薬事コーディネーター設置及び運営要綱【医療保健部 薬務課】

(趣旨)

第1条 地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を得るため、三重県災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、次に掲げる要件を満たす薬剤師であり、一般社団法人三重県薬剤師会から推薦のあった薬剤師の中から薬事コーディネーターを委嘱する。

- (1) 災害時に必要な薬剤師活動にかかる知識・経験を有すること。
- (2) 災害時における県の医薬品等の確保・供給に関する調整等にかかる知識・経験を有すること。
- (3) 県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れる体制の整備にかかる知識・経験を有すること。

2 知事は、薬事コーディネーターとして委嘱した薬剤師を別紙様式の三重県災害薬事コーディネーター名簿に掲載することとする。

3 薬事コーディネーターの任期は2年とする。

(配置)

第3条 県全域の災害時薬事活動に対する助言等を行う薬事コーディネーターを、本部災害薬事コーディネーターとして、県災害対策本部保健医療部隊に配置する。

2 地域における災害時薬事活動に対する助言等を行う薬事コーディネーターを、地域災害薬事コーディネーターとして、災害の規模、災害の範囲及び被害状況等に応じて、三重県災害薬事コーディネーター名簿の中から、薬務課長が指定し保健所等に配置する。なお、地域災害薬事コーディネーターの配置は、原則、三重県災害薬事コーディネーター名簿に掲載された地域の保健所管内とするが、必要に応じその他の地域への配置も可能とする。

3 地域において統括的な役割を果たす災害薬事コーディネーターを、三重県災害薬事コーディネーター名簿に掲載された地域ごとに、統括災害薬事コーディネーターとして指定する。

(職務)

第4条 薬事コーディネーターは、知事の要請により、薬事に関する次に掲げる職務（以下「職務」という。）の助言等を行う。

- (1) 医薬品等の確保・供給に関すること。
- (2) 県医薬品等集積施設及び地域医薬品等供給施設の設置・運営に関すること。
- (3) 薬事関係施設の状況把握等に関すること。
- (4) 応援薬剤師の受入・調整に関すること。
- (5) その他薬事及び保健衛生に関すること。

2 知事は、災害医療活動が安定した場合は、薬事コーディネーターに対する活動要請を解除するものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 薬事コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第6条 薬事コーディネーターの実費弁償は、知事の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）別表に定める額を支給するものとする。

2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の例により扶助金を支給する。

(平時の体制)

第7条 薬事コーディネーターは、災害時において円滑に業務を行えるよう、平時においては、各薬事コーディネーターをはじめ各関係機関との連携態勢の維持に努めるとともに、災害薬事研修及び訓練等に積極的に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(事務)

第8条 薬事コーディネーターに関する事務は、医療保健部薬務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

14 建設機械無償貸付に関する取扱要領【県土整備部 施設災害対策課】

建設機械関係事務取扱規程（昭和46年建設省訓第13号）第20条第1項第3号において、災害応急復旧工事等を行う、地方自治体又その長に対して、当該応急復旧工事等において、建設機械の無償貸付に関することが規程されているが、その取扱については下記によるものとする。

記

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急対策本部の所管区域内における災害の応急復旧工事等で、次に掲げるもの。
 - (イ) 一般国道、都道府県又は市町村道（特別区道を含む。）で交通上特に重要と認められるものが被災し、当該被災個所の交通を確保するため緊急に実施しなければならない排土作業若しくは除雪作業又は仮道工事若しくは仮栈道工事（以下（ロ）において「排土作業等」という。）
 - (ロ) 被災した道路が被災地との唯一の交通道路であり、救援物資又は復旧用資材の輸送等を行うため緊急に実施しなければならない排土作業等
 - (ハ) 河川、砂防又は海岸施設が被災して、流水又は海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災個所の背後地が甚大な被害を受け、若しくはそのおそれが大きいため、緊急に実施しなければならない仮締切工事等
 - (ニ) その他地方公共団体又はその長がみずから緊急に実施しなければならない災害の応急復旧工事等で、部局長（土木研究所、建設大学校、地方建設局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部の長）が特に必要と認めて承認したもの。
- 2 長時間にわたる干ばつのため飲料水が不足し、地域住民が困窮している場合において、必要最小限度の飲料水を確保するため散水車又は水タンク車による給水活動
- 3 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第2条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域内の道路が被災し、当該道路の交通を確保するために緊急に実施しなければならない応急復旧事業
- 4 火山の爆発に伴い、市町村が道路法（昭和27年法律第180号）の規定により管理する同法第3条第4号に規定する市町村道において、活動火山対策特別措置法第11条に規定する降灰除去事業を実施するに当たって、当該降灰を緊急に除去する応急復旧事業

15 三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱【防災対策部 災害対策推進課】

(目的)

第1条

この要綱は、林野火災又は大火災対策の用に供するため、三重県が保有する林野火災対策等資機材（以下「資機材」という。）の管理運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(保管)

第2条

(1) 資機材は、次の場所に保管する。

(ア) 三重県防災対策部災害対策室 三重県備蓄倉庫（津市東古河町 36）

(イ) 三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）

(ウ) 尾鷲市倉庫

(エ) 陸上自衛隊第 33 普通科連隊

(使用の範囲)

第3条

ア 資機材は、原則として林野火災又は大火災が発生した場合の消火及び防御並びに訓練に使用するものとする。

イ 資機材を使用できるものは、次に掲げるものとする。

(ア) 国

(イ) 都道府県

(ウ) 市 町 村

(エ) 消防組合

(使用の申請)

第4条

ア 資機材を使用し、消火及び防御並びに訓練を実施しようとする者（以下「使用者」という。）は、林野火災対策資機材使用申請書（別記様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合には、電話等により申請し、事後において速やかに所定の手続きを行わなければならない。

イ 市町及び消防組合は、林野火災又は大火災の消火及び防御を実施するに際し、自衛隊の派遣を必要とする場合には県防災計画の定めるところにより、措置しなければならない。

(返納)

第5条

使用者は、使用期間が終了したとき又は使用の必要がなくなったときには、資機材の整備点検を実施し、速やかに返納しなければならない。

(費用の負担)

第6条

ア 資機材を使用した場合、次の費用は使用者の負担とする。

(ア) 資機材の引渡し及び返納に要する費用

(イ) 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に要する費用

(ウ) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用

(エ) 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(オ) 県防災計画の規定に基づく自衛隊の災害派遣部隊の活動に要した費用

イ 災害が、2以上の団体に及ぶ場合には、関係団体が協議のうえ負担する。

(補足)

第7条

この要綱に定めるもののほか、資機材の管理運用について必要な事項は、その都度定める。

附 則

ア この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

イ 三重県林野火災対策資機材管理運用要綱（昭和48年2月1日施行）及び空中消火用資機材管理運用要綱（昭和53年12月1日施行）は、廃止する。

別記様式

林野火災対策等資機材使用申請書

年 月 日

三重県知事 様

申請書住所

氏名

印

三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
記

- 1 使用目的
- 2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 資機材名及び数量
- 4 連絡窓口及び連絡責任者

16 三重県防災啓発車派遣要綱【防災対策部 地域防災推進課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県（以下「県」という。）と市町（防災担当部署）および消防本部（以下「市町等」という。）が共同で実施する防災啓発車による啓発事業について、県が所有する防災啓発車を市町等に派遣する場合の手続きについて必要な事項を定める。

2 この事業は、県民に対し地震に備える知識、技術を実際的な体験により習得させることを目的とする。

3 県が主催するイベント並びに公立学校からの要請については、以下第2条から第8条までを適用するが、各条文中に記載されている市町等を、県の各担当課及び各学校と読み替えるものとする。

(用途)

第2条 防災啓発車は、地震に関する防災知識の普及に活用するものとし、営利目的となる催しや酒類を提供するイベントには派遣しない。

(派遣希望の手続き等)

第3条 防災啓発車の派遣を希望する者は、市町等へ連絡または相談し、派遣要望を受けた市町等から、防災啓発車派遣希望調査表（別記様式第1号）を地域防災推進課長に提出すること。なお、市町等は、派遣希望場所における防災啓発車（大型：幅 2.5m、長さ 7.5m、高さ 3.4m 中型：幅 2.2m、長さ 6.2m、高さ 2.6m）の進入の可否および設置スペース（大型：幅 4.0m、長さ 9.5m、高さ 3.5m以上 中型：幅 3.7m、長さ 8.2m、高さ 3.2m以上）の確保について、あらかじめ確認すること。

2 前項の提出期間は、派遣を希望する日の属する月の6ヶ月前の月で、かつ、地域防災推進課長から防災啓発車派遣希望調査の依頼を受けた日から指定期日までとする。なお、同一日に要請が輻輳する場合は、派遣場所等を考慮し決定する。ただし、派遣希望調査期間を終了した月に派遣希望が生じた場合は、市町等はあらかじめ防災啓発車の運行状況を地域防災推進課へ確認し、防災啓発車希望調査表を提出すること。

3 派遣希望については、ファックス等により防災啓発車派遣希望調査表を提出するものとし、電話等による手続きは行なわない。

4 地域防災推進課長は、防災啓発車の派遣を承認したときは、派遣希望先の市町等にその旨を文書または電話等により通知するものとする。

(経費の負担等)

第4条 防災啓発車の移動および操作により使用する燃料費等の経費は、県の負担とする。

(事前打合せ)

第5条 派遣決定後、市町等担当者は事前に防災啓発専門員と防災啓発車の設置場所、設置時間、内容等について打合せを行なうものとする。

(防災啓発車の操作等)

第6条 防災啓発車の運転および起震装置の操作は、防災啓発専門員又は防災啓発指導員(以下、「防災啓発員等」という。)が行なうものとする。

2 防災啓発車の運用については、防災啓発専門員等1名以上とし、乗降補助者等を含め2名以上（乗車体験者数により増員）で行なうものとする。また、不足人員は市町職員、消防職員、教職員等（原則公務災害が適用する者）で対応し、防災啓発員等の補佐にあたること。

(派遣の中止)

第7条 荒天等により、体験者の安全又は防災啓発車の機能に支障が生じるおそれがある場合は、県と市町等は依

頼者と協議のうえ、派遣を中止することができる。

(使用中の事故等)

第8条 派遣先における防災啓発車の地震体験時に生じた事故等の責任については、必要に応じて県と市町等及び
依頼者がその都度協議するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災啓発車の派遣について必要な事項はその都度定める。

(附 則)

この要綱は、平成22年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

この要綱は、平成31年 1月25日から施行する。

この要綱は、令和 4年11月15日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

三重県 地域防災推進課 担当あて (FAX 059-224-2199)

令和 年 月の三重県防災啓発車の派遣希望調査表

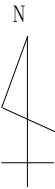
市町・消防本部名 :

市町・消防本部 担当者名 :

電話番号 : FAX 番号 :

月 日	派 遣 先	派 遣 内 容	体験予定人数
月 日	①名称 (自治会名等)	⑤派遣目的 ⑥派遣希望時間 (: ~ :)	人
	②住所 〒 -		
	③電話番号 (- -)		
	④担当者名 ()		

⑦派遣場所の地図 (目印となる最寄の建物から記入してください。)



当日の現地対応者	
進入路の確認 (注)	済 ・ 未

※ 狭い場所・狭い道の場合はご相談ください。ただし、車両のご指定はできません。							
『まもるくん』	車両サイズ	幅2.5m、長さ7.5m、高さ3.4m	総重量	少し小型の	車両サイズ	幅2.2m、長さ6.2m、高さ2.6m	総重量
『まなぶくん』	駐車スペース	幅4.0m、長さ9.5m、高さ3.5m以上	8t未満	『そなえちゃん』	駐車スペース	幅3.7m、長さ8.2m、高さ3.2m以上	6t未満

(注) 必ず現地確認をお願いします。啓発車 (大型車) が進入できない会場は、地震体験ができません。車両の大きさは、『路線バス』をイメージしてください。また、車両重量もあるため、会場への進入に際して、樹木の枝、道路上のマンホール、止水栓・汚水樹の蓋、スロープ等に破損の恐れがないか必ず事前に確認をしてください。

車両サイズ	→幅 2.5m 長さ 7.5m 高さ 3.4m 総重量 7715～7665 kg
駐車スペース	→幅 4.0m 以上 長さ 9.5m 以上 高さ 3.5m 以上 (傾斜地不可)

- 注 ※ 調査に基づく派遣決定は各市町、各消防本部へ通知します。
- ※ 防災啓発車の割り振りは配備場所を考慮して選考します。
- ※ 防災啓発車の派遣決定後、派遣先の担当者は、実施日の約 10 日前に地域防災推進課へ再度確認の電話をお願いします。なお、地域防災推進課啓発員が、事前に派遣先等と防災啓発車の駐車場所、開始時間、内容等について打ち合わせをさせて頂く場合もあります。
- ※ 防災啓発車の派遣には市町または消防本部職員の方の協力が必要です。
- ※ 防災啓発車の地震体験時に生じた事故の取扱いについては、三重県防災啓発車派遣要綱第 7 条をご確認ください。
- ※ 安全確保のため、終了時間は原則 17 時まで (ただし、11 月～3 月は 16 時まで) とします。

《お願い》県の防災啓発の参考とするため、アンケートをお願いする場合があります。
目的以外に使用したり、公表することはありませんのでご協力をお願いします。

三重県 防災対策部 地域防災推進課
【連絡先】 啓発員専用ダイヤル TEL : 059-224-2187 FAX : 059-224-2199

17 危機発生時の相互応援に関する協定に係る桑員地域広域避難実施要領<地震・津波編>

【防災対策部 地域防災推進課】

1 本実施要領の位置付け

本実施要領は、桑員地域2市2町で締結している「危機発生時の相互応援に関する協定」及び「浸水時における広域避難に関する協定」並びに「三重県市町災害時応援協定」に基づき、南海トラフ地震等の強振動により桑名市及び木曽岬町の沿岸部の堤防の破堤・沈降及び津波による浸水が発生し、広域避難が必要となる際に、桑員地域2市2町及び県が相互に協力して実施する広域避難の実施要領を定めるものである。

2 広域避難実施方針

- ・被災市町は、広域避難を決定した場合は、速やかにその旨を住民に周知し、受入市町及び県に対して必要な要請を行う。
- ・受入市町及び県は、上記要請があった場合には、速やかに応援体制を整える。

3 市町及び県の対応要領

2の方針に基づき、各機関は連携体制の構築及びその実施について次のとおり実施するものとする。なお、各機関においては、各機関内部の担当部署を明確にするとともに、関連連絡先を整理のうえ、相互に情報共有しておくものとする。

(1) 避難市町

- ・被災市町は、速やかに被害の状況を把握し、被害拡大のおそれも踏まえて広域避難の必要性を判断する。
- ・広域避難の必要性の検討に着手した時点で、受入市町及び県桑名地方部へその旨報告する。
- ・広域避難を決定した場合は、受入市町へ受入要請及び県へ応援要請を行う。
- ・広域避難者を一時的に集結させる必要がある場合、受入市町及び県桑名地方部へ一時滞在施設の開設及び運営支援を要請する。
- ・住民に対し、広域避難を実施し、受入市町の一時滞在施設に避難するよう周知を行う。
- ・発災後、浸水した地域から救助機関により救助された住民を受入市町に輸送する。
 - ア 輸送手段確保のため協定締結事業者へ輸送要請を行う。
 - イ 輸送手段出発場所における住民の誘導を行う。
 - ウ 集団避難の車中に避難者名簿の作成を行う。
- ・一時滞在施設の運営を行う。
 - ア 必要資機材を準備する。（無線機、筆記用具、調整様式等）
 - イ 広域避難者の名簿作成を行う。
 - ウ 広域避難者への備蓄物資による物資支援を行う。
 - エ 広域避難者に関する情報を受入市町及び県桑名地方部へ連絡する。
- ・広域避難者の避難先の把握を行う。
- ・域内で取り残されている住民の情報を収集する。

(2) 受入市町

- ・ 自市町内の一時滞在施設の開設を行う。
- ・ 一時滞在施設へ避難後、各避難施設へ広域避難者を移動させる必要がある場合は、下記のとおりとする。
 - ア 別表「受入調整表」に基づき自市町内の避難施設の避難状況を把握する。
 - イ 別表「受入調整表」に基づく避難施設の受入れ可否を判断する。
 - ウ 別表「受入調整表」に基づき自市町内の避難施設の空き状況を避難市町及び県桑名地方部へ報告する。
 - エ 別表「受入調整表」に基づく受入れが困難な場合、その旨を避難市町及び県桑名地方部へ報告する。
- ・ 県桑名地方部と連携し、避難市町の避難状況を把握し、あらかじめ応援体制を整える。
- ・ 避難施設の開設を行う。
 - ア 必要資機材を準備する。
 - イ 備蓄物資の在庫確認を行う。
- ・ 自市町内避難施設へ誘導を行う。

(3) 県

(桑名地方部)

- ・ 管内市町の対応状況を把握し、連絡体制の構築を行う。
- ・ 連絡要員を避難市町又は一時滞在施設に派遣し、必要な情報を入手する。
- ・ 広域避難者に関する情報を県災害対策本部へ連絡する。
- ・ 管内市町での避難施設の確保が困難な場合は、管外市町への避難者受入れについて、県災害本部へ要請する。
- ・ 管外の市町による避難者の受入れが決定した場合には、その旨避難市町へ伝達する。

(県災害対策本部)

- ・ 緊急派遣チームを派遣し地方部の増強を図るとともに、避難市町の情報収集を行う。
- ・ 広域避難時の受入れ可能市町について把握するため、桑名地方部以外の県地方部を通じて各市町の避難状況、指定避難所の空き状況を調査する。
- ・ 避難市町の要請に応じて、広域避難者の輸送手段を確保する。

4 一時滞在施設の開設・運営要領

- ・ 受入市町の一時滞在施設は、受入市町が指定する。
- ・ 一時滞在施設の開設は、当該施設が所在する市町が開設を行う。
- ・ 一時滞在施設の運営は、避難市町が行う。

5 避難施設マッチング要領

- ・ 受入市町の各避難施設へ広域避難者を移動させる場合、マッチングを行う。
- ・ マッチングは、あらかじめ定めた別表「受入調整表」に基づき行う。

- ・別表「受入調整表」に基づくマッチングが困難な場合、受入市町は可能な範囲で他の受入れ可能な施設の把握に努める。
- ・管内での受入れが困難な場合、県桑名地方部は県災害対策本部と連携し、他地域の受入れ可能施設とマッチングを行う。
- ・広域避難者名簿は、別紙様式1を用いる。
- ・マッチング表は、別紙様式2を用いる。

6 今後の課題

本要領は、平成26年9月21日に実施した「平成26年度桑名地域広域避難訓練」の手順や手法を明記した危機発生時の相互応援に関する協定に係る広域避難実施要領《風水害編》をもとに地震・津波災害時の手順や手法を定めたものである。今後、あらゆる事態を想定し、より迅速、確実、安全に避難ができるよう次の内容について検討していく。

- ・広域避難が想定される市町は具体的な避難計画を整理する。
- ・避難手段、避難ルート、避難が長期化する場合の対応策を検討する。
- ・救助機関により救助された避難者の輸送等について検討する。

附則 この要領は、平成29年2月13日から適用する。

平成29年2月13日

桑名市（市民安全部防災・危機管理課）

いなべ市（総務部危機管理課）

木曽岬町（危機管理課）

東員町（生活部環境防災課）

三重県（桑名地域防災総合事務所）

避難元市町
市・町

別紙様式 1

避難先	市・町
避難所名	
移動日	年 月 日

NO.

広域避難者名簿

集結場所：多度アイリスパーク（桑名市多度町）

No.	避難月日	地区名	避 難 者 氏 名（※世帯主等代表者が記入）										備 考
			代表者										
1	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
2	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
3	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
4	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
5	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
6	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
7	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
8	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
9	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
10	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	

※1 名簿は、地区ごとに作成する。
※2 多人数が集中した場合や名簿用紙がない場合等は、名簿の作成が事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で作成する。
※3 備考欄には、特別な配慮が必要な方などの情報を記入する。
※4 避難先は、できるだけこの名簿ごとにまとまるよう調整する。

桑員地域広域避難マッチング表

広域避難実施市町：

別紙様式 2

収容可能避難所			避難者割り振り※避難元の地区名、人数を記載する	集計	備考
	避難所名	収容可能人数（人）			
桑名市	(例) ●●小学校	100	○○地区 40人 ▲▲地区 40人	80人	○○地区要援護者1名
	桑名市計				
いなべ市					
	いなべ市計				
東員町					
	東員町計				
	収容可能人数	総計		計	

※各避難所のバランスを考慮し、割り振りを行う

18 危機発生時の相互応援に関する協定に係る桑員地域広域避難実施要領<風水害編>

【防災対策部 地域防災推進課】

1 本実施要領の位置付け

本実施要領は、桑員地域2市2町で締結している「危機発生時の相互応援に関する協定」及び「浸水時における広域避難に関する協定」並びに「三重県市町災害時応援協定」に基づき、超大型台風の来襲等による大規模風水害の発生が予想され、広域避難が必要となる際に、桑員地域2市2町及び県が相互に協力して実施する広域避難の実施要領を定めるものである。

2 広域避難実施方針

- ・市町及び県は、台風の規模、進路予想等に関する気象情報について情報収集を行い、相互に緊密な連携を図る。
- ・被害が予想される市町は、広域避難を決定後、速やかにその旨を域内住民に周知し、受入市町及び県に対し必要な要請を行う。
- ・受入市町及び県は、上記要請があった場合には、速やかに応援体制を整える。

3 市町及び県の対応要領

2の方針に基づき、各機関は連携体制の構築及びその実施について次のとおり実施するものとする。なお、各機関においては、各機関内部の担当部署を明確にするとともに、関連連絡先を整理のうえ、相互に情報共有しておくものとする。

(1) 避難市町

- ・台風の規模、進路予想等の気象情報から広域避難の必要性を判断する。
- ・広域避難の必要性の検討に着手した時点で、受入市町及び県桑名地方部へその旨報告する。
- ・広域避難の受入れについて、受入市町及び県へ応援要請を行う。
- ・広域避難者を一時的に集結させる必要がある場合、受入市町及び県桑名地方部へ一時滞在施設の開設及び運営支援を要請する。
- ・住民に対し広域避難を実施し、受入市町の一時滞在施設に避難するよう周知を行う。
- ・自ら移動手段を有しない住民及び要援護者等の集団避難のための輸送を行う。
 - ア 輸送手段確保のため協定締結事業者へ輸送要請を行う。
 - イ 輸送手段の出発場所を住民へ周知する。
 - ウ 輸送手段出発場所における住民の誘導を行う。
 - エ 集団避難の車中に避難者名簿の作成を行う。
- ・一時滞在施設の運営を行う。
 - ア 必要資機材を準備する。
 - イ 広域避難者の名簿作成を行う。
 - ウ 広域避難者への備蓄物資による物資支援を行う。
 - エ 広域避難者に関する情報を受入市町及び県桑名地方部へ連絡する。
- ・広域避難者の避難先の把握を行う。

- ・域内で取り残されている住民の情報を収集する。

(2) 受入市町

- ・自市町内の一時滞在施設の開設を行う。
- ・一時滞在施設の周辺に駐車場を確保する。
- ・一時滞在施設へ避難後、各避難施設へ広域避難者を移動させる必要がある場合は、下記のとおりとする。
 - ア 別表「受入調整表」に基づき自市町内の避難施設の避難状況を把握する。
 - イ 別表「受入調整表」に基づく避難施設の受入れ可否を判断する。
 - ウ 別表「受入調整表」に基づき自市町内の避難施設の空き状況を避難市町及び県桑名地方部へ報告する。
 - エ 別表「受入調整表」に基づく受入れが困難な場合、その旨を避難市町及び県桑名地方部へ報告する。
- ・県桑名地方部と連携し、避難市町の避難状況を把握し、あらかじめ応援体制を整える。
- ・避難施設の開設を行う。
 - ア 必要資機材を準備する。
 - イ 備蓄物資の在庫確認を行う。
- ・自市町内避難施設へ誘導を行う。

(3) 県

(桑名地方部)

- ・管内市町の対応状況を把握し、連絡体制の構築を行う。
- ・受入市町が確保した周辺駐車場から一時滞在施設へ避難者を移送するための輸送手段の確保を県災害対策本部へ要請する。
- ・連絡要員を避難市町又は一時滞在施設に派遣し、必要な情報を入手する。
- ・広域避難者に関する情報を県災害対策本部へ連絡する。
- ・管内市町内での避難施設の確保が困難な場合は管外市町の避難者受入れについて、県災害対策本部へ要請する。
- ・管外の市町による避難者の受入れが決定した場合は、その旨避難市町へ伝達する。

(県災害対策本部)

- ・緊急派遣チームを派遣し地方部の増強を図るとともに、避難市町の情報収集を行う。
- ・広域避難時の受入れ可能市町について把握するため、桑名地方部以外の県地方部を通じて各市町の避難状況、指定避難所の空き状況を調査する。
- ・避難市町及び桑名地方部の要請に応じて広域避難者の輸送手段を確保する。

4 一時滞在施設の開設・運営要領

- ・受入市町の一時滞在施設は、受入市町が指定する。
- ・一時滞在施設の開設は、当該施設が所在する市町が開設を行う。
- ・一時滞在施設の運営は、避難市町が行う。

5 避難施設マッチング要領

- ・受入市町の各避難施設に広域避難者を移動させる場合、マッチングを行う。
- ・マッチングは、あらかじめ定めた別表「受入調整表」に基づき行う。
- ・別表「受入調整表」に基づくマッチングが困難な場合、受入市町は可能な範囲で他の受入れ可能な施設の把握に努める。
- ・管内での受入れが困難な場合、県桑名地方部は県災害対策本部と連携し、他地域の受入れ可能施設とマッチングを行う。
- ・広域避難者名簿は、別紙様式1を用いる。
- ・マッチング表は、別紙様式2を用いる。

6 今後の課題

本要領は、平成26年9月21日に実施した「平成26年度桑名地域広域避難訓練」の手順や手法を明記したものである。

今後、あらゆる事態を想定し、より迅速、確実、安全に避難ができるよう次の内容について検討していく。

- ・本要領を適用するタイミングについて、タイムラインの考え方の導入も視野に入れ具体的に検討する。
- ・広域避難が想定される市町は具体的な避難計画を整理する。
- ・避難手段、避難ルート、避難施設での駐車場対策、避難が長期化する場合の対応策を検討する。

附則 この要領は、平成27年7月10日から適用する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成29年2月13日から適用する。

附則 この要領は、平成30年11月26日から適用する。

平成30年11月26日

桑名市（防災・危機管理課）

いなべ市（総務部危機管理課）

木曽岬町（危機管理課）

東員町（生活部環境防災課）

三重県（桑名地域防災総合事務所）

避難元市町
市・町

別紙様式 1

避難先	市・町
避難所名	
移動日	年 月 日

NO.

広域避難者名簿

集結場所：多度アイリスパーク（桑名市多度町）

No.	避難月日	地区名	避 難 者 氏 名（※世帯主等代表者が記入）										備 考
			代表者										
1	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
2	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
3	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
4	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
5	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
6	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
7	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
8	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
9	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	
10	月 日		歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	歳	男・女	

※1 名簿は、地区ごとに作成する。
※2 多人数が集中した場合や名簿用紙がない場合等は、名簿の作成が事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で作成する。
※3 備考欄には、特別な配慮が必要な方などの情報を記入する。
※4 避難先は、できるだけこの名簿ごとにまとまるよう調整する。

桑員地域広域避難マッチング表

広域避難実施市町：

別紙様式 2

収容可能避難所			避難者割り振り※避難元の地区名、人数を記載する	集計	備考
	避難所名	収容可能人数（人）			
桑名市	(例) ●●小学校	100	○○地区 40人 ▲▲地区 40人	80人	○○地区要援護者1名
	桑名市計				
いなべ市					
	いなべ市計				
東員町					
	東員町計				
	収容可能人数	総計		計	

※各避難所のバランスを考慮し、割り振りを行う

1 9 災害時における広域避難等相互応援に関する協定書に係る三泗地区広域避難実施要領《高潮編》（防災対策部 地域防災推進課）

1 本実施要領の位置付け

本実施要領は、市町及び県で締結している「災害時における広域避難等相互応援に関する協定書」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域避難を行う際の実施要領を定めるものである。

2 広域避難実施方針

- ・ 市町及び県は、台風の規模、進路予想等に関する気象情報について情報収集を行い、会議を開催するなど相互に緊密な連携を図り、広域避難にかかる準備を行う。
- ・ 要請元市町は、広域避難を決定後、速やかにその旨を住民に周知し、要請先市町及び県に対し必要な要請を行う。
- ・ 要請先市町及び県は、上記要請があった場合には、速やかに応援体制を整える。

3 市町及び県の対応要領

2の方針に基づき、市町及び県は連携体制の構築及びその実施について、次のとおり行うものとする。なお、市町及び県においては、内部の担当部署を明確にするとともに、関連する連絡先を整理のうえ、相互に情報共有しておくものとする。

（1）要請元市町

- ・ 広域避難の必要性の検討に着手した時点で、要請先市町及び県四日市地方部へその旨報告する。
- ・ 広域避難を決定した場合は、速やかに受入れについて要請先市町及び県四日市地方部へ応援要請を行う。
- ・ 一時避難場所及び広域避難施設の運営支援が必要な場合は、要請先市町及び県四日市地方部へ要請する。
- ・ 応援要請には（別紙様式1）応援要請書を使用する。
- ・ 広域避難の対象となる住民に対し、一時避難場所など安全な場所に避難するよう周知を行う。
- ・ 自ら移動手段を有しない住民及び要支援者等の避難のための輸送を行う。

ア 輸送手段確保のため、県四日市地方部へ輸送要請を行う。

イ 出発場所を住民及び要支援者等へ周知する。

ウ 出発場所における住民及び要支援者等の誘導を行う。

エ 避難者名簿の作成を行う。

- ・ 広域避難施設及び一時避難場所の運営を行う。

ア 必要資機材を準備する。(無線機、筆記用具、調整様式等)

イ 広域避難者の名簿作成を行う。

ウ 広域避難者に対して、備蓄物資による物資支援を行う。

エ 広域避難者に関する情報を要請先市町及び県四日市地方部へ連絡する。

- ・ 広域避難者の避難先の把握を行う。
- ・ 災害発生により取り残されている住民の情報を収集する。

(2) 要請先市町

- ・ 県四日市地方部と連携し、要請元市町の避難状況を把握し、あらかじめ応援体制を整える。
- ・ 一時避難場所の開設を行う。
- ・ 広域避難施設の開設を行う。
- ・ 要請元市町からの要請に基づき、自市町の避難施設で広域避難者を受け入れる場合は、下記のとおりとする。

ア 別表「受入調整表」に基づき、自市町内の避難施設における避難状況を把握する。

イ 別表「受入調整表」に基づく避難施設の受入れ可否を判断する。

ウ 別表「受入調整表」に基づき、自市町内の避難施設の空き状況を要請元市町及び県四日市地方部へ報告する。

エ 別表「受入調整表」に基づく受入れが困難な場合、その旨を要請元市町及び県四日市地方部へ報告する。

オ 要請元市町及び県四日市地方部への報告には(別紙様式2)回答書を使用する。

- ・ 応援の具体的内容については、応援実施後に(別紙様式5)報告書を用いて要請元市町へ報告する。

(3) 県

(四日市地方部)

- ・ 管内市町の対応状況を把握し、連絡体制の構築を行う。

- ・ 要請元市町に派遣された緊急派遣チームまたは地方部先遣隊から必要な情報を入手する。
- ・ 広域避難者に関する情報を県災害対策本部へ連絡する。
- ・ 要請元市町からの要請に基づき、応援体制を整える。
- ・ 県有施設で一時避難場所の開設を行う。
- ・ 管内市町内での避難者受入れが困難な場合は、管外市町での避難者受入れについて、県災害対策本部へ要請する。
- ・ 管外市町による避難者の受入れが決定した場合は、その旨要請元市町へ伝達する。

（県災害対策本部）

- ・ 広域避難時の受入れ可能市町について把握するため、四日市地方部以外の県地方部を通じて各市町の避難状況、指定避難所の空き状況を調査する。
- ・ 県四日市地方部から提出される要請元市町の要請に応じて、広域避難者の輸送手段を確保する。

4 広域避難施設の開設・運営要領

- ・ 要請先市町の広域避難施設は、要請先市町が指定する。
- ・ 広域避難施設の開設は、当該施設が所在する市町が開設を行う。
- ・ 広域避難施設の運営は、要請元市町が行う。

5 避難施設マッチング要領

- ・ 要請元市町が要請先市町の各避難施設に広域避難者を避難させる場合は、県四日市地方部がマッチングの調整を行う。
- ・ マッチングは、あらかじめ定めた別表「受入調整表」に基づき行う。
- ・ 別表「受入調整表」に基づくマッチングが困難な場合、要請先市町は可能な範囲で他の受入れ可能な施設の把握に努める。
- ・ 広域避難者名簿は、別紙様式3を使用する。
- ・ マッチング表は、別紙様式4を使用する。
- ・ 管内市町内での受入れが困難な場合、県四日市地方部は県災害対策本部と連携し、管外市町の受入れ可能施設とマッチングを行う。

6 応援に要する経費の負担

- ・ 応援に要した経費については、災害時における広域避難等相互応援に関する協定書第8条に定めるところによる。
- ・ 定めのない事項については、同協定書第13条に定めるところによる。

7 その他

今後、あらゆる事態を想定し、より迅速、確実、安全に避難ができるよう次の内容について検討していく。

- ・ 広域避難が想定される市町は具体的な避難計画を整理する。
- ・ 避難手段、避難ルート、避難場所での駐車場対策、避難が長期化する場合の対応策を検討する。
- ・ 広域避難施設を事前に指定できるよう検討を進める。
- ・ 新たな避難場所の確保、民間施設の活用を進める。

附則 この要領は、令和7年6月27日から適用する。

令和7年6月27日

四日市市（危機管理課）

菰野町（総務課安全安心対策室）

朝日町（防災環境課）

川越町（防災安全課）

三重県（四日市地域防災総合事務所）

第3章 各種協定・覚書等

1 災害応援に関する協定【防災対策部 災害対策推進課】

(1) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するも

のとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容

(3) 職種及び人数

(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5) 応援期間（見込みを含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年 7 月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年 5 月18日から適用する。

2 平成19年 7 月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興 4 協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年 5 月18日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事

中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事

四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事

九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

(2) 中部 9 県 1 市災害時等の応援に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第 1 号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第 2 号及び第 3 号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害

(2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第 1 条に定める武力攻撃事態等

(3) 武力攻撃事態対処法第 25 条第 1 項に定める緊急処理事態

(応援県市)

第 2 条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第 3 条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置

(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供

(4) 医療機関による傷病者の受入

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第 4 条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第 5 条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応

援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。
(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事	石 井 隆 一
石川県知事	谷 本 正 憲
福井県知事	西 川 一 誠
長野県知事	村 井 仁
岐阜県知事	古 田 肇
静岡県知事	石 川 嘉 延
愛知県知事	神 田 真 秋
三重県知事	野 呂 昭 彦
滋賀県知事	嘉 田 由 紀 子
名古屋市長	松 原 武 久

(3) 災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援県市)

第2条 協定第2条第1項に基づく応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援県市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災県市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援県市の救援対策本部には、被災県市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、別表1のとおり、決定するものとする。ただし、太平洋側の複数県が被災した場合には、別表2のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災県市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定県市への適切な仕分け（コーディネート）
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。
- （応援の内容）

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各県市に連絡するものとする。

- 2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と被災者の生活衛生の確保に向けた支援に関する協定書物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする県市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

（応援実施の手続）

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

- 2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表(別表3)
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成27年1月19日から施行する。

平成27年1月19日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理部長 静岡県危機管理監

(別表 1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 静岡県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催権（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部 9 県 1 市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県を調整し、定める。

※中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表 2)

被災県市と主たる応援県市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災県市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の 3 県すべてで震度 6 強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第 2 位の県は、第 1 位の県が主たる応援県市となった場合、応援県市としての活動が可能であれば、主たる応援県市と協力して、被災県市の応援県市として活動する。

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部 9 県 1 市内で共有する。

※順位内の県で応援できない場合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が、全国知事会とも連携・調整しながら、主たる応援県市を調整し、定める。

※中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表 3)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担 当 部 局 課 室 名	一 般 加 入 電 話			行政電 話	消防防災 電 話 (F A X)	地域衛星電話 (F A X)	E メール
		代 表 (内 線)	直 通 (時間外)	F A X (時間外)				
富 山	知 事 政 策 局 防災・危機管理 課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号			—	16-3363 (16- 2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikan ri@pref.toyam a.lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431- 4111)	076-432-0657 (076-432- 0657)				
石 川	危 機 管 理 監 室 危 機 対 策 課	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地			5295 2376	17-4290 (17- 6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.j p
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225- 1482)	076-225-1484 (076-225- 1484)				
福 井	安 全 環 境 部 危機対策・防災 課	〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@p ref.fukui.lg. jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21- 1111)	0776-22-7617 (0776-22- 7617)				
長 野	危 機 管 理 部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			—	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.na gano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235- 7184)	026-233-4332 (026-233- 4332)				
岐 阜	危 機 管 理 部 防 災 課	〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号			—	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272- 1034)	058-271-4119				
静 岡	危 機 管 理 部 危 機 政 策 課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号			—	22-31 (22-26)	0221003512 (0221006250)	boukei@pref. shizuoka.lg.j p
		—	054-221-3731 (054-221- 2072)	054-221-3512 (054-221- 3252)				
愛 知	防 災 局 災 害 対 策 課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			—	23-1128 (23- 1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku @pref.aichi. lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954- 6844)	052-954-6912 (052-954- 6995)				
三 重	防 災 対 策 部 災 害 対 策 課	〒514-8570 津市広明町13番地			—	24-11 (24-11切 替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref .mie.lg.jp
		—	059-224-2189 (059-224- 2189)	059-224-2199 (059-224- 2199)				
滋 賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			—	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shi ga.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524- 8516)	077-528-4994 (077-528- 4994)				
名 古 屋	消 防 局 防 災 部 防 災 室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			—	—	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisa ku@fd.city.na goya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972- 3534)	052-962-4030 (052-953- 0119)				

県市名	担 当 部 局 課 室 名	一 般 加 入 電 話			行政電 話	消防防災 電 話 (F A X)	地域衛星電話 (F A X)	E メール
		代 表 (内 線)	直 通 (時間外)	F A X (時間外)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

(4) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態

(調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
 - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - (3) 資機材の提供
 - (4) 避難者及び傷病者の受け入れ
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
- 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合にたいし、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割り当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

2 被応援府県が前項に規定する規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。

3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。

3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合および府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。

2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県知事	西 川 一 誠
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	嘉 田 由 紀 子
京都府知事	山 田 啓 二
大阪府知事	松 井 一 郎
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
徳島県知事	飯 泉 嘉 門
関西広域連合長	井 戸 敏 三

(5) 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、紀伊半島に位置する三重県、奈良県及び和歌山県（以下「三県」という。）において災害等が発生し、被災県独自では被災者の救援等の災害対策が十分実施できない場合に、三県が相互に協力し応援活動を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。ただし、「近畿2府7県震災等の相互応援に関する協定（平成8年2月20日締結）」による応援活動が実施された場合は、これによるものとする。

(相互連絡体制等の整備)

第2条 三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を超えた市町村間の協力体制の構築促進に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
 - ア 第1号から第5号までに掲げる応援
 - イ 林野火災空中消火
 - ウ 救急患者等の搬送
 - エ 遭難者等の捜索及び救助
 - オ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする県は、必要とする応援の内容について、他の県に文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた県は、速やかに他の県と調整の上、応援計画を作成し、被災県に対し、応援内容を連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援した県が賠償の責めに任ずる。

3 応援を受けた県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害等が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

(災害対策連絡会の設置等)

第7条 三県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、三県の防災担当で構成する災害対策連絡会を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、毎年その見直しを行い、次の資料を作成し、交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 担当部局の責任者、補助者等の職名及び氏名並びにその連絡方法等
- (3) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (4) 救急医療施設等の名称及び所在地並びにその機能
- (5) 食糧、飲料水及び生活必需物資の備蓄状況
- (6) その他応援に必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成8年8月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年8月2日

三重県知事	北川正恭
奈良県知事	柿本善也
和歌山県知事	西口勇

(6) 三重県市町災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町（以下「市町」という。）において災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 県及び市町が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設などの応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応援応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、無線、電話等により県に要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の提供
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項

2 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援要請を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

3 県は被災市町から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町に送付するものとする。

4 県は応援市町との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町に無線、電話等で伝達し、その後速やかに応援に関する文書を送付するものとする。

5 被災市町から県に応援要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請することができるものとし、その場合、事後速やかに県に報告するものとする。

6 応援市町は、前項までに規定する応援を行った場合は、速やかにその情報を県へ報告するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 県は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町の被災状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り、速やかに被災市町に職員を派遣し、その被災状況等について情報の収集を行うものとする。

2 県は、前項の情報収集に基づき、災害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に

応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

4 応援市町は、県による連絡調整を待たずに自主的に情報収集及び応援を行うことができるものとし、この場合、速やかにその情報を県に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 応援職員などが応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場所における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った県および市町の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町と応援を行った県及び市町が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町が賠償の責めを負う。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した災害賠償に要する費用については、応援を行った県及び市町の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町の負担額は、応援を行った県及び市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

6 第4条第1項及び第4項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した県及び市町の負担とする。

(情報交換)

第6条 県および市町は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、相互応援のための連絡窓口等の必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項の情報交換を行うため、原則として年1回以上、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、県及び市町主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定の円滑な運用を諮るため、市町に対し支援・協力を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めない事項は、その都度、県及び市町が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年8月23日から施行する。

(三重県市町村災害時応援協定の廃止)

2 三重県市町村災害時応援協定(平成12年9月1日締結)は廃止する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保有するとともに各市町に対しその写しを交付するものとする。

平成24年8月23日

三 重 県 知 事	鈴 木 英 敬
三重県市長会会長	川 上 敢 二
三重県町村会会長	谷 口 友 見

(7) 三重県市町災害時応援協定書 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、三重県市町災害時応援協定書（以下「協定書」という。）第10条第1項に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定書第6条の連絡窓口は、三重県地域防災計画添付資料によるものとする。

(ブロック体制)

第3条 協定書第3条及び第4条に基づく応援要請、連絡調整及び応援活動を迅速かつ確実に行うため、別表1に掲げるブロック体制の枠組みを原則とした複数ブロックにわたる広域応援を実施する。

2 被災市町への応援を円滑に実施するため、三重県地方災害対策部が各ブロック内の市町の連絡調整及び、三重県災害対策本部との連絡調整を行うこととする。

3 各ブロックにおいては、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より各市町、各ブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる支援体制を構築することに努める。

(応援要請の手続)

第4条 被災市町は別表1に掲げるブロックに所属する三重県地方災害対策部に対し、応援要請を行うものとする。

2 被災市町は三重県地方災害対策部が被災し連絡が取れない場合等には、三重県災害対策本部に対し、応援要請を行うものとする。

3 協定書第3条第1項に定める応援要請に用いる文書は別表2とする。

(応援実施の手続)

第5条 被災市町から応援要請を受けた三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかにブロック内の市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

2 三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害が甚大で、ブロック内の市町では応援活動が不可能な場合、及び不十分である場合、三重県災害対策本部へ他ブロックからの応援について要請するものとする。

3 三重県地方災害対策部から応援要請を受けた三重県災害対策本部は、三重県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに各ブロック間の連絡調整を行った上で、応援可能なブロックに所属する三重県地方災害対策部に応援を指示するものとする。

4 第3項の指示を受けた三重県地方災害対策部は、応援可能な市町へ応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。

5 三重県地方災害対策部は、前項までに規定する応援要請及び応援活動を行った場合又は行う場合は、三重県災害対策本部へ報告するものとする。

6 前項までに規定する手続きに用いる文書は別表2とする。

(情報収集)

第6条 県は協定書第4条に定める情報収集に係る職員の派遣が不可能である場合には、ヘリコプターやその他効果的な情報収集手法を用いて情報収集に努めることとする。

2 県は情報収集によって知り得た情報は、必要に応じて被災市町及び他の市町へ速やかに伝達するものとする。

(情報交換)

第7条 協定書第6条第1項の規定に基づく必要な情報の交換は次のとおりとし、毎年4月1日現在の情報を取りまとめ、情報共有を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段
- (2) 備蓄物資、業者提携物資
- (3) 物資拠点及び輸送ルート
- (4) 避難所及び収容可能人数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

(その他)

第8条 協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、三重県災害対策本部を所管する部署に事務局を設置し、第7条に規定する情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行うものとする。

2 前条までに規定する別表については、各市町の同意を得た上で必要に応じて変更できるものとし、変更後速やかに各市町へ報告するものとする。

平成25年2月14日

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公 印 省 略)

応 援 要 請 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援を要請する理由

2. 添付書類

○被害状況

○応援要請、計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援市町あて

三 重 県 知 事
(公 印 省 略)

応 援 計 画 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け第 号により提出された応援要請に基づき、下記の通り応援計画を作成しましたので通知します。

記

以上

1. 応援市町名及び応援内容

2. 添付書類

○応援要請書（資料1）の写し

○被害状況

○応援要請・計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式3)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町長 あて

応 援 市 町 長
(公印省略)
(三重県経由)

応 援 通 知 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請による要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1. 応援市町名及び応援内容

2. 添付書類

○応援要請・計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(様式4)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応 援 物 資 受 領 書

三重県市町災害時応援協定に基づく本市（町）の応援要請に対して、貴県（市町）より下記のとおり応援物資を受領しましたので通知します。

記

1. 応援物資及び数量

2. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(様式5)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応 援 終 了 要 請 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け第 号により受諾された応援について、下記のとおり終了の要請をいたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 応援終了要請の理由

2. 応援終了要請年月日

平成 年 月 日

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(様式6)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町長 あて

応 援 市 町 長
(公印省略)
(三重県経由)

応 援 通 知 書

三重県市町災害時応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請に基づく
応援については、下記の理由により終了することになりましたので報告します。

記

1. 応援終了の理由

2. 応援終了年月日

平成 年 月 日

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(8) 三重県防災行政無線と鳥羽市防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定

三重県（以下「県」という。）と鳥羽市（以下「市」という。）は、非常時における三重県防災行政無線（以下「県防」という。）と鳥羽市防災行政無線（移動系）（以下「市防」という。）との通信に関し、次のとおり応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県防と市防が協力して、非常時の情報収集・伝達等を行うための通信に必要な事項を定める。

（災害）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

（非常通信）

第3条 非常時の通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行う非常通信とする。

2 県と市とが密接な連携により救援・復旧活動を円滑に行うため、県は県防の機能を市防と共用し、直接通信ができるものとする。

（相互通信）

第4条 市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、情報の収集・伝達について県防と市防とが相互に通信すること（以下、「相互通信」という。）を県に対して要請することができるものとする。

また県は、市から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

2 県は、前項に基づき、県防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

（情報連絡）

第5条 この協定に基づき、県と市は相互通信による情報交換を行うため、無線局の識別番号、個別ID番号等必要な通信番号の情報を相互に報告するものとする。

2 県と市は、相互通信を行うため、最新の構成員等の情報を交換するものとする。

当該構成員名簿について、県と市はプライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

（訓練）

第6条 県と市は、災害時の相互通信による情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、相互通信による通信訓練を定期的実施するものとする。

（応援通信）

第7条 県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、市が他の市町村への救援・復旧活動を行う場合は、市は県へ相互通信の要請を行い、県は災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を確保・協力し、応援するものとする。

（通信の統制）

第8条 県と市は別途締結する共有化に関する協定に基づき、県防の共用を行うため、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、県または市いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り

その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県と市は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する

平成19年4月10日

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

鳥 羽 市

鳥羽市長 木 田 久 主 一

(9) 三重県防災行政無線と桑名市防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定

三重県（以下「県」という。）と桑名市（以下「市」という。）は、非常時における三重県防災行政無線（以下「県防」という。）と桑名市防災行政無線（移動系）（以下「市防」という。）との通信に関し、次のとおり応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、桑名市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県防と市防が協力して、非常時の情報収集・伝達等を行うための通信に必要な事項を定める。

(災害)

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

(非常通信)

第3条 非常時の通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行う非常通信とする。

2 県と市とが密接な連携により救援・復旧活動を円滑に行うため、県防の機能と市防の機能を相互に利用し、直接通信ができるものとする。

(相互通信)

第4条 市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、情報の収集・伝達について県防と市防とが相互に通信すること（以下、「相互通信」という。）を県に対して要請することができるものとする。

また県は、市から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

2 県は、前項に基づき、県防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

3 県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を市に対して要請することができるものとする。

また市は、県から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

4 市は、前項に基づき、市防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

(情報連絡)

第5条 この協定に基づき、県と市は相互通信による情報交換を行うため、無線局の識別番号、個別ID番号等必要な通信番号の情報を相互に報告するものとする。

2 県と市は、相互通信を行うため、最新の構成員等の情報を交換するものとする。

当該構成員名簿について、県と市はプライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

(訓練)

第6条 県と市は、災害時の相互通信による情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、相互通信による通信訓練を定期的に実施するものとする。

(応援通信)

第7条 県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、市が他の市町村への救援・復旧活動を行う場合は、市は県へ相互通信の要請を行い、県は災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を確保・協力し、応援するものとする。

(通信の統制)

第8条 県は県防の機能を利用し、相互通信を確保・提供する場合に、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

2 市は市防の機能を利用し、相互通信を確保・提供する場合に、市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、県または市いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県と市は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年3月6日

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

桑 名 市

桑名市長 水 谷 元

(10) 三重県防災行政無線と大紀町防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定

三重県（以下「県」という。）と大紀町（以下「町」という。）は、非常時における三重県防災行政無線（以下「県防」という。）と大紀町防災行政無線（移動系）（以下「町防」という。）との通信に関し、次のとおり応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大紀町内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県防と町防が協力して、非常時の情報収集・伝達等を行うための通信に必要な事項を定める。

（災害）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

（非常通信）

第3条 非常時の通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行う非常通信とする。

2 県と町とが密接な連携により救援・復旧活動を円滑に行うため、県は県防の機能を町防と共用し、直接通信ができるものとする。

（相互通信）

第4条 町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、情報の収集・伝達について県防と町防とが相互に通信すること（以下、「相互通信」という。）を県に対して要請することができるものとする。

また県は、町から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

2 県は、前項に基づき、県防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

（情報連絡）

第5条 この協定に基づき、県と町は相互通信による情報交換を行うため、無線局の識別番号、個別ID番号等必要な通信番号の情報を相互に報告するものとする。

2 県と町は、相互通信を行うため、最新の構成員等の情報を交換するものとする。

当該構成員名簿について、県と町はプライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

（訓練）

第6条 県と町は、災害時の相互通信による情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、相互通信による通信訓練を定期的実施するものとする。

（応援通信）

第7条 県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、町が他の市町村への救援・復旧活動を行う場合は、町は県へ相互通信の要請を行い、県は災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を確保・協力し、応援するものとする。

（通信の統制）

第8条 県と町は別途締結する共有化に関する協定に基づき、県防の共用を行うため、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、県または町いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り

その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県と町は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する

平成20年3月24日

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

大 紀 町

大紀町長 柏 木 廣 文

(11) 三重県防災行政無線と名張市防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定

三重県（以下「県」という。）と名張市（以下「市」という。）は、非常時における三重県防災行政無線（以下「県防」という。）と名張市防災行政無線（移動系）（以下「市防」という。）との通信に関し、次のとおり応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、名張市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県防と市防が協力して、非常時の情報収集・伝達等を行うための通信に必要な事項を定める。

(災害)

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

(非常通信)

第3条 非常時の通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行う非常通信とする。

2 県と市とが密接な連携により救援・復旧活動を円滑に行うため、県は県防の機能を市防と共用し、直接通信ができるものとする。

(相互通信)

第4条 市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、情報の収集・伝達について県防と市防とが相互に通信すること（以下、「相互通信」という。）を県に対して要請することができるものとする。

また県は、市から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

2 県は、前項に基づき、県防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

(情報連絡)

第5条 この協定に基づき、県と市は相互通信による情報交換を行うため、無線局の識別番号、個別ID番号等必要な通信番号の情報を相互に報告するものとする。

2 県と市は、相互通信を行うため、最新の構成員等の情報を交換するものとする。

当該構成員名簿について、県と市はプライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

(訓練)

第6条 県と市は、災害時の相互通信による情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、相互通信による通信訓練を定期的実施するものとする。

(応援通信)

第7条 県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、市が他の市町村への救援・復旧活動を行う場合は、市は県へ相互通信の要請を行い、県は災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を確保・協力し、応援するものとする。

(通信の統制)

第8条 県と市は別途締結する共有化に関する協定に基づき、県防の共用を行うため、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、県または市いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県と市は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する

平成21年10月30日

住所	津市広明町13番地
氏名	三重県 三重県知事 野呂 明彦

住所	名張市鴻之台1番町1番地
氏名	名張市 名張市長 亀井 利克

(12) 三重県防災行政無線と玉城町防災行政無線による非常時の通信に関する応援協定

三重県（以下「県」という。）と玉城町（以下「町」という。）は、非常時における三重県防災行政無線（以下「県防」という。）と玉城町防災行政無線（移動系）（以下「町防」という。）との通信に関し、次のとおり応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、玉城町内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、県防と

町防が協力して、非常時の情報収集・伝達等を行うための通信に必要な事項を定める。

(災害)

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

(非常通信)

第3条 非常時の通信とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行う非常通信とする。

2 県と町とが密接な連携により救援・復旧活動を円滑に行うため、県は県防の機能を町防と共用し、直接通信ができるものとする。

(相互通信)

第4条 町は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、情報の収集・伝達について県防と町防とが相互に通信すること（以下、「相互通信」という。）を県に対して要請することができるものとする。

また県は、町から協力要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供することができるものとする。

2 県は、前項に基づき、県防による相互通信を設定し、相互通信を確保・実施するものとする。

(情報連絡)

第5条 この協定に基づき、県と町は相互通信による情報交換を行うため、無線局の識別番号、個別ID番号等必要な通信番号の情報を相互に報告するものとする。

2 県と町は、相互通信を行うため、最新の構成員等の情報を交換するものとする。

当該構成員名簿について、県と町はプライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

(訓練)

第6条 県と町は、災害時の相互通信による情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、相互通信による通信訓練を定期的に実施するものとする。

(応援通信)

第7条 県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、町が他の市町村への救援・復旧活動を行う場合は、町は県へ相互通信の要請を行い、県は災害情報の収集・伝達上必要と認めるときは、相互通信を確保・協力し、応援するものとする。

(通信の統制)

第8条 県と町は別途締結する共有化に関する協定に基づき、県防の共用を行うため、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための通信統制を行うことができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、県または町いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県と町は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する

平成26年3月26日

住所 津市広明町 1 3 番地
氏名 三重県
三重県知事 鈴木 英敬

住所 度会郡玉城町田丸 1 1 4 番地 2
氏名 玉城町
玉城町長 辻村 修一

(13) 災害時の支援等に関する協定

財務省東海財務局及び財務省東海財務局津財務事務所（以下併せて「甲」という。）並びに三重県（以下「乙」という。）は、三重県内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生した場合における甲から乙に対する災害支援等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、管理する国有財産の無償貸付等の措置又は災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害応急対策及び災害復旧の遂行並びに県民生活の安定を図ることを目的とする。

（相互連絡体制の整備）

第 2 条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 3 条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、管理する国有財産を乙に無償で貸し付け又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における災害対応業務を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）含む）
- (2) 被害情報のとりまとめ等に関する事務
- (3) 関係機関への支援要請、受入等に関する事務及び作業
- (4) 支援物資の受入等に関する事務及び作業
- (5) 緊急通行車両等確認証明書の発行に関する事務
- (6) その他乙及び乙管内市町に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

3 甲は、災害救助法が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙管内の市町における災害対応業務を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）含む）
- (2) 罹災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) 罹災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務及び作業
- (6) 避難所運営補助（支援物資運搬、避難所巡回等）
- (7) その他当該市町に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

(支援の要請)

第4条 乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第3条に掲げる支援を要請する必要があるものと判断したときは、財務省東海財務局津財務事務所総務課に対する電話連絡等の口頭での要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第5条 甲は、乙から第4条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第6条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、その費用が災害救助費の支弁対象となる場合は、災害救助法の定めるところによる。

(訓練等)

第7条 甲は、災害が発生した際の甲・乙間での第2条及び第3条に掲げる対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第9条 本協定は、協定締結の日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月12日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号
財務省東海財務局
東海財務局長 水 口 純

三重県津市桜橋二丁目129番地
財務省東海財務局津財務事務所
津財務事務所長 高 橋 智

乙 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

2 三重県と三重ブロック協議会の災害時応援協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応援救援活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が協力し円滑かつ迅速な災害対策活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力内容は次のとおりとする。

なお、協力の具体的な内容及び方法などに関しては、その都度、甲と乙が協議し決定するものとする。

（1）災害発生時における物的協力

甲は災害発生時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（2）災害発生時における人的協力

甲は災害発生時において、災害対策活動に必要な応援が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定に定める災害対策活動の応援・協力に必要な情報を相互に協力して可能な限り提供するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲が乙に対して前条の協力要請を実施するときは、日時、場所及び業務内容などを書面により要請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、災害の状況等により書面による要請ができない場合は口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第4条 乙が協力を実施するに際して要した費用については、甲は負担しないものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づく協力の実施により、乙の従事者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲は責任を負わないものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合及びこの協定を実施するにあたり細則等が必要となった場合については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用することとし、有効期限は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以下同様とする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保管する。

平成 2 4 年 9 月 1 6 日

- 甲 三重県
三重県知事 鈴木 英敬
- 乙 公益社団法人 日本青年会議所
東海地区三重ブロック協議会
会 長 石井 盟暁

3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 災害時における災害救助犬の出動に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、三重県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年三重県条例第46号）」の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成16年 月 日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 三重県津市広明町13
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」協定締結先

団体名	協定締結日
社団法人 ジャパンケネルクラブ	平成16年5月31日
特定非営利活動法人全国災害救助犬協会 (旧特定非営利活動法人災害救助犬協会富山)	平成16年6月2日
特定非営利活動法人日本レスキュー協会	平成16年6月2日
特定非営利活動法人 和歌山災害救助犬協会	平成22年6月1日
特定非営利活動法人 災害救助犬ネットワーク	平成22年10月21日

(2) 災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、三重県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式1により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長に対して直接要請できるものとする。この場合において甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他捜索活動に必要な事項

(出動)

第3条 乙は、協定第1条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式2により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(搜索活動状況の報告)

第4条 乙は、搜索活動を終了したときは、甲に対して、様式3により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

なお、この協定に基づく搜索活動の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

- (1) 搜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲乙両者は、相互に救助活動における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年 月 日

甲 三重県津市広明町13
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙

(様式 1)

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

三重県知事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第 1 条により、出動要請します。

災害の状況及び出動を 要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の所属、 職名、氏名及び連絡 先	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	連絡先	
その他必要な事項		

(様式 2)

年 月 日

三重県知事

様

住所

団体名

代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第 3 条により、出動体制を連絡します。

出動責任者の氏 名、連絡先	氏 名	
	連絡先	
出動人員		
災害救助犬の頭数		
出動時間		
現場到着予定時間		
その他必要な事項		

(様式3)

年 月 日

三重県知事

様

住所
団体名
代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第4条により、災害救助犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車輜 台	時 分 ～ 時間 分 時 分	

*活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。

4 三重県防災ヘリコプターに関する支援協定【防災対策部 消防・保安課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に、三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) 前各号にあげるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合

2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条第1項の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等。防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 5 年 3 月 1 日に締結した「三重県防災ヘリコプター支援協定」は、廃止する。
この協定の証として、本書 3 3 通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 4 月 1 日

三重県

鈴鹿市

三重県知事 鈴 木 英 敬

鈴鹿市長 末 松 則 子

津市

名張市

津市長 前 葉 泰 幸

名張市長 亀 井 利 克

四日市市

尾鷲市

四日市市長 森 智 広

尾鷲市長 加 藤 千 速

伊勢市

亀山市

伊勢市長 鈴 木 健 一

亀山市長 櫻 井 義 之

松阪市

鳥羽市

松阪市長 竹 上 真 人

鳥羽市長 中村 欣一郎

桑名市

熊野市

桑名市長 伊 藤 徳 宇

熊野市長 河 上 敢 二

いなべ市

いなべ市長 日 沖 靖

志摩市

志摩市長 橋 爪 政 吉

伊賀市

伊賀市長 岡 本 栄

木曽岬町

木曽岬町長 加 藤 隆

東員町

東員町長 水 谷 俊 郎

菰野町

菰野町長 柴 田 孝 之

度会町

度会町長 中 村 忠 彦

大紀町

大紀町長 服 部 吉 人

朝日町

朝日町長 矢 野 純 男

川越町

川越町長 城 田 政 幸

多気町

多気町長 久 保 行 男

明和町

明和町長 世古口 哲哉

大台町

大台町長 大 森 正 信

玉城町

玉城町長 辻 村 修 一

三重紀北消防組合

管理者 加 藤 千 速

松阪地区広域消防組合

管理者 竹 上 真 人

南伊勢町

紀勢地区広域消防組合

南伊勢町長 小 山 巧

管理者 大 森 正 信

紀北町

紀北町長 尾 上 壽 一

御浜町

御浜町長 大 畑 覚

紀宝町

紀宝町長 西 田 健

市町及び消防事務に関する一部事務組合

市名	町名	消防組合
津市	桑名郡 木曾岬町	三重紀北消防組合
四日市市	員弁郡 東員町	松阪地区広域消防組合
伊勢市	三重郡 菰野町	紀勢地区広域消防組合
松阪市	三重郡 朝日町	
桑名市	三重郡 川越町	
鈴鹿市	多気郡 多気町	
名張市	多気郡 明和町	
尾鷲市	多気郡 大台町	
亀山市	度会郡 玉城町	
鳥羽市	度会郡 度会町	
熊野市	度会郡 大紀町	
いなべ市	度会郡 南伊勢町	
志摩市	北牟婁郡 紀北町	
伊賀市	南牟婁郡 御浜町	
	南牟婁郡 紀宝町	

5 三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定【防災対策部 消防・保安課】

(目的)

第1条 この協定は、三重県及び滋賀県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援活動の位置付け)

第3条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町等の間で、消防組織法第39条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請手続)

第4条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第5条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める両県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容

が第3条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している航空消防活動指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(事故等の連絡)

第9条 要請県は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援県に対し必要な事項を報告しなければならない。

(1) 人の死傷を伴う事故

(2) ヘリの重大な損傷を伴う事故

(3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(連絡調整)

第11条 両県の長は、応援を円滑に行うことができるように次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

(1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) ヘリの諸元及び性能

(4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制

(5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡

(6) その他必要な事項

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両県が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年3月10日

三重県知事 北 川 正 恭

滋賀県知事 稲 葉 稔

航空消防防災相互応援要請連絡表

要 請 側 消 防 者 本 部 連 絡 者	要 請 側 都 道 者 府 県 連 絡 者	応 援 側 都 道 者 府 県 連 絡 者	応 援 側 消 防 者 本 部 連 絡 者

① 要 請 先 市 町 村 名	
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長
③ 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
⑤ 災 害 の 概 要	
⑥ 応 援 の 種 別	① 調 査 ② 火 災 ③ 救 助 ④ 救 急 ⑤ 救 援
活 動 拠 点	① 定 置 場 ② 離 発 着 場
⑦ 応 援 の 概 要	
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 必 要 資 機 材	

⑨ 離 発 着 可 能 な 場 所	第 1 順 位	
	第 2 順 位	
⑩ 給 油 体 制	給 油 の 可 否	
	給 油 方 法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現 場 最 高 指 揮 者 職・氏名・無線局名		
⑫ 離 発 着 場 に お け る 資 機 材 の 準 備 状 況		
⑬ 他 機 関 の 航 空 機 及 び へ り の 活 動 状 況		
⑭ 他 の 消 防 本 部 等 に 対 す る 応 援 へ り の 要 請 状 況		
⑮ 気 象 の 状 況	天 候	風 向 風 力 m/s 視 界 m
⑯ へ り の 誘 導 方 法		
⑰ 要 請 側 消 防 本 部 連 絡 先		
⑱ そ の 他		

離 発 着 場 調 査 表

離 発 着 場 名					公 共 用、非 公 共 用 の 別	
所在地	地 名 ・ 地 番					
	座 標		北緯 東経			
	所有者又は 管 理 者	住 所			電 話 番 号	
		氏 名			職 業	
土地の 状 況	長 さ ・ 幅		m m			
	勾 配		縦断勾配		横断勾配	
	表 面					
	散 水 の 必 要 性					
恒 風 方 向						
付 近 障 害 物 の 状 況						
離 発 着 場 と の 連 絡 方 法						
給 油 体 制			給 油 の 可 否			
			給 油 方 法			
応 援 航 空 隊 と 要 請 側 消 防 本 部 等 と の 連 絡 方 法						
そ の 他 参 考 事 項						

6 四県一市航空消防防災相互応援協定【防災対策部 消防・保安課】

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市（以下「四県一市」という。）において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリ（代替機を含む。以下同じ。）が点検又は整備のため出動することができない場合（次号から第4号までに該当する場合を除く。）
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリの資機材又は装備品では、出動事案に応えられない場合
- (4) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (5) その他ヘリによる応援活動が有効な場合（応援要請手続）

第3条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第4条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口」とする。

(応援の中断)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援に始まるものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(事故等の連絡)

第7条 要請した四県一市は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援した四県一市に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故

(2) ヘリの重大な損傷を伴う事故

(3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費（応援先において給油した場合のヘリの燃料費を除く。）は、応援側の負担とする。

ただし、第2条第1号の応援活動に係る次の経費は、応援側と要請側の協議により、その全部又は一部を要請側の負担とすることができる。

(1) ヘリの燃料費

(2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費

(3) 該当応援により特別に必要なヘリの修繕料

(4) 該当応援により特別に必要な消耗品費

2 第1項にかかわらず、応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする、

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(訓練の参加)

第9条 四県一市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第10条 四県一市は、応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

(1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) ヘリの諸元及び性能

(4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制

(5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運行不能が予測される場合の事前連絡

(6) その他必要な事項

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 平成26年3月31日に締結した「四県一市航空消防防災相互応援協定」は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、四県一市記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

岐 阜 県 知 事 吉 田 肇

静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

名 古 屋 市 長 河 村 たかし

7 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定【防災対策部 消防・保安課】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）、関西広域連合並びに（事業者名：別紙のとおり）（以下「事業者」という。）は、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他の異常気象により災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、府県が事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 府県は、災害等緊急時において、事業者所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う必要があると認めた場合には、事業者に対してヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項の要請は文書によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 複数府県の同時被災等による運航要請の集中が予想される場合において、関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定を踏まえ、府県間の応援要請の調整を行うものとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 事業者は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかにヘリコプター及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について要請を行った府県（以下「要請府県」という。）に連絡するものとする。

（運航時時間及び運航時の指揮）

第4条 運航は、要請府県の要請に基づき出動するヘリコプターが、現に駐機している定置場を出発した時に始まり、当該定置場に帰着した時に終わるものとする。

2 運航中のヘリコプターの飛行コースについては、要請府県が指示するものとする。ただし、操縦士がヘリコプターの運航上重大な支障があるとは認めるときは、この限りでない。

（運航時のヘリコプターの定置場）

第5条 運航時のヘリコプターの定置場は、要請府県が指定する地点とする。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項の規定により出動したヘリコプターの運航費用については、要請府県の負担とする。

2 第1項に定める費用については、航空法第105条の規定により、事業者が国土交通大臣に届け出た運賃・料金とする。支払い方法については、要請府県と事業者が別途契約等により定めるものとする。

（損害賠償）

第7条 運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業者がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が要請府県の責めに帰すべき理由によるものであるときは、要請府県がその賠償責任を負う。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、府県が既に締結している協定を妨げるものではない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、府県、関西広域連合及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 25 年 3 月 5 日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成 21 年 2 月 23 日に締結した「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書 1 1 通を作成し、府県、関西広域連合及び事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

行 政 機 関	事 業 者
福 井 県 三 重 県 滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 徳 島 県 関西広域連合	中日本航空株式会社 朝日航洋株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園

8 災害等緊急時における回転翼航空機の運航に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と日本ヘリシス株式会社（以下「乙」という。）は、災害等緊急時における回転翼航空機の運航について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、高潮、地震その他異常気象により災害が発生した場合等（以下「災害等緊急時」という。）において、乙が所有する回転翼航空機を使用して応急対策に必要な搜索活動、物資又は人員の輸送、視察飛行等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 甲は、災害等緊急時において、乙が所有する回転翼航空機を使用して応急対策に必要な業務を行うため、乙に対し、回転翼航空機の運航を要請することができる。

2 運航要請方法及びその詳細については甲と乙が別途協議して定めることとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかに回転翼航空機及び操縦士を出動させるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（業務内容）

第4条 乙は、第2条に定める災害等緊急時において、乙が所有する回転翼航空機を使用した応急対策を達成するため、次の業務に取り組む。

- （1）被災状況等の調査及び情報収集活動
- （2）医療従事者等の搬送及び医療機材の輸送
- （3）災害応急対策活動要員及び資機材の搬送
- （4）被災者等の救出
- （5）救援物資等の搬送
- （6）災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

2 乙は、前項の業務遂行に当たり、必要に応じて無人航空機を活用する。

（運航時の指揮）

第5条 乙は、災害等緊急時において、甲の管理下並びに甲の指示及び命令系統に入るとともに、災害等緊急時及びその他目的事項に関する窓口として、相互にその連絡責任者を通知するものとする。

（運航時の定置場）

第6条 本協定に基づく運航時の回転翼航空機の定置場は、甲が指定する地点とする。

（運航費用）

第7条 本協定に基づいて出動した回転翼航空機の運航費用等については、甲の負担とする。費用の範囲、金額及び支払方法は、甲と乙が別途協議して定めることとする。

（損害賠償責任）

第 8 条 本協定に基づく回転翼航空機及び無人航空機の運航中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその賠償の責任を負う。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、甲がその賠償の責任を負う。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から 1 ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 12 日

甲 三重県津市広明町 13 番地
三重県知事 鈴木 英敬

乙 北海道札幌市中央区南二条西七丁目 6 番地 2 南二条ビル
日本ヘリス株式会社 代表取締役 稲田 竜太

9 高速道路におけるヘリコプターの運用に関する覚書【防災対策部 消防・保安課】

三重県防災対策部、三重県健康福祉部医療対策局、三重県警察本部、三重県内高速道路消防連絡協議会、中日本高速道路株式会社名古屋支社、三重県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「関係機関」という。）は、高速自動車国道（以下「高速道路」という。）及びこれに付随する施設におけるヘリコプターの運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、「高速道路におけるヘリコプターの離着陸に関する検討について」（平成17年8月18日4省庁検討結果）、三重県ドクターヘリ運用要領及び三重県防災ヘリコプター運航管理要綱に基づき、別紙第1に定める「対象とする高速自動車国道」に付随する施設におけるヘリコプターの運用に関する基本的な事項を定め、円滑な救助・救急活動を実施し、早期に適切な医療を提供することにより、救命率を向上させることを目的とする。

（ヘリコプターの種類）

第2条 この覚書で対象とするヘリコプターは、ドクターヘリコプター及び防災ヘリコプター（以下「ドクターヘリ等」という。）とする。

（離着陸場候補地の選定）

第3条 離着陸場所候補地（以下「候補地」という。）は、別紙第1のとおりとする。

2 候補地の選定については、ドクターヘリコプターを対象として選定するものとし、防災ヘリコプターの候補地の選定については、その都度、関係機関の協議によるものとする。

3 道路施設等を管理する機関（以下「道路管理者」という。）は、候補地に関する図面を作成し、関係機関への提供するものとする。

（候補地の管理）

第4条 道路管理者は、候補地の管理を行うものとする。

2 道路管理者は、候補者が使用できなくなった場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。

3 道路管理者は、候補地又はその周辺にドクターヘリ等の離着陸に影響を及ぼす可能性のある変化が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。

（出動要請）

第5条 消防機関（以下「消防」という。）は、119番通報時等の状況又は現場における状況に応じてドクターヘリ等による活動が必要と判断した場合は、直ちにドクターヘリ等運航者に出動要請するものとする。

2 前項によりドクターヘリ等の出動を要請した消防は、ドクターヘリ等運航者から出動できる旨の回答を受けた場合は、出動情報（要請時間及び要請先機関名等）を道路管理者及び三重県警察本部（以下「警察」という。）へ連絡するものとする。

なお、離着陸場所が当該消防の管轄外に想定される場合は、その場所を管轄する消防にあらかじめ出動情報を連絡するものとする。

3 情報伝達系統図を別紙第2に示す。

（離着陸場所の選定）

第6条 現場に先着した消防、道路管理者又は警察は、当該機関の管制センター等へ発生場所、交通の状況、その他ドクターヘリ等の離着陸に必要な事項を報告するものとする。

2 前項の報告を受けた管制センター等（消防除く）は、直ちに消防へ連絡するものとする。

3 消防は、現場の位置その他の状況に応じ、関係機関等と協議して候補地を選定し、ドクターヘリ等の運航者に連絡するものとする。

4 情報伝達系統図を別紙第2に示す。

（離着陸場所の安全確保）

第7条 離着陸場所の安全確保及び立入制限は、消防及び道路管理者が行うものとし、警察は、消防又は道路管理者の要請を受け協力するものとする。

2 離着陸場所の飛散物等の排除は、関係機関が相互に協力し実施するものとする。

(着陸)

第8条 前条により着陸場所の安全が確認された後、消防は、ドクターヘリ等に対し、着陸受入態勢の確保を連絡するものとする。

2 着陸可否の判断及び着陸時の最終的な安全確認はドクターヘリ等によるものとする。

3 情報伝達系統図を別紙第2に示す。

(連絡会議)

第9条 この覚書の円滑な運用を図るため、必要に応じ、連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、関係機関の協議により定めるものとする。

2 連絡先一覧表は別添資料のとおり。

附則

(施行期日)

1 この覚書は、平成25年 4月19日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この覚書は、平成31年 3月17日から施行する。

2 施行日は、新名神高速道路新四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションの間の使用が開始された日とする。

附則

(施行期日)

1 この覚書は、令和2年12月1日から施行する。

この覚書の証として、本書6通作成し、各自1通を保管する。

令和2年11月30日

三重県防災対策部

部長 日沖 正人

三重県医療保険部

部長 加太 竜一

三重県警察本部

交通部長 伊藤 達彦

三重県内高速道路消防連絡協議会

会長 坂倉 啓史

(四日市市消防長)

中日本高速道路株式会社名古屋支社

保安・サービス事業部長 合田 聡 印

三重県ドクターヘリ運航調整委員会

委員長 伊佐地 秀司 印

別紙第 1

(第 1 条関係)

対象とする高速自動車国道

- (1) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線(東名阪自動車道)
- (2) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(伊勢湾岸自動車道)
- (3) 高速自動車国道近畿自動車道伊勢線(伊勢自動車道)
- (4) 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線(紀勢自動車道)
- (5) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)
- (6) 一般国道475号(東海環状自動車道)

ただし、三重県内の消防本部が管轄する区間に限る。

(第 3 条関係)

離着陸場候補地一覧

No.	高速自動車 国道名	上下別	箇所名	管轄 消防本部	ドクター ヘリ	防災ヘリ
1	伊勢湾岸 自動車道	上	湾岸長島 P A ヘリポート	桑名市	○	○
2	伊勢湾岸 自動車道	一	みえ川越 I C ヘリポート	四日市市	○	△
3	伊勢 自動車道	下	安濃 S A ヘリポート	津市	○	○
4	伊勢 自動車道	一	勢和多気 I C ヘリポート	松阪広域	○	△
5	新名神 高速道路	一	鈴鹿 P A ヘリポート	鈴鹿市	○	△

○ : 使用可、△ : 緊急時のみ使用可(訓練不可)

連絡先一覧表

機関名	担当部署	電話	要請時等連絡	備考
(ドクターヘリ)				
三重大学医学部附属病院		059-231-5611	○	出動要請ホットライン
伊勢赤十字病院		059-231-5611	○	出動要請ホットライン
(消防防災ヘリ)				
防災対策部 防災対策総務課	防災航空班	059-235-2558		出動要請ホットライン (伊勢湾ヘリポート)
(道路管理者)				
中日本高速道路株式会社	道路管制センター	0586-81-2913	○	一宮管制センター
中日本高速道路株式会社	桑名保全・サービスセンター	0594-23-3561		
中日本高速道路株式会社	津高速道路事務所	059-256-7683		
(三重県警察)				
三重県警察本部	高速道路交通警察隊	059-256-3100	○	高速隊本隊
(三重県)				
防災対策部 消防・保安課	消防班	059-224-2108		
医療保健部 医療政策課	地域医療班	059-224-3370		
防災対策部 災害対策課	災害対策班	059-224-2189		
(消防機関)				
四日市市消防本部	情報指令課	059-325-3119	※	高速道路管轄
津市消防本部	通信指令課	059-254-0119	※	高速道路管轄
桑名市消防本部	通信指令課	059-325-3119	※	高速道路管轄
菰野町消防本部	通信指令室	059-325-3119	※	高速道路管轄
鈴鹿市消防本部	情報指令課	059-382-0500	※	高速道路管轄
亀山市消防本部	情報指令室	0595-82-0244	※	高速道路管轄
松阪地区広域（組）消防本部	総合指令課	0598-25-0119	※	高速道路管轄
伊勢市消防本部	通信指令課	0596-25-1261	※	高速道路管轄
鳥羽市消防本部	通信室	0599-25-2821	※	
志摩広域（組）消防本部	消防課通信係	0599-43-1418	※	
紀勢地区広域（組）消防本部	通信室	0598-82-3611	※	高速道路管轄
三重紀北（組）消防本部	通信指令室	0597-23-2119	※	高速道路管轄
熊野市消防本部	通信指令室	0597-89-0119	※	
伊賀市消防本部	消防救急課指令係	0595-24-9110	※	
名張市消防本部	通信司令室	0595-63-1190	※	

※印は出動事案に応じて連絡するものとする。

10 災害時等における相互協力に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課・県土整備部 施設災害対策課】

三重県（以下「県」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の関係規定、並びに各々の防災計画及び国民保護計画に定める関係事項に基づいて、災害時等における道路の応急復旧業務等を相互に協力してより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)道路 県内の一般道路及び会社が管理する高速道路

(2)災害時等 アに掲げる災害が発生し又は発生する恐れがある場合、並びにイ及びウに掲げる事態

ア 災害対策基本法第2条第1号に定める災害

イ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等

ウ 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

（相互協力の内容）

第2条 県又は会社は、災害時等に次の各号に掲げる事項について相手方から協力を要請された場合は、自らが行う応急措置に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

(1)道路の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模道路構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援

(2)応急復旧業務の実施に必要な資機材の提供

(3)高速道路本線、サービスエリア等の開口部を利用した緊急車両等の出入り

(4)応急復旧業務に必要な情報の交換及び派遣連絡員の受け入れ

(5)その他応急復旧業務等の実施に必要なと認められる事項

(6)上記各号に掲げる業務を円滑に実施するために必要となる、防災及び国民保護の啓発並びに災害時等に備えた対応力向上に関する活動

（協力の要請）

第3条 県又は会社は、相手方に協力を要請する場合は、必要事項を明らかにして、原則として書面をもって行うものとする。ただし、緊急時にあって書面を発することが困難な場合は口頭で要請事項を伝達し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 県及び会社は、この協定の締結後すみやかに前条に示す相互協力の内容に関する連絡関係者を定めて相手方に通知するものとし、変更等があれば遅滞なく相手方に通知するものとする。

（業務報告）

第4条 県又は会社は、相手方から協力を要請された業務（以下「協力業務」という。）を履行した場合は、履行した内容及び結果を書面で相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 協力業務にの履行に要する費用は、災害対策基本法及び地域防災計画等に定める責務のほかは、原則として協力を要請した県又は会社が負担するものとする。

2 前項の規定に関わらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護法第164条の定めるところによる。

（業務従事者の負傷等の補償）

第6条 協力業務に従事した者（以下「業務従事者」という。）が、協力業務が原因で負傷し、疾病にかかり、又は死

亡した場合は、原則として業務従事者の使用者の責任において補償を行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。

2 前項の期間が満了する1ヶ月前までに県又は会社のいずれからも書面による変更又は解約の申し出がない場合は、本協定は同内容でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ県、会社協議のうえ、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、県、会社記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月17日

津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

名古屋市中区錦2丁目18番19号

中日本高速道路株式会社

名古屋支社長 岩 田 久 志

11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、三重県内において地震、風水害、大規模火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し、車両等の除去について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の場所、路線名及び種別、台数等
- (3) 現場責任者の職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

（業務の実施）

第2条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属組合員の所有する車両、装備等の範囲内で可能な限り車両等排除業務を実施させるものとする。

2 前項の規定による車両等排除業務を行う乙の組合員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第2項により甲の指定する現場責任者の指示に従い車両等排除業務を実施するものとする。

（費用負担）

第3条 活動に関する費用については、乙の負担とする。

（災害補償）

第4条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故その他やむを得ない事由により、乙の組合員及び従事者が損害を受けた場合は、乙及び乙の組合員又は従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害賠償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。

ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となったときは、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

（除去対象車両等の破損の補償）

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、第2条の規定により除去活動に従事した者が除去の対象となる車両その他の物件を破損した場合、若しくは他人に損害を与えた場合には、甲が損失を補償する。ただし、故意又は重大な過失による場合は、乙又は従事者の責任において賠償する。

（状況報告）

第6条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、報告をもとめることができるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めた事項について疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成20年5月23日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年5月23日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦

乙 三重県津市住吉町2番30号
三重県レッカー事業協同組合
理事長 北森 浩貴

12 災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察（以下「甲」という。）と社団法人三重県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務の実施について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため、甲が乙に対し、緊急交通路の確保等の警備業務の実施を要請する手続その他必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する警備業務（以下「要請業務」という。）は、次の業務とする。

- 1 災害時における緊急交通路の確保に係る警備業務
- 2 その他甲が必要と認める警備業務

（出動要請等）

第3条 甲は、災害の規模を勘案して警備員の出動を必要と認めるときは、乙に対して、日時、場所、業務内容及び出動人員を指定し、文書等の方法で出動要請を行うものとする。

- 2 乙は、前項の出動要請があった場合、警備員の出動を警備業者に委託するものとする。

（出動警備員等）

第4条 出動警備員は、要請業務に関する専門的な知識及び技能を有し、かつ、原則として警備業務の経験が1年以上ある者を充てるものとする。

- 2 警備員を出動させる警備業者は、原則として当該警備員のうちに「警備員等の検定に関する規則」（昭和61年国家公安委員会規則第5号）で定める検定合格者を含めるものとする。

（業務の実施方法）

第5条 甲の要請により出動した警備員は、所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

- 2 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとの出動警備員を甲に報告しなければならない。

（出動要請の解除等）

第6条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対して速やかに文書等により業務の解除を連絡するものとする。

- 2 乙は、業務終了後遅滞なく、出動警備員について、出動日、出動時間、業務内容等を甲に報告しなければならない。

（出動可能人員表の備付け）

第7条 乙は、甲からの出動要請に応じるため、毎年、警備業者ごとに「出動可能人員等」を記載した表を作成し、備えておくとともに、甲に通報しなければならない。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、指定された業務終了後、甲と協議の上、当該業務に要した費用の支払を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第9条 出動警備員が、要請業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第10条 要請業務の実施により損害を生じた場合は、出動警備員の使用者たる警備業者又は当該警備員が負担するもの

とする。

(訓練等)

第11条 乙は、この協定に基づく業務を適正に実施するため、甲の実施する防災訓練等に積極的に参加するとともに、平素から訓練等に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成9年8月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成9年8月29日

甲 三 重 県 警 察 本 部 長 石 川 正

乙 社団法人三重県警備業協会会長 竹 内 裕

13 大規模災害発生時等における放置車両等の道路障害物の除去活動に関する協定

【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中部本部三重支部長（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した場合において、緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置車両等の道路障害物の除去に関する警察官の措置命令等（以下「警察官の装置命令等」という。）の権限の行使に関し、次のとおり協定を締結する。

記

（協力要請）

第1 甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し必要がある場合は、次に掲げる事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害になっている車両等の除去活動の実施を要請するものとする。

- 1 通行妨害等の認知日時、場所及び当該現場の状況
- 2 除去対象車両等の種別、台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法その他の必要な事項

（除去活動）

第2 乙は、甲から要請があった場合は、現場指揮官の指示に従い、乙の所有する車両、装備等の範囲内で対象車両等の除去活動を行うものとする。

（費用及び災害補償）

第3 この協定に基づく活動の費用は、乙の負担とする。また、この活動の実施により、乙の人員及び装備が災害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

（損害補償）

第4 この協定に基づく活動の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

（秘密の保持）

第5 乙は、除去活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第6 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議をして定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年6月1日から適用する。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年 6月 1日

甲 三重県警察本部長
木 岡 保 雅

乙 社団法人日本自動車連盟
中部本部 三重支部長 川 喜 田 久

14 災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県公安委員会が管理する交通信号機等の交通安全施設（以下「交通安全施設」という。）に災害による被害が発生した場合等に、甲と乙が協力して連絡調整を図り、速やかに調査及び緊急に復旧する工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、交通安全施設の被災状況の把握及び応急復旧工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「緊急に復旧する工事」とは、被害が生じた交通安全施設の応急復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び緊急に復旧する工事を実施する必要がある場合は、乙に別紙「要請書」により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった際は、甲に対して調査及び緊急に復旧する工事の施工が可能な事業者の情報を提供する等の協力を行うものとする。

3 乙は、甲の要請により会員に対して必要な事項を指示するものとする。

（費用の精算）

第4条 甲は、乙の情報により、甲が事業者が発注し、実施した調査又は緊急復旧工事に要した費用について、三重県会計規則等に基づき精算を行うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 第3条に基づき、調査又は災害応急工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上各自1通を保有するものとする。

平成 2 4 年 3 月 1 5 日

甲 三重県津市栄町一丁目 1 0 0 番地

三重県警察本部長 齊 藤 実

乙 東京都台東区東上野一丁目 2 1 番 4 号

一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会
理事長 丹 下 正 彦

15 地震災害等応急復旧用仮設橋に関する協定書【県土整備部 施設災害対策課】

三重県（以下「甲」という。）と（社）日本橋梁建設協会（以下「乙」という。）とは、地震等災害発生時における応急復旧用仮設橋（以下「仮設橋」という。）の確保に関して次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の監理する橋梁等に地震等により災害が発生したときは、甲と乙とが協定して、速やかに仮設橋を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、仮設橋を確保する必要があると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、仮設橋の確保について甲に協力するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる仮設橋の調達要請を乙に行うときは、原則として文書によるものとする。

（仮設橋製作協力会員）

第4条 乙は、乙の協会員の中から仮設橋製作に協力する協会員（以下「協力会員」という。）の名簿を協定後速やかに甲に提出するものとする。

（請負契約）

第5条 甲は、仮設橋を必要とすると認めたときは、乙の推薦に基づき協力会員を指定する。

2 前項の規定により指定された協力会員は、仮設橋の設置工事を実施するときは、甲と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

（保有数量の報告）

第6条 乙は、甲が定める「仮設橋保有数量調書」により、毎年10月1日現在の仮設橋の保有数量と仮設橋の形式図書を甲に報告するものとする。

（協力会員の変更届）

第7条 乙は、協力会員に変更が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成7年9月25日

甲 三重県

三重県津市広明町13

三重県知事 北 川 正 恭

乙 東京都中央区銀座 2 丁目 2 番 18 号
鉄骨橋梁会館内
(社)日本橋梁建設協会
会長 遠 山 仁 一

16 災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定（三重県トラック協会）【防災対策部 災害即応・連携課】

（協定趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合等において、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人三重県トラック協会（以下「乙」という。）に対し協力を要請する物資等の緊急輸送等の業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請事項）

第2条 甲が必要と認めたときに、乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとし、乙は甲からの要請事項について、やむを得ない事由がない限り、通常業務に優先して、要請業務を実施するものとする。

1 緊急輸送等

（1）物資等の緊急輸送

（2）物資拠点の運営、物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務（以下「物流業務」という。）

（3）物流業務に必要となる施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供

（4）物流業務に必要となる人員の派遣

2 物流専門家の派遣

乙は、物流業務に関する実務の見識・経験を有する物流専門家を三重県災害対策本部に派遣し、この協定の運用に係る甲と乙との連絡調整、緊急輸送等が迅速かつ適切に行われるための活動の調整等を行うものとする。

（協力要請手続）

第3条 甲が乙に第2条の要請を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要する事由

（2）物資拠点の所在地（又は積込み場所）

（3）受入れる物資等の品目、寸法、内容及び数量

（4）緊急輸送する物資等の品目、寸法、内容及び数量

（5）緊急輸送先の所在地（荷卸し場所）

（6）緊急輸送する日時

（7）荷送人の名称、担当者、連絡先

（8）荷受人の名称、担当者、連絡先

（9）その他必要な事項

（措置状況の報告等）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況について甲に報告し、業務が完了したときは、速やかに甲に対し次に掲げる事項を報告するものとする。

（1）緊急輸送等に従事した事業者名、車両数、車種及び人員数

（2）緊急輸送の期間（日時）、輸送区間及び走行距離

（3）緊急輸送した物資等の品目、内容及び数量

（4）災害対策本部での従事期間、人員数

（5）その他必要な事項

（費用負担）

第5条 第2条の要請により、物資等の緊急輸送等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第2項の費用のうち、輸送車両に係る運賃については、輸送に従事する乙の会員事業者が災害発生時直前において、

国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準とする。

4 第2項の費用のうち、人員の派遣に係る賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費を基準とする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 乙は、緊急輸送等の際に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、事故や車両等の故障その他の事由により、緊急輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに代替手段の確保等必要な措置を講じ、緊急輸送等を継続しなければならない。

3 前項の場合において、乙の措置にもかかわらず、なお緊急輸送等の継続が困難な場合は、乙は速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送等の際に、乙の責に帰する事由により緊急輸送等に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の緊急輸送等の際に、乙の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年10月13日三重県条例第46号)の規定等により、甲が補償するものとする。

(1) 乙の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けられる場合

(3) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(燃料の確保)

第9条 甲は、大規模災害時における緊急輸送等の用に供する車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲、乙は、本協定に基づく緊急輸送等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(情報連絡会)

第11条 甲、乙は、円滑な物資等の緊急輸送等を実現するため、平常時から相互の情報交換、意見交換を目的とする情報連絡会を開催する。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(附則)

第14条 平成10年6月1日付締結の協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この本書2通を作成、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年6月29日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

乙 三重県桜橋 3 丁目 5 3 - 1 1

一般社団法人三重県トラック協会

会 長 西 野 衛

17 災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定（赤帽三重県軽自動車運送協同組合）

【防災対策部 災害即応・連携課】

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合等において、三重県（以下「甲」という。）が赤帽三重県軽自動車運送共同組合（以下「乙」という。）に対して要請する物資等の緊急輸送の業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項について定めるものとする。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に対し、要請する業務の範囲は、物資等の緊急輸送に関し必要な車両等の確保とする。

（要請）

第3条 甲は、乙の組合員の応援を必要とするときは、乙に対し、次条に掲げる事項を明示して、文書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後、すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する事由
- (2) 必要とする車両数、人員、資機材
- (3) 輸送期間（日時）及び輸送場所（区間）
- (4) 集合場所又は物資積み込み場所及び取卸し場所
- (5) 輸送品目（品名及び数量）
- (6) その他参考となる事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、組合員が前条の規定による輸送を終了したときは、すみやかに、甲に対し、文書（様式2）により次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、その後、すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 運送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員
- (2) 輸送期間（日時）、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送品目（品名及び数量）
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 第3条の規定による輸送に要した費用は、甲が負担する。なお費用の算出方法については、乙の国土交通大臣に届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（運行中断の措置）

第8条 乙の供給した軽貨物自動車が、事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は甲に対しすみやかにその状況を報告し、指示を受けなければならない。

（補償）

第9条 第3条の規定により輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和

37年10月13日三重県条例第46号)の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、輸送活動中に覚知した災害情報を積極的に乙に提供するとともに情報収集に協力するものとする。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に協力できる組合員名簿、車両の種類、車両数及び人員並びに貨物運賃料金表を毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成15年3月7日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年3月7日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事

乙 三重県津市雲出長常町字五ノ割1157番地の4
赤帽三重県軽自動車運送協同組合
代表理事

18 災害時における緊急・救援輸送に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県バス協会（以下「乙」という。）とは、三重県内で災害が発生し、三重県災害対策本部が設置された場合、又は大規模広域災害が発生し、都道府県間相互の応援措置が必要な場合におけるバス等による緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急・救援等輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（観光客等帰宅困難者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) 臨時避難所および一時待避場所としての支援業務
- (5) その他バスによる支援業務

（報告）

第3条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救援等輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の運賃及び料金は、乙の協会員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第3項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基準とし、甲及び乙の協会員が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙の協会員に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の協会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかに当該バスを交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙の協会員は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙の協会員は、バスの運行に際し、乙の協会員の責めに帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙の協会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又

は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）、に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙及び乙の協会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿等の提出)

第9条 乙は、所属する協会のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの連絡先を記載した名簿と協会員が所するバス等の車両台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月28日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市雲出長常町1190番地-1

公益社団法人三重県バス協会

会 長 雲井 敬

別記第 1 号様式（第 1 条関係）

年 月 日

緊急・救援等輸送要請書

公益社団法人三重県バス協会 会長 様
協会加盟事業者 代表者 様

三重県知事

緊急・救援輸送に関する協定第 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を必要とする理由

2 輸送内容

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	

＊臨時避難所および一時待避場所として使用する場合は、輸送活動期間欄に使用期間を、輸送区間欄の輸送先に使用場所を、備考欄には臨時避難所または一時待避場所と記入する。

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

緊急・救援等輸送業務報告書

三重県知事 様

輸送実施事業者
代表者氏名

このことについて、緊急・救援輸送に関する協定第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

輸送実施内容

輸送活動期間	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人数	従事車両数及び 車両種別	備 考
月 日 月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	
月 日 月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	
月 日 月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	
月 日 月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	
月 日 月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	

＊臨時避難所および一時待避場所として使用した場合は、輸送活動期間欄に使用期間を、輸送区間欄の輸送先に使用場所を、備考欄には臨時避難所または一時待避場所と記入する。

19 災害時等における輸送車両提供に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、三重県内において、地震、津波、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における輸送車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等の乗用自動車、貨物自動車等（以下「輸送車両」という。）の提供に関し、甲が乙に対して輸送車両の提供協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、輸送車両の提供要請を行うものとする。甲は、乙の会員に提供要請を行った際には、その状況を乙に通知するものとする。

2 乙の会員は、甲からの輸送車両の提供要請について、できる限り速やかに必要車両を整え、優先的に提供するものとする。ただし、乙の各会員からの輸送車両の提供が不可能な場合は、乙は他県のレンタカー協会に協力を要請し、甲の輸送車両の確保に努めるものとする。

3 乙の会員は、要請に基づき、甲の指示する場所（以下「参集場所」という。）へ車両を搬送することを原則とする。

4 第1項の規定は、災害時等に、甲が、県内市町から輸送車両確保のために協力を要請されたときにおいても、適用できるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の甲から乙への通知は、次に掲げる事項について、速やかに口頭等をもって乙に連絡するものとし、その後遅滞なく、甲は別紙様式1「災害時等における輸送車両提供の協力要請書」を乙に提出するものとする。

- （1） 要請を行った会員の名称等
- （2） 車両の提供を必要とする場所
- （3） 甲の担当者名及び連絡先
- （4） 要請の理由
- （5） 要請する車種及び台数
- （6） 協力の予定期日及び参集場所
- （7） その他必要な事項

（実績報告）

第4条 乙の会員は、前条の規定により車両の提供を実施した場合は、次に掲げる事項について、口頭等をもって甲に報告するものとし、事後、乙は別紙様式2「災害時等における輸送車両提供の協力実績報告書」を甲に提出するものとする。

- （1） 提供協力を行った会員の名称等
- （2） 提供した車両及び車両登録番号
- （3） 提供した場所
- （4） 提供した日数及び走行距離
- （5） その他必要な事項

（契約の締結）

第5条 甲は、乙の会員に輸送車両の提供要請をしたときは、遅滞なく役務契約を締結するものとする。

2 甲は、乙の会員から費用の支払いの請求があった場合は、前項の役務契約に基づき乙の会員に支払うものとする。

3 甲が負担する費用については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲と乙の会員が協議のうえ決定するものとする。

4 前3項の規定は、第2条第4項の県内市町からの要請に基づく場合には、前3項中「甲」とあるのは「協力要請した市町」とする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は提供車両等に損害が生じた場合、甲及び乙又は乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び乙又は乙の会員に報告し、その措置について、甲、乙が協議のうえ、定めるものとする。

(会員名簿の提出)

第7条 乙は、乙の会員名簿及び所有する自動車等の台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10月11日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県四日市市馳出字葭原1066-1
三重県レンタカー協会
会 長 前田 基博

災害時等における輸送車両提供の協力要請書

三重県レンタカー協会 会長 様

三重県知事

要請を行った会員の 名称等及び連絡先	住 所 : 会社名 : 担当者名 : 電 話 : () -
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分
車両の提供を 必要とする場所（目的地）	
甲の担当者の職・氏名 及び連絡先	事務所名 : 担当部署 : 職・氏名 : 電 話 : () -
【第 2 条第 4 項適用時】 市町名及び連絡先	住 所 : 市町名 : 担当者名 : 電 話 : () -
要請の理由	
要請する車種・台数	車 種 : / 台
協力の予定期日 及び参集場所	予定期日 : 年 月 日 ~ 月 日 (日間) 参集場所 :
備 考	

災害時等における輸送車両提供に関する協定第 3 条に基づき、次のとおり車両の提供協力を要請します。

平成 年 月 日

災害時等における輸送車両提供の協力実績報告書

三重県知事 様

三重県レンタカー協会 会長

災害時等における輸送車両提供に関する協定第 4 条に基づき、次のとおり車両の提供協力を実施しました。

提供協力を行った会員の 名称等及び連絡先	住 所： 会社名： 担当者名： 電 話： （ ） —
提供した車両 及び車両登録番号	
提供した場所（目的地）	
【第 2 条第 4 項適用時】 市町名及び連絡先	住 所： 市町名： 担当者名： 電 話： （ ） —
提供した日数 及び走行距離	協力日数： 年 月 日～ 月 日（ 日間） 走行距離： k m
備 考	

20 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務等に関する協定【農林水産部 水産基盤整備課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本漁港建設協会三重県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人全日本漁港建設協会（以下「丙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務（以下「応急対策」という。）に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する漁港施設、漁港海岸保全施設等（以下「漁港施設等」という。）に災害が発生した又は発生する恐れがある場合に、被災の有無及びその状況の情報収集を図り、速やかに応急対策を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 応急対策とは、緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保及び二次災害の発生・誘発の恐れがある場合等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事や仮設工事及び工事に必要な調査等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、応急対策を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

ただし、大規模災害時等乙と連絡が取れない場合は、甲は丙に直接協力を要請することができるものとする。

2 支部外からの応援が必要な場合等は、乙は甲と協議のうえ、丙に協力を要請する。

3 乙及び丙は前項の要請があった際は、応急対策の実施について甲に協力するものとする。

（連絡体制の構築及び実施）

第4条 甲と乙及び丙は、応急対策の円滑な実施にあたり、緊急連絡体制ネットワークを確立するものとする。

2 甲、乙及び丙は、ネットワークの運用にあたり、この協定の締結後速やかに別途定めるネットワーク作成要領に基づき資料を作成し、毎年6月30日までに協定者間で情報共有を図るものとする。

3 甲、乙及び丙は、ネットワーク作成要領に基づき作成した資料に変更が生じた場合、速やかに他の協定者に通知するものとする。

4 緊急連絡体制ネットワークの作成にあたり、乙は地区構成員の取りまとめを行う者として地区幹事を選定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第5条 甲は乙及び丙と連携をとり災害に備えるとともに、乙は災害の発生が想定される場合及び災害が発生した場合は、速やかに情報を収集し甲に提供するに努めるものとする。

（協力要請及び応急対策の実施等）

第6条 協力要請及び応急対策等の詳細については、別途定める運用細目によるものとする。

（契約及び費用の精算）

第7条 甲の地域機関の長（農林水産事務所長）と乙及び丙の実施者は、工事請負契約書等を締結するものとし、詳細については別途定める運用細目によるものとする。

2 契約における費用算出については、漁港漁場関係工事積算基準等により精算を行うものとする。

（訓練の実施）

第8条 甲、乙及び丙は緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、3者で協議・改善していくものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 第3条に基づき応急対策に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償 保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙がこの協定を終了させる意思が無い場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年 1月28日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 三重県津市桜橋2丁目177番地-2
一般社団法人全日本漁港建設協会三重県支部
支部長 谷口洋久

丙 東京都中央区八丁堀三丁目25番10号
一般社団法人全日本漁港建設協会
会長 長野章

21 船舶による輸送等に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と中部沿海海運組合、東海内航海運組合及び全国内航タンカー海運組合東海支部（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の組合員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定により、その損害を補償するものとする。

（協力組合員名簿の提出）

第9条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年6月25日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年6月25日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 名古屋市港区入船二丁目一番十七号

中部沿海海運組合

理 事 長 高 村 博 三

名古屋市港区名港二丁目九番十号

東海内航海運組合

理 事 長 加 藤 貢

名古屋市港区名港一丁目九番十二号

全国内航タンカー海運組合東海支部

支 部 長 仲 野 光 洋

22 旅客船による災害時の輸送等に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と東海北陸旅客船協会（以下「乙」という。）とは、東海、東南海、南海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の主旨）

第1条 この協定は、東海、東南海、南海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1)被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2)災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3)災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4)その他船舶による支援業務

（業務報告）

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により乙の協会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定等により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（協力会員名簿の提出）

第8条 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

る。

(有効期間)

第10条この協定は、平成16年2月9日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年2月9日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 愛知県名古屋市港区港町1番9号

東海北陸旅客船協会

会 長 坪 井 宏

23 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県水難救済会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、海上における緊急輸送等の災害応急対策を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の救難所員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の救難所員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の救難所員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

（緊急連絡表の提出）

第9条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急連絡表を毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

る。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成20年3月24日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年3月24日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦

乙 三重県津市広明町323-1
三重県水産会館
三重県水難救済会
三重県水難救済会会長 岩城 健

様式第 1 号

第 号
平成 年 月 日

三重県水難救済会会長 ○○ ○○様

三重県知事 ○○ ○○

船舶による輸送等災害応急対策業務への協力要請について

このことについて、船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先か ら 地 先 ま で	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先か ら 地 先 ま で	

3 その他の応急対策業務

様式第 2 号

第 号
平成 年 月 日

三重県知事 ○○ ○○様

三重県水難救済会会長 ○○ ○○

船舶による輸送等災害応急対策業務の実施状況の報告について

このことについて、船舶による輸送等災害応急対策業務に関する協定書第 5 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸 送 物 資	数 量	輸送区間	延べ輸送回数	従 業 人 数	従 事 船 舶 数	備 考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸 送 物 資	数 量	輸送区間	延べ輸送回数	従 業 人 数	従 事 船 舶 数	備 考
月 日			地先から	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

24 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において共有し有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、非定形的な燃料供給に政府が関与する場合において、その枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前項に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

（設備等情報の展開・共有）

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、乙の会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び乙の会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2 甲は、乙が資源エネルギー庁から、政府の大規模災害時対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、これを資源エネルギー庁に提供することについて同意する。

（設備等情報の管理）

第8条 乙及び乙の会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

（設備等情報の利用）

第9条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、政府が関与して非定形的な燃料供給が実施されることとなった場合、並びにそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練に利用するものとし、乙及び乙の会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用又は流用しないものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法に基づく政府関与の制度が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年8月27日

甲 三重県津市広明町13番地
三 重 県
防 災 対 策 部 長 稲垣 司

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石 油 連 盟
専 務 理 事 松井 英生

25 災害時における石油類燃料の供給に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、三重県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力体制の確保）

第1条 災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の支部に対して必要な指導を行うものとする。

2 甲は、市町村と乙の支部とが災害時の石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行い、乙は、支部に対して同協定の締結を指導するものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部（以下「乙等」という。）に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力を求めるものとする。

（運搬）

第4条 石油類燃料の運搬は、甲又は乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 前2条の規定により乙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙等とで協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第6条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施）

第7条 甲及び乙は、協力して資源エネルギー庁が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄事業（以下「製品備蓄事業」という。）を推進するものとする。

2 製品備蓄事業における2年度目以降の必要な経費については、毎年甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、災害時に製品備蓄事業により備蓄した石油製品について、甲が指定する緊急車両及び緊急自動車等への供給に限るよう、乙の支部及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第32条第1項の規定に基づき告示された石油販売事業者（中核給油所）を指導するものとする。

4 乙は、製品備蓄事業で備蓄する石油類燃料について、通常の燃料在庫が同事業で備蓄した量に達した場合においては使用できるよう努めるとともに、それまでは通常の燃料在庫において優先供給に努めるものとする。

5 乙は、製品備蓄事業が終了する6年目以降においても、乙の自助努力において同事業を継続させるものとする。なお、同事業が終了する6年目以降においては、日々の在庫管理に関する報告は不要とする。

6 この事業の実施について必要な事項については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（補償）

第8条 甲は、第4条の規定により、甲又は乙等の指定により運搬に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

（価格高騰の防止）

第9条 乙は、災害時において石油類燃料価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第10条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等、組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協力体制の構築）

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

（その他必要な支援）

第12条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第13条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「三重県災害対策本部」（警戒宣言が発せられた場合にあっては、「三重県地震災害警戒本部」）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第14条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月15日

甲 三重県津市広明町13番地
三 重 県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市栄町2-109
三重県石油商業組合
理事長 亀井 喜久雄

26 災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）とは、三重県内において地震、風水害、大火災、その他の要因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第２条第１３号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に基づき、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定する。

（協力体制の確保）

第１条 災害時に必要なＬＰガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の協力団体である三重県内の各ＬＰガス協議会（以下「丙ら」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

２ 甲は、市町と丙らとが災害時のＬＰガスの調達に関する協定を締結する場合には、必要な協力を行い、乙は、丙らに対して同協定を指導し運営については援助を行うものとする。

（協力要請）

第２条 災害時において、甲がＬＰガスを必要とするときは、甲は、乙及び丙らに対して、ＬＰガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第３条 乙及び丙らは、前条の規定により甲から要請を受けたときは、ＬＰガスの優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（運搬）

第４条 ＬＰガスの運搬は、甲又は丙らの指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙又は丙らに運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第５条 前２条の規定により丙らが供給したＬＰガスの対価及び丙らが行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する対価及び費用は、丙ら又は丙らの指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時前における適正価格を基準として、甲と乙及び丙らで協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第６条 ＬＰガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（補償）

第７条 甲は、第４条の規定により、甲又は丙らの指定により運搬に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和３７年１０月１３日三重県条例第４６号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

（価格高騰の防止）

第８条 乙は、災害時においてＬＰガス価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第９条 乙は、協会活動を通じて、日常的にＬＰガスの備蓄、緊急時対応の整備等、会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第１０条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援活動に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

る。

(災害時の協力事項の発動)

第11条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「三重県災害対策本部」(警戒宣言が発せられた場合にあっては、「三重県地震災害警戒本部」)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成25年4月1日から適用する。

2 この協定の適用をもって、平成15年3月7日に締結した「災害時におけるLPガスの供給に関する協定」は廃止する

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 三 重 県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 一般社団法人三重県LPガス協会

代表理事 藤岡 傳

27 災害時における電気設備の応急対策に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

(趣旨)

第1条 この協定は、三重県（以下「甲」という。）が三重県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）に対し、県の地域における災害応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 県有施設の電気設備に関する被災状況の調査
- 二 県有施設の電気設備に関する障害物の除去
- 三 施設被害のうち電気設備に関する応急対応工事
- 四 前各号に定めるもののほか、特に必要な電気設備に関する応急業務

(応援要請の手続)

第4条 甲は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書を提出する。

- 一 応援の場所
- 二 災害の状況
- 三 応援業務の内容
- 四 その他必要な事項

(応急対応工事)

第5条 第3条の調査の結果、直ちに応急対応工事が必要と認められるときは、現場に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 応急対応工事において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙は甲に連絡を取り、その指示に従い、施工するものとする。

(完了報告)

第6条 乙は、応急対応工事を完了したときは、その状況を書面により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後に遅滞なく書面により提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が行う調査、報告については、乙の責任により実施するものとし、これに要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙が応急対策工事に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務の実施により、交通事故その他やむを得ない事由により、乙の組合員及び従事者が損害を受けた場合は、乙及び乙の組合員又は従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害賠償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。

ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となったときは、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務および災害復旧業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(資料の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

一 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

二 その他必要な事項

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されたものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めがない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月17日

甲 津市広明町13番地
三 重 県
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 津市垂水字焼尾2612-93
三重県電気工事業工業組合
理 事 長 楠 修 次

28 災害時における放送協定【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定により三重県知事が日本放送協会津放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 三重県知事は、法第55条の規定による通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備、若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 三重県知事は、NHKに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請理由

(2) 放送事項

(3) 希望する放送日時及び送信系統

(4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、三重県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、三重県企画調整部広報外事課長及び日本放送協会津放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、三重県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和52年8月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当時者記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和52年8月1日

三重県知事 田 川 亮 三

日本放送協会津放送局

局 長 坪 井 金 男

(2) 災害時における放送要請に関する協定書（昭和52年8月1日）の一部を改正する協定書

第一条 災害時における放送要請に関する協定書第五条中「三重県企画調整部広報外事課長」を「三重県総務部消防防災課長」に改める。

第二条 この協定は、昭和60年12月2日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当時者記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和60年12月2日

三重県知事 田 川 亮 三

日本放送協会津放送局

局 長 大 木 俊 秀

(3) 災害時の放送に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋放送株式会社及び中京テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

(1) 放送依頼の理由

(2) 放送の内容

(3) 希望する放送の日時

(4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑 則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年4月1日

甲	愛知県知事	仲	谷	義	明
	三重県知事	田	川	亮	三
	岐阜県知事	上	末	陽	助
	名古屋市長	本	山	政	雄

乙 中部日本放送株式会社
代表取締役社長 国 枝 忠 雄

東海ラジオ放送株式会社
取締役社長 南 正 義

東海テレビ放送株式会社
取締役社長 鈴 木 充

名古屋放送株式会社
取締役社長 川 手 泰 二

中京テレビ放送株式会社
取締役社長 佐 藤 信之助

※協定第1条中「中部日本放送株式会社」に替わり「株式会社CBCテレビ」「株式会社CBCラジオ」とする。

(4) 災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、三重県知事（以下「甲」という。）が、三重テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

(依頼の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1)放送依頼の理由
- (2)放送の内容
- (3)希望する放送の日時
- (4)その他必要な事項
- (放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、三重県総務部消防防災課長及び三重テレビ放送株式会社報道制作部長を連絡責任者とする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲、乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年4月1日

甲 三重県知事 田 川 亮 三

乙 三重テレビ放送株式会社
代表取締役社長 藤 原 実

(5) 災害時の放送に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）がテレビ愛知株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

(依頼の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1)放送依頼の理由
- (2)放送の内容
- (3)希望する放送の日時
- (4)その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和58年8月1日から適用する。

2 この協定は、甲、乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和58年8月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県知事 鈴木 礼 治

三重県津市広明町13番地
三重県知事 田 川 亮 三

岐阜県岐阜市藪田一丁目1番地
岐阜県知事 上 松 陽 助

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市長 本 山 政 雄

乙 名古屋市中区大須二丁目4番8号
テレビ愛知株式会社
代表取締役社長 黒 川 洸

(6) 災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、三重県知事（以下「甲」という。）が、三重エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1)放送依頼の理由
- (2)放送の内容
- (3)希望する放送の日時
- (4)その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、三重県総務部消防防災課長及び三重エフエム放送株式会社放送部長を連絡責任者とする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和60年6月1日から適用する。

2 この協定は、甲、乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和60年6月1日

甲 三重県知事 田 川 亮 三

乙 三重エフエム放送株式会社
取締役社長 小 柴 文 一

29 災害にかかる情報発信等に関する協定【防災対策部 災害対策推進課】

三重県（以下「甲」という）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、三重県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、三重県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、三重県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の三重県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、三重県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、三重県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。
- 3 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年2月28日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

30 アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「県」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟三重県支部（以下「JARL三重県支部」という。）は、災害時における情報の収集・伝達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、JARL三重県支部が県に協力して、災害時の情報収集・伝達等を行うために必要な事項を定める。

（性格）

第2条 前条におけるJARL三重県支部が行う協力は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（災害）

第3条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項1号に定めるものとする。

（要請）

第4条 県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達上必要と認めるときは、JARL三重県支部及び同県支部と共に活動するアマチュア無線局に対して、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

また県から協力要請が無い場合でも、必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

（情報連絡系統）

第5条 この協定に基づく、県とJARL三重県支部の情報連絡系統は別途定める。

（訓練）

第6条 JARL三重県支部は、災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、県が行う訓練への参加に努めるものとする。

（構成員名簿の提出）

第7条 JARL三重県支部は、県からの要求により、最新の構成員等の情報を提供するものとする。

県は、JARL三重県支部から提供のあった当該構成員名簿について、プライバシーに十分配慮するとともに当該構成員名簿を災害時における情報の収集・伝達以外に使用してはならない。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発し、県またはJARL三重県支部いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた場合は、県とJARL三重県支部は協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する

平成18年9月1日

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

社団法人日本アマチュア無線連盟三重県支部

支部長 増 田 晴 生

31 三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 協定

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）と三重県は、JAXA が所有する人工衛星を用いた防災利用実証実験（以下「本実証実験」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 JAXA は、防災業務における人工衛星の活用方法を検討し、宇宙技術の防災利用に関する実証実験を三重県と共同で実施することで、当該人工衛星及びその後継機の防災分野での有用性を検証することを目的とし、三重県は、自らの防災業務における人工衛星の利用可能性について評価を行い、将来の災害応急対策の円滑な実施及び体制整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「人工衛星」とは、陸域観測技術衛星（以下「だいち」という。）及び超高速インターネット衛星（以下「きずな」という。）をいう。
- (2)「衛星画像」とは、だいちの標準処理データを可視化又は解析して画像ファイル化したものをいい、だいちの標準処理データを用いて土砂災害箇所及び浸水区域等の被害区域を抽出し、可視化した被害区域図データを含むものとする。
- (3)「だいち防災マップ」とは、JAXA が作成した衛星画像を基盤とした5万分の1又は2万分5千分の1縮尺の地形図をいう。
- (4)「災害情報」とは、三重県が提供する県内の災害状況、対応等に関する情報をいう。
- (5)「地上局設備」とは、人工衛星との通信に必要な装置をいう。
- (6)「衛星システム」とは、人工衛星及び地上局設備をいう。

(業務の分担)

第3条 JAXA 及び三重県は、本実証実験の実施に関し、次の各号の業務を共同で行う。

- (1)緊急時に備えて、平常時より JAXA と三重県との間の緊急時における連絡体制を確立する。
- (2)三重県内で災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に備えて、衛星画像及びだいち防災マップの授受方法を確立する。
- (3)三重県の防災業務における衛星システムの活用手段を検討する。
- (4)災害発生時における人工衛星の利用について評価し、課題を抽出する。

2 JAXA は、本実証実験の実施に関し、次の各号の業務を行う。

- (1)平常時の衛星画像及びだいち防災マップを三重県に提供する。
- (2)災害情報及び三重県の防災業務に関する情報を整理し、三重県における衛星システムの活用方法を検討する。
- (3)災害発生時における三重県からの観測要求を受け、被害発生が推定される地域をだいちにより観測するよう努める。
- (4)前号により得られた衛星画像を三重県に提供する。

3 三重県は、本実証実験の実施に関し、次の各号の業務を行う。

- (1)JAXA からの提供された平常時の衛星画像及びだいち防災マップを防災訓練等で活用し、その有用性を評価する。
- (2)災害情報や防災業務に関する情報を可能な範囲内において JAXA に提供し、JAXA が検討した衛星システムを評価する。
- (3)災害発生時又は災害発生の恐れがある場合において、JAXA にだいちによる観測を要求する。
- (4)災害発生時において、三重県が収集した県内の災害地域における災害範囲及び状況等を可能な範囲内において

JAXA に提供し、JAXA から提供された衛星画像の有用性を評価し、課題点の抽出を行う。

(業務の委託)

第4条 JAXA 及び三重県は、第3条に定める業務の実施に必要な業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、速やかに相手方に通知しなければならない。

2 JAXA 及び三重県は、前項により業務の一部を第三者に委託する場合、本協定に定める自己の責任・義務について、受託者に遵守させるよう必要な措置をとるものとする。

(実験協力者)

第5条 JAXA 及び三重県は、必要に応じて JAXA 及び三重県に属しない者を実験協力者に指名し、あらかじめ相手方の同意を得て本実証実験に参加させることができる。

実験協力者は、本実証実験に従事する者を含むものとする。JAXA 及び三重県は、それぞれの実験協力者に対し、本協定を遵守するよう必要な措置をとるものとする。

2 実験協力者が本実証実験の実施の結果、発明等を行った場合には、本協定の関連規定を準用するものとする。

(経費の負担)

第6条 JAXA 及び三重県は、第3条に定めるそれぞれの業務に係る必要な経費については、自らの予算の範囲内において、それぞれ自ら負担するものとする。

(技術資料等の提供及び取り扱い)

第7条 JAXA 及び三重県は、本実証実験を実施するために、自らが所有する技術資料（災害情報、衛星画像及びだいち防災マップを除く。以下同じ。）及びプログラム等（以下「技術資料等」という。）を相互に無償で提供し、使用させ、必要に応じて相手方に助言を要請することができるものとする。

2 JAXA 及び三重県は、相手方から提供された技術資料等について、本実証実験の目的以外に使用してはならない。

3 JAXA 及び三重県は、相手方から提供された技術資料等を本実証実験に従事する者以外に提供してはならない。ただし、あらかじめ提供者の了承を得た場合はこの限りでない。

4 JAXA 及び三重県は、提供された技術資料等については、本実証実験の終了後、提供者の指示に従い、返却又廃棄するものとする。

(災害情報、衛星画像及びだいち防災マップの権利及び取扱い)

第8条 災害情報に係る一切の知的財産権は、三重県に帰属する。

2 衛星画像及びだいち防災マップに係る一切の知的財産権は、JAXA に帰属する。

3 JAXA は、衛星画像の品質及びタイムリーな提供を保証するものではなく、だいちの不具合、運用上の制約、その他の事由により、衛星画像を三重県に提供できない事態が生じたとしても、その責を負わない

4 JAXA 及び三重県は、相手方から提供を受けた災害情報、衛星画像及びだいち防災マップを本実証実験の目的以外に使用しないものとする。

5 JAXA 及び三重県は、相手方から提供を受けた災害情報、衛星画像、だいち防災マップ及びこれから得られた情報を本実証実験に従事する者以外に提供する場合は、あらかじめ提供者の同意を得るものとする。

6 JAXA 及び三重県は、相手方から提供された災害情報、衛星画像、だいち防災マップ及びこれから得られた情報については、本実証実験終了後、相手方の指示に従い、返却又は適切に管理するものとする。

(報告書の作成)

第10条 JAXA 及び三重県は、本協定終了時に本実証実験の実施期間中に得られた成果について共同して成果報告書を取りまとめるものとする。

2 JAXA 及び三重県は、本協定が何らかの事由で中止された場合であっても、中止時点までに実施された内容について共同して成果報告書を取りまとめるものとする。

(知的財産権の帰属)

第11条 本協定において「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象とする考案、意匠権、商標権、

プログラムの著作権及びデータベースの著作権の対象となる創作、並びにノウハウを対象とする案出をいう。

- 2 JAXA 及び三重県は、本協定の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の要否、当該発明等の第三者利用許諾の条件等について協議するものとする。

(成果の利用)

第12条 本協定において「成果」とは、本協定の実施により得られた発明等の技術的成果及び科学的知見並びに第10条に規定する成果報告書をいう。

- 2 JAXA 及び三重県は、本協定の実施により得られた共有の成果を自らの業務の目的において（自らの業務の目的において第三者に利用させる場合を含む。）、非営利かつ平和の目的に限り、相手方の同意を得ることなく、無償で利用することができる。
- 3 前項以外の目的で成果を利用する場合は、JAXA 及び三重県は、あらかじめ相手方の同意を得るものとし、別途締結する利用契約で定める利用料を相手方に支払うものとする。

(成果の開示及び公表)

第13条 JAXA 及び三重県は、本実証実験の実施により得られた未公表の成果を本実証実験に従事する者以外に開示又は公表する場合は、公表に先立ち書面にて相手方に通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

- 2 JAXA 及び三重県は、当該開示又は公表に際し、当該成果が本協定により得られた成果である旨並びに災害情報及び衛星画像を用いた成果を含む場合は、当該情報及びデータの出所（権利者、提供者）を明示するものとする。

(秘密保持)

第14条 JAXA 及び三重県は、本実証実験の実施により得られた相手方の秘密情報（技術上及び業務上の一切の情報をいう。以下同じ。）であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は相手方より秘密であることを告げた上で口頭で開示され、速やかにその要旨を書面で明示された情報について、秘密を保持するように適切に管理し、本実証実験に従事する者以外の者に漏洩し又は開示してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - (7) 裁判所の命令若しくは法令により開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 2 前項に基づく秘密保持義務は、本協定終了後5年間有効とする。JAXA 及び三重県は協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(協定の変更)

第15条 本協定は、JAXA 及び三重県が協議のうえに変更することができる。

- 2 JAXA 及び三重県が、本協定の継続が困難であると認める場合には、書面により本協定の中止を相手方に申し入れ、両者の合意により本協定を中止できるものとする。
- 3 前項の規定により本協定を中止する場合は、相手方に対し損害賠償の請求を行わないものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の実施期間は、本協定の締結日から平成23年3月31日までとする。

ただし、当該実施期間が満了する1ヵ月前までに JAXA 又は三重県から書面による解約の申し出がない限り、本協定は1年間延長されるものとし、以後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条、第12条及び第13条の規定は該当する権利の存続期間において効力を有するものとし、第14条の規定は当該条項において定める期間において効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第17条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めない事項が生じたときは、JAXA 及び三重県が協議のうえ解決するものとする。

以上の協定締結を証するため、本協定にかかる書面を2通作成し、JAXA 及び三重県それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年3月25日

東京都調布市深大寺東町7丁目44番1
独立行政法人 宇宙航空研究開発機構
理事長 立川 敬二

三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦

(2) 覚書

三重県及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）とは、平成22年3月25日に締結した「三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定（平成23年11月29日付け覚書を含む。以下「原協定」という。）」の実施に関し、次のとおり合意する。

- 1 原協定に規定される「陸域観測技術衛星等（以下「だいち等」という。）」を「地球観測衛星等（以下「衛星」という。）」と読み替える。
- 2 原協定に規定される「衛星画像」を「衛星データ」と読み替える。
- 3 原協定第2条（定義）第1項において、第1号から第3号を削除し、以下を第1号から第8号として挿入する。以降の号番号は当然に繰り下がるものとする。
 - (1)「衛星」とは、陸域観測技術衛星（以下「ALOS」という。）、陸域観測技術衛星2号（以下「ALOS-2」という。）、航空機搭載L帯合成開口レーダ2（以下「Pi-SAR-L2」という。）、及びセンチネルアジア並びに国際災害チャータの国際協力枠組みに参加する海外衛星（以下「海外衛星」という。）をいう。
 - (2)「人工衛星」とは、衛星及び超高速インターネット通信（以下「きずな」という。）をいう。

- (3)「標準データ」とは、衛星が取得したデータのうち、当該データの権利を保持する機関が定める標準処理レベルに属するデータをいう。
- (4)「衛星プロダクト」とは、ALOS、ALOS-2及びPi-SAR-L2の標準データを可視化又は解析して画像ファイル化したデータ又はマップ化したプロダクト等の高次付加価値製品、若しくは海外衛星の標準データを高次加工したプロダクトをいう。
- (5)「衛星データ」とは、標準データ及び衛星プロダクトをいう。
- (6)「だいち防災マップ」とは、JAXAが作成したALOSデータを基盤とした地形図をいう。
- (7)「付加価値製品」とは、ALOS及びALOS-2の標準データを改変したデータのうち、①データ処理を施したデータであって標準データのピクセル構造を保持しており、標準データに復元可能なもの、及び②データ処理を施したデータであって標準データのピクセル構造を保持せず標準データに復元不可能なもののうち、高次付加価値製品に該当しないものをいう。
- (8)「高次付加価値製品」とは、ALOS及びALOS-2の標準データを改変したデータのうち、データに高度な処理を施し改変したデータであって、標準データに復元不可能なものをいう。高度なデータ処理とは、データ解析又は複数衛星データの組合せ、外部情報に基づく画像処理、物理量変換等を含む。
- 4 原協定第3条（業務の分担）第2項第3号及び第4号を削除し、以下を第3号として追加する。
- (3) 三重県からの緊急観測要求を受けた場合、被害発生が推定される地域を観測できるよう調整を図る。
- なお、観測が実施された場合、得られた衛星データを三重県に提供する。
- 5 原協定第8条（災害情報、衛星画像及びだいち防災マップの権利及び取扱い）第2項を以下のとおり変更する。
- 2 JAXAは、提供する衛星データ、だいち防災マップ及び付加価値製品について、知的財産権その他一切の権利を保持する。ただし、ALOSのPALSARデータについては、JAXAは経済産業省と共有の権利を有し、海外衛星データの権利は当該データを保持する機関の定めるところによる。
- 6 原協定第8条（災害情報、衛星画像及びだいち防災マップの権利及び取扱い）に以下を第7項から第10項として追加する。
- 7 三重県は、本実証実験の実施により、JAXAから提供を受けた衛星データをバックアップの目的以外で複製してはならない。
- 8 本実証実験の実施により、JAXAから提供を受けた衛星データ（海外衛星のデータを除く）を三重県が単独で改変し、高次付加価値製品を作成した場合、当該高次付加価値製品に関する権利は三重県に単独で帰属する。
- 9 本実証実験の実施により、JAXAから提供を受けた衛星データ（海外衛星のデータを除く）をJAXA及び三重県が共同で改変し、高次付加価値製品を作成した場合、当該高次付加価値製品に関する権利は共有するものとし、その帰属についてはJAXA及び三重県の貢献度合等を考慮して双方が協議して定める。
- 10 三重県がJAXAから提供を受けることができる標準データのうちALOS及びALOS-2のデータは、災害発生時を除き、1会計年度において各50シーンを上限とする。
- 7 原協定第12条（報告書の作成）を以下のとおり変更する。
- 1 JAXA及び三重県は、年度末に当該年度中に本実証実験で得られた成果について共同で成果報告書を取りまとめる。
- 2 JAXA及び三重県は、本協定が何らかの事由で中止又は解除された場合であっても、当該中止又は解除までに実施された内容について共同で成果報告書を取りまとめる。
- 8 その他の事項については、原協定のとおりとす。

以上の合意の証として、本覚書2通を作成し、三重県及びJAXAが記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年8月12日

三重県
防災対策部長

稲垣 司

独立行政法人宇宙航空研究開発機構
第一衛星利用ミッション本部
事業推進部長

舘 和夫

32 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る通報連絡に関する覚書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下甲という。）と中部電力株式会社（以下乙という。）は、浜岡原子力発電所（以下発電所という。）の安全確保に係る通報連絡について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（通報連絡事項）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対してその内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (2) 原子力災害対策特別措置法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質または放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 気体状または液体状の放射性廃棄物の放出量が、原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (5) 発電所の非常用炉心冷却装置等の工学的安全施設が作動したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 発電所に係る放射性物質または放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、または所在不明になったとき。
- (9) 発電所の発電施設に異常が発生し、計画外に発電を停止したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項または前各号に準ずる異常が発生したとき。

（通報連絡体制）

第2条 通報連絡体制は別に定める。なお人事異動等により連絡体制内容に変更があった場合は、その都度甲乙間で連絡する。

（情報共有）

第3条 平常時においても、発電所の安全に関し、必要に応じ情報交換を行うものとする。

（その他）

第4条 この覚書に関し必要な事項および定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ1通を保管する。

平成23年11月18日

甲 三重県知事 鈴木英敬

乙 中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 水野明久

33 原子力発電所の異常時に関する情報連絡について【防災対策部 災害即応・連携課】

関原発第502号

平成24年3月26日

三重県知事

鈴木 英敬 殿

関西電力株式会社

取締役社長 八 木 誠

原子力発電所の異常時に関する情報連絡について

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴県よりご要請のありました原子力発電所の異常時に関する情報連絡につきましては、別紙のとおりご連絡させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

今後とも、原子力発電の運転管理には万全を期してまいりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 対象発電所

美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所

2. 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (4) その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

3. 連絡方法

- (1) 連絡先 三重県 防災危機管理部 防災対策室
[勤務時間外については県の指定する所]
- (2) 連絡元 関西電力株式会社 和歌山支店 総務広報グループ
- (3) 手 段 電話を原則とし、必要に応じFAX、電子メールも併用する。

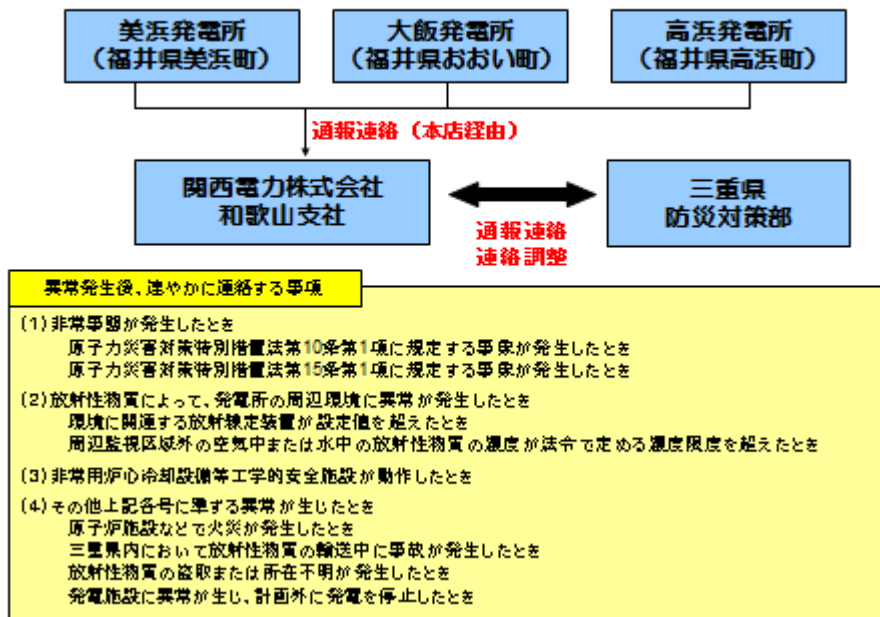
4. その他

細部については、三重県防災危機管理部と関西電力株式会社和歌山支店が協議のうえ取り決めるものとする。

以 上

関西電力株式会社における原子力発電所の異常時に係る連絡体制

(イメージ図)



34 原子炉施設の異常時に関する情報連絡について【防災対策部 災害即応・連携課】

24原機（総）003

平成24年4月20日

三重県知事

鈴木 英敬 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木 篤之

原子炉施設の異常時に関する情報連絡について（回答）

拝啓、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当機構の事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月5日付け 防災第03－4号により御要請のありました『「高速増殖原型炉もんじゅ」等の異常時に関する情報連絡について』につきましては、別紙のとおり御回答させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 対象とする事業所名

- 「高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）」
「原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）」

2. 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- （１）非常事態が発生したとき。
- （２）放射性物質によって、原子炉施設の周辺環境に異常が発生したとき。
- （３）工学的安全施設が動作したとき。
- （４）その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

3. 連絡方法

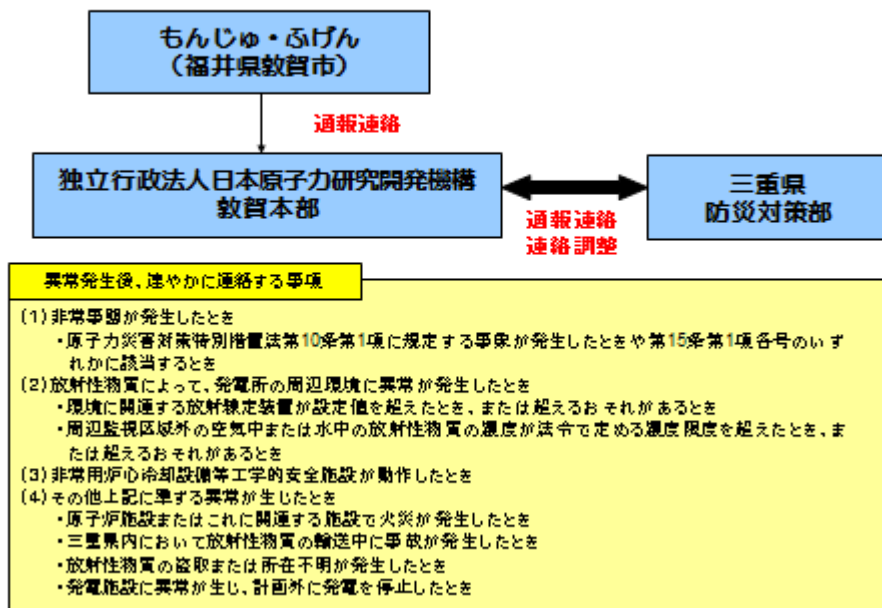
- （１）連絡先 三重県 防災対策部 災害対策課
[勤務時間外については県の指定する所]
- （２）連絡元 独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部
- （３）手 段 電話を原則とし、必要に応じＦＡＸ、電子メールも併用する。

4. その他

細部については、三重県防災対策部と日本原子力研究開発機構敦賀本部とで協議の上、取り決めるものとする。

以 上

原子力施設の異常時に係る連絡体制
(イメージ図)



35 原子力発電所の異常時に関する情報連絡について【防災対策部 災害即応・連携課】

総室発第7号
平成24年4月20日

三重県知事
鈴木 英敬 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男

原子力発電所の異常時に関する情報連絡について

拝啓、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年4月5日付 防災第03-3号によりご要請のありました原子力発電所の異常時に関する情報連絡について、別紙のとおりご連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 対象発電所

敦賀発電所

2. 異常時における連絡

次に掲げる事項について、発生の際には速やかに連絡するものとする。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (4) その他上記各号に準ずる異常が生じたとき。

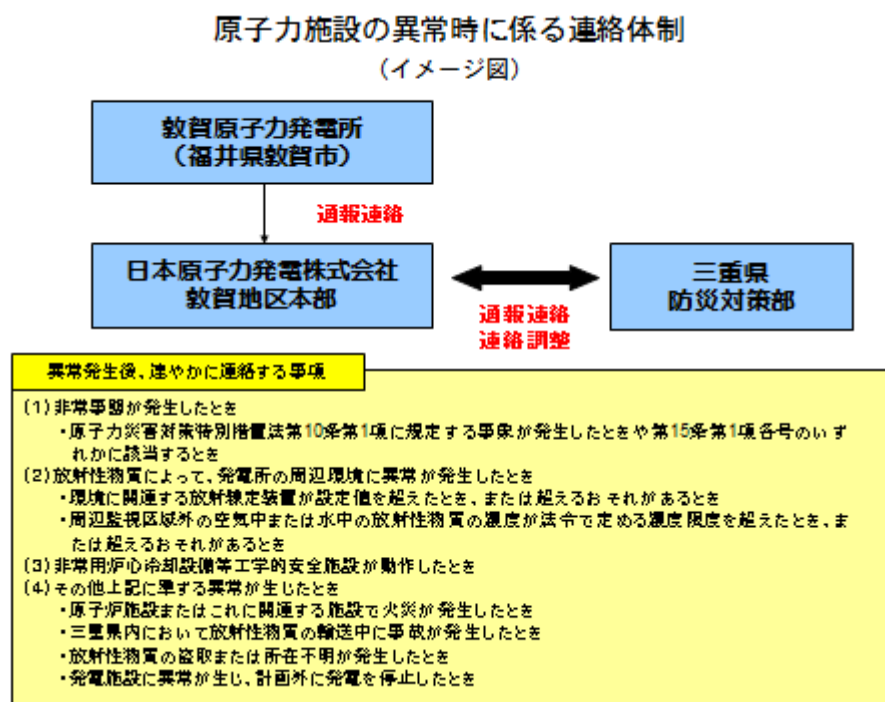
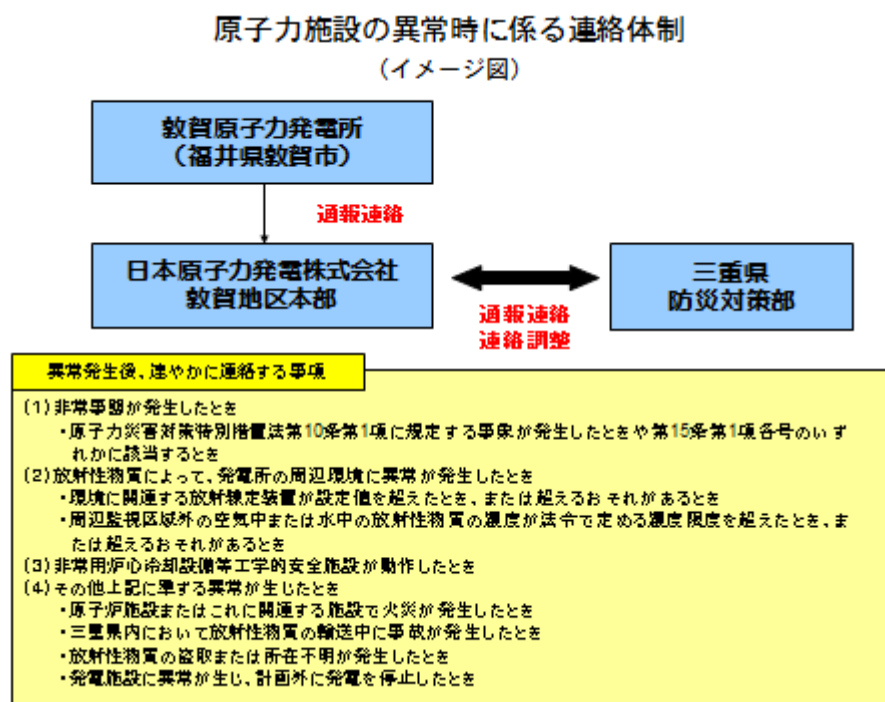
3. 連絡方法

- (1) 連絡先 三重県 防災対策部 災害対策課
[勤務時間外については県の指定する所]
- (2) 連絡元 日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部 業務・立地部 業務総括グループ
- (3) 手 段 電話を原則とし、必要に応じFAX、電子メールも併用する。

4. その他

細部については、三重県 防災対策部と日本原子力発電株式会社 敦賀地区本部 業務・立地部が協議のうえ取り決めるものとする。

以上



36 災害時における電気の保安に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会（以下「乙」という。）は、三重県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保について、甲が乙の協力を得ることにより、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図り、災害応急対策業務を円滑に行うことを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号、以下「法」という。）に基づく電気主任技術者業務の外部受託者として、甲の委託契約を着実に履行するほか、同法の範疇で実施できる甲の施設の電源復旧支援を行う。なお、法により、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外が保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備等の災害復旧については、それぞれ法上の法的義務を負う者から要請があった場合において可能な限り協力するものとし、その場合は、法に基づく義務を負う者の指揮下で支援するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、避難所等での電気使用等について点検を実施して、その安全性の確認を行うとともに、甲の施設管理者に対して、電気の安全使用に関する必要なアドバイスを行う。

3 甲及び乙は災害復旧にあたって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

4 乙は甲の要請に基づき、可能な限り複数名以上が同時期に異なる場所へ速やかに出向対応できるよう、災害時は待機体制を整えるものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲と乙は本協定を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続き）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容等を要請書（別紙）で通知し、要請するものとする。

2 前項の規定に係らず災害時の状況により、文書による要請が出来ない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には請求しない。ただし、無償の範囲は人件費及び別表に掲げる材料及びこれに準ずる物品とする。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第7条 乙は乙の三重支店の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第8条 乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練等に参加するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲と乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年6月15日

甲 三重県知事 鈴木英敬

乙 一般財団法人中部電気保安協会
理事長 田中孝明

37 防災への取り組みに関する協定書【防災対策部 防災即応・連携課】

三重県（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

- 1 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。
- 2 Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

- 1 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。
 - (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
 - (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
 - (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
 - (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。
- 2 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。
- 3 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

- 1 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
- 2 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
- 3 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービ

スの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited 三重県

(Authorized Signature) (署名)

(Name) (氏名)

(Title) (肩書)

(Date) (日付)

別紙 1

＜災害対応サービスの例＞

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソnf ァインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

別紙 2

<本件情報提供の条件>

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとします。

第 1 条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。なお、イ. に該当する情報がある場合でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙 2 末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的：Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第 2 条 利用条件

Google は、第 1 条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ. 地域的制限：全世界

ロ. 対価：無償

ハ. 利用範囲：

（1）Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。

（2）Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google の API を使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。

（3）エンド・ユーザーが Google の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

（4）（1）から（3）に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

ニ. 確認事項：Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第 3 条 終了時の取り扱い

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を 120 日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2. 本協定書の期間中に本件情報が Google の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められ

るものとします。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以 上

<末尾>

本件情報のリスト（該当する場合のみ）

< 秘密保持義務の条件 >

第 1 条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第 2 条（守秘義務）

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとします。受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

38 災害発生時における応援協力に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県(以下「甲」という。)と三重県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)及び社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「丙」という。)は、災害が発生した場合の支援活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における支援活動の実施に関して、甲が乙又は丙に応援協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(応援協力の内容)

第3条 乙の応援協力の内容は次のとおりとする。

一 災害時に市町が実施する住家の被害認定調査に関し、市町から要請があった場合の応援協力。なお、甲は住家の被害認定業務の知識、技術の習得を目的とした研修会を開催するなど協力を行うものとする。

二 前号に定めるもののほか、特に必要な応援協力

2 丙の応援協力の内容は次のとおりとする。

一 災害発生時の県管理公共施設等の被災状況の調査

二 災害発生時の県管理公共施設等の応急復旧に必要な境界に関する情報の収集又は境界の復元

三 災害発生時に市町から要請があった場合の登記・境界関係相談所の開設

四 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援協力

(応援協力の要請手続)

第4条 甲は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、乙又は丙に前条に規定する応援協力を要請するものとする。

一 応援協力を必要とする施設の所在地

二 応援協力を必要とする施設の情報

三 応援協力の目的

四 応援協力の内容

五 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、書面による要請が困難な場合は、甲は口頭により前条に規定する応援協力を要請することができる。ただし、この場合において、甲は前項各号に掲げる事項を記載した書面を速やかに乙又は丙に送付しなければならない。

3 乙又は丙は、甲の要請に基づき業務に従事した場合は、その活動内容について、活動終了後速やかに業務報告書(様式第1号)により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第1項各号及び第2項各号に定める応援協力の実施に要する経費については、乙又は丙が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第2号に定める災害復旧のための境界の復元に要する実費経費(人件費除く)については、甲が負担する。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲と乙又は丙が協議して定める。

(書類の提供)

第6条 乙及び丙は、次の各号に掲げる書類を毎年1回甲に提供するものとする。

一 応援協力に係る乙及び丙の連絡体制図

二 応援協力に従事する乙の会員及び丙の社員の名簿

三 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる書類

(連絡責任者)

第7条 甲と乙及び丙は、応援協力の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

(事故への対応)

第8条 乙の会員又は丙の社員が応援協力により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙又は丙の負担とする。

2 乙の会員又は丙の社員が、応援協力を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙又は丙がその賠償の責めに任ずる。

(県内市町長協定との調整)

第9条 乙又は丙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙及び丙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用することとし、有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれかからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月3日

甲 三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県土地家屋調査士会
会長 神戸 照男

丙 社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 長谷川 吉久

年 月 日

業 務 報 告 書

三重県知事

印

防災に関する基本協定第 条の規定により下記のとおり報告します。

活動日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
応援の場所	
応援の目的	
被害の状況	
応援業務の内容	
その他必要事項	
担当者	

39 三重県と大学との災害対策相互協力協定【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 三重県と三重大学との災害対策相互協力協定

三重県（以下「県」という。）と国立大学法人三重大学（以下「大学」という。）とは、大規模自然災害への対策について、相互に協力を図るために協定を締結する。

1 両者は次の事項について協力する。

- 1) 災害発生時における被災者を支援するための要員確保等の体制整備
- 2) 避難住民受け入れに伴う支援
- 3) 救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所としての支援
- 4) 被災者受け入れに伴う医療支援
- 5) 他の協力要請事項

協力の具体的な形式及び内容等については、両者間で協議するものとする。

2 この協定は、両者の代表者が署名した日に発効する。

ただし、県又は大学から本協定事項について異議の申し立てが行われた場合は、協議するものとする。

本協定は2通作成し、いずれも正文であり、両者1通ずつ保管する。

平成17年12月21日

三重県知事

野 呂 昭 彦

国立大学法人三重大学長

豊 田 長 康

(2) 三重県と三重大学との災害対策相互協力細目協定

三重県（以下「県」という。）と国立大学法人三重大学（以下「大学」という。）とは、平成17年12月21日締結の「三重県と三重大学との災害対策相互協力協定」（以下「協定」という。）に基づき、相互の協力を図るために細目を次のように定める。

（協力内容）

1 協定第1項各号の協力内容は、以下によるものとする。

- 1) 協定第1項第1号の被災者を支援するための要員確保等とは、大学が教職員及び学生に対して災害ボランティア募集を周知すること、受付窓口を設置すること並びに災害拠点病院である三重大学医学部附属病院の職員で構成される医療救護班を編成すること等をいう。
- 2) 協定第1項第2号の避難住民受け入れに伴う支援とは、県が市町からの要請に基づき大学に対して避難住民受け入れの要請をした場合に、大学の施設又は用地への避難住民を受け入れること等について、相互に協力することをいう。
- 3) 協定第1項第3号の救助要員の活動拠点についての支援とは、県が大学の施設又は用地を災害救助機関の集結場所等として使用することについて、大学が協力することをいう。また、物資等の集積又は集配場所としての支援とは、県が大学の施設又は用地を災害時の救援物資の集積又は集配場所として使用することについて、大学が

協力することをいう。

- 4) 協定第1項第4号の被災者受け入れに伴う医療支援とは、災害拠点病院である三重大学医学部附属病院が、被災者の受け入れに伴い、医療従事者等の派遣や医薬品の調達等を必要とする場合に、県が協力することをいう。
- 5) 協定第1項第5号の他の協力要請事項とは、上記の他に相互に協力が必要となった場合に、両者で協議し、協力をを行う事項をいう。

(協力要請の手続)

2 協力要請の手続は、以下によるものとする。

- 1) 協定に基づく協力要請は、原則として様式第1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 2) 前号により協力要請を受けた場合は、原則として様式第2号により協力の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3) 第1号により協力要請を受けた場合は、この細目協定の内容に従って相互に協力しあうよう努めるものとする。ただし、被害の状況等により、協力要請に応じることが困難である場合には、この限りではない。

(業務の報告)

3 要請に基づく協力をを行った場合には、当該協力の終了後、速やかに様式第3号によりその状況を報告する。

(協力申し出の窓口)

4 協定に基づく協力の申し出を行う窓口は、別に定めるものとする。

(使用する施設等)

5 協定第1項第2号及び第3号に基づく協力の際に使用する施設及び用地については、以下のとおりとする。

- 1) 使用する大学の施設及び用地は、別に定めるものとする。
- 2) 県は、大学の施設及び用地の使用に際しては、大学の教育・研究活動の妨げにならないよう配慮する。
- 3) 県は、大学の施設及び用地の使用に際しては、早期の撤収に努めるものとする。
- 4) 県は、使用した大学の施設及び用地から撤収する場合、原則としてその施設及び用地を原状に復し、大学の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 5) 大学は、協定第1項第2号に基づく避難者の受け入れに際して、県の管理・運営に協力するよう努めるものとする。

(費用の負担)

6 県は、大学の施設及び用地の使用に伴って必要となる次の費用を負担する。

- 1) 協定に基づく施設及び用地の使用により、大学が支出を要した費用
- 2) 協定に基づく施設及び用地の使用により、施設等に破損等が生じた場合、その回復等に必要となった費用

(他の協定との関係)

7 この細目協定は、両者がすでに締結している協定等を妨げるものではない。

(有効期間)

8 この細目協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- 1) この細目協定は、締結の日からその効力を有するものとし、細目協定の有効期間（以下「細目協定期間」という。）は1年間とする。
- 2) この細目協定は、前項の細目協定期間が満了する1ヶ月前までに、大学又は県から何らかの申し出がない場合には、細目協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(その他)

9 この細目協定に定めのない事項又はこの細目協定に疑義が生じた事項については、両者協議の上決定するものとする。

る。

この細目協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１９年３月２０日

三重県津市広明町１３番地

三重県防災危機管理部長

中 西 正 明

三重県津市栗真町屋町１５７７

国立大学法人三重大学理事

渡 邊 悌 爾

(様式第 1 号)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて
三重大学長 あて

三重大学長
三重県知事

協 力 要 請 書

三重県と三重大学との災害対策相互協力協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 要請項目

協定第 1 項第 号

2. 協力内容

3. 協力を必要とする理由

4. 協力期間

5. 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

以上

(様式第 2 号)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて
三重大学長 あて

三重大学長
三重県知事

協 力 要 請 回 答 書

三重県と三重大学との災害対策相互協力協定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により提出された協力要請について、下記のとおり回答します。

記

1. 協力要請の諾否
2. 協力内容（受諾できない場合は、その理由）
3. 協力期間
4. 連絡先
 - 担当部署名
 - 担当者名
 - 電話番号
 - FAX 番号
 - E-mail アドレス

以上

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事 あて
三重大学長 あて

三重大学長
三重県知事

協 力 実 績 報 告 書

三重県と三重大学との災害対策相互協力協定に基づき実施した業務の実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 要請状況

平成 年 月 日付け 第 号による。

2. 協力受諾状況

平成 年 月 日付け 第 号による。

3. 協力期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで。(日間)

4. 協力業務実績

5. 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

以上

(3) 三重県と三重県立看護大学との災害対策相互協力協定

三重県（以下「県」という。）と公立大学法人三重県立看護大学（以下「大学」という。）とは、大規模自然災害への対策について、相互に協力を図るために協定を締結する。

1 両者は次の事項について協力する。

- 1) 災害発生時における被災者を支援するための要員確保等の体制整備
- 2) 避難住民受け入れに伴う支援
- 3) 傷病者の応急的な医療救護活動に伴う支援
- 4) 救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所としての支援
- 5) 他の協力要請事項

協力の具体的な形式及び内容等については、両者間で協議するものとする。

2 この協定は、協定締結の日から発効するものとする。

ただし、県又は大学において、本協定事項について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

本協定は2通作成し、いずれも正文であり、両者1通ずつ保管する。

平成24年1月31日

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 村本 淳子

(4) 三重県と三重県立看護大学との災害対策相互協力細目協定

三重県（以下「県」という。）と三重県立看護大学（以下「大学」という。）とは、平成24年 1月31日締結の「三重県と三重県立看護大学との災害対策相互協力協定」（以下「協定」という。）に基づき、相互の協力を図るために細目を次のように定める。

（協力内容）

1 協定第1項各号の協力内容は、以下によるものとする。

- 1) 協定第1項第1号の被災者を支援するための要員確保等とは、大学が教職員及び学生に対して災害ボランティア募集を周知することと、受付窓口を設置すること等をいう。
- 2) 協定第1項第2号の避難住民受け入れに伴う支援とは、県が市町からの要請に基づき大学に対して避難住民受け入れの要請をした場合に、大学の施設又は用地への避難住民を受け入れること等について、相互に協力することをいう。
- 3) 協定第1項第3号の傷病者の応急的な医療救護活動に伴う支援とは、傷病者の応急的な医療救護活動について市町から県に協力要請があった場合に、大学の施設の提供及び教職員による応援について、相互に協力することをいう。
- 4) 協定第1項第4号の救助要員の活動拠点としての支援とは、県が大学の施設又は用地を災害救助機関の集結場所等として使用することについて、大学が協力することをいう。また、物資等の集積又は集配場所としての支援とは、県が大学の施設又は用地を災害時の救援物資の集積又は集配場所として使用することについて、大学が協

力することをいう。

- 5) 協定第1項第5号の他の協力要請事項とは、上記の他に相互に協力が必要となった場合に、両者で協議し、協力をを行う事項をいう。

(協力要請の手続)

- 2 協力要請の手続は、以下によるものとする。

- 1) 協定に基づく協力要請は、原則として様式第1号により支援の内容、期間等必要事項を示して行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 2) 前号により協力要請を受けた場合は、原則として様式第2号により協力の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3) 第1号により協力要請を受けた場合は、この細目協定の内容に従って相互に協力しあうよう努めるものとする。ただし、被害の状況等により、協力要請に応じることが困難である場合には、この限りではない。

(業務の報告)

- 3 要請に基づく協力を行った場合には、当該協力の終了後、速やかに様式第3号によりその状況を報告するものとする。

(協力申し出の窓口)

- 4 協定に基づく協力の申し出の窓口は、別に定めるものとする。

(使用する施設等)

- 5 協定第1項第2号から第4号に基づく協力の際に使用する施設及び用地については、以下のとおりとする。

- 1) 県は大学の施設及び用地の使用に際しては、大学の教育・研究活動の妨げにならないよう配慮する。
- 2) 県は、大学の施設及び用地の使用に際しては、早期の撤収に努めるものとする。
- 3) 県は、使用した大学の施設及び用地から撤収する場合、原則としてその施設及び用地を原状に復し、大学の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 4) 大学は、協定第1項第2号及び3号に基づく避難者の受入れ及び傷病者の応急的な医療救護活動に際して、管理・運営に協力するよう努めるものとする。

(費用の負担)

- 6 県は、大学の施設及び用地の使用に伴って必要となる次の費用を負担する。

- 1) 協定に基づく施設及び用地の使用により、大学が支出を要した費用
- 2) 協定に基づく施設及び用地の使用により、施設等に破損が生じた場合、その回復等に必要となった費用

(他の協定との関係)

- 7 この細目協定は、両者がすでに締結している協定等を妨げるものではない。

(有効期間)

- 8 この細目協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- 1) この細目協定は、締結の日からその効力を有するものとし、細目協定の有効期間（以下「細目協定期間」という。）は1年間とする。
- 2) この細目協定は、前項の細目協定期間が満了する1ヵ月前までに、大学又は県から何らかの申し出がない場合には、細目協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(その他)

- 9 この細目協定に定めのない事項及びこの細目協定に疑義が生じた事項については、両者協議の上決定するものとする。

この細目協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１月３１日

三重県防災危機管理部

部長 大林 清

公立大学法人三重県立看護大学

副理事長 橋爪 彰男

(様式第 1 号)

平成 年 月 日
第 号

三重県知事 あて
三重県立看護大学理事長 あて

三重県立看護大学理事長
三重県知事

協 力 要 請 書

三重県と三重県立看護大学との災害対策相互協力協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 要請項目

協定第 1 項第 号

2. 協定内容

3. 協力を必要とする理由

4. 協力期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)

5. 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

(様式第2号)

平成 年 月 日
第 号

三重県知事 へ

三重県立看護大学理事長 へ

三重県立看護大学理事長
三重県知事

協力要請回答書

三重県と三重県立看護大学との災害対策相互協力協定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により提出された協力要請について、下記のとおり回答します。

記

1. 協力要請の諾否

2. 協定内容（受諾できない場合は、その理由）

3. 協力期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ 日間）

4. 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

(様式第3号)

平成 年 月 日
第 号

三重県知事 へ

三重県立看護大学理事長 へ

三重県立看護大学理事長
三重県知事

協力実績報告書

三重県と三重県立看護大学との災害対策相互協力協定に基づき実施した業務の実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 要請状況

平成 年 月 日付け 第 号による

2. 協定受諾状況

平成 年 月 日付け 第 号による

3. 協力期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (日間)

4. 協力業務実績

5. 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

40 災害時におけるテント、シート等のあっせん・供給に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県テントシート工業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時等におけるテント、シート及び雨具等（以下「テント等」という。）のあっせん・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、テント等を調達する必要があると認めるときは、乙に対しテント等のあっせん・供給を要請することができる。

(1)三重県内で災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、被災地域の市町（以下「被災市町」という。）からテント等のあっせん・供給について要請があるときその他、甲が必要とするとき。

(2)三重県以外の災害救助のため、国、都道府県知事等から救援の要請をされたとき。

（要請の手続き）

第2条 前条の規定による要請は、品目、場所及び数量等の要請内容を記した文書により乙に通知するものとする。ただし、文書による要請が困難な場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（供給等）

第3条 乙は、甲から要請があった場合、乙の会員が保有するテント等を可能な範囲で優先的に供給、運搬（以下「テント等の供給」という。）するものとする。

2 乙は、テント等の供給に当たっては、供給日、供給可能数等を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、被災市町にその旨を連絡するとともに、テント等の供給について被災市町と調整のうえ決定するものとする。

4 被災市町又は甲は、テント等の引き渡しに職員を派遣し、テント等を確認のうえ、引き取るものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、テントの供給を実施したときは、文書で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定により、乙が実施したテント等の供給に要した経費については、被災市町又は甲が負担するものとする。

2 乙がテントの供給に要した経費については、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（協議）

第6条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は甲乙の合意により条件を変更した場合を除き、同一条件で1年間更新され、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成25年3月14日

甲 三重県知事 鈴木 英 敬

乙 三重県テントシート工業組合
理事長 堀 木 俊 男

41 災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定書

【防災対策部 災害即応・連携課・県土整備部 施設災害対策課】

① 一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック・三重県建設業協会【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における仮設トイレ等の機材（以下「機材」）のあっせん・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し供給が可能な機材のあっせん・供給を要請することができる。

- (1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) その他、三重県として必要があると判断されるとき。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

（供給機材）

第3条 甲が乙に供給を要請できる機材は、仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材のうち、乙の会員が供給可能な機材とする。

（協力要請）

第4条 甲は、被災地域の市町（以下「被災市町」という。）から機材のあっせん・供給について要請があるときの他、甲が必要とするときは、乙に協力を要請するものとする。

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、別紙第1号様式により文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（供給等）

第6条 乙は、第4条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員が保有する機材の優先的供給、運搬、設置及びその他の事項（以下「機材の供給等」という。）に協力するものとする。

2 乙は、機材の供給等に当たっては、供給日、供給可能基数等の必要事項を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、被災市町にその旨を連絡するとともに、機材の供給等について被災市町と調整のうえ決定するものとする。

4 被災市町又は甲は、機材の引渡・設置場所に職員を派遣し、機材を確認のうえ、引き取るものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、機材の供給等を実施したときは、別紙第2号様式により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が実施した機材の供給等に要した経費（賃借料及び運搬・設置費用）については、被災市町又は甲が負担するものとする。

2 乙が機材の供給等に要した経費については、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（損害賠償）

第9条 第6条の規定により機材の供給等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令により行うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県防災危機管理部防災対策室とし、乙においては社団法人全国建設

機械器具リース業協会中部支部三重地区の幹事会社を窓口として行うものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、平成24年1月30日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件を変更した場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年1月30日

甲 三重県知事 鈴木 英敬

乙 社団法人全国建設機械器具リース業協会中部支部
支部長 榊原 章

② 一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック・部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会

【県土整備部 施設災害対策課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック（以下「乙」という。）及び部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会（以下「丙」という。）は、災害発生時等における仮設トイレ等の機材（以下「機材」）のあっせん・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙・丙に対し供給が可能な機材のあっせん・供給を要請することができる。

- (1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) その他、甲として必要があると判断されるとき。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

(供給機材)

第3条 甲が乙に、あっせん・供給を要請できる機材は、仮設トイレ、照明器具、発電機、その他レンタル機器のうち、乙の会員が供給可能な機材とする。

2 甲が丙に、あっせん・供給を要請できる機材は、丙の会員が乙の会員からレンタルして工事等で使用している、も

しくは丙が保有している仮設トイレ、照明器具、発電機、その他機材のうち、供給可能な機材とする。

（協力要請）

第4条 甲は、被災地域の市町（以下「被災市町」という。）から機材のあっせん・供給について要請があるときの他、甲が必要とするときは、乙・丙に協力を要請するものとする。

（協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、別紙第1号様式により文書で乙・丙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（供給等）

第6条 乙・丙は、第4条の規定により甲から要請があったときは、乙・丙の会員が供給可能な機材の運搬、設置及びその他の事項（以下「機材の供給等」という。）に協力するものとする。

2 機材の供給等においては、乙の会員が供給する機材を丙の会員が運搬、設置を行うなど、互いに協力して実施するものとする。

3 乙・丙は、機材の供給等に当たっては、供給日、供給可能基数等の必要事項を甲に連絡するものとする。

4 前項の連絡を受けた甲は、被災市町にその旨を連絡するとともに、機材の供給等について被災市町と調整のうえ決定するものとする。

5 被災市町又は甲は、機材の引渡・設置場所に担当者を派遣し、機材を確認のうえ、引き取るものとする。

（実施報告）

第7条 乙・丙は、機材の供給等を実施したときは、別紙第2号様式により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙・丙が実施した機材の供給等に要した経費（賃借料及び運搬・設置費用）については、被災市町又は甲が負担するものとする。

2 乙・丙が機材の供給等に要した経費については、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（損害賠償）

第9条 第6条の規定により機材の供給等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令により行うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県県土整備部施設災害対策課とし、乙においては一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック三重地区の幹事会社、丙においては部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会を窓口として行うものとする。

（その他）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第 12 条 この協定の有効期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲乙丙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙丙の合意により条件を変更した場合を除き、同一の条件で 1 年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙 3 者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 1 日

甲	三 重 県 三重県知事	一 見 勝 之
乙	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 中部ブロック ブロック長	瀧 哲 也
丙	部落解放同盟三重県連合会企業部 建設部会長	松 岡 克 己

42 災害時におけるコンクリートポンプ車等の活用に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）におけるコンクリートポンプ車等の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において、コンクリートポンプ車等の活用が必要であると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した文書により、乙に要請するものとする。ただし、文書による要請が困難な場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動の内容
- (2) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 現地連絡責任者
- (4) その他必要な事項

（協力車両等）

第2条 甲が乙に協力を要請できるコンクリートポンプ車等は、乙の会員が保有する車両等のうち、協力が可能な車両等とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに活動を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、協力の実施体制を組織し、次の事項を記載した文書により回答するものとする。ただし、文書による回答が困難な場合は口頭で回答し、その後、速やかに甲に文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員名
- (2) 使用する車両の台数、車種及び車両番号並びに人員等
- (3) 活動する日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、活動を実施するものとする。

（活動の報告）

第4条 乙は、実施会員が前条の規定に基づく活動を完了したときは、その状況を文書により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による報告が困難な場合は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、甲の要請による活動のために乙が使用した資機材等に要する費用を甲に請求することができるものとし、甲は、甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の規定による甲が認める費用とは、材料費、光熱水費、機械経費、運搬費等とし、前条に規定する報告に基づき、甲が災害発生時の甲の基準により積算した額とする。

3 その他費用の負担について疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく活動により、交通事故その他やむを得ない事由により、乙の会員及び従事者が損害を受けた場合は、乙及び乙の会員又は従事者が加入する公的な損害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害賠償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。ただし、その責に帰することができない事由により従事者が死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となったときは、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補

償が受けられない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和３７年１０月１３日三重県条例第４６号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

（連絡責任者）

第７条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（協議）

第８条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間及び更新）

第９条 この協定の有効期間は、平成２５年１月１１日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に一年間有効期限を延長するものとし、以下同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２５年１月１１日

甲 三重県知事 鈴木 英 敬

乙 東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合
理 事 長 長 谷 川 員 典

43 大規模災害時における交通誘導警備業務等に関する協定 【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県警備業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における交通誘導警備業務等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2

条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲と乙が協力及び連絡調整を図り、速やかに交通誘導警備業務等に関する協力の要請について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、以下のとおりとする。

- （1） 災害時等における緊急交通路の確保に関する警備業務
- （2） 甲が管理する公共施設又は甲が指定した施設及び周辺における車両の誘導等の警備業務
- （3） その他、必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害の規模を勘案して警備員の出動の必要があるときは、乙に対して、協力を求めることができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定による協力の要請後、協力の必要がなくなったときその他重要な変更があったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の実施）

第4条 被災地域等に到着した乙の警備員は、甲が指名する現場指揮責任者の指示に従い、行動するものとする。

（法令遵守）

第5条 甲と乙は、第3条第1項の規定による協力の活動（以下「協力活動」という。）を実施するにあたり、関係法令を遵守する。

（安全の確保）

第6条 甲は、協力活動をする乙の警備員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

（協力活動の報告等）

第7条 乙は、協力活動の実施後、速やかに活動報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲の要請により乙が実施した業務に関する費用は、甲が負担する。支払方法等は、甲と乙が別途協議して定めることとする。

（損害の補償）

第9条 協力活動において、業務の実施により生じた損害の補償の取扱は、次のとおりとする。

（1）乙の警備員が協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動中に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年三重県条例第46号）第3条が適用されるときは、甲が補償する。ただし、乙の警備員が協力活動中に明らかに乙又は乙の警備員の責に帰すべき事由による損害については、乙が補償する。

（2）甲、乙は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の乙の準備）

第10条 乙が協力活動を円滑に行うため平常時に行う準備の内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、災害応援に関する調査票（別記様式第3号）を毎年度初め及び変更がある場合に甲へ提出すること。

（2）乙の警備員に対する本協定の周知に努めること。

（3）災害時等における乙の警備員間の緊急連絡体制の準備及び習熟に努めること。

（訓練への参加）

第11条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

2 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の者に提供してはならない。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月21日

三重県津市広明町13番地

甲 三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県津市栄町2丁目18番2号 きりん第7ビル201

乙 一般社団法人三重県警備業協会
会 長 菊 田 喜 之

44 三重県と Civic Force(シビックフォース)との災害等における相互協力協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人 Civic Force（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における応急対策等について、相互に連携・協力して推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は三重県において大規模な自然災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下、「災害時」という。）及び平時からの事前準備において、甲と乙が相互に連携・協力し、迅速で効果的な被災者支援等を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は次の各号に定める事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における情報の収集及び伝達
- (2) 災害時における物資の調達、供給及び緊急輸送
- (3) 市町から要請があった場合等における避難所等での被災者支援
- (4) 平時における甲が主催する防災訓練等への参加
- (5) その他、甲又は乙が必要と認める連携・協力事項

（協議事項）

第3条 連携・協力する内容、方法等については、甲と乙で協議するものとし、必要に応じて別途、細目協定等で定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、有効期間は1年間とする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

本協定は2通作成し、いずれも正文であり、甲と乙が1通ずつ保管する。

平成25年3月27日

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

公益社団法人 Civic Force

代表理事 大西 健丞

45 災害時における隊友会の協力に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会三重県隊友会（以下「乙」という。）は、乙が社会貢献活動の一環として大規模な災害等から県民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動（以下「協力」とい。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 災害関連情報の収集及び提供

(2) 市町から要請があった場合等における、給水、炊き出し、避難所運営等の活動

(3) その他、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 本協定の実効性を確保するため、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく業務の実施により、乙の会員が損害を受けた場合は、乙及び乙の会員が加入する公的な損害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害賠償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。ただし、その責に帰することができない事由により乙の会員が死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となったときで、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

（連絡体制）

第7条 第3条に基づく要請の連絡態勢については、甲と乙が協議の上、取り決めるものとする。

（県内市町長協定との調整）

第8条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以

下同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２５年３月１８日

甲 三重県知事 鈴木英敬

乙 公益社団法人隊友会三重県隊友会
会長 三石浩夫

46 三重県と一般財団法人三重県友の会の災害時支援協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と一般財団法人三重県友の会（以下「乙」という。）は、災害時における支援活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊勢湾台風、阪神淡路大震災や東日本大震災のような、大規模な自然災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が協力し円滑かつ迅速な災害対策活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は大規模災害の発生時等において、災害対策活動に支援が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

なお、協力の具体的な内容及び方法などについては、その都度、甲と乙が協議し決定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定に定める災害対策活動の協力に必要な情報を、相互に協力して可能な限り提供するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲が乙に対して前条の規定により協力を要請するときは、日時、場所、人数及び業務内容などを記載した書面によるものとする。

2 前項の規定に関わらず、災害の状況等により書面による要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第4条 乙が協力を実施するに際して要した費用については、原則として甲は負担しないものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づく協力の実施により、乙の従事者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、原則として甲は責任を負わないものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項について、疑義が生じた場合及びこの協定を実施するにあたり細則等が必要となった場合については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用することとし、有効期限は協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからも、この協定を解除又は改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後同様とする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲、乙署名捺印の上、各自1通を保管する。

平成25年3月6日

甲 三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

乙 一般財団法人三重県友の会
理事長 松 岡 美 知 男

47 災害時における法律相談業務に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下、「甲」という。）と三重弁護士会（以下、「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びそれに類する大規模な被害が発生した場合（以下、「災害」という。）において、被災者等への法律相談業務を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この協定において「被災者等」とは、次の各号に定める者をいう。

- 一 災害により被災した県民、その他法律相談が必要になった県民（企業その他の団体等を含む）
- 二 災害により県内に避難した者
- 三 その他甲乙協議の上法律相談が必要と認めた者

2 この協定において「法律相談業務」とは、甲又は乙が、無料による法律相談会等（以下「相談会」という。）を開催することをいう。

3 相談会の開催は、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上、決定する。

（役割）

第三条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

2 乙は、相談会の開催にあたり、速やかに乙の会員から法律相談業務に従事する者を選定し派遣するものとする。
但し、乙は、乙の会員のみで対応しきれないときは、日本弁護士連合会及び中部弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 乙は、予め法律相談業務に従事する者を対象に、相談会の開催にあたり必要な研修を適宜実施するように努める。

（市町との調整）

第四条 市町から相談会の開催についての要請がある場合に当たっては、甲及び乙は必要な調整を行うものとする。

（報告）

第五条 乙は、相談会における相談概要その他の必要な事項について、甲に報告する。なお、乙は、相談会の結果、関係諸機関による措置が必要と思慮した場合には、速やかに甲に通知するものとする。

（経費）

第六条 乙は、甲及び被災者に対し法律相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。

（連絡責任者）

第七条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合は速やかにその都度通知する。

（協議）

第八条 この協定に定めのない事項その他この協定の実施にあたって疑義が生じた場合及びこの協定を実施するにあたり細則等が必要となった場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（適用）

第九条 この協定は、締結日より施行する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

甲 津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 津市中央 3 番 2 3 号
三重弁護士会
会 長 向 山 富 雄

48 三重県と株式会社百五銀行との防災協力に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 三重県と株式会社百五銀行との防災協力に関する協定書

三重県（以下、「甲」という）と株式会社百五銀行（以下、「乙」という）とは、三重県における防災協働事業（以下、「本件事業」という）の実施について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本件事業は、金融機関の特性を活かし、甲と乙との協働による防災 事業活動を推進し、以って「くらしの安全・安心が確立された社会」、「助け合い、ささえあいによる絆社会」の実現を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 本件事業内容は、防災事業活動の推進に寄与するものとし、甲と乙は次の事項について協力する。

(1) 防災意識の啓発活動

(2) 県民・企業への防災対策支援活動

(3) 災害発生時の支援活動

(4) 防災力向上に関する活動

協力の具体的な形式及び内容等については、甲乙協議の上で合意した事業とする。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は1年とする。但し、甲または乙より特段の意思表示がない場合は、更に1年の自動延長とし、その後においても同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲または乙が本件事業の解除を申し出たときは、甲乙協議の上、協定を解除できるものとする。

（疑義等の処理）

第6条 本協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年12月4日

甲 三重県津市広明町13番地

三 重 県

知 事 野 呂 昭 彦

乙 三重県津市岩田21番27号

株式会社 百五銀行

取締役頭取 前 田 肇

(2) 防災協力に関する覚書

三重県（以下、「甲」という）と株式会社百五銀行（以下、「乙」という）とは、別途締結した「三重県と株式会社百五銀行との防災協力に関する協定書」に基づき、本覚書を締結する。

1 平常時における協力事項

(1) 防災意識の啓発活動

ア 乙は、三重県内企業の事業継続計画（ＢＣＰ）作成促進等のセミナー開催専門家の紹介を行う。

イ 乙は、甲が作成する各種防災啓発パンフレット・冊子等を、乙の本支店等へ備置する。

(2) 県民、企業への防災対策支援活動

乙は、県民及び企業に対し、防災対策を支援する金融商品の取り扱いを検討する。

2 大規模災害発生時における協力事項

(1) 乙は必要に応じてその本支店等に被災者の支援窓口を開設し、生活支援に役立つ金融商品の紹介を行う。

(2) 乙は、対応可能な範囲で以下の具体的な支援活動を行う。

ア 災害復旧活動拠点としての体育館（津市修成町３番２８号）の提供。

イ 甲からの要請に基づく被災者向け情報等の本支店等（屋外、屋内）への掲示。

ウ 救援物資中継拠点等としての駐車場の提供。

エ 被災者の預金払出にかかる特例対応。

オ 保有するサービス品のうち、生活必要品の提供。

カ 被災住宅の修繕資金を優遇金利で融資する商品の取り扱い。

キ その他、乙が対応可能と判断する支援活動。

3 防災協力に関する連絡窓口は、原則として以下の通りとする。

三 重 県（甲）・・・三重県 防災危機管理部 防災対策室長 （Tel：059-224-2189）

百五銀行（乙）・・・百五銀行 法人サービス部 地域貢献課長 （Tel：059-223-2365）

4 上記協力事項の内容、実施時期については、甲乙協議のうえ変更を行うことができるものとする。

平成 19 年 12 月 4 日

甲 三重県津市広明町 13 番地

三 重 県

知 事 野 呂 昭 彦

乙 三重県津市岩田 21 番 27 号

株式会社 百五銀行

取締役頭取 前 田 肇

49 三重県と三重県信用金庫協会との防災協力に関する協定書 【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県信用金庫協会（以下「乙」という。）は、三重県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、地域防災力の向上や県民への救援活動等に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が行う平常時における防災意識の普及啓発活動並びに災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 乙が第1条に定める目的を達成するために、対応可能な範囲において行う活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時における防災意識の普及啓発活動

ア 「防災啓発活動」の推進

イ 甲作成の防災パンフレット等の店頭での配布

(2) 災害発生時における応援活動

ア 徒歩帰宅者に対して、乙の店舗における被災者向け情報及び水道水、トイレ等の提供

イ 支援物資（飲料水、タオル、石鹸、医薬品等）の提供

ウ 乙所有の駐車場等を救援物資中継拠点、一時避難場所等（可能な限り「災害時帰宅支援ステーション」のステッカー貼付により明示）として提供

エ 支援物資搬送や非常用電源（携帯電話の充電等）の提供

オ その他、乙が対応可能と判断する支援活動

(3) 災害復興応援活動

ア 被災者の預金払出にかかる特例対応

イ 乙の職員を災害ボランティアとして派遣

ウ 甲との連携による緊急融資制度及び復興支援融資制度の創設検討

エ 専用相談窓口の開設

オ その他、乙が対応可能と判断する支援活動

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対して前条に規定する活動について協力を要請することができる。また、乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに協力するよう努めるものとする。前項の規定は、乙が甲の要請を待つことなく自発的に協力することを妨げない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する活動に要した費用は、乙が負担するものとする。

（連絡窓口の設置）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動が効果的に行われるよう、別紙連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第7条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙双方またはいずれか一方からの特段の意思表示が無い場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月4日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県 三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県桑名市大中央町20番地
三重県信用金庫協会 会長 中澤 康哉

50 帰宅困難者支援に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

(1) 地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（三重県石油商業組合）

三重県（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、東海、東南海、南海地震等大規模地震発生時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において地震による災害が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対する一時休憩所としての飲料水、トイレ等の提供及び地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報等の提供を要請することができる。

2 甲及び乙は、前項に定めない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

ただし、前条第1項の支援に関しては、通信途絶等により要請行為が行えないことが想定されることから、乙は、積極的に帰宅困難者を支援するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協力組合員名簿の提出）

第6条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成16年9月10日からその効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年9月10日

甲 津市広明町13番地
三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦
乙 津市栄町2丁目209番地
三重県石油商業組合
理 事 長 亀 井 喜 久 雄

(2) 「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書」にかかる覚書（コンビニエンスストア等）

（目的）

第1条 三重県（以下、「甲」という。）と関西広域連合（以下、「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援する事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（業務の委託）

第2条 甲は、乙に対して、コンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結する業務のほか、本事業にかかる「支援ステーション・ステッカー」の作成、連絡調整及び普及啓発業務を委託するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙に対して、「支援ステーション・ステッカー」の作成経費、ポスターその他の普及啓発資材の作成経費及び災害時帰宅支援ステーション事業にかかる旅費について、別途定める基準により算出した額を年度ごとに支払うものとする。

2 乙は、経費の明細を明らかにした上で、甲に対して、負担金の請求を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結するコンビニエンスストア・外食事業者等に追加・変更が生じた場合には、甲に対して文書により報告するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月30日

（甲）
三重県
三重県知事 鈴木 英敬 印

（乙）
関西広域連合
連合長 井戸 敏三 印

【参 考】

（平成23年6月30日現在）

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」の締結を行っているコンビニエンスストア・外食事業者等

株式会社セブンーイレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
山崎製パン株式会社
株式会社サークルKサンクス
ミニストップ株式会社

株式会社ポプラ
株式会社ココストア
国分グローサースチェーン株式会社
株式会社吉野家
株式会社ストロベリーコーンズ

株式会社イデアプラス
株式会社壺番屋
株式会社スギ薬局
株式会社ダスキン
株式会社ユタカファーマシー
株式会社モスフードサービス
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
ロイヤルホールディング株式会社

サトレストラシステムズ株式会社

ワタミ株式会社
株式会社第一興商
チムニー株式会社
味の民芸フードサービス株式会社
株式会社サガミチェーン
株式会社オートバックスセブン

(3) 三重県生活衛生同業組合連合会

三重県（以下「甲」という。）と三重県生活衛生同業組合連合会に加盟する各組合（以下「乙」という。）及び公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター（以下「丙」という。）は、災害発生時における帰宅困難者に対する支援について、乙及び丙が実施する支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等（以下「帰宅困難者」という。）を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

- 1 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ等を提供すること。
- 2 乙の組合員の施設において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供すること。
- 3 丙は、甲が実施する第1項および第2項の実施について、指導および実施について調整、連絡を行うこと。

4 甲と乙及び丙は、定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第3条 甲が支援が必要と認めた場合において、甲が丙に対し前条の規定による要請をした場合は、丙はすみやかに乙に周知し、乙はその緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が丙に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、丙は甲の要請を待たずに乙に対し支援を要請し、乙は支援を実施することができる。

(災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出)

第4条 第2条に規定する支援事項に関し、支援可能な施設を「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、広く住民へ協力施設の取組を周知するとともに、防災に対する意識啓発を図るため、乙の組合員の施設に甲の提供する「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 当該施設へ掲出中の「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が劣化した場合の取り扱いや定期更新の方法など「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」の継続的な供給方法及び運用については、別途甲乙丙で協議するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲と乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

(名簿の提出)

第7条 丙は、乙の組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(疑義等)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成25年12月25日から適用するものとし、甲と乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書15通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月25日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 三重県津市新町2-1-8
三重県理容生活衛生同業組合
理事長 坂村幸男

三重県津市広明町112-2

三重県美容業生活衛生同業組合
理 事 長 油 屋 藤 夫

三重県津市大倉 1 3 - 1 9
三重県公衆浴場業生活衛生同業組合
理 事 長 田 中 茂 毅

三重県津市新東町 8 2 6
三重県クリーニング生活衛生同業組合
理 事 長 井 内 寛

三重県津市大門 3 2 - 3
三重県興行生活衛生同業組合
理 事 長 小 林 賢 司

三重県津市寿町 1 2 - 1 9
三重県旅館ホテル生活衛生同業組合
理 事 長 木 村 圭 仁 朗

三重県津市島崎町 3 - 1
三重県食肉生活衛生同業組合
理 事 長 瀬 古 清 史

三重県津市港町 1 8 - 1 2
三重県社交飲食業生活衛生同業組合
理 事 長 小 林 充

三重県津市新東町塔世 1 6 5 - 1
三重県麺類業生活衛生同業組合
理 事 長 青 木 英 雄

三重県四日市市御薊町 1 - 9 3
三重県喫茶飲食生活衛生同業組合
理 事 長 今 村 昭 吾

三重県津市丸之内 3 0 - 8
三重県鮪業生活衛生同業組合
理 事 長 松 本 守

三重県四日市市西新地 3 - 1 8
三重県料理業生活衛生同業組合
理 事 長 小 川 硬 一 郎

三重県津市北丸之内 2 0 2

三重県飲食業生活衛生同業組合

理 事 長 中 田 正 己

丙 三重県津市鳥居町 2 5 1 - 5

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター

理 事 長 小 林 充

(4) 中日新聞三重県中日会

三重県（以下「甲」という。）と中日新聞三重県中日会（以下「乙」という。）は、災害発生時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等（以下「帰宅困難者」という。）を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

(1) 乙の会員の施設において、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ等を提供すること。

(2) 乙の会員の施設において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請ができないときは、乙は甲の要請を待たずに、状況に応じて自主的に可能な範囲で支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 第2条に規定する支援事項に関し、支援可能な施設を「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、広く住民へ協力施設の取組を周知するとともに、防災に対する意識啓蒙を図るため、当該施設に甲の提供する「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 当該施設へ掲出中の「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」が劣化した場合の取り扱いや定期更新の方法など「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」の継続的な供給方法及び運用については、別途甲乙で協議するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

（名簿の提出）

第7条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（疑義等）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成26年12月12日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 三重県桑名市大字大福 2 4 4 - 1
中日新聞三重県中日会
会 長 水 谷 善 一

51 災害ボランティア活動の支援に関する協定書

【防災対策部 災害対策推進課、子ども・福祉部 地域福祉課、環境生活部 ダイバーシティ社会推進課】

前文

みえパートナーシップ宣言の精神に基づいて、ボランティア・市民活動団体及びボランティア関係機関（以下「ボランティア関係組織等」という。）並びに三重県（以下「県」という。）が協働し、災害に強いまちづくりを行うことを目的として締結します。

（趣旨）

第1条 この協定は、被災地・被災者を支援するボランティア関係組織等及び県の間での協働の原則と、現地災害ボランティアセンターを支える、みえ災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の設置及び運営に関し、ボランティア関係組織等及び県が果たすべき役割等について必要な事項を定めるものとします。

（協働の原則）

第2条 災害時に支援を行うボランティア関係組織等及び県は、常に次のことを心がけます。

- (1) 互いの組織は対等な関係を保ち、自発的に事業に取り組みます。
- (2) 互いの組織の立場やその成り立ち、活動の目的を理解し、尊重します。
- (3) 災害時にはすみやかに互いの資源を持ち寄って支援センターを設置できるよう、平常時から定期的に話し合い、事業を行います。
- (4) 事業実施に当たっては本協定を締結した団体以外の多様な主体にも、県内外を問わず積極的に参加を呼びかけます。
- (5) 情報交換や意見交換、共に取り組んだ事業で得られた結果を、それぞれの施策や行動の方針へ反映させます。
- (6) 互いの知的財産を尊重します。
- (7) 事業の透明性を確保します。

（県の役割）

第3条 県は、支援センターの事業を効果的に実施するために次のことを担います。

- (1) 平常時の事務局機能を担います。
- (2) 支援センターは、みえ県民交流センターに設置します。
- (3) この他、支援センター運営のために必要な人員・資材・資金・情報の収集、提供及び活用に最大限の努力をします。

（ボランティア関係組織等の役割）

第4条 ボランティア関係組織等は、支援センターの事業を効果的に実施するために次のことを担います。

- (1) 平常時から連携強化に関する取り組みを行います。
- (2) この他、支援センター運営のために必要な人員・資材・資金・情報の収集、提供及び活用に最大限の努力をします。

（その他）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めない事項については、その都度協議して定めるものとします。

本協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

平成 29 年 3 月 14 日

三重県伊勢市竹ヶ鼻町 170 番地 1
特定非営利活動法人みえ防災市民会議
議 長 山 本 康 史

三重県四日市市菅生町 1200 番地
四日市大学 特定非営利活動法人市民社会研究所内
特定非営利活動法人みえ NPO ネットワークセンター
代 表 理 事 松 井 眞 理 子

三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地
三重県ボランティア連絡協議会
会 長 川 瀬 み ち 代

三重県松阪市若葉町 161-2 番地松阪商工会議所内
公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
会 長 林 佳 宏

三重県津市栄町 1 丁目 891 番地
日本赤十字社三重県支部
支 部 長 野 呂 昭 彦

三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
会 長 井 村 正 勝

三重県津市広明町 13 番地
三重県
三重県知事 鈴 木 英 敬

52 「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定 【環境生活部 ダイバーシティ社会推進課】

三重県（以下「甲」という。）と公益財団法人 三重県国際交流財団（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の外国人住民等への支援を円滑に行うため、多言語で支援を行うセンター（以下「みえ災害時多言語支援センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大規模災害発生時の外国人住民等への支援を円滑に行うため、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関し、必要な事項を定める。

（設置）

第2条 甲及び乙は、大規模災害等により甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが予想される場合には、相互に連携・協働して、外国人住民等を支援する「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（みえ災害時多言語支援センターの役割）

第3条 「みえ災害時多言語支援センター」の役割は以下のとおりとし、その運営にあたっては、コーディネート機能を発揮し、さまざまな主体に対し依頼と調整を行い、一体となって業務の遂行にあたるものとする。

(1) 登録者や外国人住民をはじめとするボランティアに対する協力依頼と調整

(2) NPO や市町国際交流協会等の中間支援機関への協力依頼と調整

(3) 東海北陸地域国際化協会への協力依頼と調整

2 外国人住民等に対し、次の各号に掲げる支援業務を行う。

(1) 外国人住民等に必要なる多言語による災害情報等の提供

(2) 外国人住民等からの問合せへの対応

(3) 外国人住民等からの相談への対応

3 前項に掲げる業務のほか、地域支援として、次の各号に掲げる業務を行えるよう努める。

(1) 避難者情報の収集にかかる支援

(2) 外国人住民等が避難している避難所運営（通訳・翻訳等）への支援

(3) 外国人住民等のアクティブ・シチズンとしての活動（リーダー・通訳等）への支援

（災害に備えての体制整備）

第4条 甲及び乙は、「みえ災害時多言語支援センター」の設置に備え、大規模災害発生時に迅速に対応できるよう情報の共有化を図り、マニュアルの整備及び研修・訓練の実施に努める。

2 甲及び乙は、「みえ災害時多言語支援センター」の円滑な運営を図るため、日頃からさまざまな主体とのネットワークの構築に努める。

（設置場所）

第5条 「みえ災害時多言語支援センター」の設置場所は、甲及び乙の事務所（三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階）内とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

（経費負担）

第6条 「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に要する経費負担は、別途協議する。

（人員及び資器材等の確保）

第7条 甲及び乙は、さまざまな主体からの協力を得て、大規模災害発生時における外国人住民等への支援活動等に必要なる人員及び資器材等を確保するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容を実施する際に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、終了日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 三重県津市羽所町700番地
公益財団法人三重県国際交流財団
理事長 内田淳正

53 災害時の外国人住民支援にかかる協定【環境生活部 ダイバーシティ社会推進課】

三重県（以下「甲」という。）と公益財団法人 三重県国際交流財団（以下「乙」という。）は、三重県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の支援活動に関して、災害時NPO活動支援事業【緊急支援事業】実施要領（平成25年1月15日環生第05-410号）（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要領第8条に基づき、災害時の外国人住民支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めた場合は、乙に対し文書により支援活動の内容、期間等必要事項を示して書面で要請を行うものとする。ただし、書面で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項により支援活動の要請を受けた場合は、書面により支援活動の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、書面で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに書面を送付するものとする。ただし、乙が被災するなど前項の活動要請に応じることが困難である場合には、この限りでない。

（災害時の活動）

第3条 乙は、第2条の支援活動の要請を受けた場合は、別紙「災害時支援活動計画書」（以下「支援活動計画」という。）に基づき、支援活動を実施するものとする。

2 乙は、被災状況等により、支援活動計画を変更する必要がある場合は、書面で協議しなければならない。ただし、書面で協議するいとまがないときは、電話、口頭で協議し、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 甲は、乙が迅速かつ円滑に支援活動を実施できるよう情報提供を行うとともに、災害対策本部やみえ災害ボランティア支援センター、現地災害ボランティアセンターとの連絡調整等の必要な支援を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、第2条の要請を行った場合は、支援活動にかかる経費として必要な額を速やかに乙へ支払うものとする。

2 前項の額は、金1,200,000円（消費税及び地方消費税含む）を限度とする。

（活動の報告）

第5条 乙は、第2条の要請に基づき支援活動を行った場合には、当該活動の終了後、速やかにその実績を報告するものとする。

2 乙は、支援活動の成果について、ホームページや広報物等により、広く県民に情報を公開するものとする。

3 乙は、甲が活動に関する情報公開を行うときは、必要な協力をするものとする。

（要請の取消）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による支援活動の要請の全部又は一部を取り消すことができる。

一 支援活動の実施について不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

二 甲が第4条に基づき支払った経費を第2条で要請した支援活動以外の用途に使用したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、要領、当該協定等に違反し、活動の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により要請を取り消すときは、その旨を書面により通知するものとする。

（返還）

第7条 甲は、前条の規定により第2条の要請を取り消した場合において、既に活動経費が支払われている場合は、当該経費の全部又は一部について期限を定めて乙に返還させるものとする。

（費用の精算）

第8条 甲は、第5条により支援活動の実績を確認し、第4条の経費の精算を行うものとする。なお、精算残金がある

ときは、乙は甲の定める期日までに、甲に返還するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲と乙は、災害に備え防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加するなど、日頃から災害時に備えて資質向上とさまざまな主体とのネットワークの構築、連携の強化に努めるものとする。

2 甲と乙は、第3条の支援活動計画について必要に応じて協議し、見直しを図るものとする。

3 乙は、毎年2月末日までに前年の活動実績を甲へ報告するものとする。

4 乙は、毎年決算終了後、3か月以内に法人の事業報告書及び翌年度の事業計画書を甲へ提出するものとする。

(協定の解消)

第10条 甲は、乙の役員のうちに、次の各号の一に該当する者があるときは、本協定を解消するものとする。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

二 要領第3条第十一号に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解消するものとする。

一 偽りその他不正な手段により本協定を締結したとき。

二 乙から協定の解消の申し出があったとき。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解消することができるものとする。

一 要領第3条各号（第十一号を除く）に規定する要件を満たさなくなったとき。

二 前条各項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間は1年間とする。但し、期間満了の日から10日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間の協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、三重県条例規則、要綱、要領、災害時NPO活動支援事業【緊急支援事業】募集要項の定めによるものとするほか、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

付 則

1 第11条の規定に関わらず、1年目の有効期間は平成26年3月31日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成25年5月1日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

乙 三重県津市羽所町 7 0 0 番地 アスト津 3 階
公益財団法人 三重県国際交流財団
理事長 内 田 淳 正

54 災害時の外国人住民支援にかかる協定の一部を変更する協定【環境生活部 ダイバーシティ社会推進課】

三重県（以下「甲」という。）と公益財団法人三重県国際交流財団（以下「乙」という。）とは、次のとおり「災害時の外国人住民支援にかかる協定」（平成２５年５月１日締結）の一部を変更する協定を締結する。

第４条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を第３項とし、同項の前に次の一項を加える。

２ 甲は、必要と認めるときは、前項の経費について、乙からの請求に基づき、概算払いすることができる。

第８条に次の一項を加える。

２ 乙は、第４条第２項の概算払により支払を受けるべき金額が確定したときは、速やかに精算を行い、概算払精算書を甲に提出するものとする。

第１０条、第１１条及び第１２条を第１１条、第１２条及び第１３条に改め、第９条の次に次の一条を加える。
(損害の賠償)

第１０条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その損害のために必要となった経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

付則１中「第１１条」を「第１２条」に改める。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年４月１日

甲 三重県津市広明町１３番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市羽所町７００番地
アスト津３階
公益財団法人三重県国際交流財団
理事長 内田 淳正

55 テクニカルボランティアによる災害時の総合支援にかかる協定【環境生活部 ダイバーシティ社会推進課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人 熊野レストレーション（以下「乙」という。）は、三重県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の支援活動に関して、災害時NPO活動支援事業【緊急支援事業】実施要領（平成25年1月15日環生第05-410号）（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要領第8条に基づき、テクニカルボランティアによる災害時の総合支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めた場合は、乙に対し文書により支援活動の内容、期間等必要事項を示して書面で要請を行うものとする。ただし、書面で要請するいとまがないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項により支援活動の要請を受けた場合は、書面により支援活動の内容、期間等必要事項を示して回答するものとする。ただし、書面で回答するいとまがないときは、電話、口頭等で回答し、その後速やかに書面を送付するものとする。ただし、乙が被災するなど前項の活動要請に応じることが困難である場合には、この限りでない。

（災害時の活動）

第3条 乙は、第2条の支援活動の要請を受けた場合は、別紙「災害時支援活動計画書」（以下「支援活動計画」という。）に基づき、支援活動を実施するものとする。

2 乙は、被災状況等により、支援活動計画を変更する必要がある場合は、書面で協議しなければならない。ただし、書面で協議するいとまがないときは、電話、口頭で協議し、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 甲は、乙が迅速かつ円滑に支援活動を実施できるよう情報提供を行うとともに、災害対策本部やみえ災害ボランティア支援センター、現地災害ボランティアセンターとの連絡調整等の必要な支援を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、第2条の要請を行った場合は、支援活動にかかる経費として必要な額を速やかに乙へ支払うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、前項の経費について、乙からの請求に基づき、概算払いすることができる。

3 第1項の額は、金1,200,000円（消費税及び地方消費税含む）を限度とする。

（活動の報告）

第5条 乙は、第2条の要請に基づき支援活動を行った場合には、当該活動の終了後、速やかにその実績を報告するものとする。

2 乙は、支援活動の成果について、ホームページや広報物等により、広く県民に情報を公開するものとする。

3 乙は、甲が活動に関する情報公開を行うときは、必要な協力をするものとする。

（要請の取消）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による支援活動の要請の全部又は一部を取り消すことができる。

一 支援活動の実施について不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

二 甲が第4条に基づき支払った経費を第2条で要請した支援活動以外の用途に使用したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、要領、当該協定等に違反し、活動の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により要請を取り消すときは、その旨を書面により通知するものとする。

（返還）

第7条 甲は、前条の規定により第2条の要請を取り消した場合において、既に活動経費が支払われている場合は、当該経費の全部又は一部について期限を定めて乙に返還させるものとする。

(費用の精算)

第8条 甲は、第5条により支援活動の実績を確認し、第4条の経費の精算を行うものとする。なお、精算残金があるときは、乙は甲の定める期日までに、甲に返還するものとする。

2 乙は、第4条第2項の概算払により支払を受けるべき金額が確定したときは、速やかに精算を行い、概算払精算書を甲に提出するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲と乙は、災害に備え防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加するなど、日頃から災害時に備えて資質向上とさまざまな主体とのネットワークの構築、連携の強化に努めるものとする。

2 甲と乙は、第3条の支援活動計画について必要に応じて協議し、見直しを図るものとする。

3 乙は、毎年2月末日までに前年の活動実績を甲へ報告するものとする。

4 乙は、毎年決算終了後、3か月以内に法人の事業報告書及び翌年度の事業計画書を甲へ提出するものとする。

(損害の賠償)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その損害のために必要となった経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(協定の解消)

第11条 甲は、乙の役員のうちに、次の各号の一に該当する者があるときは、本協定を解消するものとする。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

二 要領第3条第十一号に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解消するものとする。

一 偽りその他不正な手段により本協定を締結したとき。

二 乙から協定の解消の申し出があったとき。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解消することができるものとする。

一 要領第3条各号（第十一号を除く）に規定する要件を満たさなくなったとき。

二 前条各項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間は1年間とする。但し、期間満了の日から10日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間の協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、三重県条例、規則、要綱、要領、災害時NPO活動支援事業【緊急支援事業】募集要項の定めによるものとするほか、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

付 則

1 第12条の規定に関わらず、1年目の有効期間は平成28年3月31日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

甲 三重県津市広明町 13 番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 三重県尾鷲市北浦町 1 番 8 号
一般社団法人 熊野レストレーション
代表理事 端 無 徹 也

56 三重県社会福祉協議会災害対策本部における救助と災害ボランティア活動との調整事務に関する協定【環境生活部 ダイバーシティ社会推進課】

三重県（以下「甲」という。）と社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時において三重県社会福祉協議会災害対策本部（以下、「県社協本部」という。）が実施する救助と災害ボランティア活動の調整事務（以下、「調整事務」という。）の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、令和2年8月28日付け事務連絡により、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）から発出された「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」及び、令和3年9月6日付け事務連絡により、同参事官（普及啓発・連携担当）から発出された「災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について」に基づき締結するものである。

（目的）

第1条 この協定は、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に実施するために、県社協本部の設置及び運営等に関して、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（県社協本部の設置及び閉鎖等）

第3条 乙は、設置する必要があると判断したときは県社協本部を設置し、設置したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 県社協本部の閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、乙が決定するものとし、閉鎖を決定したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（県社協本部の設置場所及び調整事務の実施場所）

第4条 県社協本部は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置し、調整事務を行うものとする。

（県社協本部の運営）

第5条 乙が設置する県社協本部は、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等の関係機関・団体等と連携・協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が県社協本部を設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、県社協本部における調整事務の円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（社協本部の業務）

第7条 県社協本部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 被災地および市町災害ボランティアセンター（以下、「市町センター」という。）に関する情報収集・情報発信
- （2） 市町センターの設置運営支援・連絡・調整・派遣等
- （3） 県外社会福祉協議会等との間の連絡・調整・受入及び派遣等
- （4） 県内市町センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

(5) 三重県災害対策本部等との以下の情報の共有

- ①被災状況・避難情報
- ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
- ③ボランティアによる支援活動の状況
- ④特に支援を必要とする者の情報
- ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(6) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(7) その他、県社協本部における調整事務に係る業務

(費用負担)

第8条 甲は、災害時において、ボランティア活動と災害救助法が適用された被災自治体の実施する救助との調整事務を甲が乙に委託した場合は、次に掲げるもののうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を全額負担する。

- (1) 乙の職員（既存の臨時職員及び非常勤職員を含む。）の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）
- (2) 乙が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金
- (3) 乙の運営する県社協本部に派遣される職員に係る旅費

2 前項の費用を負担する場合は、別に委託契約を締結するものとする。

(損害補償)

第9条 災害時におけるボランティア活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、自身が加入するボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙に県社協本部の運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第11条 乙は、平常時から災害時に備えた県社協本部機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体等の関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、県社協本部の運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の参加の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年10月1日

(甲) 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一 見 勝 之

(乙) 三重県津市桜橋2丁目131
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
会 長 井 村 正 勝

57 災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定書【子ども・福祉部 障がい福祉課】

三重県（以下、「甲」という。）と【※ 別表の①（市町名）のとおり】（以下、「乙」という。）とは、【※ 別表の①（市町名）のとおり】内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

第2条 この協定において、避難行動要支援者（聴覚障がい者）とは次に掲げる者をいう。

（1）聴覚1級から3級までの身体障害者手帳を交付されている者であって、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者

（2）上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者（聴覚障がい者）の情報提供及び支援要請）

第3条 乙は、センターに対し、平常時から前条第1項第1号に規定する避難行動要支援者名簿の写し（以下、「名簿」という。）を提供する。

2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 センター及び乙は、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

第4条 センターは、乙から前条に規定する要請があったときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。

2 前項の規定にかかわらず、【※ 別表の①（市町名）のとおり】内で震度5強以上の地震が発生したとき又は乙が「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」若しくは「避難指示（緊急）」を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、名簿を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

（災害時の活動報告）

第7条 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、

ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

（事故）

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

（名簿の管理）

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で名簿を利用してはならない。

2 センターは、名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

3 センターは、名簿を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。

4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に名簿を使用させてはならない。

（平常時の協力体制）

第12条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、名簿を活用し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の同意を得て、必要な協力を行う。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

【※ 別表の②（協定締結日）のとおり】

津市広明町 13 番地

甲 三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 【※ 別表 1 の③（協定者（乙））のとおり】

別表

番号	① 市町名	② 協定締結日	③ 協定者（乙）
1	伊勢市	平成 26 年 4 月 1 日	伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市 伊勢市長 鈴木 健一
2	玉城町	平成 27 年 1 月 15 日	度会郡玉城町田丸 114 番地 2 玉城町 玉城町長 辻村 修一
3	度会町	平成 27 年 1 月 15 日	度会郡度会町棚橋 1215 番地 1 度会町 度会町長 中村 順一
4	南伊勢町	平成 27 年 1 月 15 日	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地 南伊勢町 南伊勢町長 小山 巧
5	大紀町	平成 27 年 1 月 15 日	度会郡大紀町滝原 1610 番地 1 大紀町 大紀町長 谷口 友見
6	鳥羽市	平成 27 年 12 月 22 日	鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号 鳥羽市 鳥羽市長 木田 久主一
7	尾鷲市	平成 28 年 2 月 24 日	尾鷲市中央町 10 番 43 号 尾鷲市 尾鷲市長 岩田 昭人
8	紀北町	平成 28 年 2 月 24 日	北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1 紀北町 紀北町長 尾上 壽一
9	明和町	平成 30 年 2 月 7 日	多気郡明和町大字馬之上 945 番地 明和町 明和町長 中井 幸充
10	多気町	平成 30 年 5 月 22 日	多気郡多気町相可 1600 番地 多気町 多気町長 久保 行央
11	志摩市	令和元年 10 月 3 日	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22 志摩市 志摩市長 竹内 千尋

58 大規模災害時における労働・社会保険分野の相談に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下、「甲」という。）と三重県社会保険労務士会（以下、「乙」という。）は、三重県内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち大規模な被害が発生した場合（以下、「大規模災害時」という。）における労働・社会保険分野の相談に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、三重県内での大規模災害時において、被災者等への労働・社会保険分野における相談にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において「被災者等」とは、次の各号に定める者をいう。

（1）大規模災害により被災した県民、その他労働・社会保険分野における相談が必要になった県民（企業その他の団体等を含む）

（2）大規模災害により県内に避難した者

（3）その他甲乙協議の上、労働・社会保険分野における相談が必要と認める者

2 この協定において、「労働・社会保険分野における相談」とは、甲が、労働・社会保険分野における相談会を開催することをいう。

3 相談会の開催は、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（相談会の開催）

第3条 甲は、社会保険労務士（以下、「社労士」という。）の専門的知識を活かし、大規模災害時に被災者の生活基盤を確保し生活の安定を図るため、以下の事項に関する無料の相談会を開催する。

（1）雇用保険及び労災保険関係事項

各種変更諸手続き及び給付金・助成金の請求手続等

（2）健康保険及び年金関係事項

各種変更諸手続き及び傷病手当金、遺族年金、障害年金の請求手続等

（相談会への協力要請）

第4条 大規模災害時、甲が相談会の開催を必要と認めるとき、又は県内市町から甲に相談会開催の要請があったときは、甲は乙に対し次の各号を明らかにして様式1により文書で相談会への協力を要請する。なお、緊急の場合は、甲が電話等で要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付する。

（1）相談会の場所及び当該場所への経路

（2）必要とする相談の内容

（3）必要とする人数及び期間

（4）前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（役 割）

第5条 甲は、相談会を開催するにあたり、市町と連携し、開催場所の確保及び開催に係る広報に努める。

2 乙は、相談会に相談員として従事する会員社労士を選定のうえ、速やかに相談会に派遣する。

3 乙は、予め相談会に相談員として従事する会員社労士に対し、関係機関と連携して必要な研修を実施する。

(報 告)

第6条 乙は、相談会が終了したときは、次の各号について様式2により甲に報告する。

- (1) 相談会を実施した場所
- (2) 相談者数及び相談内容別件数
- (3) 相談会に従事した人員名簿、期間
- (4) その他必要な事項

(経 費)

第7条 乙は、甲に対し、相談会の実施にかかる報酬その他の経費を請求しないものとする。

(損害の負担)

第8条 相談により生じた損害は、乙が負うものとする。

(災害補償)

第9条 相談に従事した社労士が、相談の場所への経路の途中及び相談従事中に負傷、罹患、又は死亡した時の補償は、当該社労士の責任において行うものとする。

2 乙は、相談の実施にあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度甲乙協議して定める。

(連絡窓口)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合は速やかにその都度通知する。

(適 用)

第12条 この協定は、平成29年7月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年7月11日

甲： 三重県
三重県知事 鈴木 英敬 ㊟

乙： 三重県社会保険労務士会
会長 若林 正清 ㊟

相談会協力要請書

三重県社会保険労務士会 会長 様

三重県知事

大規模災害時における労働・社会保険分野の相談に関する協定第4条に基づき、以下のとおり相談会への協力を要
請します。

事 項	内 容
相談会の開催場所	
相談会開催場所への経路	
相談の内容	
相談会への派遣要請人数	人
相談会の開催予定日時	年 月 日 () 時～ 時
甲の担当者連絡先	所属名 : 職 : 氏名 : 電 話 : () ー F A X : () ー E-mail :
備 考	

相談会実績報告書

三重県知事 様

三重県社会保険労務士会 会長

大規模災害時における労働・社会保険分野の相談に関する協定第 6 条に基づき、以下のとおり相談会の結果を報告します。

事 項	内 容
相談会の開催場所	
相談者数	名
相談の内容及び件数	(1) 雇用保険及び労災保険関係 ・ 件 ・ 件 ・ 件 (2) 健康保険及び年金関係 ・ 件 ・ 件 ・ 件
相談会従事者及び従事日	様式 2 - 2 のとおり
備 考	

59 災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書【防災対策部 地域防災推進課】

三重県（以下「甲」という。）と、日本赤十字社三重県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第16条の規定に基づく救助又は応援の実施に関して、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲が乙に委託する事項（以下「委託事項」という。）は、法第16条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関する事項とする。

第2条 委託事項の範囲は、次のとおりとする。

（1）医療

- （ア）診療
- （イ）薬剤又は治療材料の支給
- （ウ）処置、手術その他の治療及び施術
- （エ）病院又は診療所への収容
- （オ）看護

（2）助産

- （ア）分べんの介助
- （イ）分べん前及び分べん後の処置
- （ウ）脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（3）死体の処理

- （ア）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- （イ）検案

（4）避難所の設置の支援

避難所における救援物資の配布及び衛生管理対策を含めた生活環境の整備等

（5）こころのケア

災害の発災直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し行う避難所の被災者に対する健康相談等

第3条 委託事項の実施については、災害救助法施行令第1条に規定する災害が発生し甲が必要と認めた場合に行うものとする。

第4条 委託事項を実施するために必要な支弁費用は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

（1）人件費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、超過勤務手当等については、日本赤十字社旅費規則、日本赤十字社職員給与要綱等により算出した額とする。

ただし、救護員のうち日本赤十字社三重県支部の有給職員を除く者については、旅費、超過勤務手当等のほか日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規定による日額を加えた額とする。

（2）救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費とする。

（3）救護諸費

- （ア）医療及び助産

医療及び助産のため使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とする。

(イ) 死体の処理

死体の処理のための費用は、三重県災害救助法施行規則（昭和40年3月5日三重県規則第11号）の別表1の第11項に規定する額による。

(ウ) 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とする。

(エ) 避難所の設置の支援

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。

(オ) こころのケア

こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。

(4) 輸送費及び賃金職員等雇上費

委託事項及び救護所設置のために、必要な輸送費及び賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費とする。

第5条 前条の規定により、乙が支弁した費用に対して、甲が行う補償にかかる請求及びその額は次に定めるところによるものとする。

1 補償額は、乙が委託事項を実施するために、支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄付金その他の収入がある場合には、その額を控除した額によること。

2 寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は、含まないこと。

3 補償の請求は、「法第19条の規定による補償請求書」の提出によって行うこと。

4 補償の請求に際し提出する書類のうち乙の支弁費用にかかる証拠書類についてはその写を添付し、正本は乙が保管するものとする。

5 その他の費用

前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費とする。

6 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社三重県支部有給職員を除く）が業務の理由により負傷し、疫病にかかり又は死亡したとき、その者の遺族に対し、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する扶助金の額を支給する。

7 事務費

委託事項の実施のため、事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費とする。

第6条 委託事項の範囲を超えて救助を行った場合の費用は乙において負担する。

ただし、災害の状況によっては両者協議の上、甲において負担することができる。

第7条 委託事項の実施にあたっては、甲は乙の行う業務についてこれを推進させるための援助を行うものとする。

第8条 前各条に定めるもののほか必要があると認めた場合は、両者協議によりこれを定めるものとする。

上記契約の確実を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各一通を所持する。

なお、平成16年4月1日に締結した災害救助法により知事の行う医療等を日本赤十字社三重県支部に委託する契約

書は、本契約の締結をもってその効力を失うものとする。

令和2年6月12日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 津市栄町1丁目891番地
日本赤十字社三重県支部
支部長 野呂 昭彦

60 三重県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定書【医療保健部 薬務課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三重県内で地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合に、甲からの要請に応じ、乙が行う三重県災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（派遣要請）

第2条 甲は、三重県内で地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合で、医薬品・衛生材料の確保・供給等が迅速かつ的確に実施されるために必要があると判断したときは、乙に薬事コーディネーターの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた場合は、薬事コーディネーターを甲が指定する場所に派遣するものとする。

（業務内容）

第3条 薬事コーディネーターは、甲が指定した場所において、次に掲げる事項にかかる助言等を行うものとする。

- （1）医薬品等の確保・供給に関すること。
- （2）県医薬品等集積施設及び地域医薬品等供給施設の設置・運営に関すること。
- （3）薬事関係者の状況把握および調整に関すること。
- （4）応援薬剤師の受入・調整に関すること。
- （5）その他薬事及び保健衛生に関すること。

（実費弁償等）

第4条 薬事コーディネーターの実費弁償は、甲の要請により出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和40年三重県規則第11号）別表に定める額を甲が支給するものとする。

2 薬事コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の例により甲が扶助金を支給する。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成31年3月12日

甲 津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津島崎町 3 1 1

一般社団法人三重県薬剤師会

会長 西井 政彦

61 三重DMA Tの派遣に関する協定書【医療保健部 医療政策課】

三重県（以下「甲」という。）と ※ 別表の①（協定先病院又は機関名）のとおり（以下「乙」という。）とは、三重DMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の急性期に専門的な訓練を受けた ※ 別表の②（派遣する職員（医師又は看護婦等））のとおり が被災現場等で、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

第2条 甲は、運営要綱に基づき、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、乙に対し三重DMA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、三重DMA Tの派遣が可能と判断したときには、三重DMA Tを派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に三重DMA Tを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により甲が承認した三重DMA Tの派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 三重DMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて三重DMA Tを派遣する場合には、被災都道府県のDMA T受入に係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、三重DMA Tの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 三重DMA Tは原則、被災地域内で以下の活動を行うものとする。

(1) 消防機関と連携し、被災状況等に関する情報の収集と伝達、トリアージ、救急医療等を行う。（現場活動）

(2) 被災地域内での患者搬送中の診療を行う。（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行う。（病院支援）

2 三重DMA Tは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地域内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地域外に搬送される患者の搬送中の診療を行うものとする。（広域医療搬送）

3 三重DMA Tは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は広域災害救急医療情報システム等を活用しつつ情報を共有し、三重DMA Tの活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣した三重DMA Tが、運営要綱第3条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

(1) 三重DMA Tが携行した医薬品等使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 甲は、他の被災都道府県からの要請に基づき、乙に三重DMA Tの派遣を要請し派遣させた場合、その費用について派遣先の都道府県において負担するよう要請し、派遣先の都道府県が乙に支払いをするものとする。

3 前項の場合において、派遣先の都道府県が費用負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した三重DMA Tが、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従

事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 三重DMA Tの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した三重DMA Tの隊員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡したときは、「災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年10月13日三重県条例第46号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した三重DMA Tの活動における事故等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

3 甲は、他の被災都道府県からの要請に基づき、乙に三重DMA Tの派遣を要請し派遣させた場合において、三重DMA T隊員がその業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡したときの損害補償については、派遣先の都道府県において負担をするよう要請し、派遣先の都道府県が乙に支払いをするものとする。

4 前項の場合において、派遣先の都道府県が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

※ 別表の③(協定締結日)

甲 三重県津市広明町13番地
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 ※ 別表の④(協定先)のとおり

別表

番号	① 協定先病院 又は機関名	② 派遣する職員 (医師又は看護師 等)	③ 協定締結日	④ 協定者 (乙)
1	日本赤十字社三重 県支部	日本赤十字社三 重県支部に登録 する救護班の日 赤DMA T (以下 「三重DMA T」という)	平成 21 年 3 月 30 日	三重県津市栄町 1 丁目 891 日本赤十字社三重県支部 副支部長 安田 敏春
2	国立大学法人三重 大学医学部附属病 院	医師及び看護師 等	平成 21 年 3 月 30 日	三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 国立大学法人三重大学医学部附属病院 院長 内田 淳正
3	市立四日市病院	医師及び看護師 等	平成 21 年 3 月 30 日	三重県四日市市芝田二丁目 2-37 市立四日市病院 院長 伊藤 八峯
4	三重県立総合医療 センター	医師及び看護師 等	平成 21 年 3 月 30 日	三重県四日市市大字日永 5450 番地の 132 三重県立総合医療センター 院長 高瀬 幸次郎
5	松阪市民病院	医師及び看護師 等	平成 21 年 4 月 1 日	三重県松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市民病院 開設者 松阪市長 山中 光茂
6	三重県厚生農業協 同組合連合会 いなべ総合病院	医師及び看護師 等	平成 23 年 3 月 25 日	三重県いなべ市北勢町阿下喜 771 三重県厚生農業協同組合連合会 いなべ総合病院 院長 水野 章
7	三重県立志摩病院	医師及び看護師 等	平成 23 年 9 月 8 日	三重県志摩市阿児町 1257 三重県立志摩病院 院長 小西 邦彦
8	三重県厚生農業協 同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	医師及び看護師 等	平成 23 年 12 月 8 日	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地 53 三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院 院長 濱田 正行
9	社会福祉法人恩賜 財団済生会松阪総 合病院	医師及び看護師 等	平成 26 年 3 月 28 日	三重県松阪市朝日町一区 15 番地 6 社会福祉法人恩賜財団済生会 松阪総合病院院長 諸岡 芳人
10	三重県厚生農業協 同組合連合会 松阪中央総合病院	医師及び看護師 等	平成 26 年 3 月 28 日	三重県松阪市川井町小望 102 番地 三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院 病院長 玉置 久雄
11	伊賀市立上野総合 市民病院	医師及び看護師 等	平成 26 年 3 月 28 日	三重県伊賀市四十九町 831 伊賀市立上野総合市民病院 病院長 三木 誓雄
12	尾鷲総合病院	医師及び看護師 等	平成 26 年 3 月 28 日	三重県尾鷲市上野町 5 番 25 号 尾鷲総合病院 病院長 加藤 弘幸
13	名張市立病院	医師及び看護師 等	平成 26 年 3 月 28 日	三重県名張市百合が丘西 1 番町 178 番地 名張市立病院 病院長 伊藤 宏雄
14	三重中央医療セン ター	医師及び看護師 等	平成 29 年 8 月 22 日	三重県津市久居明神町 2158-5 三重中央医療センター 院長 霜坂 辰一
15	紀南病院	医師及び看護師 等	平成 29 年 8 月 22 日	三重県南牟婁郡御浜町阿田和 4750 紀南病院 院長 須崎 真
16	市立伊勢総合病院	医師及び看護師 等	令和元年 9 月 13 日	三重県伊勢市楠部町 3038 番地 市立伊勢総合病院 院長 原 隆久

17	桑名市総合医療センター	医師及び看護師等	令和2年3月13日	三重県桑名市寿町三丁目11番地 桑名市総合医療センター 病院長 市川 毅彦

62 三重DPA Tの派遣に関する協定書【医療保健部 健康推進課】

三重県（以下「甲」という。）と※ 別表の①（協定先病院又は機関名）のとおり（以下「乙」という。）とは、三重DPA T設置運営要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、要綱に基づき、甲が行う精神科医療及び精神保健活動の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、要綱第8条に基づき、三重DPA Tを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、乙に対し三重DPA Tの派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、三重DPA Tの派遣が可能と判断したときには、三重DPA Tを派遣するものとする。

（指揮命令系統等）

第3条 三重DPA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

2 被災都道府県からの要請を受けて三重DPA Tを派遣する場合には、被災都道府県のDPA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、三重DPA Tの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 三重DPA Tは原則、被災地域内で以下の活動を行うものとする。

（1）精神科医療機関や救護所、避難所、仮設住宅等における精神科医療の提供

（2）被災地域の保健福祉事務所・保健所等が行う精神保健活動の支援

（3）被災地域の支援者に対するこころのケア等の支援

2 三重DPA Tは、移動や生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が派遣した三重DPA Tが、要綱第3条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

（1）三重DPA Tが携行した医薬品等使用した場合の実費及び隊員の旅費

（2）前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 甲は、他の被災都道府県からの要請に基づき、乙に三重DPA Tの派遣を要請し派遣させた場合、その費用について派遣先の都道府県において負担するよう要請し、派遣先の都道府県が乙に支払いをするものとする。

3 前項の場合において、派遣先の都道府県が費用負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が派遣した三重DPA Tが、災害救助法第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第18条及び同法施行令第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した三重D P A Tの隊員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡したときは、「災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年10月13日三重県条例第46号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した三重D P A Tの活動における事故等に対応するため傷害保険に加入するものとする。

3 甲は、他の被災都道府県からの要請に基づき、乙に三重D P A Tの派遣を要請し派遣させた場合において、三重D P A T隊員がその業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡したときの損害補償については、派遣先の都道府県において負担をするよう要請し、派遣先の都道府県が乙に支払いをするものとする。

4 前項の場合において、派遣先の都道府県が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(体制の整備)

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

※ 別表の②（協定締結日）

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 ※ 別表1の③（協定先）のとおり

別表

番号	① 協定先病院 又は機関名	② 協定締結日	③ 協定者（乙）
1	独立行政法人国立病院 機構榑原病院	平成 28 年 3 月 11 日	三重県津市榑原町 777 番地 独立行政法人国立病院機構 榑原病院 院長 村上 優
2	松阪厚生病院	平成 28 年 3 月 11 日	三重県松阪市久保町 1927-2 番地 松阪厚生病院 院長 齋藤 純一
3	社会医療法人居仁会 総合心療センターひな が	平成 28 年 3 月 24 日	三重県四日市市大字日永 5039 番地 社会医療法人居仁会総合 心療センターひなが 理事長 藤田 康平
4	三重県厚生農業協同組 合連合会 鈴鹿厚生病 院	平成 28 年 3 月 24 日	鈴鹿市岸岡町 589-2 三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿厚生病院 院長 中瀬 真治
5	医療法人鈴桜会鈴鹿さ くら病院	平成 28 年 3 月 24 日	三重県鈴鹿市中富田町 518 医療法人鈴桜会鈴鹿さくら病院 院長 川村 憲市
6	国立大学法人三重大学 医学部附属病院	平成 28 年 3 月 24 日	三重県津市江戸橋 2 丁目 174 国立大学法人三重大学医学部附属病院 院長 伊藤 正明
7	医療法人久居病院	平成 28 年 3 月 24 日	三重県津市戸木町 5043 医療法人久居病院 院長 棚橋 裕
8	一般社団法人信貴山病 院分院上野病院	平成 28 年 3 月 24 日	三重県伊賀市四十九町 2888 一般社団法人信貴山病院分院 上野病院 代表理事 竹林 由裕
9	医療法人紀南会熊野病 院	平成 28 年 3 月 24 日	三重県熊野市久生屋町 868 番地 医療法人紀南会 熊野病院 院長 福田 衆一
10	医療法人北勢会北勢病 院	平成 28 年 10 月 6 日	三重県いなべ市北勢町麻生田 1525 医療法人北勢会 北勢病院 理事長 佐藤 貴志

63 三重DWA Tに関する協定書【子ども・福祉部 子ども・福祉総務課】

(1) 三重県災害福祉支援ネットワークに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(平成30年5月31日付社援発0531第1号、以下「ガイドライン」という。)に基づき、三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害(以下「県内災害」という。)が発生した場合、又は三重県外で災害救助法が適用される程度の災害(以下「県外災害」という。)が発生した場合を想定し、三重県(以下「甲」という。)、三重県社会福祉協議会(以下「乙」という。)及び関係福祉団体(以下「丙」という。)が連携して、高齢者や障がい者、子どもなどの災害時要配慮者(以下「災害時要配慮者」という。)に対する必要な支援体制を確保すること及び災害福祉支援活動を行うことを目的とする。

(ネットワーク本部の設置と組織体制)

第2条 県内災害が発生した場合、甲は乙と協議し、ガイドラインに基づき、災害支援の拠点となる三重県災害福祉支援ネットワーク本部(以下「ネットワーク本部」という。)を設置する。

2 ネットワーク本部は、甲、乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等で構成する。

3 ネットワーク本部は、甲の職員による本部長1名及び乙の職員による副本部長1名のほか、別に定める組織・人員により構成する。

(構成員の招集)

第3条 ネットワーク本部設置後、甲は、直ちに乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等の派遣を要請し、乙及び丙は、やむを得ない事情がある場合を除き、協力するものとする。

(ネットワーク本部の活動)

第4条 ネットワーク本部の活動内容は、次のとおりとし、同時に別に定める調整本部が設置された場合は、連携して活動する。

- (1) 被害状況の把握及び三重県災害派遣福祉チーム(以下「三重県DWA T」という。)の派遣ニーズの収集
- (2) 三重県DWA Tの派遣調整
- (3) 国及び他都道府県関係団体へのDWA T等の応援要請・受入調整
- (4) その他避難所等に必要な支援及び調整

(ネットワーク事務局の設置と活動)

第5条 第1条の目的を達成するために、ネットワーク本部が設置されていない平常時において、ガイドラインに基づき、乙に乙の職員で構成する三重県災害福祉支援ネットワーク事務局(以下「ネットワーク事務局」という。)を設置する。

ネットワーク事務局は、甲及び丙と協力して第2項及び第3項の活動を行う。

2 県外災害が発生し、三重県DWA Tの派遣を甲と乙との協議により決定したとき、ネットワーク事務局は三重県DWA Tの派遣調整、支援活動調整を行う。

3 ネットワーク事務局は、災害に備えるため、甲及び丙と協力しながら、別に定める調整事務局と連携して次の活動を行う。

- (1) 効果的な災害福祉支援活動に向けた推進体制、仕組みづくり
- (2) 三重県DWA Tやネットワーク本部構成員の登録
- (3) 研修、訓練
- (4) 支援活動に関する周知・啓発
- (5) その他支援活動に必要な事項

(DWA T等への協力)

第6条 丙は、三重県DWA T及びネットワーク本部（以下「三重県DWA T等」という。）・ネットワーク事務局の設置・運営に協力するとともに、三重県DWA T等への参画について、その会員・会員施設等に周知・啓発し、参加・協力を促すものとする。

2 三重県DWA T等への協力を希望する丙会員・会員施設等は、ネットワーク事務局に協力の申し出を行い、ネットワーク事務局は、協力申出者のうち三重県DWA T等養成研修を修了したものを三重県DWA T等候補者として登録するものとする。

(費用負担)

第7条 ネットワーク本部及び事務局の設置・運営・活動に関する費用負担については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

2 三重県DWA Tの派遣に関する費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用された市町村に三重県DWA Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合は、災害救助法の定めるところによる。
- (2) 前号に掲げる場合以外の費用負担については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

(秘匿情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘匿情報を他に漏らしてはならない。

また、この協定の実施により取得した個人・事業所情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は「三重県災害福祉支援ネットワーク活動方針」等に定める。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

三重県災害福祉支援ネットワークに関する協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月18日

甲	三重県津市広明町13	乙	三重県津市桜橋2丁目131
	三重県		社会福祉法人三重県社会福祉協議会
	三重県知事		会 長

丙	三重県津市桜橋2丁目131	三重県津市桜橋2丁目131
	三重県社会福祉法人経営者協議会	三重県老人福祉施設協会
	会 長	会 長

三重県津市産品中之谷732-1	三重県伊賀市久米町166-1
三重県身体障害者福祉施設協議会	三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会
会 長	会 長

三重県鈴鹿市上田町1285	三重県津市河芸町東千里3-1
三重県知的障害者福祉協会	三重県老人保健施設協会
会 長	会 長

三重県伊勢市倭町30-1	三重県四日市市前田町14-20
三重県児童養護施設協会	三重県母子生活支援施設協議会
会 長	会 長

三重県三重郡菰野町杉谷1572-1	三重県津市桜橋2丁目131
三重県救護施設協議会	三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長	会 長

三重県津市桜橋2丁目131

三重県保育協議会

会 長

三重県津市柳山津興382-4

一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会

代表理事

三重県津市桜橋2丁目131

三重県デイサービスセンター協議会

会 長

三重県津市木造町1824-1

三重県社会就労センター協議会

会 長

三重県津市桜橋2丁目131

一般社団法人三重県社会福祉士会

会 長

三重県四日市市日永5045

三重県精神保健福祉士協会

会 長

三重県津市栄町3丁目243

一般社団法人三重県介護福祉士会

会 長

三重県津市桜橋2丁目131

一般社団法人三重県理学療法士会

会 長

三重県津市桜橋2丁目131

一般社団法人三重県介護支援専門員協会

代表理事

三重県津市本町26-16

NPO法人三重県相談支援専門員協会

理事長

（２）三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員の受入れに関する計画」に係る協定書

（目的）

第１条 この協定は、三重県広域受援計画が想定する南海トラフ地震等大規模災害により甚大な被害が発生した場合（以下「大規模災害等」という。）に、三重県（以下「甲」という。）、三重県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び関係福祉団体（以下「丙」という。）が連携し、三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」（以下「計画」という。）により、福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から高齢者や障がい者等を支援する職員（以下「介護職員等」という。）の応援を円滑に受入れ、災害時における要配慮者の避難生活に対する受援及び支援活動等を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

（調整本部の設置と組織体制）

第２条 大規模災害等が発生し、広域応援を要請する必要がある場合、甲は乙と協議し、計画に基づき、災害対応の拠点となる調整本部を設置する。

２ 調整本部は、甲、乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等で構成する。

３ 調整本部は、甲の職員による本部長１名及び乙の職員による副本部長１名のほか、別に定める組織・人員により構成する。

（構成員の招集）

第３条 調整本部設置後、甲は、直ちに乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等の派遣を要請し、乙及び丙は、やむを得ない事情がある場合を除き、協力するものとする。

（調整本部の活動）

第４条 調整本部の活動内容は次のとおりとし、同時に別に定める三重県災害福祉支援ネットワーク本部が設置された場合は、連携して活動する。

- （１）福祉避難所及び一般避難所、社会福祉施設（以下「避難所等」という。）における介護職員等の派遣ニーズの収集や被害状況の把握
- （２）国及び他都道府県関係団体、県内関係団体への応援要請
- （３）介護職員等の受入れ・派遣調整
- （４）その他避難所等に必要な支援及び調整

（平常時の活動）

第５条 大規模災害等に備えるため、平常時、乙に乙の職員で構成する調整事務局を設置し、甲及び丙と協力しながら、別に定める三重県災害福祉支援ネットワーク事務局と連携して次の活動を行う。

- (1) 効果的な調整本部推進体制の構築、仕組みづくり
- (2) 構成員協力者の募集と登録
- (3) 構成員の研修、訓練
- (4) 災害支援活動に関する周知・啓発
- (5) その他受援活動に必要な事項

(費用負担)

第6条 調整本部及び調整事務局の設置・運営・活動に関する費用負担については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

(秘匿情報の保護)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘匿情報を他に漏らしてはならない。

また、この協定の実施により取得した個人・事業所情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(実施細目)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は「三重県広域受援計画介護職員等の受入れに関する活動方針」等に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員の受入れに関する計画」に係る協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事

乙 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人三重県社会福祉協議会

会長

丙 三重県津市桜橋2丁目131
三重県社会福祉法人経営者協議会
会 長

三重県津市桜橋2丁目131
三重県老人福祉施設協会
会 長

三重県津市産品中之谷732-1
三重県身体障害者福祉施設協議会
会 長

三重県伊賀市久米町166-1
三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会
会 長

三重県鈴鹿市上田町1285
三重県知的障害者福祉協会
会 長

三重県津市河芸町東千里3-1
三重県老人保健施設協会
会 長

三重県伊勢市倭町30-1
三重県児童養護施設協会
会 長

三重県四日市市前田町14-20
三重県母子生活支援施設協議会
会 長

三重県三重郡菰野町杉谷 1 5 7 2 - 1
三重県救護施設協議会
会 長

三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1
三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長

三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1
三重県保育協議会
会 長

三重県津市柳山津興 3 8 2 - 4
一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会
代表理事

三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1
三重県デイサービスセンター協議会
会 長

三重県津市木造町 1 8 2 4 - 1
三重県社会就労センター協議会
会 長

三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1
一般社団法人三重県社会福祉士会
会 長

三重県四日市市日永 5 0 4 5
三重県精神保健福祉士協会
会 長

三重県津市栄町 3 丁目 2 4 3
一般社団法人三重県介護福祉士会
会 長

三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1
一般社団法人三重県理学療法士会
会 長

三重県津市桜橋 2 丁目 1 3 1
一般社団法人三重県介護支援専門員協会
代表理事

三重県津市本町 2 6 - 1 6
NPO 法人三重県相談支援専門員協会
理事長

64 災害時における医薬品等の調達に関する協定【医療保健部】

(1) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

(調達医薬品等の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する物資

(調達要請の方法)

第3条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(医薬品等の価格、支払)

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

(医薬品等の引渡し)

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

(医薬品等供給体制の整備)

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成 10 年 7 月 1 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 北 川 正 恭

乙 三重県津市島崎町 3 1 2 - 1
社団法人三重県薬剤師会
社団法人三重県薬剤師会会長 岡 森 孜

(2) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県医薬品登録販売者協会（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第 3 条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（医薬品等の価格、支払）

第 4 条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（医薬品等の引渡し）

第 5 条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（医薬品等供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成21年6月24日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野呂 昭彦

乙 三重県津市島崎町312-1

社団法人三重県医薬品登録販売者協会

社団法人三重県医薬品登録販売者協会会長 奥倉 博美

(3) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と東海歯科用品商協同組合三重県支部（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

(調達医薬品等の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 医薬品

(2) 衛生材料

(3) その他甲が指定する物資

(調達要請の方法)

第3条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(医薬品等の価格、支払)

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

(医薬品等の引渡し)

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

(医薬品等供給体制の整備)

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成24年12月1日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2736-1

6

東海歯科用品商協同組合三重県支部

支部長 南 君夫

(4) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と三重県薬事工業会（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料、医療用具等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療用具
- (4) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（医薬品等の価格、支払）

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（医薬品等の引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（医薬品等供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

（保有数量の報告）

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成 24 年 12 月 1 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県伊賀市ゆめが丘 7－5－5
三重県薬事工業会
会長 田山 雅敏

(5) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と三重県医薬品配置協議会（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第 3 条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（医薬品等の価格、支払）

第 4 条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（医薬品等の引渡し）

第 5 条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（医薬品等供給体制の整備）

第 6 条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成24年12月1日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県伊賀市柘植町303
三重県医薬品配置協議会
会長 岡島 秀夫

(6) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と三重県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

(調達医薬品等の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する物資

(調達要請の方法)

第3条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(医薬品等の価格、支払)

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

(医薬品等の引渡し)

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

(医薬品等供給体制の整備)

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月1日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市新町1丁目5-22
三重県医薬品卸業協会
会長 服部 清

(7) 災害時における医薬品等の調達に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する医薬品等の調達を要請することができる。

（調達医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 医薬品

(2) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 前条に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（医薬品等の価格、支払）

第4条 医薬品等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（医薬品等の引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（医薬品等供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

（保有数量の報告）

第7条 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成 21 年 6 月 8 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県

三重県知事 野呂 昭彦

乙 愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 25 番 17 号

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

当会地域本部 医療ガス部門

本部長 南部 淳

65 災害時における衛生材料等の調達に関する協定書【医療保健部 薬務課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、衛生材料、医科器械等（以下「衛生材料等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における衛生材料等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する衛生材料等の調達を要請することができる。

（調達衛生材料等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する衛生材料等は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 衛生材料
- (2) 医科器械
- (3) その他甲が指定する物質

（調達要請の方法）

第3条 前条に掲げる衛生材料等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（衛生材料等の価格、支払）

第4条 衛生材料等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（衛生材料等の引渡し）

第5条 衛生材料等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、衛生材料等を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

（衛生材料等供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から衛生材料等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

（保有数量の報告）

第7条 甲は、乙に対し、衛生材料等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

（協議）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。
なお、乙は乙の加入会員に周知するものとする。

平成22年9月1日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

乙 三重県津市高茶屋小森上野町1336-1

三重県医療機器販売業協会

三重県医療機器販売業協会長 三 宅 克 治

66 災害時の医療救護活動に関する協定【医療保健部 医療政策課、健康推進課、薬務課】

- (1) 三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。【医療保健部 医療政策課】

（総 則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護活動計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の他県からの受け入れ及び他県への派遣）

第4条 甲は、災害により、県内の医療救護班のみでの救護活動が困難と認めたときには、他県に医療救護班の

派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動を円滑にできるように図るものとする。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療救護班の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し出動が必要と認められるときは、甲の承認を得て出勤することができるものとする。

ただし、緊急止むを得ない場合は、出勤後、速やかに甲の承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護班活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通

じて行うものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現場に設置する救護所、その他甲

が指示する場所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災者に対する選別

(2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療

(3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する医療従事者が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実現した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

3 甲は、乙が第4条第2項により他県に医療救護班を派遣した場合、その費用について、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払いを行うものとする。

4 甲は、第4条第3項において出勤した乙の医療救護班に係る費用弁償については、出勤先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払いを行うものとする。

5 前2項の場合において、医療救護班に係る費用を派遣先又は出勤先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を準用する。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第14条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 津市桜橋2丁目191番地4

社団法人 三重県医師会

理事長 山 本 器

(2) 三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。【医療保健部 医療政策課】

（総 則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療従事者の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護活動計画に基づき、医療従事者を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、医療従事者を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療従事者に対する指揮等）

第4条 医療従事者活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療従事者に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 乙が派遣する医療従事者の現場における当面の活動は、派遣先の市町または医療救護施設等の管理者の指示によるものとする。

（医療従事者の業務）

第5条 乙が派遣する医療従事者は、甲又は市町が避難場所、避難所、災害現場に設置する救護所、その他甲が指示する場所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
 - (2) 医療機関への転送の要否及び順位の決定
 - (3) その他必要な事項
- (医療従事者の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療従事者が使用する医薬品等は、当該医療従事者が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

(費用の弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実現した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療従事者の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療従事者が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 前各条に定めない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第11条 この協定は、平成20年3月28日から適用する。

2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年3月28日から平成20年3月31日までとする。

3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年3月28日

甲 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 津市観音寺町字東浦457-3

社団法人 三重県看護協会

会 長 山 口 直 美

(3) 三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。【医療保健部 健康推進課】

（総 則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護活動計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるとまならない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮等）

第4条 歯科医療救護班活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町が避難場所、避難所、災害現場に設置する救護所、その他甲が指示する場所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科傷病者に対する応急措置及び必要な医療
- (3) 収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑にできるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（歯科医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療従事者が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するものの

ほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が歯科傷病者の収容歯科医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における歯科医療費は、原則として無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実現した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班が、歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(市町及び地区歯科医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に基づき、市町が行う災害時の歯科医療救護につ

いて、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て実施するよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、地区歯科医師会に対し、前項に定める市町の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(細 目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第14条 この協定は、平成19年7月19日から適用する。

2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成19年7月19日から平成20年3月31日までとする。

3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 津市桜橋2丁目120番地の2

社団法人三重県歯科医師会

会 長 峰 正 博

(4) 三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県病院協会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。【医療保健部 医療政策課】

（総 則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護活動計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮等）

第4条 医療救護班活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長及び乙加盟の病院の長を通じて行うものとする。

2 乙が派遣する医療救護班の現場における当面の活動は、派遣先の市町または医療救護施設等の管理者の指示によるものとする。

（医療従事者の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町が避難場所、避難所、災害現場に設置する救護所、その他甲が指示する場所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災者に対する選別

(2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療

(3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(5) その他必要な事項

（医療従事者の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療従事者が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実現した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1)医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2)医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3)医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(細 目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第13条 この協定は、平成23年3月16日から適用する。

2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成23年3月16日から平成24年3月31日までとする。

3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年3月16日

甲 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 津市羽所町514番地

社団法人 三重県病院協会

理事長 濱 田 正 行

(5) 三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。【医療保健部 医療政策課】

（総 則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動計画等）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動計画等を策定し、これを甲に提出するものとする。

（助産師の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護活動計画等に基づき、助産師を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、助産師を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（助産師に対する指揮等）

第4条 医療従事者活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 乙が派遣する助産師の現場における当面の活動は、派遣先の市町または医療救護施設等の管理者の指示によるものとする。

（助産師の業務）

第5条 乙が派遣する助産師は、甲又は市町が避難場所、避難所、災害現場に設置する救護所、その他甲が指示する場所において医療救護活動を行うものとする。

2 助産師が行う支援活動は、妊産婦をはじめとする女性に対するケア、乳幼児に対するケアなどとする。

（助産師の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、助産師の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医療資機材等の供給）

第7条 乙が派遣する助産師が使用する医療資機材等は、当該医療従事者が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

（費用の弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実現した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 助産師の編成及び派遣に要する経費

(2) 助産師が携行した医療資器材等を使用した場合の実費

(3)助産師が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑 則)

第11条 この協定は、平成30年2月16日から適用する。

2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成30年2月16日から平成31年3月31日までとする。

3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月16日

甲 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

乙 鈴鹿市高塚町字神垣1066番31号

一般社団法人 三重県助産師会

会長 鈴木照美

(6) 三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護活動に関して協定を締結する。【医療保健部 薬務課】

(総 則)

第1条 この協定は、災害救助法、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、必要に応じて、乙に薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と調整を行ったうえで、薬剤師を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、薬剤師を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(薬剤師に対する指揮命令等)

第3条 薬剤師の活動の連絡調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 乙が派遣する薬剤師の現場における当面の活動は、甲又は派遣先の市町村もしくは医療救護施設等の管理者の指示によるものとする。

(薬剤師の業務)

第4条 乙が派遣する薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所、避難所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所、避難所、医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理及び供給
- (3) 避難所の衛生管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、医療救護に必要な事項

(薬剤師の輸送)

第5条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、薬剤師の輸送について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(報 告)

第7条 乙が派遣する薬剤師が、第4条各号に掲げる業務を実施した場合は、必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告をとりまとめたうえで、甲に報告するものとする。

3 乙は、薬剤師が業務を行うに当たり、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した実費
 - (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 薬剤師が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
- 2 前項に定める実費弁償等の額については、別に定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月5日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市島崎町311

一般社団法人三重県薬剤師会

会 長 西井 政彦

67 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書【医療保健部 健康推進課】

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時における栄養・食生活支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づき、甲が行う栄養・食生活支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲が行う栄養・食生活支援活動に必要があると認めた場合は、乙に対し、管理栄養士・栄養士（以下、「管理栄養士等」という。）の派遣について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項により甲から協力要請を受けた場合は、可能な限りこれに協力し、管理栄養士等を派遣するものとする。

3 乙が行う管理栄養士等の派遣にあつては、公益社団法人日本栄養士会が派遣する日本栄養士会災害支援チーム（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team：以下、「JDA-DAT」という。）との調整を含むものとする。

（管理栄養士等が行う栄養・食生活支援活動）

第3条 乙が派遣する管理栄養士等が行う栄養・食生活支援活動は、次のとおりとする。

- （1）被災者への巡回栄養・食生活相談
- （2）避難所の食事状況調査や啓発活動
- （3）特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクや高齢者用食品、病者用食品等）の提供に係る支援
- （4）その他必要な事項

（指揮命令）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等が行う栄養・食生活支援活動の指揮命令は、甲が指定する者が行う。

（安全の確保等）

第5条 甲は、乙が派遣する管理栄養士等に対し、協力内容に応じ、安全の確保に十分配慮するとともに、円滑に活動できるよう資機材の整備等、必要な環境の整備に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣する管理栄養士等の派遣に要する費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用された市町に管理栄養士等が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合は、災害救助法の定めるところによる。
- (2) 前号に掲げる場合以外の費用負担については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(訓練)

第8条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が企画する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(平常時の乙の準備)

第9条 乙は、協力を円滑に行うために、平常時から乙の会員に対し、本協定の普及、啓発及び人材育成に努め、災害時等における乙の会員間の緊急体制を整備すると共に、JDA-DAT の構成員との連携を図るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了日の1月前までに甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月25日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県知事

乙 三重県津市柳山津興655-12
公益社団法人三重県栄養士会
会長

68 災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務提供に関する協定

【医療保健部 医療政策課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県鍼灸師会（以下「乙」という。）及び一般社団法人三重県鍼灸マッサージ師会（以下「丙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合における業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（定 義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものであって、県内において発生したものをいう。
- 二 避難所 災害時に県内市町が設置した避難所をいう。
- 三 施術 あん摩、マッサージ若しくは指圧、はりまたはきゅう（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）に規定された業務の範囲）をいう。

（目 的）

第2条 災害時に開設された避難所における県民または滞在者の避難所生活が長期に渡ると予見された場合において、乙及び丙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（業務の内容及び提供者）

第3条 乙及び丙が提供する業務の内容は次のとおりとする。

- 一 災害時の避難所における県民または滞在者に対する施術
 - 二 災害時の避難所における県民または滞在者に対する体調の自己管理や疾患予防等に関する健康指導
 - 三 避難所設置者及び避難所において活動する他の医療関係チームとの連絡調整
- 2 乙及び丙が編成し派遣する前項に規定する業務の提供者（以下「業務提供者」という。）は、法の規定に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の免許を有する者で、乙及び丙の会員とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している県民または滞在者とする。

（連絡体制）

第5条 甲、乙及び丙は、業務の提供に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（第1号様式）により相互に報告するものとする。

(要請の方法)

- 第6条 甲は、避難所設置者からの要請を受け、避難所において第3条第1項の業務を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対して業務の提供に係る要請を行うものとする。
- 2 前項の要請は災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。
- 3 乙及び丙は、第1項の要請を受け、業務提供を行う場合は、相互に調整のうえ、実施計画書（第2号様式）を策定し、これを甲に提出するものとする。ただし、状況により文書をもって提出するいとまがない場合は、乙及び丙は実施計画の連絡を口頭で行うことができる。
- 4 前項ただし書きの規定により乙及び丙が実施計画を口頭で連絡した場合は、乙及び丙は実施計画書を後日甲に遅滞なく提出するものとする。
- 5 甲は、必要と認めるときは、前項の実施計画書を避難所設置者に交付することができる。
- 6 甲は、乙及び丙が迅速かつ円滑に業務が提供できるよう情報提供を行うとともに、避難所設置者、みえ災害ボランティア支援センター及び現地災害ボランティアセンターとの連絡調整等必要な支援を行うものとする。

(業務の提供)

- 第7条 乙及び丙は、第6条第1項の要請を受けた場合は、可能な限り人員等を調整し、業務提供者を避難所に派遣するものとする。
- 2 乙及び丙は、業務が完了したときは、実施報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、前項の実施報告書を避難所設置者に交付することができる。

(指揮命令及び行動)

- 第8条 保健医療活動の総合調整を図るため、甲が行う業務提供者に対する要請は、乙及び丙の長を通じて行うものとする。
- 2 業務提供者は、避難所にあつては各避難所の設置者と連携し、各避難所の設置者の指示に従い行動するものとする。

(支援の経費)

- 第9条 乙及び丙の業務の提供に係る経費については、原則として乙及び丙が負担する。

(損害補償保険への加入)

- 第10条 乙及び丙は、第3条第1項の業務を実施するにあたり、乙及び丙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

(業務提供の限界)

- 第11条 乙及び丙は、協定書第6条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、業務提供者となる者及びその家族の生命、財産に危害又はそのおそれがある場合は、業務の提供に係る連絡調整に応じられないこともある。

(協 議)

第 12 条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

- 1 この協定は、令和 2 年 2 月 4 日から適用する。
- 2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の日から令和 3 年 2 月 3 日までとする。
- 3 前項の協定期間の満了する 1 ヶ月前までに、甲、乙又は丙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 2 月 4 日

甲 津市広明町 13 番地
三重県
三重県知事

乙 津市栄町 2 丁目 325 番地
一般社団法人 三重県鍼灸師会
会 長

丙 津市栄町 2 丁目 325 番地
一般社団法人 三重県鍼灸マッサージ師会
代表理事

(第 1 号様式)

連絡責任者届

【三重県】(医療保健部)

	連絡責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
メールアドレス		
F A X 番号		

【一般社団法人】

	連絡責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
メールアドレス		
F A X 番号		

(第 2 号様式)

実施計画書

年 月 日

【一般社団法人 〇〇〇〇〇〇】

番号	氏 名	連 絡 先 (携帯電話番号等)	所属機関（施術所等） 機関名・住所・連絡先	派遣開始日～ 終了（予定）日	備 考

(第3号様式)

実施報告書

年 月 日

【一般社団法人】

班 名				班 長 名		
年月日	市町名	実施場所	対象者数	業務提供の概要		備 考

(注) 1 「対象者数」欄には、業務提供を実施した対象者の人数を記入すること。

2 「備考」欄には、班の編成、活動期間等を記入すること。

69 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書【医療保健部 食品安全課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町（以下「市町」という。）から甲に対し、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、甲と乙及び丙の協力に関し、必要な調整を行うための事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市町から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対し要請をすることができる。但し乙が対応できない場合等は丙に直接要請をすることができる。

2 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

3 第1項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

4 乙は、丙に対し協力を要請することができる。

（要請事項に対する措置）

第3条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、速やかに応諾状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の乙及び丙からの応諾状況について、速やかに市町へ報告するものとする。

（協力業務）

第4条 甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、県を通じて市町から要請があった場合は、前条各号の規定による協力を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙及び丙が実施した協力業務に要した経費の負担は、災害救助法その他法令等に基づく他、甲と乙及び丙並びに協力を要請した市町が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び丙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議して決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月16日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市桜橋3丁目286番地
三重県葬祭業協同組合
理事長 山本 喜己

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

(2) 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書（以下「協定」という。）第8条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(要請手続)

第2条 協定第2条に規定する災害が発生した市町から甲への要請は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力あつせん要請書（様式第1号）により、甲から乙又は丙への要請は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力要請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 協定第2条に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するも

のとする。

(1) 桐棺（内張り、納棺セット等を含む）

サイズ 6.0 尺、6.25 尺、6.5 尺、特大柩 7.0 尺

(2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

(3) 骨つぼ等その他必要な用品

（要請の応諾状況）

第 3 条 協定第 3 条各号に規定する応諾状況の報告は、対応状況報告書（様式 3 号）及び応諾状況報告書（様式第 4 号）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は三重県健康福祉部薬務食品室長、乙は三重県葬祭業協同組合理事長、丙は全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

（附則）

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力あっせん要請書

(あて先)
三重県知事
(三重県災害対策本部長)

市町長
(市町災害対策本部長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書第 2 条の規定に基づき、 三重県葬祭業協同組合に次の
とおり協力を要請します。

担当者職・氏名 電話番号・E-mail	担 当 部 課 職・氏名 電話番号 E-mail
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	用品名 サイズ 数量
履 行 場 所	
履 行 期 日・期 間	期 日：平成 年 月 日 期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
備 考	1 災害救助法の適用状況 (☐ 適用 ☐ 適用なし) 2 棺及び葬祭用品の供給等に関する協定締結状況 (☐ 三重県葬祭業協同組合 ☐ 他に同様の協定締結 ☐ なし)

※ 要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

平成 年 月 日

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力要請書

三重県葬祭業協同組合理事長 様
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

三重県知事
(三重県災害対策本部長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請市町 担当者職・氏名 電話番号・E-mail	市町 職・氏名 E-mail 部 電話番号 課
市町からの電話、ファクシ ミリ等による要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	用品名 サイズ 数量
履 行 場 所	
履 行 期 日・期 間	期 日：平成 年 月 日 期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
備 考	

※ 要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

平成 年 月 日

対 応 状 況 報 告 書

(あて先)

三重県知事

(三重県災害対策本部長)

三重県葬祭業協同組合理事長

(全日本葬祭業協同組合連合会長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定による要請への対応について、下記のとおり報告します。

記

1 協力要請市町

(1) 市町名

(2) 電話、ファクシミリ等による要請日時

平成 年 月 日 () 時 分頃

2 協力内容(該当事項に○)

(1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供

(2) 遺体安置施設等の提供

(3) 遺体の搬送

(4) その他

3 協力支部名 名称：

所在地：

連絡責任者氏名：

電話番号：

F A X：

E - m a i l：

4 その他

5 問い合わせ先 名称：

担当者

電話番号：

F A X：

E - m a i l：

平成 年 月 日

応 諾 状 況 報 告 書

市町長 様
(市町災害対策本部長)

三重県知事
(三重県災害対策本部長)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する要請に対する応諾状況について、三重県葬祭業協同組合から下記のとおり報告がありましたので送付します。

記

1 電話、ファクシミリ等による要請日時

平成 年 月 日 () 時 分頃

2 協力内容 (該当事項に○)

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他

3 協力支部名 名称 :
所在地 :
連絡責任者氏名 :
電話番号 :
F A X :
E - m a i l :

4 その他

70 災害時における動物救護活動に関する協定書【医療保健部 食品安全課】

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会（以下「乙」という。）及び財団法人三重県小動物施設管理公社（以下「丙」という。）は、三重県域において地震、風水害その他災害が発生した場合における動物救護に関する活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲が動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理等のために行う動物救護活動等に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、乙と市町の間で、動物救護に関する活動の協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（定義）

第2条 本協定において、「動物」とは、原則として、人が占有している犬、猫で、大規模な災害により逸走等をし、所有者の判明しないものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙及び丙に協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、動物救護活動の協力をするものとする。

3 第1項の規定による要請は、「災害時における動物救護活動の協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、甲へ動物救護活動状況報告書（様式第2号）により動物救護活動の状況を報告するものとする。

ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭等で報告し、事後、速やかに報告文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条の協力の要請に関わる連絡調整についての責任者は、甲は三重県健康福祉部食品安全課長とし、乙は公益社団法人三重県獣医師会 小動物部会長とし、丙は財団法人三重県小動物施設管理公社 常務理事とする。

2 乙及び丙は、明確な連絡系統を定め、甲に報告するものとする。

なお、変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定の円滑な実施を図るため、各連絡責任者が年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

（動物救護所等）

第6条 甲は大規模な災害が発生した場合、必要に応じて災害現場等に動物救護所を設置するものとする。

2 乙は甲が設置した動物救護所、及び乙に所属する者が保有する診療施設において動物救護活動を、丙は甲が設置した動物救護所、及び丙の所有する動物管理施設において動物救護活動を実施するものとする。

（協力業務）

第7条 甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

（1）動物救護所の設置

- (2) 動物救護所における被災動物の管理及び飼養
- (3) 負傷動物の診療施設への搬送及び受入
- (4) 負傷動物の診療措置
- (5) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (6) 動物救護活動を行うボランティアに対する調整、助言等
- (7) その他必要な業務

(備蓄)

第8条 甲、乙及び丙は、動物救護活動で使用する備品、飼料、動物用医薬品、その他必要な物品等を備蓄することに努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 本協定に基づき乙及び丙が実施した動物救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、動物救護活動終了後、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

ただし、動物救護活動後、当該動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

2 乙及び丙は、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品等を用いる等の方法で、経費の負担を最小限にするよう努めるものとする。

(損害の措置)

第10条 動物救護活動の実施に伴い、甲、乙及び丙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は備品等に損害が生じた場合には、乙及び丙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(動物の災害対策の啓発等)

第11条 甲、乙及び丙は、平常時から動物の災害対策について、啓発等に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙及び丙は、動物の救護活動において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めることができる。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月12日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市丸之内24番16号 タカノビル4階
公益社団法人三重県獣医師会
会長 三野 營治郎

丙 三重県津市森町2438番地2
財団法人三重県小動物施設管理公社
理事長 北岡 寛之

災害時における動物救護活動の協力要請書

様

三重県知事
(三重県災害対策本部長)

災害時における動物救護活動に関する協定書第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 理 由	
要 請 内 容	☐動物救護所の設置 ☐動物救護所における被災動物の管理及び飼養 ☐負傷動物の診療施設への搬送及び受入 ☐負傷動物の診療措置 ☐被災動物に関する情報の収集及び提供 ☐動物救護活動を行うボランティアに対する調整、助言等 ☐その他必要な業務 (内容：)
履 行 場 所	
履 行 期 日・期 間	期 日：平成 年 月 日 期 間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
備 考	

動 物 救 護 活 動 状 況 報 告 書

(あて先)
三重県知事
(三重県災害対策本部長)

住 所
名称及び代表者名 印

災害時における動物救護活動に関する協定書第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

活動年月日	活動場所	活動内容	備 考

○添付書類：活動内容が分かる資料があれば、添付してください。

71 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書【医療保健部 医療政策課】

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時の柔道整復師救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けた場合は、速やかに柔道整復救護班を編成し、派遣する。

（指揮命令）

第3条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する柔道整復救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（柔道整復救護班の業務）

第4条 救護活動は、柔道整復救護班によることを原則とする。

2 柔道整復救護班は、救護所、その他甲が指示する場所において、医療救護班等における医師の指示の下、柔道整復業務（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。

（衛生材料等の供給）

第5条 救護活動に必要な衛生材料等は当該柔道整復救護班が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

（施術費）

第6条 救護所、その他甲が指示する場所における被災者の施術費は無料とする。

（費用の弁償）

第7条 甲の協力要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合における、柔道整復救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費は、甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

（損害補償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した柔道整復救護班の班員が、救護活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、甲が加入する傷害保険により補償する。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（雑則）

第11条 この協定は、平成25年9月5日から適用する。

2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成25年9月5日から平成26年3月31日までとする。

- 3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月5日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 津市乙部2086番地
社団法人 三重県柔道整復師会
会長 伊藤和夫

(2) 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書実施細目

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、平成25年9月5日付けをもって締結した「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 甲が協力要請する対象の災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

2 前項の協力要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（実施計画）

第2条 乙は、救護活動の円滑な実施を図るため実施計画書（別記第1号様式）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実施計画書に基づき、協定書第8条に定める傷害保険に加入するものとする。

（実施報告）

第3条 乙は、救護活動終了後、実施報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

（柔道整復救護班の費用の請求）

第4条 乙は、協定書第7条第1項に定める費用弁償の請求をする場合には、請求書（別記第3号様式）に、衛生材料等使用報告書（別記第4号様式）を添付して、甲に提出するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第7条第1項に規定する費用弁償の額は、使用した衛生材料等にかかる実費とする。

(支払)

第6条 甲は、実施細目第4条に定める費用弁償について、乙からの請求を受理した時は、すみやかにこれを支払うものとする。

(柔道整復救護班派遣の限界)

第7条 乙は、協定書第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、救護活動従事者及びその家族の生命、財産に危害又はそのおそれがある場合は、派遣の要請に応じられないこともある。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月5日

甲 津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

乙 津市乙部2086番地

社団法人 三重県柔道整復会

会長 伊藤和夫

72 災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定書【医療保健部 医療政策課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県臨床検査技師会（以下「乙」という。）とは、災害時における臨床検査技師の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は以下に掲げる場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害支援活動が必要と認められるときは、乙に対し、避難所及び被災医療機関等への臨床検査技師の派遣を要請することができるものとする。

- (1) 三重県内において災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、臨床検査技師の派遣を要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（臨床検査技師の業務）

第2条 乙が派遣する臨床検査技師は、避難所及び被災医療機関等において、医師の指示のもと診療支援、健康管理の検査及びそのための検体採取等を行うものとする。

2 臨床検査技師の業務は、次のとおりとする。

- (1) DVT 関連検査（肺血栓塞栓症での死亡回避のための下肢静脈超音波検査、D ダイマー検査など）
- (2) 弾性ストッキング着脱指導（DVT 予防対策）
- (3) 採血及び検査（POCT 検査等を含む）
- (4) 感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）が疑われる際の検体採取
- (5) 避難所における衛生管理指導（手洗い、手指消毒、マスク着用等の指導）
- (6) 被災医療機関等での診療支援（病院検査室の機能維持）
- (7) その他、甲により依頼を受け、乙が対応可能と判断した検査

（臨床検査技師の輸送）

第3条 臨床検査技師の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

（検査機器・検査試薬等の供給）

第4条 乙が派遣する臨床検査技師が使用する検査機器・検査試薬等は、当該臨床検査技師が携行するもののほか、必要数に満たない場合、乙は、中部臨床検査薬卸連合会又は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会へ支援要請を行い、その状況を甲に連絡するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が災害救助法に基づく範囲内で支弁するものとする。

- (1) 臨床検査技師の派遣に要する経費
 - (2) 臨床検査技師が携行した検査試薬等を使用した場合の実費
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- （損害補償）

第6条 災害対策基本法第71条第1項に基づき、従事命令を受け派遣された臨床検査技師がその業務に従事したために負傷した場合、疾病に罹患した場合又は死亡した場合は、甲は乙に対して、災害に伴う応急措置の業務に

従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和 37 年三重県条例第 46 号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第 7 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 9 月 10 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県
三重県知事 一 見 勝 之

乙 三重県津市江戸橋一丁目 113 番地
KTG レジデンス江戸橋 1-D
一般社団法人 三重県臨床検査技師会
会 長 宇 城 研 悟

73 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定【医療保健部 長寿介護課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会（三重 JRAT）（以下「乙」という。）は、災害リハビリテーション支援について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化にかかる厚生労働省通知（令和7年3月31日）、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年10月13日三重県条例第46号）（以下「県条例」という。）又は防災基本計画（修正令和7年7月1日）に基づき、甲が行う災害リハビリテーション支援活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、支援対象者の早期自立、生活の再建及び被災地域の復興を支援する全ての活動をいう。

2 災害リハビリテーション支援活動とは、前項の支援並びに当該被災地支援に係る本部運営、情報収集及び人材の派遣等の調整業務をいう。

3 前項の本部とは、第1条の厚生労働省通知による「保健医療福祉調整本部」（以下「調整本部」という。）をいい、連絡窓口として乙の担当者を配置する。

4 乙は、乙自身の本部を設ける。

（災害リハビリテーション支援活動に係る人材の派遣）

第3条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要がある場合は、迅速かつ適切に乙に対し、様式第1号により、場所、期間、その他必要な事項を示し、当該活動に係る人材の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに、様式第1号を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チーム（以下「支援チーム」という。）を編成し派遣するものとする。

3 多方面の情報に基づき、乙は、甲と協議の上で派遣規模を決定する。

4 甲が依頼する災害リハビリテーション支援活動の人材派遣は原則として三重県内とする。ただし、他都道府県から依頼された場合の取扱い第13条に定める。

（支援チームの業務）

第4条 乙が派遣する支援チームは、甲又は市町が設置する避難所、仮設住宅、在宅避難者のいる住宅等において災害リハビリテーション支援を行うことを原則とする。

2 支援チームの業務は次のとおりとする。

（1）避難所、避難場所等の環境アセスメント並びに改善に関する対応及び提案

- (2) 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集
- (3) 支援対象者の生活不活発病等を予防するための活動
- (4) リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- (5) その他必要な支援

（連絡責任者の指定）

第5条 第3条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。その内容に変更を生じた場合は、申し出て、内容を更新するものとする。第2条第3項の連絡担当者についても同様に報告・更新を甲に申し出るものとする。

（指揮）

第6条 乙の災害リハビリテーション支援に対する指揮は、甲の調整本部会議の方針等に基づき、調整本部の代表が行うものとする。

2 乙の代表者は、前項の指揮に基づき、派遣された支援チームの活動の指示を行う。

（支援チームの輸送）

第7条 支援チームの輸送手段は、乙が確保するものとする。ただし、道路等の被災状況により乙による輸送手段の確保が困難な場合には、甲は乙に対して必要な措置を講じるものとする。

（リハビリテーション医療器材等の供給）

第8条 乙が派遣する支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等（必要に応じて電子機器、通信機器及び通信料を含む。）は、当該支援チームが携行するものを含め、甲が供給するものとする。

2 支援対象者へ提供されるリハビリテーション医療器材とは、支援対象者の活動性を補助する機器等（弾性包帯、補装具、福祉用具及び自助具等）をいう。

（医療費）

第9条 避難場所等における支援対象者の医療費は、無料とする。

（支援活動終了の時期）

第10条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、被災地域の医療・介護サービス及び地域リハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上決定する。

（実費弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙がリハビリテーション支援活動を実施した場合に要する費用は、災害救助法、県条例の定めるところ、及び甲の定めるところにより、次の各号について甲が負担するものとする。

(1) 災害リハビリテーション支援活動の従事に伴う宿泊を含む旅費及び日当

(2) 災害リハビリテーション支援活動に従事する際に使用するリハビリテーション医療器材、医薬品等に係る損料

- (3) 支援チーム員が災害リハビリテーション支援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 支援チーム員の災害リハビリテーション支援活動における事故等に対応するためのチーム員の損害保険料

(他都道府県の支援チームの受入)

第 12 条 災害の規模及び状況を踏まえて、甲が、甲以外の都道府県から災害リハビリテーション支援活動のための人材を受け入れて対処することを決定した場合には、乙はその都道府県からの支援チームの受入調整を行うものとする。

(他都道府県への支援チームの派遣)

第 13 条 他都道府県における災害発生時に、他都道府県から甲に対して、支援チームの派遣要請があり、甲が必要と認めた場合、乙は、その支援チームの派遣の調整を行うものとする。

(他都道府県間の支援チームの受入・派遣時の適用協定)

第 14 条 前 2 条の支援チームの受入及び派遣においては、被災した他都道府県における災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定を適用する。

(活動報告)

第 15 条 乙は、災害リハビリテーション支援活動を実施したときは、活動終了後、速やかに様式第 2 号により甲に報告するものとする。

(平時の訓練)

第 16 条 乙は、甲が行う合同防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加・協力をする。

(細目)

第 17 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めることができる。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第 19 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1 カ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合はこの協定は 1 年間延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一 見 勝 之

乙 三重県四日市市山田町5538-1

三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会

(三重 JRAT)

会長 清 水 康 裕

災害時のリハビリテーション支援活動の要請書

三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会
(三重 JRAT) 委員長 様

三重県知事

令和 7 年 9 月 2 6 日締結の災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定第 3 条第 1 項の規定に基づき、
下記の支援について要請します。

記

要請する内容

要請内容	要請期間	実施場所	支援を受ける 避難者数等	備考

連絡先
三重県医療保健部長寿介護課
担当者
TEL :
FAX :
E-Mail :

災害時のリハビリテーション支援活動の実績報告書

三重県知事 様

三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会
(三重 JRAT) 委員長

令和 年 月 日 第 号で要請のあった災害時のリハビリテーション支援活動について、下記のとおり対応したので、災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定第 1 5 条の規定に基づき報告します。

記

災害時のリハビリテーション支援活動に係る実施状況

支援内容	支援期間	実施場所	支援した 避難者数等	備考

連絡先
三重県リハビリテーション関連団体
災害対策合同委員会（三重 JRAT）
担当者
TEL：
FAX：
E-Mail：

74 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定【防災対策部 地域防災推進課】

(1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会

三重県（以下「甲」という。）及び公益社団法人三重県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三重県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によつては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 二 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 三 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 四 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託又は市町に委任することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 前号に規定する意向確認において、民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人から応急借上げ住宅として提供するよう申出があった物件のリストの作成及び更新に関すること（被災後の使用の適否に係る確認に基づくリストの更新を含む。）
- 三 応急借上げ住宅として甲又は甲から委任を受けた市町が借上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 四 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 五 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月27日

甲 三重県津市広明町13
三重県
三重県知事 鈴木 英敬 印

乙 津市上浜町1丁目6-1
公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会
会 長 山路 忠 印

乙 四日市市西新地10番16号
公益社団法人全日本不動産協会三重県本部
本 部 長 東辻 広行

(2) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

三重県（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、三重県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によつては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に

関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の借上げに関する事
- 二 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
- 三 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- 四 その他関係者との調整に関する事

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託又は市町に委任することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 前号に規定する意向確認において、民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人から応急借上げ住宅として提供するよう申出があった物件のリストの作成及び更新に関する事（被災後の使用の適否に係る確認に基づくリストの更新を含む。）
- 三 応急借上げ住宅として甲又は甲から委任を受けた市町が借上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 四 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 五 甲からの委託を受けた業務に関する事
- 六 その他関係者との調整に関する事

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年5月29日

甲 三重県津市広明町13
三重県
三重県知事 鈴木 英敬 印

乙 東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
会 長 川口 雄一郎 印

75 災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書

【子ども・福祉部 子ども・福祉総務課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、三重県内で発生した災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等（以下「宿泊施設」という。）を、被災した要配慮者等の避難所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、被災地の市町（以下、「被災市町」という。）から、避難所として宿泊施設の提供要請があったときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請するものとする。

2 乙は、この協定に基づき、要配慮者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で甲が借上げる宿泊施設の提供について協力するものとする。

（要配慮者等の範囲）

第2条 要配慮者等は、次のとおりとする。なお、受入先は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護が必要な者については対象としない。

（1）高齢者（被災市町が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）

（2）障がい者（被災市町が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

（3）乳幼児

（4）妊産婦

（5）外国人

（6）その他特に配慮を要する者

（7）上記（1）から（5）までと同一世帯の者及び被災市町が必要と認めた介護者

（提供されるサービス）

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

（要請の方法等）

第4条 第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び受入人数等を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（受入方法等）

第5条 甲は、乙からの情報に基づき、被災市町に対し、要配慮者等の受入先となる宿泊施設の情報等を提供するものとする。

2 乙への利用申込みは、被災市町が乙の定める方法により行うものとする。

3 要配慮者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町と乙とが連携して行う。

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(借上げ費用等)

第7条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）の額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲が負担するものとし、その支払方法等は、甲と乙との協議による。

3 長期にわたる宿泊により、特別な清掃及び修繕等が必要となった場合には、別途協議の上、乙は甲に対し必要な経費を請求することができる。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、被災市町が申込み後に当該申込みの取消しを行った場合であっても、甲に対して取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(実績報告)

第9条 乙は、本協定に基づく宿泊施設の提供を行ったときは、甲に対し、実績報告を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年2月10日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事

乙 津市西丸之内1-1
三重県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長

別記様式第1号（協定第4条関係）

災害時における宿泊施設の提供要請書

第 号
令和 年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 様
(〇〇〇〇部〇〇〇〇課)

市 (町) 長

このことについて、災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の支援について協力をお願いします。

記

1 要請する理由

2 要請する内容

[illegible]

災害時における宿泊施設の提供要請書

第 号
令和 年 月 日

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長 木村 圭仁朗 様

三重県知事 鈴木 英敬

令和元年〇〇月〇〇日締結の災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の支援について協力を要請します。

記

1 要請する理由

2 要請する内容

[illegible]

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長 木村 圭仁朗

令和〇〇年〇〇月〇〇日付（ 第 号）で要請のあった宿泊施設の提供については、下記のとおり対応したので、令和元年〇〇月〇〇日締結の災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第9条の規定に基づき報告します。

記

1 受入人数等

内 容	期 間	施 設 名	要配慮者等 の人数	備 考

2 その他経費等

内 容	数 量 等	備 考

76 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定【子ども・福祉部 子ども・福祉総務課】

(趣旨)

第1条 三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、三重県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が三重県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(福祉用具等物資の運搬、引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は当該引渡し場所において、甲又は甲が指定する者が確認の上、引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要援護者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（完了報告）

第9条 乙は、この協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、「福祉用具等物資供給完了報告書（以下「完了報告書」という。）」により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって報告できることとし、その場合、乙は甲に対して事後に完了報告書を提出するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（配慮事項）

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。また、物資を避難所へ搬入するにあたり感染症対策の観点から、乙は一般的な対策（マスクの着用、消毒液の使用等）を講じるものとするが、甲は避難所を管理する立場から避難所全体の感染症対策に配慮するものとし、乙に対しても必要に応じて適切な指示を行うものとする。

（損害の負担）

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第13条 第3条及び第7条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（情報連絡体制の確認）

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を別紙様式「災害時における福祉用具等の供給に関する連絡責任者」に準じて報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和8年2月19日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事 一見 勝之

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 岩元 文雄

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車いす及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト 等

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会理事長 様

三重県知事

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第 6 条及び 11 条に基づき、
下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1. 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2. 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3. 引き渡し場所

住所名称：

担 当 者：

電話番号： （ ） 携帯番号： （ ）

4. 連絡先

名 称：

担 当 者：

電話番号： （ ） 携帯番号： （ ）

5. 確認事項

☐供給先の通電状況及び搬入通路幅 ☐供給先までの道路状況

☐供給にあたっての安全確認

以上

別紙様式（第9条関係）

年 月 日

福祉用具等物資供給完了報告書

三重県知事 様

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長

福祉用具等の供給が完了しましたので、災害時における福祉用具等の供給に関する協定書第9条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 福祉用具等供給完了内容

[illegible]

令和 年度 災害時における福祉用具等の供給に関する連絡責任者

【三重県】

令和 年 月 日現在

《 三重県 》	部署名	
	担当者名／役職名	
	T E L	
	F A X	
	携帯（夜間・緊急）	
	E-mail	
	部署名	
	担当者名／役職名	
	T E L	
	F A X	
	携帯（夜間・緊急）	
	E-mail	
< 日本福祉用具供給協会 >	部署名	
	担当者名／役職名	
	T E L	
	F A X	
	携帯（夜間・緊急）	
	E-mail	
	部署名	
	担当者名／役職名	
	T E L	
	F A X	
	携帯（夜間・緊急）	
	E-mail	

（敬称略）

77 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書【県土整備部 住宅政策課】

(趣 旨)

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、三重県（以下「甲」という。）が三重県建設労働組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「応急修理」とは、災害救助法第23条第1項第6号に規定するものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、被災市町の意向を確認した上で必要があると認められるときは、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

(協力等)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、対応に必要な応急修理業者の確保に最大限努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定により情報提供された応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町長に委任した場合は、当該市町長。第5条において同じ。）の依頼に基づき応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（平成12年3月31日付け厚生労働省告示第144号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(応急修理業者名簿の提供)

第6条 乙は、応急修理業者及び応急修理に係る業務担当者の名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては三重県県土整備部住宅室、乙においては三重県建設労働組合本部とする。

(適 用)

第9条 この協定は、平成23年7月11日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月11日

甲 三重県知事 鈴 木 英 敬

乙 三重県建設労働組合 執行委員長 柚 川 光 孝

78 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定【県土整備部 住宅政策課】

(1) 一般社団法人プレハブ建設協会

(趣 旨)

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、三重県（以下「甲」という。）が、社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、三重県土木部都市住宅計画課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建築能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。

ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、部員及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成9年4月1日

甲 三重県津市広明町13
三重県
三重県知事 北川正恭

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号
社団法人プレハブ建築協会
会長 辻昇平

(2) 一般社団法人全国木造建設事業協会

(趣旨)

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。
この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委託した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、三重県担当部、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建築能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成25年12月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年12月6日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事

鈴木英敬

乙 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

一般社団法人全国木造建設事業協会

理事長

青木宏之

(3) 一般社団法人三重県建設業協会・三重県木材協同組合連合会・一般社団法人三重電業協会・一般社団法人三重県管工事工業協会

(趣 旨)

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人三重県建設業協会・三重県木材協同組合連合会・一般社団法人三重電業協会及び一般社団法人三重県管工事工業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項

を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委託した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、三重県担当部、乙においては一般社団法人三重県建設業協会事務局とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建築能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成26年3月11日から適用する。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事

鈴木英敬

乙 三重県津市桜橋二丁目177-2

一般社団法人三重県建設業協会

会長 山 下 晃

三重県津市桜橋一丁目104

三重県木材協同組合連合会

理事長 黄 瀬 稔

三重県四日市市元新町4-7

一般社団法人三重電業協会

会長 河 合 淳

三重県津市高洲町13-34

一般社団法人三重県管工事工業組合

理事長 原 田 佳 幸

(4) 一般社団法人日本木造住宅産業協会

(趣 旨)

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のことをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。
この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）をあっせんする他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、三重県担当部、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会中部支部事務局とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建築能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、令和元年10月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 三重県津市広明町13

三重県

三重県知事

鈴木英敬

乙 東京都港区六本木一丁目7番27号

一般社団法人日本木造住宅産業協会

会 長

市川晃

(5)一般社団法人日本ムービングハウス協会

(趣 旨)

第1条 この協定は、三重県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定

する応急仮設住宅のことをいう。

（要請の手続き）

第3条 甲は、住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）をあっせんする他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては三重県担当部、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（報 告）

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建築能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提出）

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は、令和6年10月31日から適用する。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各自その1通を保有する。

令和6年10月31日

甲 三重県津市広明町 1 3
三重県
三重県知事 一 見 勝 之

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 1 0 丁目 2 - 1 5
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信 博

(6)一般社団法人日本ログハウス協会

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、三重県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人日本ログハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅のことをいう。

(要請の手続き)

第 3 条 甲は、住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。

この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）をあつせんする他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第 5 条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第 6 条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の要求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第 7 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては三重県担当部、乙においては一般社団法人日本ログハウス協会本部とする。

(報 告)

第 8 条 乙は、住宅建設について協力できる建築能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第 9 条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提出するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協 議)

第 1 0 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第 1 1 条 この協定は、令和 7 年 3 月 1 9 日から適用する。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了日の 3 0 日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、さらに 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

甲 三重県津市広明町 1 3
三重県

三重県知事 一 見 勝 之

乙 東京都千代田区内神田 1 - 4 - 1
大手町 2 1 ビル 7 階

一般社団法人日本ログハウス協会

会長 喜 畑 隆 之

79 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書【県土整備部 住宅政策課】

(1) 社団法人三重県宅地建物取引業協会

(趣旨)

第1条 この協定は、三重県内において災害が発生した場合及び大規模広域災害（三重県外で発生した場合であっても被害の規模が甚大であり、避難の受け入れ等における広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合に、三重県（以下「甲」という。）が、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める被災世帯（以下「被災者」という。）の住宅として民間賃貸住宅の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を文書をもって乙に行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、第5条（2）の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、媒介等に努めるよう協力を求めるものとする。

2 乙の会員業者が前項の協力要請に基づき、被災者へ貸借の媒介を行った場合、民間賃貸住宅の貸借契約の媒介に関して賃借人から受ける報酬の額は、建物の借賃の1月分に相当する金額の0.2倍に消費税等相当額を加えた金額を上限とする。

3 乙は、会員業者の媒介等に関する事務が円滑に行われるよう、必要な措置を執るものとする。（乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

(1) 三重県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては三重県県土整備部住宅課、乙においては、交易社団法人三重県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成27年12月7日から施行する。

2 平成21年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 7 日

甲 三重県津市広明町 13 番地
三重県
三重県知事

鈴木 英 敬

乙 三重県津市上浜町 1 丁目 6-1
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
会長

山路 忠

(2) 社団法人全日本不動産協会三重県本部

(趣旨)

第 1 条 この協定は、三重県内において災害が発生した場合及び大規模広域災害（三重県外で発生した場合であっても被害の規模が甚大であり、避難の受け入れ等における広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合に、三重県（以下「甲」という。）が、公益社団法人全日本不動産協会三重県本部（以下「乙」という。）に対し、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める被災世帯（以下「被災者」という。）の住宅として民間賃貸住宅の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第 2 条 甲は、必要があると認められるときは、民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を文書をもって乙に行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力業務)

第 3 条 乙は、甲の要請があったときは、第 5 条（2）の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、媒介等に努めるよう協力を求めるものとする。

2 乙の会員業者が前項の協力要請に基づき、被災者へ貸借の媒介を行った場合、民間賃貸住宅の貸借契約の媒介に関して賃借人から受ける報酬の額は、建物の借賃の 1 月分に相当する金額の 0.2 倍に消費税相当額等を加えた金額を上限とする。

3 乙は、会員業者の媒介等に関する事務が円滑に行われるよう、必要な措置を執るものとする。

(乙の責務)

第 4 条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第 5 条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

(1) 三重県地域防災計画

(2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては三重県県土整備部住宅課、乙においては、公益社団法人全日本不動産協会三重県本部事務局とする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成27年12月7日から施行する。

2 平成21年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月7日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事

鈴木 英 敬

乙 三重県四日市市西新地10-16

第二富士ビル5階

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長

東 辻 広 行

80 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定【県土整備部 住宅政策課】

三重県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、三重県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第3条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年7月1日から適用する。

なお、三重県知事と住宅金融公庫名古屋支店長との間で締結した平成15年7月31日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本通2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬 印

乙 東京都文京区後楽1丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加 藤 利 男 印

81 生活必需物資等の調達に関する協定

【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課、環境生活部 くらし・交通安全課】

(1) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 第1条に掲げる物資の調達要請は、知事若しくは代行者である農水商工部長が、別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲、乙協議のうえすみやかに行うものとする。

（保有数量の報告）

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。

2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の保有数量の報告をもとめることができる。

(市町村長協定との調整)

第8条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事

乙

会 社 名	協 定 締 結 日
株式会社 一 号 館	平成15年3月31日
スーパーサンシ 株式会社	
マックスバリュ中部 株式会社	
株式会社 ギューとら	
株式会社 オークワ	
株式会社 ヤマナカ	
イオン 株式会社 中部カンパニー	平成17年2月1日
ユニー株式会社	

(2) 生活必需物資等の調達に関する協定書【環境生活部 くらし・交通安全課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時において生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時において、物資の速やかな確保を図るとともに、物資に関する情報の収集及び提供を行なうことにより、被災者等の救援並びに県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るために必要があると認めるときは、乙に対して、乙に加盟する消費生活協同組合（以下「会員生協」という。）が保有する物資の調達を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、会員生協が保有する物資とする。

(1)衣料・寝具類

(2)食料品

(3)日用品等

(4)その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、会員生協に対し、物資の調達を手配するものとする。

（物資の引渡）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費用の支弁）

第7条 物資の引取価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲、乙協議のうえ、すみやかに行うものとする。

（事故等）

第8条 乙が調達物資を輸送中、事業用自動車が故障その他の事由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該事業用自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（補償）

第9条 第2条の規定により輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定等により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(保有数量の報告)

第10条 甲は乙に対し、必要に応じて物資の保有数量の報告を求めることができるものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時において県外からの応援が得られるよう、平時から、広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第12条 甲と乙とは、災害時において、物価の高騰を防ぎ、また、物資の安定供給を図るため、協力して情報の収集・交換を行なうとともに、県民生活の混乱を防止するため、県民に対して的確な情報の提供に努めるものとする。

(連絡調整)

第13条 甲及び乙は、災害時にこの協定を円滑に運営するため、平素から、必要に応じて会議を開き、連絡調整を行うこととする。

(協 議)

第14条 この協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定める。

(効 力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年11月20日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 三重県津市桜橋2丁目135
三重県生活協同組合連合会
会長理事 井 出 法 男

(3) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(調達要請の方法)

第3条 第1条に掲げる物資の調達要請は、知事若しくは代行者である農水商工部長が、別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(調達要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

(物資の運搬、引き渡し)

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とし、その支払いについては、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。但し、期限内に支払いができない場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

(調達可能数量の報告)

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。

2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の調達可能数量の報告を求めることができる。但し、乙はこれに拘束されるものではないものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年11月1日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦 印

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新 浪 剛 史 印

(4) 災害時における飲料調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、三重県内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、甲が飲料の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるときも同様とする。

(飲料供給の範囲及び数量)

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

(災害時における飲料提供及び要請方法)

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「緊急物資（飲料水）要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに緊急物資（飲料水）要請書を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

(物資の運搬、引渡)

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町長に代行させることができる。

(費用)

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(供給可能見込数量の報告)

第6条 乙は、甲からの要請に基づき、この協定締結時点と必要に応じて災害時に供給可能な飲料の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は第2条の定めのとおり要請時点での供給可能数量とする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「三重県農水商工部」、乙においては、「サントリーフーズ株式会社東海北陸支社 企画部」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は別紙3「災害時緊急連絡体制表」に定め双方ともに備え付けるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 4月23日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県
三重県知事 野呂 昭彦 印

乙 東京都港区台場二丁目 3 番 3 号

サントリーフーズ株式会社 印
代表取締役社長 引田耕治

(5) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）とNP0法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達が可能な物資とする。

但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第 3 条 第 1 条に掲げる物資の調達要請は、知事若しくは代行者である農水商工部長が、別紙 1 の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第 4 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙 2 により第 3 条に掲げる者に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第 5 条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とし、その支払いについては、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。但し、期限内に支払いができない場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

（調達可能数量の報告）

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。

2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の調達可能数量の報告を求めることができる。但し、乙はこれに拘束されるものではないものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（市町長協定との調整）

第9条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月 1日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦 印

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理 事 長 捧 賢 一 印

(6) 災害時における飲料水調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下、「甲」という。）と大塚食品株式会社（以下、「乙」という。）とは、三重県内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、甲が飲料の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるときも同様とする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

（災害時における飲料提供及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「緊急物資（飲料水）要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに緊急物資（飲料水）要請書を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町長に代行させることができる。

（費用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（供給可能見込数量の報告）

第6条 乙は、甲からの要請に基づき、この協定締結時点と必要に応じて災害時に供給可能な飲料の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は第2条の定めのとおり要請時点での供給可能数量とする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「三重県雇用経済部」、乙においては、「大塚食品株式会社名古屋支店」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は別紙3「災害時緊急連絡体制表」に定め双方ともに備え付けるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年11月 1日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県
三重県知事 野呂 昭彦 印

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3-14-32

大塚食品株式会社 名古屋支店 印
支店長 田中 利明

(7) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県パン協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

(1) パン

(2) 米飯

(調達要請の方法)

第3条 第1条に掲げる物資の調達要請は、知事若しくは代行者である農水商工部長が、別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(調達要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

(物資の運搬、引き渡し)

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とし、その支払いについては、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。但し、期限内に支払いができない場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

(調達可能数量の報告)

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。

2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の調達可能数量の報告を求めることができる。但し、乙はこれに拘束されるものではないものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年10月10日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦 印

乙 三重県津市広明町 3 4 5 番地

三重県パン協同組合

理 事 長 服 部 基 恒 印

(8) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第 1 条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第 3 条 第 1 条に掲げる物資の調達要請は、知事若しくは代行者である農水商工部長が、別紙 1 の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第 4 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙 2 により第 3 条に掲げる者に報告するものとする。

ただし、フランチャイズ契約等の制限から、乙は自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に強制することが困難な場合は、甲はこれを承諾する。

（物資の運搬、引き渡し）

第 5 条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の物資調達の対象及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とし、その支払いについては、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。但し、期限内に支払いができない場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

(調達可能数量の報告)

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。

2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の調達可能数量の報告を求めることができる。但し、乙はこれに拘束されるものではないものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(連絡体制等)

第10条 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給に支障を来さないよう、常に点検・改善に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年1月30日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野 呂 昭 彦 印

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上 田 準 二 印

(9) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害発生時に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(1) 三重県内に災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。

(2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品提供を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 第1条に掲げる物資の調達は、知事若しくは代行者である農水商工部長が別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とし、その支払いについては、乙から請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。但し、期限内に支払いができない場合は、第10条に基づき協議を行う

ものとする。

（調達可能数量の報告）

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。

2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の調達可能数量の報告を求めることができる。但し、乙はこれに拘束されるものではないものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（市町長協定との調整）

第9条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月15日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 井阪 隆一

(10) 災害用物資を活用した防災活動に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、災害用非常食等（以下「災害用物資」という。）を活用した防災活動に関する協定を以下のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、災害用物資の個人備蓄を推進する取組及び防災意識の啓発活動を連携・協力して実施することにより、地域の災害対応力の強化を推進するとともに、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害用物資を活用した速やかな調達と供給を行い、地域の安全と安心に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害用物資及び啓発用物資等を活用した防災啓発事業を連携して推進することとし、甲は乙が行う社会貢献活動としての事業に限り、可能な範囲で協力を行うものとする。

(要請事項)

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、災害用物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する災害用物資の供給について協力を要請することができる。

(1) 三重県内において災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

(2) 三重県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

第4条 第3条に定める要請は、別紙1「物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第3条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(災害用物資の運搬、引渡し)

第6条 災害用物資の取引場所は甲が指定するものとし、取引場所までの運搬は乙が行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し災害用物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

(費用の負担)

第7条 第3条の物資調達の対価及び第6条の乙が行った運搬等の費用については、乙が負担するものとする。ただし、乙が販売用に保有する災害用物資について、物資調達した場合については、甲が負担するものとし、その取引価格は災害発生時直前における同等品を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡体制)

第8条 第4条に基づく要請の連絡体制については、甲と乙が協議の上、取り決めるものとする。

(県内市町長協定との調整)

第9条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(物資保有数量の報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を別紙2「物資保有数量報告書」により、甲に報告するものとする。

(広域的な協力体制の整備)

第11条 乙は、三重県内の各市町が災害用物資の供給に関する広域的な支援を受けられる体制の整備に努めるものとし、甲はこの活動に対し、必要な協力を行うものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づく業務の実施により、乙の従事者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償

については労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令により行うものとする。

（情報の交換）

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除または改訂する意思表示がないときは、更に一年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年8月17日

甲 三重県

三重県知事 鈴木英敬

乙 一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷賢治

（11） 災害時における携帯トイレの提供協力に関する協定【防災対策部 災害対策課】

（目的）

第1条 この協定は、三重県内に地震・風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、三重県（以下「甲」という。）が、株式会社総合サービス（以下「乙」という。）に、携帯トイレの提供に関わる協力を求める手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 三重県内に災害が発生した場合において、甲が携帯トイレを必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する携帯トイレの提供について協力を要請することができる。

(要請手続)

第3条 この協定に基づき甲が要請を行う場合、甲は、要請の理由、携帯トイレの提供数、場所及びその他の必要事項を記載した携帯トイレ提供要請書を乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話により要請し、事後に遅滞なく携帯トイレ提供要請書を提出するものとする。

(提供)

第4条 乙は、甲から提供の要請を受けたときは、保有する携帯トイレを甲に対して提供するように努めるものとする。

2 携帯トイレの運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、携帯トイレを提供したときは、遅滞なく甲に対して携帯トイレ提供報告書を提出するものとする。

4 提供数及び納期については甲乙の協議の上、決定する。

(代金の負担)

第5条 前条により乙が提供した携帯トイレの代金については、甲が負担するものとする。

2 前項の代金には梱包及び運搬に要する費用を含むものとする。

3 第1項の規定により甲が負担する代金は、甲・乙協議のうえ災害発生時直前における適正価格にて決定するものとする。

(代金の請求)

第6条 乙は、携帯トイレを提供したときは、甲に対し、速やかに前条の代金を書面により請求するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、前条の規定により請求された内容を確認したうえ、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な文書の様式その他の事項は、甲乙協議して実施細目で定めるものとする。

(普及・啓発)

第9条 甲と乙は、提供要請発令時より、提供品の到着まで、時差が発生することを考慮し、甲は災害対策用トイレの備蓄(3～7日程度)の普及・啓発、乙は普及・啓発の支援に努める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、または、この協定に疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年12月4日

《甲》

三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

《乙》

東京都中央区日本橋3-14-5 祥ビル3階

株式会社総合サービス

代表取締役 新妻 普宣

(12)災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と日本チェーンドラッグストア協会（以下、「乙」という。）は、地震、風水害等の甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）の乳児用液体ミルク等の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対して、その調達・製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。三重県以外の災害の救助のため、国または関係都道府県知事から、甲が物資の調達斡旋を要請されたとき、または、救援の必要が認められるときも同様とする。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が保有・調達が可能な数量とする。

（1）乳児用液体ミルク

（2）その他、甲が指定する物資

（要請方法）

第3条 前条に掲げる物資等の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資等の価格、支払）

第4条 物資等の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲、乙協議のうえ速やかに行うものとする。

（物資等の引渡し）

第5条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資等を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。

(物資等供給体制の整備)

第6条 乙は、甲から物資等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(保有数量の報告)

第7条 甲は、乙に対し、物資等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(啓発)

第8条 甲は、乙の協力のもと、乳児用液体ミルクの災害時における有用性について啓発に取り組む。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月8日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
日本チェーンドラッグストア協会
(株式会社スギ薬局 代表取締役 会長)
三重県支部長 榊原 栄一

(13) 災害時における段ボール製品の調達等に関する協定 【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と中日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難所利用者の健康維持や生活支援並びに感染症対策等に必要な段ボール製品（以下「物資」という。）の調達・運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(物資調達の要請)

第1条 甲は、三重県内において災害が発生したとき、乙に対して物資の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行う場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(要請の受諾等)

第2条 乙は、第1条の要請を受けたときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 被災地の最寄の場所に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、甲に対して次の事項を、連絡確認書をもって報告するものとする。

- (1) 組合員の名称
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、選定された組合員（以下「組合員」という。）と物資の発注数量、運搬方法等について書面により協議するものとする。

(物資の種類)

第3条 前条第2項第3号に規定する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の組合員の取扱商品

(物資の運搬、引き渡し)

第4条 第2条第3項の協議において、物資の運搬は原則として、甲が指定する場所に組合員が運搬するものとする。ただし、組合員による運搬が困難な場合は、甲に対して応援要請することができるものとする。

2 甲は、指定した職員（市町職員含む）に物資の確認及び受取を行わせるものとする。

3 組合員は、出来る限り物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

4 組合員は、納品完了後速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、組合員が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資の回収)

第6条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、出来る限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用負担及び支払い)

第7条 甲は、物資に係る費用及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害時の直前の適正価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上、決定するものとする。

3 組合員は、前項の規定により決定した費用について、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、組合員から請求書を受領したときは、速やかに支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、連絡窓口を定め、相手方に報告するものとする。連絡窓口に変更がある場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月27日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

乙 愛知県名古屋市中村区竹橋町5-5

中日本段ボール工業組合

理事長 高橋 秀治

(14) 災害時における警備活動に必要な物資の供給等に関する協定【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における警備活動に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等に関して次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次の場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができる。

(1) 三重県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2) 三重県の区域外の区域において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれるとき

2 前項の規定による要請は、警備活動に必要な物資の供給等要請書（別記様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができる。

3 前項ただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が第1条第1項の規定により供給又はあっせんを要請することができる物資は、次に掲げる物資とする。

(1) 工具類、食料品、日用品等で、別表に掲げる物資（以下「指定物資」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が警備活動の実施に必要と認める物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができないときは、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資を検査するものとし、当該検査を合格したときは、当該物資の引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第5条 甲は、引渡しを受けた物資の代金（物資の運搬に要する経費を含む。次条において同じ。）を乙又は乙があっせんする者の請求により速やかに支払うものとする。

（物資の代金）

第6条 物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とは協議して決定するものとする。

（連絡員の派遣）

第7条 甲及び乙は、災害のため電話等による通信が困難である場合等は、必要に応じ、三重県の区域内に存する乙の事務所等又は甲が設置する災害警備本部等に連絡員を派遣するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無いときは、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とは協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月22日

甲 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部長 齊 藤 実

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

(15)災害時における警察活動に必要な物資等の供給に関する協定 【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察（以下「甲」という。）と株式会社トーカイ（以下「乙」という。）とは、災害時における警察活動に必要な物資及び資材（以下「物資等」という。）の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の場合において、物資等を必要とするときは、乙に対して、乙が保有する物資等の供給を要請することができる。

(1)三重県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(2)三重県の区域外において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれるとき

2 前項の規定による要請は、警察活動に必要な物資等の供給要請書（別記様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができる。

3 前項ただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対してできる限り協力するものとする。

（物資等の範囲）

第3条 甲が第1条第1項の規定により供給を要請することができる物資等は、別表に掲げるものとする。

（物資等の運搬、引渡し）

第4条 物資等の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、当該引渡場所までの物資等の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができないときは、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 物資等の引渡しは、甲乙立ち会いの上で行うものとする。

（物資等の価格、支払い）

第5条 甲は、第1条第1項の規定により乙が供給した物資等の対価及び乙が行った運搬の費用を負担するものとし、その対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定による対価及び費用の支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（配意事項）

第6条 甲は、第1条第1項の要請をするときは、各種気象事象や警戒区域の設定等により立入りが制限されてい

る地域への要請を避けるなど、物資等の供給に従事する者の安全確保に配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無いときは、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月12日

甲 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部長 齊藤 実

乙 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

株式会社トーカイ

代表取締役 小野木 孝二

(16)緊急消防援助隊三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と三重県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊三重県大隊等（以下「三重県大隊等」という。）の応援出動における食料等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項から第4項までの規定による求め又は同条第5項若しくは第6項の規定による指示に基づき、三重県大隊等として応援出動を行う場合は、乙に対し食料等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する要請書（別紙第1号様式）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（供給する食料等の範囲）

第4条 乙が供給する食料等は、別に定めるものとし、第1条の規定による要請のあった時点で乙が供給可能なものとする。

（食料等の運搬及び引渡し）

第5条 供給する食料等は、乙が運搬し、甲が指定する場所に引渡しを行う。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、甲が運搬方法等を決定するものとする。

2 乙が供給する食料等は、甲が指定する職員が確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、食料等の引渡しが完了した後、速やかに食料等供給完了報告書（別紙第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した食料等の費用は、三重県大隊等を構成する消防本部が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡体制の整備等）

第8条 甲及び乙（以下「協定団体」という。）は、食料等の供給に支障をきたさないよう、連絡体制の整備等について、常に点検し、改善に努めるものとする。

2 協定団体は、毎年4月に連絡先報告届（別紙第3号様式）により連絡先を報告し、協定団体相互の連絡先を共有するものとする。

3 前項の規定による報告後に連絡先を変更した協定団体は、その旨を直ちに他の協定団体に報告するものとする。

4 乙は、第5条に規定する食料等の運搬及び引渡しを円滑迅速に実施するため、各種合同訓練等に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、協定団体で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、協定団体のいずれからも意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解除）

第11条 協定団体のいずれかがこの協定を解除する場合は、解除日の30日前までに書面により他の協定団体に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2名が署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県 三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市羽所町379番地

三重県生活協同組合連合会

会長理事 上野 達彦

年 月 日

三重県知事

なお、本要請に対する貴生協連合会の措置が完了後、第2号様式（協定書第5条第3項）により、速やかに報告をお願いします。

3 供給を必要とする食料等の内容

[illegible]

年 月 日

三重県生活協同組合連合会

「緊急消防援助隊三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書」第5条第3項に基づき、当連合会の食料等について下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

記

- 1 食料等引渡し場所 : 三重県が指定する場所
- 2 食料等引渡し日時 : ○○年○○月○○日 ○○時○○分
- 3 供給を完了した食料等の内容

[illegible]

別紙第 3 号様式

〇〇年〇〇月〇〇日現在

「緊急消防援助隊三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書」

連絡先報告届

団体名 _____

■代表連絡先

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
F A X	

■緊急連絡先（代表連絡先に連絡がつかない場合の連絡先）

（第 1 連絡先）

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	

（第 2 連絡先）

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	

（第 3 連絡先）

担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	

注意事項

※本様式により毎年 4 月に報告を行い、連絡先を共有すること。

※この連絡先は「緊急消防援助隊三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書」に記載する活動のみに使用し、その他の目的以外では使用しない。

※連絡先に変更があった場合は、その都度速やかに報告すること。

(17) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（2）三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第3条 第1条に掲げる物資の調達要請は、甲が、別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請をうけたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条の要請を行った者に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

2 物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物を確認の上これを引き取るものとする。

3 甲は前項の職員の派遣を市町に代行させることができる。

（物資の価格、支払）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資調達の対価は、災害発生時直前における乙の店舗における当該物資の店頭小売価格（災害発生前の取引については取引時の店頭小売価格）とし、その支払は、乙からの請求書が甲に到達したのち1ヵ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙の指定する口座に振込により支払うものとする。ただし、期限内に支払ができない場合は、甲、乙協議の上速やかに支払うものとする。

（調達可能数量の報告）

第7条 乙は、甲の依頼があった場合は示された時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。ただし、乙は上記調達可能数量の供給義務を負わないものとする。

（車両の運行）

第8条 甲は、乙がこの協定による物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(市町協定との調整)

第9条 乙が県内市町と同様の協定を締結している場合は、市町との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月10日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

(18) 生活必需物資等の調達に関する協定書【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）とDCM株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し生活必需物資等（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給に協力するよう要請することができる。

(1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

(1) 別紙2に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(調達要請の方法)

第3条 第1条に掲げる物資の調達要請は、甲が、別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(調達要請に基づく乙の措置)

第4条 乙が第1条の要請を承諾したときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条の要請を行った者に報告するものとする。

(物資の運搬、引き渡し)

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

2 物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物を確認の上これを引き取るものとする。

3 甲は前項の職員の派遣を市町に代行させることができる。

(物資の価格、支払)

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資調達の対価は、災害発生時直前における乙の店舗における当該物資の店頭小売価格（災害発生前の取引については取引時の店頭小売価格）とし、その支払は、乙からの請求書が甲に到達したのち1ヵ月以内に、甲又は甲の指定する地方自治体から乙の指定する口座に振込により支払うものとする。ただし、期限内に支払ができない場合は、甲、乙協議の上速やかに支払うものとする。

(調達可能数量の報告)

第7条 乙は、甲の依頼があった場合は示された時点における物資の調達可能数量を別紙2に定める様式により甲に報告するものとする。ただし、乙は上記調達可能数量の供給義務を負わないものとする。

(車両の運行)

第8条 甲は、乙がこの協定による物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(市町協定との調整)

第9条 乙が県内市町と同様の協定を締結している場合は、市町との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は更新されたものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年9月1日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見勝之

乙 東京都品川区南大井 6 丁目 2 番 7 号
DCM株式会社
代表取締役社長 石 黒 靖 規

82 救助用副食等の調達に関する協定【雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県漬物協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し副食等の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時等における物資の確保を図るため、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 三重県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき。又は、救援の必要があると認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる漬物

（調達要請の方法）

第3条 第1条に掲げる物資の調達要請は、三重県農林水産商工部長が別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

なお、緊急の場合は直接組合員（別添）へ要請することができるものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じて指定するものとし、集積場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上これを引き取るものとする。

- 2 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲、乙協議のうえすみやかに行うものとする。

（保有数量の報告）

第7条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有数量を別紙3に定める様式により甲に報告するものとする。

- 2 締結時以降も必要に応じて、甲は乙に対し、物資の保有数量の報告をもとめることができる。

（市町村長協定との調整）

第8条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

（協 議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し甲または乙が文書を持って、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年 3月25日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 北 川 正 恭

乙 津市観音寺町799-28
三重県漬物協同組合
組合長 福 本 重 厚

83 三重県災害等廃棄物処理応援協定【環境生活部 資源循環推進課】

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

(1) 災害の発生日時、場所、災害の状況

(2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み

(3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量

(4) 応援要請の場所及び期間

(5) 連絡責任者

(6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協

力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

津市長	近 藤 康 雄
四日市市長	井 上 哲 夫
伊勢市長	加 藤 光 徳
松阪市長	下 村 猛
桑名市長	水 谷 元
上野市長	今 岡 睦 之
鈴鹿市長	川 岸 光 男
名張市長	亀 井 利 克
尾鷲市長	伊 藤 允 久
亀山市長	田 中 亮 太
鳥羽市長	井 村 均
熊野市長	河 上 敢 二
久居市長	池 田 幸 一
いなべ市長	日 沖 靖
志摩市長職務執行者	
	西 井 一 衛
多度町長	鷲 野 利 彦
長島町長	平 野 久 克
木曾岬町長	古 村 登
東員町長	佐 藤 均
菰野町長	服 部 忠 行

朝日町長	田 代 兼二郎
川越町長	山 田 信 博
関町長	清 水 孝 哉
河芸町長	長谷川 政 春
芸濃町長	横 山 雅 宏
美里村長	黒 川 和 義
安濃町長	海 野 武 司
香良洲町長	鈴 木 一 司
一志町長	前 山 禮 三
白山町長	岡 本 知 順
嬉野町長	笹 井 健 司
美杉村長	結 城 敏
三雲町長	市 川 庄 一
飯南町長	中 野 孝 是
飯高町長	宮 本 里 美
多気町長	長谷川 順 一
明和町長	木戸口 眞 澄
大台町長	古 家 孟
勢和村長	林 道 郎
宮川村長	尾 上 武 義
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	辻 三千宣
小俣町長	奥 野 英 介
南勢町長	川 口 米 人
南島町長	稲 葉 輝 喜
大宮町長	柏 木 廣 文
紀勢町長	谷 口 友 見
御薊村長	中 北 隆 敏
大内山村長	小 倉 文 也
度会町長	大 野 幸 茂
伊賀町長	垂 井 正
島ヶ原村長	稲 森 稔 夫
阿山町長	内 保 博 仁
大山田村長	福 岡 達 雄
青山町長	猪 上 泰
紀伊長島町長	奥 山 始 郎
海山町長	塩 谷 龍 生
御浜町長	北 裏 公 教
紀宝町長	新 宅 孝 嗣

紀和町長 下 川 勝 三

鵜殿村長 西 田 健

朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター

組合長 山 田 信 博

大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合

管理者 古 家 孟

紀伊長島町海山町し尿共同処理組合

組合長 奥 山 始 郎

朝明広域衛生組合

組合長 井 上 哲 夫

松阪市ほか六ヶ町村衛生共同組合

管理者 下 村 猛

菊狭間環境整備施設組合

管理者 木戸口 眞 澄

津市ほか四箇町村衛生施設利用組合

管理者 海 野 武 司

伊賀南部環境衛生組合

管理者 亀 井 利 克

上野市ほか4ヶ町村環境衛生組合

管理者 今 岡 睦 之

南牟婁清掃施設組合

管理者 北 裏 公 教

津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合

管理者 近 藤 康 雄

久居地区広域衛生施設組合

代表理事 池 田 幸 一

桑名広域清掃事業組合

管理者 水 谷 元

安芸美地区清掃処理施設利用組合

管理者 横 山 雅 宏

香肌奥伊勢資源化広域連合

連合長 林 道 郎

鳥羽志勢広域連合

連合長 井 村 均

桑名・員弁広域連合

連合長 水 谷 元

伊勢広域環境組合

管理者 加 藤 光 徳

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1 ○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づく各ブロックの幹事市とする。

2 一部事務組合、広域連合の処理区域が複数のブロックにまたがる場合には、ブロック間で連絡・調整を行う

(様式第 1 号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 （ t 車 台）（必要人員 名） （ t 車 台）（必要人員 名） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 （ t） （ t） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び焼却等中間処理量 （ t） （ t） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び最終処分量 （ t） （ t） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	・ 収集車の種類等 （ t 車 台） （必要人員 名） （ t 車 台） （必要人員 名） ・ 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・ 応援要請場所
処理	・ 処理量 （ t ） ・ 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

3 連絡先

市町等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

4 その他必要事項

(様式第2号)

年 月 日

(市町等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

2 災害等廃棄物処理の計画 ＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 (t 車 台) (必要人員 名) (t 車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	・ 収集車の種類等 （ t 車 台） （必要人員 名） （ t 車 台） （必要人員 名） ・ 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・ 応援要請場所
処理	・ 処理量 （ t ） ・ 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

3 連絡先

市町等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

4 その他必要事項

84 災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定【環境生活部 資源循環推進課】

(1) 一般財団法人三重県環境保全事業団

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に発生するがれき等の廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が財団法人三重県環境保全事業団（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定において「がれき等の災害廃棄物」とは、災害の発生により生じたがれき及びその他応援が必要な廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要の乙の施設での受入、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請のあったときは、必要な人員、車両、機材等を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 応援協력에要する経費については、被災市町村と乙とで協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の職員が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病に

なかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令によるものとする。

（連絡窓口）

第 9 条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境森林部資源循環室、乙においては財団法人三重県環境保全事業団廃棄物管理部業務管理課を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

3 乙の組織の変更が生じた場合、第 1 項に規定する乙の事務は、変更後の廃棄物処理を所管する組織を充てるものとする。

（その他）

第 10 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度 甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第 11 条 本協定の期間は、平成 16 年 10 月 15 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期限満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で 1 年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 10 月 15 日

甲 津市広明町 13 番地
三重県
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 安芸郡河芸町大字上野 3258 番地
財団法人 三重県環境保全事業団
理事長 濱 田 直 毅

（2）一般社団法人三重県産業廃棄物協会

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時に発生するがれき等の廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が社団法人三重県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定において「がれき等の災害廃棄物」とは、災害の発生により生じたがれき及びその他応援が必要な廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

(1) 災害廃棄物の処理等に必要な乙の協会の施設、機材、物資等の提供

(2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の協会の職員の派遣

(3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

（協力要請）

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 市町村名

(2) 応援協力の要請内容

(3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の協会の中から必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事されるものとする。

2 乙の協会は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で、甲に通知するものとする。

(1) 市町村名

(2) 応援協力の要請内容

(3) その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 応援協力に要する経費については、被災市町村と乙で協議のうえ、決定するものとする。

（損害賠償）

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の協会の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境森林部資源循環室、乙においては社団法人三重県産業廃棄物協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年4月28日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月28日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 四日市市鵜の森1丁目2番19号
マルキビル5階
社団法人三重県産業廃棄物協会
会 長 木 村 亮 一

(3) 一般社団法人三重県清掃事業連合会

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処理・処分に関して、三重県（以下「甲」という。）が一般社団法人三重県清掃事業連合会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害廃棄物等」とは、大規模災害の発生により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）をいう。

3 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要乙の会員の施設、機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に係る乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町等（以下「被災市町」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(情報の共有)

第4条 甲は、大規模災害の発生時に円滑な協力が得られるように、発災後速やかに、乙に三重県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、甲からの応援要請に備え応援体制の整備に努めるとともに、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材等を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 応援協力を要する経費については、被災市町と乙で協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定による災害廃棄物の処理等に伴い、器物破損や作業員の負傷等の損害が生じた場合は、その補償について、乙と当該市町等で協議するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、乙においては一般社団法人三重県清掃事業連合会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるも

のとする。

(他の都道府県への応援)

第11条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等の応援を行うために、乙に応援要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第13条 本協定の期間は、平成26年3月3日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年 3月 3日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 津市戸木町5012
一般社団法人三重県清掃事業連合会
会長 片野宣之

85 災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定【環境生活部 資源循環推進課】

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去及び収集・運搬に関して、三重県（以下「甲」という。）が三重県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

2 この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去及び収集・運搬（以下「災害廃棄物の処理等」という。）に関する次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の処理等に必要な乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の処理等に必要な乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域の市町村等（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の処理等について協力要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

2 被災市町村と乙とは、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、被災市町村の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で、甲へ通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、被災市町村に応援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(損害賠償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県環境部循環システム推進チーム、乙においては三重県環境整備事業協同組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織の変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度 甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 本協定の期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年3月30日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 津市広明町112番地の5
第3いけだビル 3階
三重県環境整備事業協同組合
理 事 長 木 室 啓 治

86 循環型社会の形成の推進に関する協定書【環境生活部 資源循環推進課】

今般、循環型社会の形成に向けて、廃棄物を循環資源と捉えた処理体制の整備が進められているところであり、今後、限りある資源を有効活用するための体制整備を一層進め、循環型社会を構築していくことが必要である。

また、東日本大震災をはじめとする災害を経験し、南海トラフ地震の発生が懸念される中で、平時から災害に伴う廃棄物の処理体制を確保し、整備しておくことが求められる。

このような状況を踏まえ、三重県（以下「甲」という。）と太平洋セメント株式会社（以下「乙」という。）は、乙の藤原工場が三重県内の廃棄物等の処理における有効な社会基盤であって、地域として有効活用できるインフラであることを共通の認識とし、循環型社会の形成及び災害時の廃棄物処理の体制について、甲及び乙が互いに協力して計画的に取り組むための協定を締結する。

また、乙の藤原工場が立地するいなべ市（以下「丙」という。）は、本協定の締結について確認し、甲及び乙の取組に協力する。

（甲の責務）

第1条 甲は、甲が策定する循環型社会の形成の推進に関する三重県廃棄物処理計画及び災害時に発生する災害廃棄物の処理に関する三重県災害廃棄物処理計画に基づき、乙に対して当該計画の円滑な実施について必要な協力を求めるとともに、次条における乙の態勢づくりに協力する。

（乙の責務）

第2条 乙は、乙の藤原工場のセメント製造事業における廃棄物等の受入及びその処理に関し、循環型社会の形成の推進及び災害時における受入処理が可能な廃棄物等の処理に向けての体制整備に努めるものとする。

（丙の責務）

第3条 丙は、本協定の実施にあたって、乙の循環型社会の形成及び災害時の廃棄物処理に向けた体制整備に関し、前条における乙の態勢づくりに協力する。

（本協定の円滑な実施に関する取組）

第4条 甲は、乙の本協定の実施に係る体制整備の状況を踏まえた上で、一般廃棄物の広域処理体制の移行に伴う処理体制の構築に向けて、関係市町等の意向に基づいて調整を行うものとする。

乙は、甲及び丙との協力のもと、乙の藤原工場の地元自治会に対して、本協定の実施に向けての理解と協力が得られるよう努めるものとする。

2 乙は、甲から災害時における乙の藤原工場での廃棄物等の受入及びその処理についての要請があった場合は、誠意をもって甲と協議し、その実現に向けて可能な限り努力するものとする。

この場合において、乙は、乙の藤原工場以外の乙の工場も含めた処理体制についても検討するものとする。

（本協定の期間及び更新）

第5条 本協定は、締結する日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲及び乙並びに丙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は、甲及び乙並びに丙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

(本協定の定めない事項等)

第6条 本協定の実施について定めない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙並びに丙において協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年8月28日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 東京都港区台場二丁目3番5号
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長 福田 修二

丙 三重県いなべ市員弁町笠田新田111番地
いなべ市
いなべ市長 日沖 靖

87 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定書 【環境生活部 大気・水環境課】

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における公共建築物の清掃・消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三重県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙に公共建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、地方公共団体が管理する建築物のほか、災害時の避難場所や資機材の備蓄場所など災害応急対策上重要な施設をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）から要請があったときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

(1) 公共建築物の被害状況及び対処方法の甲に対する報告

(2) 公共建築物の応急的措置

ア 清掃・消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）

イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の甲の乙に対する要請は、要請書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。

6 乙は、協力業務を実施したときは、報告書をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、協力業務の実施に要した費用の負担を求めないものとする。ただし、乙の通常の業務を超えた交通費、運搬経費や消毒剤等の購入を要する場合は、甲（甲が市町からの要請に基づき乙に協力を要請したときは甲及び市町）乙で協議するものとする。

2 前項ただし書きの費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとし、その費用の算出は災害発生直前における適正な対価を基準として定めるものとする。

（損害賠償）

第5条 協力業務により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）の補償については、当該業務を行った乙の会員が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあつては三重県環境生活部大気・水環境課とし、乙にあつては社団法人三重県ビルメンテナンス協会事務局とする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の連絡窓口は、変更後の建築物衛生関係事務を所管する組織を充てるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同

様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月28日

甲 三重県津市広明町13番地
三 重 県
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 三重県津市丸之内24番16号タカノビル4階
社団法人 三重県ビルメンテナンス協会
会 長 赤 塚 高 之

(1) 三重県水道災害広域応援協定書【環境生活部 大気・水環境課】

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、渇水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、渇水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。

3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。

4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者

に代わってこれを行う。

5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに全条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。

3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急給水及び復旧用資機材の供出

(4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2及び第3号様式）により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。

(2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書 70 通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成9年10月21日

[illegible]

文見一也茂之輔正夫仁雄省均茂勝彌治衛良司生樹清嗣夫孝

廣友栄文幸睦英 稔博達美 康政久隆一晴 龍茂 孝敏

木口村倉野岡永井森保岡原村原爪田本井田内谷地西宅浦岡

柏谷北小大今富垂稲内福松井柴橋井森西杉大塩西奥新中大

長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長長

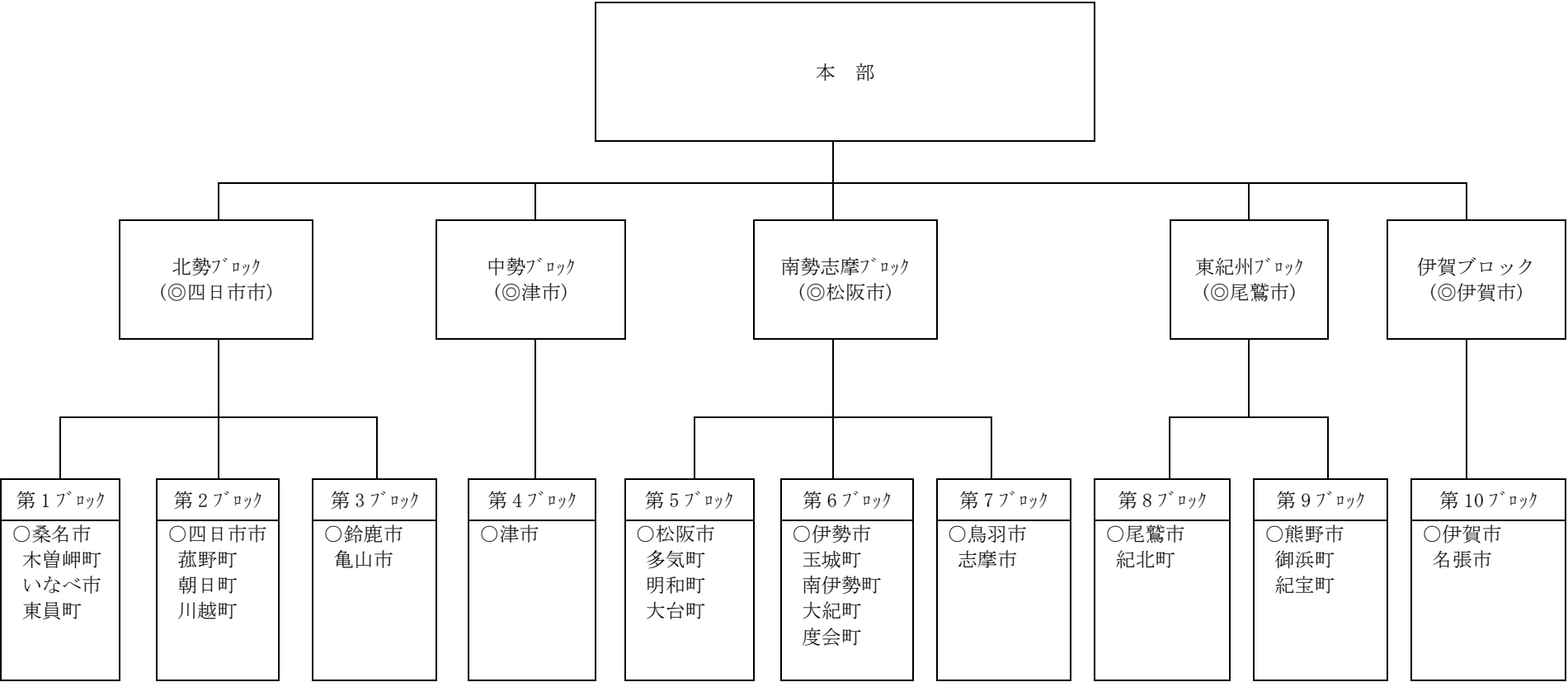
町町村村町市市町村町村町市町町町町町市町市町町村

宮勢菌内会野張賀ヶ山山山羽島王摩児部鷺長山野浜宝和殿

大紀御大度上名伊島阿大青鳥浜大志阿磯尾紀海熊御紀紀鶴

別図 1

三 重 県 水 道 災 害 広 域 応 援 組 織 図



◎幹事都市（代表者） ○連絡都市

(別記第 1 号様式)

年 月 日

様

(市町村等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台)		
	ポリ容器等 ()		
	応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 ()		
	応援職員 (監督員 人、配管工 人)		
	工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所 (集合場所)			
その他要望及び注意事項 応急給水用水の確保 (可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

- 2 連絡先 ()
- 3 連絡方法 ()
- 4 応援ルートの指定 (案内図を添付すること)

(別記第 2 号様式)

応 援 物 資 等 調 査 表

1. 職員の現況

[illegible]

2. 応急給水用具

[illegible]

(別記第 3 様式)

応 援 物 資 等 調 査 票

市町等名_____

[illegible]

3. 備蓄資材一覽表

備考)

主な備蓄資材について記入してください。

記入する項目としては、直管類、曲管類、パルプ類、継輪類及びその他必要な管材とし、付属品は除くものとする。

(2) 東海四県水道災害相互応援に関する覚書【企業庁 水道事業課】

(趣 旨)

第1条 この覚書は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「四県」という。）の水道用水供給事業において、災害その他非常の事態等（以下「災害等」という。）が発生し、被災県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災県が他の県に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 四県が相互に実施する応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律等に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、四県が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替よう努めなければならない。

(応援県)

第3条 大規模な災害等が発生した場合においては、災害応急活動等を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援県は、相互に連絡をとり、主たる応援県（以下「応援主管県」という。）を決定する。

3 応援主管県は、速やかに他の県と協力して被災県に対する応援活動等を行うものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣

(2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等

(3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県は、別途定める内容を明らかにして、他の県に応援を要請するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災県の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、又、被災県への往復の途中において生じたものについては応援県が賠償の責に任ずる。

4 被災県が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合には、応援県は当該費用を一時立替支弁するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県と応援県が協議して定める。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係県が協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 四県は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項は、その都度、関係県が協議して定める。

附則

この覚書は、平成 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 7 年 1 2 月 1 日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森 本 安 彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 岩 淵 昌 弘

愛知県公営企業管理者

企業庁長 加 藤 幸 一

三重県公営企業管理者

企業庁長 藤 原 康 司

(3) 近畿 2 府 5 県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書

近畿 2 府 5 県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の府県営及び大規模水道用水供給事業者（以下「近畿用水事業者」という。）は、地震、異常渇水等による災害が発生し、被災した近畿用水事業者ではその対応が困難な場合に、近畿用水事業者間の相互応援等を迅速かつ円滑に実施するため、本覚書を締結する。

（応援等の内容）

第 1 条 応援等の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策のための職員等（近畿用水事業者、関係協力業者及びその他の者をいう。以下同じ）の派遣及び資機材の提供等
- (2) 近畿用水事業者から水道用水の供給を受ける水道事業者等（以下「関係水道事業者等」という。）に対する第 1 号に掲げる応援
- (3) その他、被災した近畿用水事業者から特に要請のあった事項
- (4) 他の水道用水供給事業者等から近畿用水事業者等へ要請のあった第 1 号に掲げる応援
- (5) 他の水道用水供給事業者からの応援受け入れの調整

2 前項に掲げる応援等を実効あるものとするため、近畿用水事業者は平素から防災担当及び水道行政担当部局並

びに係る水道事業者等と十分な連携を図ることにより、災害発生時の迅速、的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(応援主管事業者等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次表のとおり応援主管及び副主管の事業者（以下「応援主管事業者等」という。）を定める。

被災近畿用水事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者
福井県営水道	滋賀県営水道	京都府営水道
三重県営水道	滋賀県営水道	奈良県営水道
滋賀県営水道	京都府営水道	三重県営水道
京都府営水道	大阪広域水道企業団	福井県営水道
兵庫県営水道	大阪広域水道企業団	京都府営水道
奈良県営水道	大阪広域水道企業団	阪神水道企業団
阪神水道企業団	大阪広域水道企業団	奈良県営水道
大阪広域水道企業団	兵庫県営水道	奈良県営水道

(応援要請の手続き)

第3条 応援を受けようとする近畿用水事業者は、前条に定める応援主管事業者等に対し、必要とする応援内容について、文書により応援の要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

- 2 前項の要請を受けた応援主管事業者等は、速やかに他の近畿用水事業者等と調整のうえ、応援計画を作成し、被災した近畿用水事業者に対し、応援内容を連絡するものとする。
- 3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする近畿用水事業者から各近畿用水事業者に対して応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた近畿用水事業者の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた近畿用水事業者が、応援を受けた近畿用水事業者への往復の途中において生じたものについては応援を行った近畿用水事業者が賠償の責めに任ずる。
- 3 応援を受けた近畿用水事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた近畿用水事業者から要請があった場合には、応援を行った近畿用水事業者は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(緊急派遣等)

第5条 応援主管事業者等は、応援を受ける近畿用水事業者が属する府県域において、震度6弱以上の地震が観測された場合、又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災したと考えられる近畿用水事業者と連絡がとれない場合は、速やかに当該近畿用水事業者職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 応援主管事業者等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第3条第1項に定める要請を待ついとまがないと認め

られるときは、同条の要請を待たず応援することができる。

3 前項による応援については、第3条第1項に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第6条 応援を行う近畿用水事業者は、第3条第1項に定める要請又は前条第1項及び第2項の定めにより、被災した近畿用水事業者に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第7条 この覚書に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、資機材の備蓄状況等必要な資料を相互に交換するものとする。また、当該資料の内容に重要な変更があった場合には、必要に応じてその都度、各近畿用水事業者に連絡するものとする。

(被災した関係水道事業者等への応援)

第8条 被災した関係水道事業者等の応援対策の応援を実施する場合にも、本覚書に準じて応援が行えるよう、関係水道事業者等にその旨周知を図っておくものとする。

(応援連絡会議の開催)

第9条 次の各号に掲げる事項を実施するために、応援連絡会議を開催する。

(1) 第7条に定める資料交換

(2) 相互応援に関する情報交換及び訓練、研修等の実施

(3) その他、相互応援を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項

(幹事の選任)

第10条 前条に定める応援連絡会議を円滑に実施するため、幹事及び副幹事を各1団体選任する。

2 幹事及び副幹事の任期及び選任の順序は別途定める。

3 幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。

(近畿用水事業者以外の水道用水供給事業者等への応援の調整等)

第11条 近畿用水事業者以外の水道用水供給事業者から応援要請があった場合は、当該年度の幹事及び副幹事が応援の調整等を行うものとする。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合はその都度協議して定めるものとする。ただし、緊急を要する場合は当該年度の幹事及び副幹事により措置を行い、各近畿用水事業者に報告するものとする。

附則

この覚書は、令和2年3月31日から適用する。

平成26年2月1日付けで締結した覚書は、令和2年3月30日限りで失効する。

上記のとおり覚書を交換した証として、本書8通を作成し、各近畿用水事業者が記名、押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

福井県知事	杉本 達治
三重県企業庁長	山神 秀次
滋賀県企業庁長	桂田 俊夫
京都府知事	西脇 隆俊
兵庫県公営企業管理者	片山 安孝
奈良県水道局長	青山 幸嗣
阪神水道企業団企業長	谷本 光司
大阪広域水道企業団企業長	永藤 英機

別添了解事項

(応援連絡会議幹事の選任)

第1条 幹事及び副幹事の任期は1年（毎年4月1日から翌年3月31日まで）ごとの持ち回りとし、その順序は次のとおりとする。

- (1) 奈良県水道局
- (2) 阪神水道企業団
- (3) 兵庫県企業庁
- (4) 京都府府民環境部
- (5) 滋賀県企業庁
- (6) 福井県産業労働部
- (7) 三重県企業庁
- (8) 大阪広域水道企業団

2 副幹事は前年度の幹事が受け持つこととする。

(その他)

第2条 この了解事項に疑義が生じた場合は、応援連絡会議で協議し、決定する。

附 則

1. この了解事項は、令和2年度から施行する。

89 工業用水道災害相互応援に関する協定・基本的ルール【企業庁 工業用水道事業課】

(1) 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業体)

第2条 応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、相互に連絡を取り、主たる応援事業体（以下「応援主管事業体」という。）を決定する。

3 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供

(2) その他被災事業体から要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

(情報の交換)

第6条 各事業体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

この協定は、平成9年3月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森 本 安 彦

静岡県公営企業管理者

企 業 局 長 藤 木 紀 男

愛知県公営企業管理者

企 業 庁 長 原 田 昌 衛

三重県公営企業管理者

企 業 庁 長 増 田 保 正

名古屋市工業用水道事業管理者

水 道 局 長 中 野 道 孝

(2) 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」(以下「協定書」という。)第7条の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援主管事業体)

第2条 協定書第2条第2項に規定する応援主管事業体は、原則として被災事業体の被災地に最も交通至便な隣接事業体とする。ただし、広範囲な災害の場合は、応援事業体の間で速やかに協議した上で決定するものとする。

2 協定書第2条第3項の規定に基づく応援主管事業体の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災事業体の被災等の情報収集及び状況把握
- (2) 応援要請の内容の把握
- (3) 他の応援事業体への応援要請内容の仕分け
- (4) 被災事業体への交通経路に係る情報収集
- (5) 事業体相互の連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な業務

3 応援主管事業体は、他の応援事業体に対し、前項の業務の一部の実施を求めることができるものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災事業体は、他のいずれかの事業体に対してとりあえず電話又は電信等により応援の可否を照会し、当該事業体が応援を承諾した場合には、応援要請を行うものとする。

2 協定書第4条に規定する別に定める内容は、次のとおりとする。

(1) 被災の状況に関する事項

(2) 応援の内容に関する事項

(3) 応援要請する資機材等に関する事項

(4) 応援要請する職員に関する事項

(5) 応援基地及び応援基地への経路

(6) 前各号に掲げるもののほか応援活動に必要な事項

3 被災事業体は、応援主管事業体から連絡を受けた場合には、速やかに応援主管事業体に応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた事業体は、要請事項の確認後、速やかに協定書第2条第2項の規定に基づき応援主管事業体を決定するものとする。

2 応援主管事業体は、速やかに被災事業体と連絡をとるとともに、第2条第2項の規定に基づく業務を実施するものとする。

3 応援事業体は、分担する要請事項について応援計画を立て、応援主管事業体に伝達するものとする。

4 応援主管事業体は前項の応援計画を取りまとめ、被災事業体に伝達するものとする。

(応援終了報告)

第5条 応援事業体は、応援活動が終了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、応援主管事業体に送付するものとする。

2 応援主管事業体は、応援終了報告書（様式第2号）に前項の書類を添付し、被災事業体に送付するものとする。

(応援の体制)

第6条 応援事業体は、応援職員を派遣するときは、被災状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した応援事業体名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入の体制)

第7条 被災事業体は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができる。

2 被災事業体は、資材、機械、工具等の応援を受ける場合には、倉庫、資材置場等を確保し、これらを管理するものとする。

3 被災事業体は、応援主管事業体の求めに応じて、被災状況、復旧状況等の情報を必要の都度、提供するものとする。

(指揮命令体制)

第8条 被災事業体は、応援主管事業体に対し、復旧作業の範囲を明確に指示し、その範囲の復旧活動の実施は、応援事業体側の責任で行うことを原則とする。

(通信途絶等による自主的活動)

第9条 通信の途絶等により被災事業体から協定書第4条の規定に基づく要請がない場合には、応援事業体は、速やかに相互に連絡を取り、被災事業体の被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

2 応援事業体は、前項の情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災事業体と連絡ができない場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の活動は、被災事業体から協定書第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援期間及び服務)

第10条 応援職員の応援期間は、同一職員に対して継続して1か月未満とし、服務は、公務出張によることとする。

(経費の負担)

第11条 協定書第5条第4項に規定する応援職員の派遣に要する経費については、応援事業体が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第12条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業体の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業体が行うものとする。

2 応援事業体は、前項に規定する補償に関する請求手続を行った結果について、被災事業体に報告するものとする。

(情報の交換)

第13条 協定書第6条に規定する情報は、次に掲げるとおりとし、東海四県及び名古屋市の工業用水担当課長（以下「甲」という。）は、毎年4月末日までに愛知県の工業用水課長（以下「乙」という。）へ送付するものとする。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付するものとする。

(1) 応援に関する連絡担当部課等を記載した応援体制表（様式第3号）

(2) 連絡担当機関、出先機関、浄水場等の所在場所及び緊急輸送路を明記した管内図

2 前2号の情報に変更が生じた場合には、その都度、甲はその情報を乙へ送付するものとする。乙は送付された情報を取りまとめ、甲へ送付するものとする。

(水道災害相互応援との連絡調整)

第14条 応援主管事業体は、東海四県の水道事業者間で締結されている「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」（以下「覚書」という。）による応援活動が同時に実施される場合には、双方の応援活動を円滑に進めるため、覚書に規定される応援主管県と連絡調整を行うものとする。

(その他)

第15条 この実施細則に定めのない事項及びこの実施細則に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

この実施細則は、平成9年3月1日から施行する。

この実施細則の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局

水道事業課長 二 山 晃

静岡県企業局

水道課長 小久保 琢

愛知県企業庁水道部

工業用水課長 牛 田 正 治

三重県企業庁

工業用水道課長 安 井 清

名古屋市水道局浄水部

浄水課長 出 口 国 彦

第 号
年 月 日

応援主管事業体管理者 あて

被災事業体管理者名

応 援 要 請 書

東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり
応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 被災の状況、応援の内容等

別紙のとおり。

(別紙)

応 援 要 請 表

1 被災事業体名等

被災事業体名	
報告日時	
担当名等	(担当課名)
	(担当者名)
	(電話番号) N T T 衛星電話
	(F A X 番号) N T T 衛星電話
	(インターネットアドレス)

2 被災の状況

被災発生地域 (市町村名)	
被災状況 (施設名、箇所数等)	

3 応援の内容

4 応援要請する資機材等

品 名	数 量	備 考
到 着 場 所	(交通経路を明示した図面を添付)	

5 応援要請する職員

応援業務内容	人 員	備 考
到 着 場 所	(交通経路を明示した図面を添付)	

6 その他

第 号
年 月 日

被災事業体管理者 あて

応援主管事業体管理者名

応 援 終 了 報 告 書

貴事業体への応援活動が終了したので、東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則第5条の規定に基づき、下記のとおり応援活動の結果を報告します。

記

1 応援事業体名

2 応援の期間及び内容（応援活動記録を添付）

3 連絡先

（担当課名）

（担当者名）

（電話番号）

（FAX番号）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

応 援 体 制 表

事業体名・所在地等	事業体名		
	所在地		
	電話番号		
	事業体事業者職・氏名		
	事業体管理者職・氏名		
緊急連絡先	担当課		
	電話番号等	昼間	N T T (TEL) (FAX) 衛星電話 (TEL) (FAX)
		夜間	N T T (TEL) (FAX) 衛星電話 (TEL) (FAX)
	担当者 (職名・氏名)		

備考 用紙の大きさは、A 4 縦型とする。

様式第3号（その2）

[illegible]

(3) 工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール

1. 【趣旨】

この基本的ルールは、全国の工業用水道事業者が管理する工業用水道が、地震等の災害が発生し、被災した事業者（以下「被災工水事業体」という。）独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災工水事業体が速やかに給水を回復できるよう、被災していない他の工業用水道事業者（以下「応援事業体」という。）が行う応援活動等を円滑に遂行するため、必要な基本的事項について定めたものである。

2. 【適用範囲】

地震等の災害時には、各地域で取り交わされている協定や覚書の内容に沿って対応されるべきものを優先し、この基本的ルールに縛られるものではない。また、自治体同士、事業体同士で取り交わされている相互協定等がある場合にも、同様である。

(1) 制定の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、25 事業体 44 事業において被害が発生している。

日本工業用水協会では、3 月 20 日の宮城県からの応援要請を受け、愛知県、三重県、富山県、神戸市に応援の依頼を行い、3 月 24 日から現地で応援活動が行われた。応援派遣に際しては、経済産業省から各事業体に対し文書で応援派遣の要請がされ、速やかな派遣に結びついている。

また、4 月 7 日に発生した大きな余震により、再び宮城県から応援要請があり、愛知県、三重県、神戸市から応援派遣がされている。

平成 23 年 7 月に開催された「工業用水道事業研究大会」（以下「事業研究大会」という。）においては、東日本大震災で被災した宮城県、福島県、茨城県から震災直後から応急復旧までの対応等の事例の紹介が行われ、広域にわたる災害時における応援・支援について、工業用水道事業者間で相互応援の基本的な事項に対するルール化の必要性が提起されている。

東北・関東の太平洋岸全域にわたる東日本大震災に見られるように、広域的な自然災害においては、各経済産業局管内を超えた被害の発生が十分に考えられること、また、既存の協定や覚書に含まれていない工業用水道事業もあることから、全国的、広域的な地震等の災害への対応として、被災工水事業体への応援等の基本的ルールを定めたものである。

なお、「兵庫県南部地震（阪神・淡路大地震）」（震源地に近い神戸市、西宮市を中心に 8 事業（8 事業体）で被害が発生した。）に関しては、「工業用水道施設の耐震性強化及び緊急時対応に関する検討報告書」（平成 8 年 6 月 日本工業用水協会）（以下「兵庫県南部地震報告書」という。）がとりまとめられている。この中で、ライフラインとしての工業用水道が社会、経済の維持・発展に果たす役割、地震時等における役割の重要性について以下のとおり示されている。

① 工業用水道は、産業の血液にたとえられるように、生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われている限り、一日たりとも断水することはできない。また、受水工場では市民生活に欠かすことのできない食料品、生活物資及び緊急に必要な復興資材等を生産しており、災害発生直後、これらの物資が大量に必要なことから、上下水道、電気、ガス等他のライフラインと同様、遅れることなく迅速かつ的確に復旧する必要がある。

② 工業用水道は、ゴミ処理、下水処理のほか、ビル用水等に雑用水としても使われており、工業用水道の断水は市民生活にも多大な影響を及ぼす。

③ 工業用水道には、付带的に、地方公共団体一般会計の負担による消火栓が取り付けられているものもあり、

地震による火災等に対応するため地域防災計画に欠かせない重要施設である。

- ④ 従って、地震時でも全面的な断水のない工業用水道の構築を目指し、万一減断水を余儀なくされたとしても局所的な範囲にとどめ、迅速、的確な復旧を行う必要がある。

(2) 応援の事例

東日本大震災、兵庫県南部地震それぞれの巨大地震における工業用水道事業者が実施した応援の事例を以下に示す。

表 東日本大震災及び兵庫県南部地震における応援活動

区分	応援事業体名	支援を受けた事業体名	期間	延日	延人員	支援内容等	
東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (H23.03.11) (本震) (H23.04.07) (余震)	愛知県企業庁	宮城県企業局	3.23～3.28 4.09～4.15	13	4	断水となっている管路の空気弁、制水弁等の点検。漏水箇所の修繕完了後、管内への充水作業	①技術系職員 2 名 ②移動手段：作業用車両 1 台 ③工具等持参 ④衣服、食糧、現金等持参 ①技術系職員 1 名、運転手 1 名 ②～④ 同上
	三重県企業庁		3.23～3.28 4.08～4.15	14	4		
	神戸市水道局		3.23～3.28 4.09～4.15	13	4		
	富山県企業局		3.23～3.28	6	2		
兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) (H07.01.17)	兵庫県企業庁	神戸市水道局	2.10～2.24	15	30		
	名古屋市水道		1.27～3.04	37	127	5 班、車両 1 台	
	東京都水道局		1.30～3.01	31	91	4 班、車両 1 台	
	横浜市水道局		2.07～3.02	24	28		
	千葉県企業庁		2.08～3.01	22	55	3 班	
	大阪府水道部	西宮市水道局	1.26～2.24	30	68	総合調整、設計・積算	
	愛知県企業庁		1.28～2.24	28	81	通水確認、漏水調査(1 班、3 名)	
	岡山県企業局		2.01～2.20	20	61	同上	(1 班、3 名)
	静岡県企業局		2.04～2.20	17	38	設計・積算	(1 班、3 名)
	三重県企業庁		2.04～2.24	21	44	同上	(1 班、2 名)
	川崎市水道局		2.06～2.24	19	40	同上	(1 班、2 名)
	滋賀県企業庁		2.10～2.20	11	26	同上	(1 班、2 名)
	兵庫県企業局		2.06～2.24	19	31	総合調整、設計・積算	

東日本大震災において、宮城県で行われた応援活動概要を次に示す（事業研究大会の資料から）。

○作業内容	
第 1 班	地震で断水となっている管路の空気弁、制水弁等の点検（3 日） 漏水か所の修繕完了後、管内への充水作業（1 日） （他県からの技術職員派遣状況 合計 7 名） 三重県 2 名、富山県 1 名※、神戸市 2 名、愛知県 2 名 ※富山県はほかに運転手 1 名を派遣
第 2 班	地震に伴い断水となっている管路の空気弁、制水弁等の点検及び交換（3 日） 漏水か所の修繕完了後、管内への充水作業（2 日） （他県からの技術職員派遣状況 合計 6 名） 三重県 2 名、神戸市 2 名、愛知県 2 名
○宿泊地	
第 1 班	黒田旅館（宮城県加美郡加美町字町屋敷） （大崎広域水道事務所から車で 10 分） 風呂、食事（朝、夕食）、昼食は旅館がおにぎりを準備
第 2 班	La 楽リゾートホテル（仙台市青葉区作並） （工業用水道管理事務所から車で 100 分） 風呂、食事（朝、夕食）、昼食はホテルで弁当を準備

3. 【応援要請・応援派遣等のあり方】

3. 1 【応援要請の手順等】

- ①被災工水事業体のうち、各地域で災害時の相互応援協定を締結している事業体はその取り決めに従い、対応で

きなくなった場合は、各地方経済産業局へ既存の被災状況報告の情報伝達ルートを活用し応援要請を行う。災害相互応援協定を締結していない事業体も同様とする。

②応援要請を受けた経済産業局は、協会へ応援要請の調整を依頼する。

③調整依頼を受けた協会は、応援派遣可能な事業体と連絡等を行い、その結果を依頼のあった経済産業局、経済産業省地域産業基盤整備課（以下「国」という。）及び被災工水事業体に報告・連絡する。

経済産業省地域産業基盤整備課においては、応援事業体に対し、必要に応じ、応援派遣要請を文書で通知する。

④応援事業体においては、被災工水事業体と直接連絡を取り、必要な情報等を把握・確認し、できるだけ速やかに応援派遣を行う。

⑤協会においては、応援事業体と被災工水事業体の連絡状況を把握し、国に報告する。

3. 2 【応援活動完了報告】

応援事業体においては、活動完了に伴う報告を被災工水事業体、国に報告する。また、協会へは完了した旨を連絡する。

○応援要請・応援派遣の基本的な考え方

被災工水事業体が応援要請し、応援事業体が派遣を行うまでのそれぞれの役割は次のとおりとし、できるだけ速やかに応援派遣を行う。概要を下図に示す。

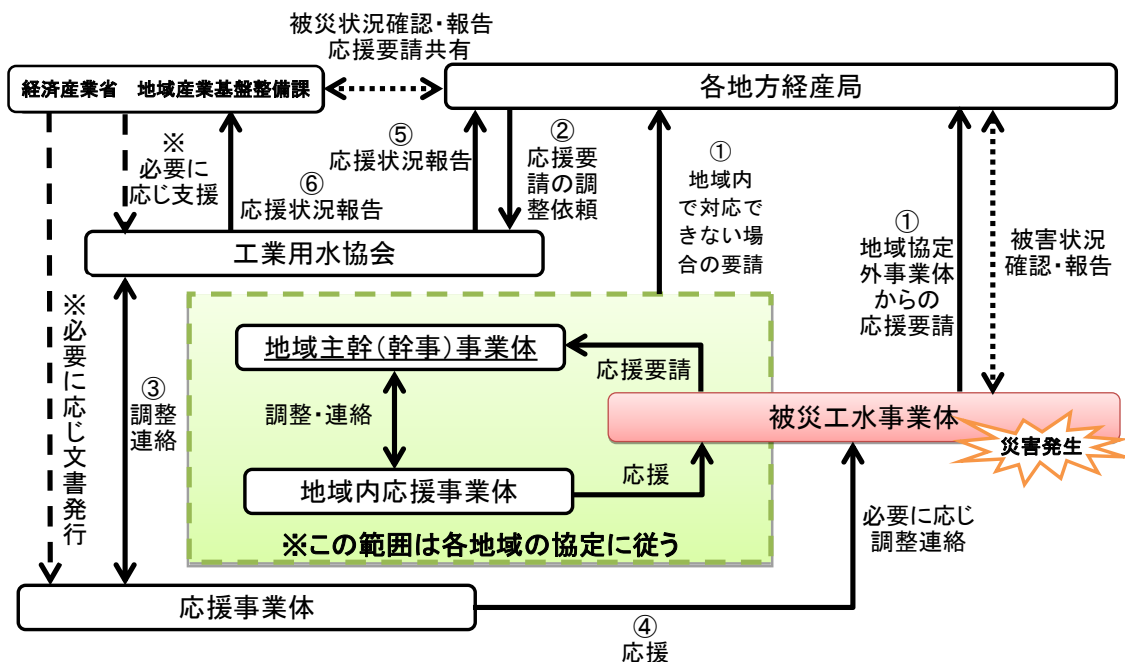


図 応援要請・応援派遣等の概要

1) それぞれの役割

ア) 被災工水事業体は、各地域内の協定に基づき応援要請を行う場合は、地域主幹（幹事）事業体に応援要請を行う。地域内の協定に基づき対応ができない場合や地域協定外の事業体に対して応援要請を行う場合は、地域主幹（幹事）事業体若しくは被災工水事業体は各経済産業局を通じて応援要請を行う。応援要請にあたっては、後述3）の事項について連絡することが望ましい。

イ) 協会は、経済産業局を通じて受けた応援要請の調整依頼の内容をもとに、災害を受けていない事業体に連絡し、応援派遣の可能性等を確認、その結果を経済産業省地域産業基盤整備課並びに経済産業局（以下「国」という。）及び応援要請を受けた被災工水事業体に報告・連絡する。また、応援事業体と被災工水事

業体との連絡の内容等を把握・確認し国に報告する。

ウ) 経済産業省地域産業基盤整備課は、協会からの報告・結果をもとに、必要に応じて、応援事業体に対し速やかに応援派遣要請を文書で通知する。

エ) 応援事業体は、被災工水事業体と直接連絡をとり、必要な情報等を把握・確認し、できるだけ速やかに応援派遣を行うよう努める。

2) 連絡の方法等

被災工水事業体ができるだけ速やかに給水状態を回復できるよう、的確な情報収集及び連絡体制を整えることが極めて重要であり、緊急時に速やかに連絡できる体制整備が必要である。東日本大震災においては、それぞれの担当者の緊急連絡先（携帯番号等）を相互に交換し、応援事業体派遣のための対応が速やかに行われた。

以下の対応・対策を整えておくことが重要である。

工業用水道事業者は、発生時に固定電話等が利用不可能な場合が想定されることから、インターネット等あらゆる方法で、国又は協会に連絡する方法を確立しておくことが重要であるとともに、緊急時の連絡先等を平時から確認・更新に努める。

国及び協会は、緊急時の連絡先の確認・更新を平時から整備しておく。特に、協会においては、工業用水道事業者に対し、平時から緊急時の連絡先を通知するよう努める。

3) 要請書の取り交わしのあり方

被災工水事業体若しくは地域主幹（幹事）事業体からの応援要請は、できるだけ速やかに文書による手続きを進めることが望ましい。その際発信する文書の内容は、次を標準とし、用紙の大きさはA4縦型とする。

表 発信項目・伝達情報の例

発信項目	伝達情報		
①応援を要する理由			
②被災の状況	被災発生地域	被災施設名	被災箇所数 等
③応援の内容			
ア) 要請する資器材等	品名	数量	搬入希望集合場所（交通経路を明示した地図の提示） 等
イ) 要請する人員 （職員、施工業者 等）	応援の内容	人員	希望集合場所 （交通経路を明示した地図の提示） 等
④応援の期間	〇〇日～〇〇日の〇〇日間		
⑤被災事業体の	連絡先	担当者名 等	
⑥その他（例えば）	応援事業体の宿泊先	必要な車両	当面の携行物資 等

応援内容の例

- ・ 空気弁、制水弁の点検及び取替
- ・ 漏水箇所の調査
- ・ 管内への充水、洗管
- ・ 設計・積算
- ・ その他 等

4) 応援派遣内容の取り交わしのあり方

応援事業体は、被災工水事業体からの要請内容を確認し、派遣する人員の氏名等、緊急時連絡先等を、電話等で被災工水事業体に通知するとともに、できるだけ速やかに文書により通知することが望ましい。その際発信する文書の内容は、次を標準とし、用紙の大きさはA4縦型とする。

- ①応援派遣する人員の職名、氏名、期間 等
- ②応援派遣する事業体の緊急時等の連絡先、担当者氏名 等
- ③要請資機材等への対応（提供できる資機材の品名、数量 等）
- ④その他被災工水事業体から要請のあった事項

なお、応援期間及び服務に関して、応援事業体においては、期間は同一職員に対して1か月未満とし、服務は公務出張とすることが望ましい。

5) 応援活動完了の取り交わしのあり方

応援事業体は、応援活動が完了したときは、自らが実施した応援活動の結果を記載した書類を作成し、以下に示す応援活動報告書に添付して、被災工水事業体に通知するとともに、国にできるだけ速やかに通知する。また、協会へは完了した旨の連絡を入れるように努める。その際発信する文書の内容は、次を標準とし、用紙の大きさはA4縦型とする。

- ①応援事業体名
- ②応援期間及び内容（応援活動を記録した内容を添付）
- ③連絡先（担当課名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス 等）

4. 【被災工水事業体の被害状況等の把握、情報提供のあり方】

①被災工水事業体は、応援要請の有無に係わらず、国に被害の状況等の情報について下記様式をもとに、逐次報告する。応援要請をする場合など国以外の機関に被害状況を報告する際も下記様式を使用する。

②収集された被害状況は、被害状況報告書の情報に基づき、出来るだけ速やかに関係者に情報の提供を行うとともに、被災工水事業体においては、発災直後からの被害情報を写真なども交えてホームページ上等で公表する。

(1) 被害状況の把握のあり方

被災工水事業体は、次に掲げる状況の場合は、被害の状況等の情報について下記様式（この様式は、国が災害時に状況報告を求めるものと同様の内容になっている。）をもとに、経済産業局に報告する。また、当該災害により応援要請をする場合は、協会や他の事業体にも報告するよう努める。報告にあたっては、できるだけ発災直後から復旧の各段階を踏まえたものとし、給水の原状回復まで続ける。

- ① 震度5弱以上の地震が発生した場合。
- ② 地震以外の自然災害（台風・豪雨等）、漏水及びその他の事故により、以下のいずれかに該当する事態となった場合。
 - ・受水企業の操業に影響が生じた場合、操業に影響が生じる可能性が高いと判断される場合。（受水者側の責に帰する場合を除く。）
 - ・工業用水道施設に起因する第三者被害が生じた場合。
 - ・報道（テレビ、地元紙を含む新聞等）に取り上げられた場合。

様式（案）

被害報告（第1報）

1. 事業名	A工業用水道事業
都道府県名	B県
2. 報告者名	×× ××
連絡先	〇〇-〇〇-〇〇
3. 報告時点	令和〇年〇月〇日〇時
詳細	A工業用水道のC取水場にて台風の影響により原水に海水が混入し塩水化。それに伴い、給水を停止した。
主な受水先	〇〇電力△△発電所

- ・被害発生第1報は、「経産省への状況を迅速に共有する」事を念頭に、現時点で判明・把握している事項のみを取りまとめるようにして下さい。
- ・報告時点で把握できていない事項等は「確認中」として報告してください。

工業用水道施設被害状況報告書

〔第 報/最終報（復旧）〕

1. 事業者名	所在地		
2. 作成者	所属 氏名		
	【連絡先】	電話番号：	FAX番号：
3. 報告時点	令和 年 月 日	：	時点
4. 要因	地震（震度 ）・台風・降雨・豪雪・漏水 その他（ ）		
発生時刻	令和 年 月 日	：	頃
給水停止時刻	令和 年 月 日	：	頃
給水再開時刻	令和 年 月 日	：	頃
応援要請	あり（検討中）・なし		
詳細	主な記載内容（参考） 受水者の状況（操業への影響及び苦情の有無等） 主な給水先企業名（給水障害が生じている箇所） 給水再開に係る作業状況 応援要請に係る詳細（派遣を要請する人数、必要な資材等） 報道の状況（媒体名） 供給再開の目途等		

【報告上の注意】

- ※前回報告時からの更新点にはアンダーラインを引くこと。
- ※要因欄は該当するもの以外は削除すること。
- ※報告時点で把握できていない情報については「確認中」として報告すること。

（2）被害状況の情報提供のあり方

国及び協会は、上記の被害状況報告書の情報に基づいた被害情報を整理し、情報共有を図るよう努める。

被災工水事業体においては、被害の状況等の情報についてできるだけ発災直後から復旧の各段階を写真等で記録を残し、応援事業体はじめ国及び協会に情報提供を行うよう努める。

なお、写真等の情報については、工業用水道事業者の共有財産となるものと考えられることから、被災工水事業体は記録としてホームページ上にアップする等により、情報を公表するよう努める。

5. 【経費の負担等のあり方】

- ①応援に要した費用は、原則として被災工水事業体の負担とする。
- ②負担の区分は「費用負担の区分」の表に示すものを参考とし、負担区分は応援事業体の判断を優先する。その際双方において「特別交付税措置」についても考慮する。
- ③応援職員（又は施工業者）が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災工水事業体が、また、被災工水事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。
- ④被災工水事業体が①の費用を支弁するいとまがない場合は、応援事業体は被災工水事業体からの要請に基づき、当該費用を一時立替え支弁する。
- ⑤応援事業体は、原則として立て替えて支弁した年度内に被災工水事業体に対してその経費を請求する。
- ⑥応援職員及び施工業者の派遣に要する経費については、応援事業体が定める規定により算定した旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- ⑦応援職員及び施工業者が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、職員の場合、公務災害補償請求手続きは応援事業体が行う。施工業者の場合は労働災害補償保険法の範囲内において補償を適用する。

○経費負担のあり方

応援に要した経費負担については、原則被災工水事業体の負担としている。これは、各地域の工業用水道事業

者間で締結されている協定又は覚書（参考資料参照。）及び公益財団法人日本水道協会が定めている「地震等緊急時対応の手引き」（令和２年４月）（以下「緊急時対応の手引き」という。）を参考として定めたものである。

１）応援経費の内訳事例

応援経費については、より具体的に定めている事例（「近畿２府４県の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書実施細則」より）を以下に示す。

- 業者の派遣については、応援事業者の算出基準により算定した額
- 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- 機械器具類については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- 規定によりがたい経費については、関係者が協議して定める。

２）公務災害補償請求手続きの事例

請求手続きにより具体的に定めている事例（「中国地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書」より）を以下に示す。

- 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行う。
- 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告する。

３）費用負担区分の例

緊急時対応の手引きから費用の負担区分の一例を次に示す。

表 費用の負担区分

	被災工事業体の負担すべき費用	応援事業体の負担すべき費用
人件費等	・超過勤務手当、深夜勤務手当 ・特殊勤務手当 ・管理職員特別勤務手当 ・旅費（日当含む）	・給料 ・地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手、直管、異形管 弁栓類、弁きょう、鉄蓋類 等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具 損料、滞在費、諸経費等）	
車両、機材等の費用	・燃料費（ガソリン、軽油） ・修理費 ・賃借料 ・輸送料	損料
滞在費用	・食料費（弁当等） ・宿泊費（仮設ハウス設置用、ホテル等 宿泊費）	・携行する食料費 ・携行する寝袋、テント等 ・被服（防寒服・割当のない職員分・ク リーニング代） ・生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	・写真代「工事確認用」 ・作業用消耗品 ・通信費 ・消火器、地図 ・コピー代	・写真代「記録・報告・広報用」 ・その他事務用品
補償関係費用	・応援職員の傷病に対する応急的な処 置に係る費用 ・第三者に対する損害賠償金の負担「応 援作業中の事故等」	・応援職員の災害補償費 ・「出張中の公務災害」 ・第三者に対する損害賠償金の負担「往復 途上の事故等」

4) 特別交付税措置について

東日本大震災に伴い、宮城県からの要請で、愛知県、三重県、富山県及び神戸市から支援が行われている。支援に伴った経費の精算については、次のように対応が分かれた。

このことから、応援する事業体（自治体）、支援を受ける事業体（自治体）において、何れの方法（特別交付税措置による手続き、これらを適用しない手続き）による経費の精算を行うのか、復旧活動終了後できるだけ速やかに双方で合意しておくことが、事務負担の軽減にもなり重要である。

【対応の事例】

- ・ 応援事業体において特別交付税措置の適用を受け一般会計から企業会計へ繰入の措置が取られ、支援事業体への請求を行わなかった。
- ・ 経費〔超過勤務手当、旅費（宿泊費を含む）、燃料費、備用品費（地図）〕を支援事業体に請求した。
- ・ 応援事業体の企業会計で経費全額を精算し、支援事業体への請求は行わなかった。

【特別交付税措置関連】

平成 23 年 6 月 1 日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡

「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」（抜粋）

東日本大震災に係る災害復旧事業等については、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成 23 年 6 月 1 日付け総財公第 65 号総務副大臣通知）でお知らせしたところではありますが、その詳細及び地方財政措置の内容については下記のとおりですので、各地方公共団体におかれては、地方公営企業の実態に即しながら適切な運営を期すよう配慮願います。（後略）

記

第 1 災害復旧事業 （略）

第 2 資金不足等に係る対応 （略）

第 3 被災地域の応援等に要する経費

地方公営企業の会計と他会計との間では、事務の性質又は事業の責任の帰属等に応じ費用を分担することが適切であり、東日本大震災に係る被災地域の応援等に要する経費についても、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- （1） 一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等について地方公営企業が応援等を行った場合には、それに要する経費を一般会計又は他の特別会計が適切に負担すべきものであること。
- （2） 被災した他の地方公共団体に対する企業職員の派遣、地方公営企業の物資の提供などの応援等に係る経費については、一般会計が公営企業会計に繰り出すことが適当であること。

また、災害により被災した都道府県又は市町村の要請等により行った被災団体の応援等に要した経費で公営企業会計に繰り出した額（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により災害救助法の対象とされる経費を除く。）については、所要の特別交付税措置を講じることとされていること。

6. 【応援体制・受入体制のあり方】

ア) 応援体制のあり方

- ① 応援事業体は、応援活動のため派遣する職員及び施工業者（以下「派遣人員」という。）に被災の状況に応じて作業用工具、当座の食糧、衣類、日用品その他必要な物資等を携行させる。
- ② 派遣人員は、事業体名又は業者名及び被災応援である旨を記した腕章等を着用する。

イ) 受入体制のあり方

- ①被災工水事業体は、派遣人員の宿舍、寝具、食事等の確保に努める。ただし、状況により、これを応援事業体に求めることができる。
- ②被災工水事業体は、物資及び資機材の提供を受ける場合には、倉庫、資機材置場等を確保し、これらを管理する。

(1) 応援体制の事例

東日本大震災において、愛知県が宮城県へ派遣するに当たり、携帯したものなどは、次に示すものとなっていた。また、この経験をもとに今後の災害対策に必要と考えられているものも次に示す。(それぞれの事業研究大会資料から)

○車両

第1班、第2班 作業車両 マツダボンゴ

○持参した工具等

(工具類)

水中ポンプ+発電機、ガソリンタンク(灯油ポンプ含む)、バルブ開閉機(1.5m、2.0m)、マンホール開閉棒、シノ、玉押さえ棒、ウエス(玉洗用)、金バケツ、トラロープ、トルクレンチ、ハンマー、酸欠測定器、送風機、音聴棒、ドライバー・モンキー・ラチェット等工具、デジタルカメラ、懐中電灯、セーフティコーン、パトライト(黄色)、チョーク(写真撮影時に番号を書く)、採水ビン、漏水探知器(1班のみ持参)、スコップ、ひしゃく、ピカ棒ライト(交通誘導用)、蛍光チョッキ、ビニール袋、ブルーシート(服、食糧など)

カーナビ、スタッドレスタイヤ、作業服・カップ(上下)、長靴、防寒服、ヘルメット、軍手、マスク、毛布、救急箱、薬、水、非常用食料(マジックライス、乾パン)、宮城県地図、携帯電話、現金(ガソリン代等)

○今後の災害派遣に準備すべきもの

- ・「愛知県 災害派遣」と書いたマグネットステッカー
各車両 側面2枚、ボンネット1枚 合計3枚

○災害に備え日頃から整備しておくもの

- ・他県への派遣に備え、各水道事務所にカーナビを配備する。
- ・1/10000 管路図、管路台帳及び管路の縦断図を時点修正し、他県からの応援に備える。
- ・応急復旧資材の再点検
- ・携行用具のリスト作成

(2) 受入体制のあり方の例

緊急時対応の手引きから、応援事業体の受入体制のあり方の例を示す。

応援事業体が使用する執務室、宿舍、給食、駐車場等の確保、車両給油場所の所在地等についてできる限り詳しく調査し、被災時には速やかに応援事業体に情報を提供できるように準備しておく。

なお、被災工水事業体自ら対応できない場合は、一般行政部局と調整したうえで、民間団体等と協定や覚書等を取り交わしておく。

○執務室の確保

災害発生時には各地方支部から多くの応援事業体が参集することから、応援事業体の執務、待機スペースについて事前に検討しておく。

また、あわせて、庁舎の会議室やホールといった執務室以外のスペースを宿舍として利用できないか検討しておくことが望ましい。

○駐車場の確保

- ・浄水場、配水池、給水所等の空きスペースで、応急作業に支障とならないこと、夜間の出入りで付近住民に迷惑をかけないこと等を考慮して、複数の候補地の確保を検討する。
- ・多くの応援事業体等を受け入れるためには、駐車場の確保が重要であり、あわせて、駐車場の整理要員を確保し、円滑な運用をすることが必要である。
- ・河川敷や海岸を緊急時の駐車場とする際は、ハザードマップ等を考慮した候補地を選定しておくことが望ましい。

○一般行政部局との調整

市町村の地域防災計画を策定・改定する際には、執務室・宿舍・駐車場の確保について、一般行政部局との協議・調整を積極的に行う。

○民間企業等との協定や承諾書等

宿舎・駐車場等の確保について、協定や承諾書等を取り交わす民間企業等は、以下のもの等が考えられる。

- ・宿舎の確保（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）、ホテル旅館組合、民宿組合、旅行代理店 等）
- ・給食の確保（全国米穀販売事業共済協同組合、全国調理食品工業協同組合、食品会社 等）
- ・駐車場の確保（鉄道用地、民間娯楽施設、個人 等）

7. 【指揮命令体制のあり方】

被災工水事業体は、応援事業体に対し、復旧措置の範囲を明確に示し、その範囲内の復旧活動の実施は、応援事業体の責任で行うことを原則とする。

○実施のあり方

兵庫県南部地震報告書では、指揮命令体制について、次の提案がされている。

・指揮命令体制

被災事業体は、支援事業体に対し、復旧作業の範囲を明確に示し、その範囲の復旧活動の実施は支援事業体側の責任で行うことを原則とする。また、復旧を迅速、有効に行うため作業現場へ被災支援事業体の職員1名が同行することが望ましいが、困難な場合は、現場の実情に精通している退職職員を委託して活用すること等も考慮すべきと思われる。

事業研究大会の資料から、東日本大震災で被災を受けた宮城県、茨城県、千葉県などでは退職職員による復旧活動への支援・協力が大きな役割を果たしていたことが報告されている。

8. 【平時における情報の収集・提供のあり方】

- ①工業用水道事業者は、物資及び資機材等の備蓄に努め、可能であればその備蓄情報を国及び協会に提供する。
- ②工業用水道事業者は、工業用水施設位置図（取水場、浄水場、ポンプ場、配水池、工事事務所、営業所等）、管路図、施設台帳等の資料を準備する。
- ③協会は、事業体等から提供された備蓄情報をデータベース化し、事業体間で共有できるようにしている。

（1）情報の収集のあり方

事業研究大会の資料から、東日本大震災で被災を受けた福島県では富山県から漏水補修材の貸与を受け、復旧活動を行った事例が報告されている。

発注後の納入に期間を要する資機材等については、各工業用水道事業者等が備蓄している資機材を、一時的に被災工水事業体へ貸与し、速やかな復旧を支える必要がある。そのため、国及び協会は、各工業用水道事業者等における資機材等の備蓄状況を把握し、その情報の共有に努めている。

- ①備蓄情報の集約（各事業体等から備蓄情報を提供・集約し登録。提供は事業体の任意とする）
- ②備蓄資機材のデータベースの活用（全国の事業体がホームページで閲覧可能な形式とし、各事業体等は統一した様式で定期的に更新情報を提供する）
- ③備蓄情報の共有（データベースを介して備蓄情報を共有することで、どこにどの資機材が備蓄されているかを迅速に確認可能）

○備蓄資機材融通の基本的な考え方

工業用水道事業体等を対象として資機材の備蓄状況を集約し、閲覧可能なデータベースを作成することで災害発生時における資機材支援の円滑化を図っている。概要を下図に示す。

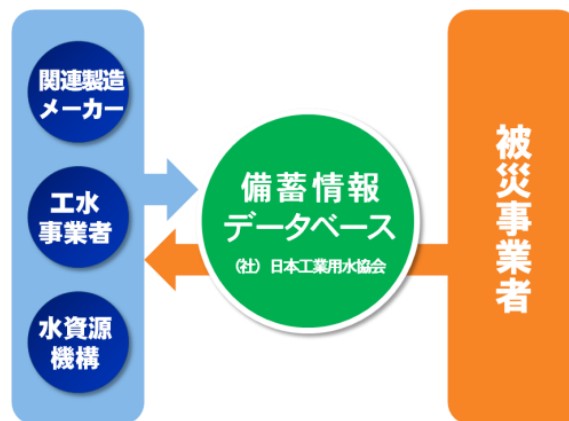


図 データベース化による備蓄資機材情報の共有

復旧活動に不可欠な補修資機材については、対応可能な事業者及び（独）水資源機構が、提供できる資機材に関する情報を協会に提供し、データベースを構築し、緊急時の資機材の融通が弾力的に行えるよう、全国の事業体がこのデータベースにアクセスすることが可能とし、必要とする事業者がそれを保有する事業者に直接連絡して融通の調整が可能となっている。

また、工業用水道施設の特殊性から大型の資機材の確保が問題となるため、当該製品を製造する関連メーカーにも参加協力をいただいております。メーカーからは、製品在庫の状況が常に変化するため、製造している製品の型や種類などの情報を提供いただき、必要とする事業者が在庫状況を確認して、融通の要請を行う。

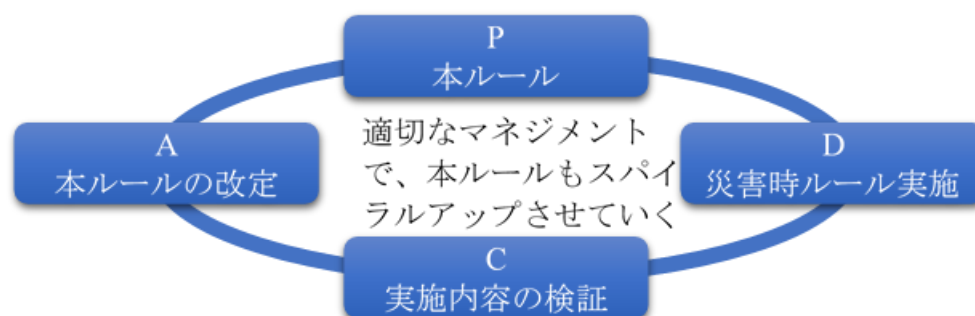
なお、受注生産品については、発注者の個人的な情報と成り得るので、生産状況や納入先などの情報については、メーカーと発注者の合意の上で提供可能となっている。

（２）施設位置図等の管理・更新のあり方

被災後出来るだけ早急な復旧が行えるよう、また、大規模災害等により支援を受ける場合などへの備えとして、平時から工業用水施設位置図、管路図、施設台帳等の最新情報を反映したものとし、整備しておくことが重要である。

（３）継続的なマネジメントの必要性

近年、地震などの自然災害が頻発化・激甚化している。各種災害への対応状況を事業者間で共有し、必要に応じて本ルールも適宜見直していくことで、各事業者の災害時相互応援がより実効性を持つものとなるよう努める。



９．【その他】

- ①この基本的ルールを変更する必要がある場合は、被災工水事業体、応援事業体双方で協議して解決する。
- ②その経過は、国及び協会に報告する。
- ③その結果等によって基本的ルールの改正が必要と判断された場合は、速やかに協会から改正した基本的ルールを工業用水道事業者に通知する。
- ④この基本的ルールは地区ごとの災害相互応援協定等をベースに作成しているが、大規模災害時など、必要に応じ経済産業局間応援についても対応するよう努めるものとする。

90 震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定【企業庁 水道事業課】

津市、四日市市、鈴鹿市、名張市、伊賀市の各水道事業者及び三重県企業庁（以下「水道事業者等」という。）は、水質検査に使用する機器、器具、検査試薬等（以下「機器等」という。）の震災時等における相互利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水道事業者等が震災時等で被災し、又は故障等により機器等が使用できなくなったときに、相互に機器等を利用し合い、もって水道事業者等の水質管理に支障のないようにすることを目的とする。

（対象機器等）

第2条 この協定の対象となる機器等とは、水道事業者等の水質管理に使用する機器、器具、検査試薬等であって、水道事業者等が所有するものとする。

（機器等の利用）

第3条 水道事業者等は、機器等の利用が必要となる事態が発生したときは、関係者間で十分に協議を行ったうえで、機器等の利用を行うものとする。

（器具、検査試薬等）

第4条 水道事業者等が相手方の機器等を利用して水質検査を行う際に必要となる器具、検査試薬等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める者の負担により準備し、使用するものとする。

（1）震災等による場合 機器を利用させる者

（2）故障等による場合（前号に該当する場合を除く。） 機器を利用する者

（機器の故障等）

第5条 水道事業者等は、細心の注意を払い、相手方の機器を利用するものとする。

2 水道事業者等は、機器の利用中に発生した当該機器の故障等については、関係者間で協議のうえ、修理及び修理費用の負担を行うものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定書は、平成20年12月12日から施行する。

この協定の締結の証として、本書6通を作成し、水道事業者等の管理者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月12日

三重県津市殿村5番地

津市

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

三重県四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市

四日市市上下水道事業管理者 塚 田 博

三重県鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市水道局

鈴鹿市水道事業管理者 倉 田 勝 良

三重県名張市鴻之台1番町

名張市（水道事業）

名張市長 亀 井 利 克

三重県伊賀市守田町1383番地

伊賀市水道部

水道事業管理者 濱 一 吉

三重県津市広明町13番地

三重県

三重県企業庁

企業庁長 戸 神 範 雄

91 下水道施設に関する協定【県土整備部 下水道事業課】

(1) 災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理協会中部支部三重県部会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の所管する地域において下水道施設が被災したときに行う復旧支援に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する災害時の協力に関して基本的な事項を定め、災害時により被災した下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し、調査及び応急措置に係る協力を要請することができる。

乙は、甲の要請があった際は、調査及び応急措置の実施について、甲に協力するものとする。

（対象区域）

第3条 この協定に基づく支援の対象区域は、甲の管理する以下の流域下水道の処理区域とし、対象とする施設は別に定めるものとする。

(1) 北勢沿岸流域下水道（北部処理区、南部処理区）

(2) 中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区）

(3) 宮川流域下水道（宮川処理区）

（業務内容）

第4条 この協定に基づき乙が行う支援業務は以下のとおりとする。

【調査】

一次調査：目視により下水道施設の処理機能が確保されているかどうかの調査

（管梁、マンホール、マンホールポンプ等）

二次調査：一次調査の結果、機能に支障をきたしていると判断された場合、その原因及び被害状況についての調査（管路の破損、蛇行、土砂堆積の有無等を目視又はテレビカメラ等を使用し調査）

【応急措置】

機能に支障をきたしている箇所のうち、比較的容易に機能回復が図れる箇所についての応急処置（可搬式ポンプ、高圧洗浄車、強力吸引車等による滞留汚水や堆積土砂の排除等）

（緊急連絡網の整備）

第5条 甲及び乙は、協力要請及び支援業務を円滑に実施するため緊急連絡網を作成するものとし、作成した緊急連絡網に変更が生じた場合は、速やかに修正を行うものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、甲の要請により実施した支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し業務内容の報告を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務に係る費用は甲の負担とする。

（広域災害）

第8条 広域的な災害が発生し、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合は、対策本部の指揮による活動を優先し、乙も、これに従うものとする。

(協定の運用)

第9条 甲と乙は、本協定を円滑に実施するため、本協定の実施に関する運用について別途定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月30日締結の協定は、平成25年3月31日限りで廃止する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成25年 3月26日

(甲) 三重県津市広明町13番地
三重県知事 鈴木 英 敬

(乙) 三重県四日市市野田町一丁目8番38号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部
三重県部会長 木 室 浩 一

(2) 自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書（一般社団法人日本下水道施設業協会）

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）

第 3 条 甲の北勢流域下水道事務所及び中南勢流域下水道事務所は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定及びその様式を予め締結しておくものとする。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。但し、期間満了の 30 日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して 1 年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補 則）

第 5 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 2 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会 長 木 股 昌 俊

(3) 自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定書（一般社団法人日本下水道施設業協会各会員）

三重県北勢または中南勢流域下水道事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会会員である〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）の請負に関し、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の被災等の早期復旧のため、緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急工事の範囲）

第2条 緊急工事の範囲は、下水道機械・電気設備における被災等の調査、復旧計画、応急及び復旧工事とする。

（緊急工事の依頼）

第3条 甲は、乙に電話等の通信手段により緊急工事の依頼をすることができるものとし、乙が同意した場合、甲は、速やかに依頼内容を書面で乙に通知するものとする。

2 乙は、前項による依頼に同意したときは、速やかに緊急工事に着手するものとする。

（工事請負契約の締結）

第4条 乙が前条による依頼通知の書面を受領したときは、甲は、甲乙合意した概算契約金額により、速やかに緊急工事指示書を乙に通知し、後日、工事請負契約を乙と締結するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補 則）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 三重県北勢または中南勢流域下水道事務所
所 長

乙 別表 締結者一覧に記載

別表 締結者一覧

甲	乙	締結日	甲	乙	締結日
北勢流域下水道事務所	(株)石垣	令和2年6月26日	中南海流域下水道事務所	(株)石垣	令和2年6月26日
	(株)クボタ	令和5年7月26日		(株)荏原製作所	令和2年6月26日
	(株)日立製作所	令和2年9月1日		(株)クボタ	令和5年10月1日
	(株)日立プラントサービス	令和2年6月26日		月島JFEアクアソリューション(株)	令和5年10月1日
	(株)神鋼環境ソリューション	令和4年12月28日		水ingエンジニアリング(株)	令和2年6月26日
	(株)西原環境	令和2年6月26日		住友重機械エンバイロメント(株)	令和2年6月26日
	(株)電業社機械製作所	令和2年6月26日		(株)電業社機械製作所	令和5年10月1日
	(株)西島製作所	令和2年6月26日		東芝インフラシステムズ(株) 〔(株)東芝〕	令和2年6月26日
	月島JFEアクアソリューション(株)	令和5年10月1日		(株)日立製作所	令和2年6月26日
	シンフォニアテクノロジー(株)	令和2年7月10日		日立造船(株) 〔カナデビア(株)〕	令和2年6月26日
	東芝インフラシステムズ(株) 〔(株)東芝〕	令和4年12月1日		(株)日立プラントサービス	令和2年6月26日
	日新電機(株)	令和2年6月26日		前澤工業(株)	令和2年6月26日
	カナデビア(株)	令和7年2月25日		三菱化工機(株)	令和2年6月26日
	日立造船(株)	令和2年6月26日		三菱電機(株)	令和2年6月26日
	三菱化工機(株)	令和2年6月26日		(株)明電舎	令和2年6月26日
	メタウォーター(株)	令和2年6月26日		メタウォーター(株)	令和2年6月26日
	住友重機械エンバイロメント(株)	令和2年6月26日		シンフォニアテクノロジー(株)	令和2年7月14日
	前澤工業(株)	令和2年6月26日			
	荏原実業(株)	令和4年3月15日			

〔 〕は現在変更手続き中

(1) 地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定

①三重県建設業協会・三重県測量設計業協会

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建設業協会（以下「乙」という。）及び社団法人三重県測量設計業協会（以下「丙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査、緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）及び緊急に道路を啓開する工事（以下「道路啓開」という。）に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲と乙と丙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査、災害応急工事及び道路啓開を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては甲の管理する道路以外の、主要な市町道の状況について3者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは「公共施設」と、緊急輸送に必要な道路の被災状況把握、及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合、及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等、緊急に対策が必要な場合に おける仮復旧工事及び仮設工事等とする。

3 「道路啓開」とは道路が瓦礫等により遮断された場合に瓦礫等を取り除き、ルートを確保することを目的として行われる工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙、丙に協力を要請する。

2 乙、丙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

3 甲は、災害により道路啓開を実施する必要がある際は、乙に協力要請する。

4 乙は、前項の要請があった際は、道路啓開の実施について甲に協力するものとする。

（運用協定）

第4条 甲と乙及び丙とは、緊急連絡応援体制ネットワークを確立し、調査、災害応急工事及び道路啓開を円滑に実施するため、甲の各建設事務所及び各流域下水道事務所と乙の各支部及び丙において、実施についての運用に係る協定を別途締結するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるもの

とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

なお、この協定の締結にともない、平成19年10月15日三重県県土整備部部長と（社）三重県建設業協会会長及び、（社）三重県測量設計業協会会長との間で締結された「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」は失効する。

平成25年 3月25日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 三重県津市桜橋2丁目177番地-2
一般社団法人三重県建設業協会
会長 山下晃

丙 三重県津市栗真中山町字小八丁子158番地-1
社団法人三重県測量設計業協会
会長 倉田一夫

②部落解放同盟三重県連合会

三重県（以下「甲」という。）と部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査、緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）及び緊急に道路を啓開する工事（以下「道路啓開」という。）に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲と乙が協力し連携調整を図り、速やかに調査、災害応急工事及び道路啓開を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては甲の管理する道路以外の、主要な市町道の状況について両者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは「公共施設」と、緊急輸送に必要な道路の被災状況把握、及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合、及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

3 「道路啓開」とは道路が瓦礫等により遮断された場合に瓦礫等を取り除き、ルートを確保することを目的として行われる工事とする。

(協力要請)

第3条 甲は、災害の調査、災害応急工事及び道路啓開を実施する必要がある際は、乙に協力を要請する。

2 乙は前項の要請があった際は、調査、災害応急工事及び道路啓開の実施について甲に協力するものとする。

(運用協定)

第4条 甲と乙とは、緊急連絡応援体制ネットワークを確立し、調査、災害応急工事及び道路啓開を円滑に実施するため、甲の各建設事務所及び各流域下水道事務所と乙の各ブロックにおいて、実施についての運用に係る協定を別途締結するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第6条 この協定に定めない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有することとする。

なお、この協定の締結にともない、平成31年3月29日三重県知事と部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会長との間で締結された「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」は失効する。

令和4年3月31日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一 見 勝 之

乙 三重県津市愛宕町20番地
部落解放同盟三重県連合会企業部
建設部会長 松 岡 克 己

(2) 地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定

①三重県建設業協会・三重県測量設計業協会 締結例

三重県〇〇建設事務所（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建設業協会〇〇支部（以下「乙」という。）及び社団法人三重県測量設計業協会（以下「丙」という。）とは「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」（以下「基本協定」という。）第4条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、調査、災害応急工事及び道路啓開の実施に関する運用を定めることにより、災害（「基本協定」前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、公共施設（「基本協定」第1条に規定する施設をいう。）の機能の確保及び回復を迅速に図ることを目的とする。

(緊急連絡応援体制ネットワーク)

第2条 甲、乙及び丙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を確立するものとする。

2 甲、乙及び丙は、ネットワークの運用にあたり、この協定の締結後速やか

に別添のネットワーク作成要領に基づき資料を作成し、強化を図るものとする。

3 甲、乙及び丙は、ネットワーク作成要領に基づき作成した資料のうち地域割り図（図面ー1）及び、ネットワーク図（様式ー1）に変更が生じた場合、速やかに別紙「ネットワーク変更通知書」により他の協定者に通知するものとする。

4 甲、乙及び丙は、前項以外のネットワークに変更が生じた場合は6月末までに資料を作成し、これを甲が取りまとめ他の協定者に通知するものとする。

(情報の収集及び提供)

第3条 乙及び丙は、甲と連携を取り災害に備えるとともに、災害の発生が予想される場合及び災害が発生した場合、速やかに情報を収集し甲に提供することに努めるものとする。

(緊急を要する場合等)

第4条 甲、乙及び丙は、基本協定前文の趣旨に則り、緊急を要する場合の定義として以下のとおりとする。

2 地震・津波・風水害等の災害発生により即時的な対応が求められ、対応の遅延により二次災害等の被害拡大が予想される場合。

(要請の方法)

第5条 甲は、「基本協定」第3条に掲げる協力要請を行う際は、協定者間で協議し、乙及び丙の構成員に別紙要請書により要請するものとする。

2 甲は、管外の各建設事務所等において、調査、災害応急工事及び道路啓開を実施する必要がある場合も、前項に準じて要請するものとする。

(調査、災害応急工事及び道路啓開の実施)

第6条 要請を受けた乙及び丙は、甲の指示に従い調査、災害応急工事及び道路啓開を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙及び丙の判断により調査、災害応急工事及び道路啓開を実施するものとし、必要に応じて乙と丙が相互連絡し協働するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された調査、災害応急工事及び道路啓開については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙又は丙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 調査、災害応急工事及び道路啓開の内容については下記のとおりとする。

- ・ 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- ・ 崩土、倒木等の交通障害物の除去
- ・ 増破防止措置
- ・ 仮復旧及び仮設工事
- ・ 構造物等の安定計算及び設計

- ・ その他必要な措置

(費用の精算)

第7条 甲は、「基本協定」第3条の協力要請に要した費用について、第6条において実施された内容を確認し、災害発生時の三重県県土整備部積算基準等により精算を行う。

(従事者の災害補償)

第8条 第5条に基づき、調査、災害応急工事及び道路啓開に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年 三重県条例第46号)により行うものとする。

(訓練・研修の実施)

第9条 甲、乙及び丙は緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、3者で協議・改善していくものとする。

2 甲は乙及び丙が緊急時に適切な判断により調査、災害応急工事及び道路啓開に着手出来るよう、予め乙及び丙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を毎年1回以上実施するものとする。

(運用協定の有効期間)

第10条 この運用協定の有効期間は基本協定と同期間とする。

(協議事項)

第11条 この運用協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この運用協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

なお、この協定の締結にともない、平成19年10月15日三重県〇〇建設事務所長と(社)三重県建設業協会〇〇支部長及び、(社)三重県測量設計業協会長の3者で締結された「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」は失効する。

平成25年3月25日

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
三重県〇〇建設事務所
所 長 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
一般社団法人三重県建設業協会〇〇支部
支部長 〇 〇 〇 〇

丙 三重県津市栗真中山町字小八丁子158-1
社団法人三重県測量設計業協会
会 長 倉 田 一 夫

②部落解放同盟三重県連合会 締結例

三重県〇〇事務所（以下「甲」という。）と部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会〇〇ブロック（以下「乙」という。）とは、「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」（以下「基本協定」という。）第4条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調査、災害応急工事及び道路啓開の実施に関する運用を定めることにより、災害（「基本協定」前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、公共施設（「基本協定」第1条に規定する施設をいう。）の機能の確保及び回復を迅速に図ることを目的とする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第2条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲及び乙は、ネットワークの運用にあたり、この協定の締結後速やかに別添のネットワーク作成要領に基づき資料を作成し、強化を図るものとする。

3 甲及び乙は、ネットワーク作成要領に基づき作成した資料のうち地域割り図（図面－1）及び、ネットワーク図（様式－1）に変更が生じた場合、速やかに別紙「ネットワーク変更通知書」により協定者に通知するものとする。

4 甲及び乙は、前項以外のネットワークに変更が生じた場合は、6月末までに資料を作成し、協定者に通知するものとする。

（情報の収集及び提供）

第3条 乙は、甲と連携を取り災害に備えるとともに、災害の発生が予想される場合及び発生した場合、速やかに情報を収集し甲に提供することに努めるものとする。

（緊急を要する場合等）

第4条 甲及び乙は、基本協定前文の趣旨に則り、緊急を要する場合の定義として以下のとおりとする。

2 地震・津波・風水害等の災害発生により即時的な対応が求められ、対応の遅延により二次災害等の被害拡大が予想される場合。

（要請の方法）

第5条 甲は、「基本協定」第3条に掲げる協力要請を行う際は、甲乙間で協議し、乙の構成員に別紙要請書により要請するものとする。

2 甲は、管外の各建設事務所等において、調査、災害応急工事及び道路啓開を実施する必要が生じた場合も、前項に準じて要請するものとする。

（調査、災害応急工事及び道路啓開の実施）

第6条 要請を受けた乙は、甲の指示に従い調査、災害応急工事及び道路啓開を実施するものとする。ただし、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙の判断により調査、災害応急工事及び道路啓開を実施するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された調査、災害応急工事及び道路啓開については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 調査、災害応急工事及び道路啓開の内容については下記のとおりとする。

- ・ 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- ・ 崩土、倒木等の交通障害物の除去
- ・ 増破防止措置
- ・ 仮復旧及び仮設工事
- ・ その他必要な措置

(費用の精算)

第7条 甲は、「基本協定」第3条の協力要請に要した費用について、第6条において実施された内容を確認し、災害発生時の三重県県土整備部積算基準 等により精算を行う。

(従事者の災害補償)

第8条 第5条に基づき、調査、災害応急工事及び道路啓開に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年三重県条例第46号)により行うものとする。

(訓練・研修の実施)

第9条 甲及び乙は緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、両者で協議・改善していくものとする。

2 甲は乙が緊急時に適切な判断により調査、災害応急工事及び道路啓開に着手出来るよう、予め乙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を毎年1回以上実施するものとする。

(運用協定の有効期間)

第10条 この運用協定の有効期間は基本協定と同期間とする。

(協議事項)

第11条 この運用協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたとき は、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この運用協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年3月31日

甲 三重県〇市〇町 番地
三重県〇〇事務所
所 長 〇 〇 〇 〇

乙 三重県〇市〇町 番地
部落解放同盟三重県連合会企業部
〇〇ブロック長 〇 〇 〇 〇

(3) 地震・津波・風水害等の緊急時における協定書（地質調査）

三重県（以下「甲」という。）と（社）全国地質調査業協会連合会中部地質調査業協会三重県支部（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した際、地盤等の被災状況調査を実施することについて、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等の公共土木施設に災害が発生した際、甲と乙が連絡調整を図り、速やかに地盤等の被災状況調査を実施し、甲に対して応急復旧等に関する技術的助言をおこない、早期の機能確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、地盤等の被災状況調査を実施する必要がある際は別紙、要請書により乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があった際、甲に協力するものとする。

（応援体制）

第3条 乙は、甲から協力要請があった際、災害の場所や規模によって乙の上部団体である（社）全国地質調査業協会連合会中部地質調査業協会に応援要請できるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の協力要請に要した費用は原則として乙の負担とするが、甲が対価を支払う必要があると認めた場合は、災害発生時の三重県県土整備部積算基準等により精算をおこなうものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲が協力要請をおこなった業務により負傷、若しくは疫病にかかり、または死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）によりおこなうものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46号）によりおこなうものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

（その他）

第7条 この協定書に定めない事項及び協定書の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙 協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月 28日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部
部長 植田 十志夫

乙 三重県四日市市東新町1番19号
社団法人全国地質調査業協会連合会
中部地質調査業協会三重県支部
支部長 伊藤 重和

(4) 地震・津波・風水害等の緊急時における協定書（航空写真）

三重県（以下「甲」という。）と国際航業株式会社三重営業所ほか2社（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した際、被災地域の状況調査を実施することについて、次のとおり協定書を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、三重県内に甚大な災害が発生した際、甲と乙が連絡調整を図り、速やかに航空写真による被災状況調査を実施し、確実な情報収集を行い、円滑かつ迅速な災害対応を行うことを目的とする。

（緊急連絡体制）

第2条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡体制を確立するものとする。

なお、甲及び乙は、緊急連絡体制に変更が生じた場合、遅延なく協定者に通知するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、県内に災害が発生し、緊急に航空写真による被災状況調査の必要がある際は、別紙 要請書により乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があった際、甲に協力するものとする。

（費用の精算）

第4条 第3条の協力要請に要した費用は、実施された内容を確認し、災害発生時の三重県県土整備部積算基準等により精算を行うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲が協力要請を行った業務により負傷、若しくは疫病にかかり、または死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めない事項及び協定書の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙押印記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年9月3日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部
部長 野田素延

乙 (代表者)
三重県津市羽所町700
国際航業株式会社 三重営業所
所長 高須輝基

三重県津市羽所町317
中日本航空株式会社 三重支店
支店長 岸恒夫

三重県津市栄町3丁目222番地
株式会社パスコ 三重支店
支店長 設楽忠徳

93 災害時における設計等業務委託に関する協定【県土整備部 施設災害対策課】

(1) 災害時における設計等業務委託に関する協定書

三重県県土整備部（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害その他の災害により甲の管理する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）が被災した場合又はその恐れがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象等により災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害復旧工事に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害及び設計等業務の種類）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とし、設計等業務は、公共土木施設等の復旧にあたり高度な技術を要する計画、解析、設計等の業務とする。

（業務協力者）

第3条 乙は、連絡体系図及び会員をとりまとめた協力者名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 前項の名簿等は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている会員で構成するものとする。

3 第1項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第9条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第1項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 第3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、名簿等の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

5 甲は、業務実施要請書により受託者に実施要請を行ったときは、その状況を乙に通知するものとする。

（業務の実施）

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があり、これに応諾したときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

2 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、甲が求めたときは業務の進捗状況
を書面で報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 第4条に基づき、設計等業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡
した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律50号)により行うものとする。ただし、労
働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関す
る条例」(昭和37年三重県条例第46号)により行うものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30
日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長す
るものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるも
のとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年3月31日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部長 若尾 将徳

乙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目4番12号

一般社団法人建設コンサルタンツ協会

中部支部長 上田 直和

別表

桑名建設事務所長

四日市建設事務所長

鈴鹿建設事務所長

津建設事務所長

松阪建設事務所長

伊勢建設事務所長

志摩建設事務所長

伊賀建設事務所長

尾鷲建設事務所長

熊野建設事務所長

北勢流域下水道事務所長

中南勢流域下水道事務所長

(2) 災害時における設計等業務委託に関する協定書実施細目

三重県県土整備部（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「乙」という。）との間で令和５年３月３１日に締結した「災害時における設計等業務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

（設計等業務の種類）

第１条 協定書第２条で規定する設計等業務とは、改良復旧事業等における一連区間の整備計画策定や地すべりの解析、高度な構造計算等を要する構造物の設計等の業務とする。

（様式）

第２条 協定書に示された様式は次のとおりとする。

（１）業務協力者名簿〔協定書第３条第１項関係〕（様式第１号）

（２）業務実施要請書〔協定書第４条第１項関係〕（様式第２号）

（３）業務実施（進捗）報告書〔協定書第５条第４項関係〕（様式第３号）

（疑義の解決）

第３条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

令和５年３月３１日

甲 三重県津市広明町１３番地

三重県県土整備部長 若尾 将徳

乙 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目４番１２号

一般社団法人建設コンサルタンツ協会

中部支部長 上田 直和

業務実施要請書

要請年月日 令和 年 月 日

(要請者)

三重県

「災害時における設計等業務委託に関する協定書」第4条に基づき、次のとおり設計等業務の実施を要請する。

(業務協力者) 会社名
住所
電話番号

要請の理由	
施設名	
場所	
目標完了期日	
必要な設計等業務の内容	
摘要 (見取図等)	
担当課／担当者名	

業務実施応諾書

応諾年月日 令和 年 月 日

上記業務について応諾する。

(業務協力者) 会社名
住所
電話番号

業務実施（進捗）報告書

提出年月日 令和 年 月 日

(報告者・業務受託者)

会 社 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

「災害時における設計等業務委託に関する協定書」第5条第4項に基づき、次のとおり業務の進捗報告書を提出する。

(提出先) 部署名 三重県

課 名 担当者名

施 設 名	
場 所	市・郡 町 地内・地先
着 手 日	令和 年 月 日
業務実施要請書に記載された設計等業務の内容	
実 施 内 容	
完 了 予 定 日	令和 年 月 日
概 略 工 程 表 バーチャート (実績及び 今後の予定) ※必要に応じて記載	
摘 要	

94 災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書【県土整備部
施設災害対策課】

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）並びに長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、及び名古屋高速道路公社理事長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会中部支部長（以下「丙」という。）は、災害又は事故（そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。）における緊急的な応急対策及び建設資材等の調達（以下、併せて「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は業務等の範囲において発生した、地震・大雨等の異常な自然現象による災害又は事故が発生した場合に行う業務等に必要な事項を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の範囲）

第2条 業務等の範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（高速道路会社、高速道路公社にあっては自社施設を含む。）（以下「所管施設等」という。）における災害又は事故発生箇所とする。

2 前項に規定する範囲外に特に必要として、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が丙の会員に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

（緊急的な応急対策）

第3条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、所管施設等に被害が発生し、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に使用可能な建設資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて資機材及び人員に関する情報を報告するものとする。

ただし、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材及び人員に関する情報収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その内容を丙に通知するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長からの出動要請があった場合、出来る限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

5 中部地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲から丙の会員に出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

6 丙は、本協定に基づく緊急的な応急対策が長期に亘り、甲の派遣要請があった場合、中部地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

- 7 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、丙は丙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 丙は、丙の会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設資機材等の員数について毎年、6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 9 丙の会員は、緊急的な応急対策を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と第8項及び前項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、第8項及び前項における報告先は、乙を除く。

(建設資材等の調達)

第4条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の掌握する地方機関等の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に建設資材等の在庫情報を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて建設資材等の在庫情報を報告するものとする。

ただし、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、建設資材等の在庫情報の収集を開始するものとする。

- 3 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、前項の規定により報告される建設資材等の在庫情報により、丙の会員に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙の会員は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲若しくは事務所等の長及び乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、丙の会員に業務等の要請をしたときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 地震・大雨等の異常な自然現象による災害又は事故が、複数の県又は政令市にわたり発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）は、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が行う丙の会員への業務等の要請に対して、甲は秩序ある業務等の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が第3条及び第4条の規定により行う丙の会員への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙及び丙に連絡するものとする。

- 2 前項の場合であっても、第3条第4項並びに第4条第3項及び第4項の指示については、甲若しくは事務所等の長又は関係する乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長がそれぞれ行うものとする。

(本協定の適用範囲)

第7条 本協定は、甲、乙又は乙の個別自治体と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲が第6条第1項に基づき調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは事務所等又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲、乙又は丙は、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るための防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結日より令和3年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれから申し出のない時は、この更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第10条 業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長に、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長の要請に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長と、乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(附則)

- 1 本協定は締結の日から適用する。
- 2 平成26年12月15日に締結された「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定書」は本協定書をもって廃止する。

令和2年3月26日

甲 国土交通省 中部地方整備局長 勢田 昌功

乙 長野県知事 阿部 守一

岐阜県知事 古田 肇

静岡県知事 川勝 平太

愛知県知事 大村 秀章

三重県知事 鈴木 英敬

静岡市長 田辺 信宏

浜松市長 鈴木 康友

名古屋市長 河村 たかし

独立行政法人水資源機構 中部支社長 田中 久二

中日本高速道路株式会社 東京支社長 中井 俊雄

中日本高速道路株式会社 八王子支社長 湯川 保之

中日本高速道路株式会社 金沢支社長 久保田 修

中日本高速道路株式会社 名古屋支社長 野口 英正

名古屋高速道路公社 理事長 新開 輝夫

丙 一般社団法人日本建設業連合会 中部支部
支 部 長 近藤 昭二

95 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書【県土整備部 港湾・海岸課】

国土交通省中部地方整備局（以下「甲」という。）、港湾管理者（以下「乙」という。）及び民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（港湾管理者）

第2条 この協定における「乙」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 静岡県
- 二 愛知県
- 三 三重県
- 四 名古屋港管理組合
- 五 四日市港管理組合

（民間協力者）

第3条 この協定における「丙」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部
- 二 中部港湾空港建設協会連合会
- 三 一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部
- 四 全国浚渫業協会東海支部
- 五 一般社団法人日本潜水協会
- 六 一般社団法人海洋調査協会
- 七 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会

（定義）

第4条 この協定で「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。

2 この協定で「大規模災害」とは、複数の県の港湾又は港湾法第二条第8項に規定する開発保全航路及び同法第五十五条の三の四に規定する緊急確保航路に甚大な被害を及ぼし、かつ、社会的に深刻な影響を及ぼすものをいう。

3 この協定で「事務所長」とは、甲の港湾事務所、港湾空港技術調査事務所の長をいう。

4 この協定で「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。

5 この協定で「応急対策業務」とは、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長（以下、「出動要請者」という。）の出動要請に対し、丙の会員が実施する施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する業務及び甲又は乙への支援業務をいう。

6 この協定で「港湾施設等」とは、港湾法第二条第2項に規定する国際拠点港湾及び重要港湾に係る同法第

二条第5項に規定する港湾施設、開発保全航路並びに緊急確保航路をいう。

7 この協定で「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。

8 この協定で「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（以下、「TEC-FORCE」という。）」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。「TEC-FORCE活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。

（応急対策業務の範囲）

第5条 応急対策業務の範囲は、港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（応急対策業務の内容等）

第6条 出動要請者は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

なお、緊急的な応急対策業務にあたっては、出動要請者から丙の会員へ別紙1の業務指示書により出動要請を行い、丙の会員はこれに対し、別紙2により承諾書を提出するものとする。

2 出動要請者は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 出動要請者は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 出動要請者から出動要請があった丙の会員は、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

5 丙は、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合又は、甲より災害対策本部へ情報連絡員の派遣を要請した場合は、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 丙の会員は、甲がTEC-FORCE活動を開始し、甲よりTEC-FORCEの活動への支援業務の出動要請があった場合、TEC-FORCEの活動を迅速かつ円滑に実施するため、被災地へ出動し、TEC-FORCEの活動の支援業務を行うものとする。

7 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

8 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年6月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

9 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

10 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

（契約の締結）

第7条 出動要請者は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 出動要請者は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基

づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、出動要請者に報告するものとする。

（大規模災害時等の場合）

第8条 大規模災害が発生した場合は、第6条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

（本協定の適用範囲）

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第8条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

（訓練の実施）

第10条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の期間は、協定締結日より平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第12条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書13通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 国土交通省中部地方整備局副局長 守屋 正平

乙 静岡県 代表者 静岡県知事 川勝 平太

愛知県 代表者 愛知県知事 大村 秀章

三重県 代表者 三重県知事 鈴木 英敬

名古屋港管理組合 管理者 愛知県知事 大村 秀章

四日市港管理組合 管理者 三重県知事 鈴木 英敬

丙 一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部長 小辻 昌典

中部港湾空港建設協会連合会会長 佐野 茂樹

一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部長 佐野 茂樹

全国浚渫業協会東海支部長 小島 徳明

一般社団法人日本潜水協会会長 鉄 芳松

一般社団法人海洋調査協会会長 川嶋 康宏

一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長 大村 哲夫

別紙 第1 (第6条第1項関係)

平成 年 月 日

(丙の会員) 殿

甲又は乙

(出勤要請者)

印

業 務 指 示 書

平成 年 月 日に発生した

による

の被災について、「災害発生時における緊急的な応急対策業務支援に関する包括的協定書」第6条第1項に基づき、下記のとおり指示するので、承諾書を提出のうえ、直ちに業務に着手してください。

記

1. 対象施設

港

地区

2. 対象施設所在地

3. 業務内容

(例)

- 1) 被災部の被害拡大の防止及び陥没箇所の応急復旧
- 2) 二次災害防止のための安全対策
- 3) 被災部の被害拡大の防止及び陥没箇所の応急復旧に関する調査

4. 特記事項

5. その他

別紙 第2 (第6条第1項関係)

平成 年 月 日

甲又は乙

(出勤要請者) 殿

(丙の会員)

印

承 諾 書

「災害発生時における緊急的な応急対策業務支援に関する包括的協定書」第6条第1項の規定に基づき、平成
年 月 日付けで業務指示のありました件については、下記のとおりこれを承諾し、直ちに業務に着手します。

記

1. 対象施設

港 地区

2. 対象施設所在地

3. 業務内容

(例)

- 1) 被災部の被害拡大の防止及び陥没箇所の応急復旧
- 2) 二次災害防止のための安全対策
- 3) 被災部の被害拡大の防止及び陥没箇所の応急復旧に関する調査

4. 特記事項

5. その他

現地着手予定日 平成 年 月 日

(1) 地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定

三重県企業庁（以下「甲」という。）と社団法人三重県建設業協会（以下「乙」という。）及び社団法人三重県測量設計業協会（以下「丙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急復旧工事」という。）の実施に係る基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道事業、工業用水道事業の土木施設及び管路等の施設（以下「水道等施設」という。）に災害が発生した際に、甲と乙と丙が協力して連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急復旧工事を実施し、水道等施設の機能の確保並びに被害の拡大及び2次災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、「水道等施設」の被災状況把握及び災害応急復旧工事の計画・施工に必要な調査とする。

2 「災害応急復旧工事」とは、水道等施設の機能の確保並びに被害の拡大及び2次災害の防止など緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び災害応急復旧工事を実施する必要がある場合には、乙、丙に協力を要請する。

2 乙、丙は、前項の要請があった場合には、調査及び災害応急復旧工事の実施について甲に協力するものとする。

（運用協定）

第4条 甲と乙及び丙とは、協力して緊急連絡応援体制ネットワーク（企業庁版）を確立し、調査及び災害応急復旧工事を円滑に実施するため、甲の各水道事務所と乙の各支部及び丙において、実施についての運用に係る協定を別途締結するものとする。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙が、この協定を終了させる意思表示がない場合には、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年1月26日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁長 井 藤 久 志

乙 三重県津市桜橋2丁目177番地の2

社団法人 三重県建設業協会

会 長 田 村 憲 司

丙 三重県津市栗真中山町字小八丁子158番地の1

社団法人 三重県測量設計業協会

会 長 勝 眞 宏

(2) 地震・津波・風水害等の災害発生時における運用協定

三重県企業庁〇〇水道事務所（以下「甲」という。）、社団法人三重県建設業協会〇〇支部・〇〇支部・〇〇支部（以下これらを「乙」という。）及び社団法人三重県測量設計業協会（以下「丙」という。）は、「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」（以下「基本協定」という。）第4条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害応急復旧工事及び調査の実施に関する運用を定めることにより、災害（基本協定前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、水道等施設（基本協定第1条に規定する施設をいう。）の機能の確保並びに被害の拡大及び2次災害の防止を図ることを目的とする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク（企業庁版））

第2条 甲、乙及び丙は、協力要請や情報共有のため、別紙のとおり「緊急連絡応援体制ネットワーク（企業庁版）」（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定の締結後、速やかに別に定めるネットワーク作成要領に基づき資料を作成し、円滑な運用に努めるものとする。

3 甲、乙及び丙は、前項により作成した資料に変更が生じた場合には、毎年6月末までに資料を改訂し、これを甲がとりまとめてネットワークを更新するものとする。

（緊急を要する場合等）

第3条 甲、乙及び丙は、基本協定前文の主旨に則り、緊急を要する場合の定義を次項のとおりとする。

2 地震・津波・風水害等の災害の発生により、即時的な対応が求められ、対応の遅延により2次災害等の被害の拡大が予想される場合。

（要請の方法）

第4条 甲は、基本協定第3条に規定する「協力要請」を行う場合には、協定者間で協議し、乙及び丙の構成員に別に定める要請書により要請するものとする。

2 甲は、県内各水道事務所等から協力の依頼を受けた場合には、当協定に準じて災害応急復旧工事及び調査を要請するものとする。

（災害応急復旧工事及び調査の実施）

第5条 乙及び丙は、甲の指示に従い災害応急復旧工事及び調査を実施するものとする。

但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合には、乙及び丙の判断により2次災害等の被害拡大を防止するための災害応急復旧工事及び調査を実施するものとし、必要に応じて乙と丙が相互に連絡し協働するものとする。

2 前項に規定する緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された2次災害等の被害拡大を防止するた

めの災害応急復旧工事及び調査については、被災後３日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙又は丙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

３ 甲の要請する災害応急復旧工事及び、前項で乙及び丙が実施する２次災害等の被害拡大を防止するための災害応急復旧工事の内容については下記のとおりとする。

- ①水道等施設状況の調査
- ②被害拡大防止措置
- ③仮復旧工事及び仮設工事
- ④構造物等の安定計算及び設計
- ⑤その他必要な措置

(費用の精算)

第６条 甲は、基本協定第３条の協力要請により乙及び丙の構成員が要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時に甲が採用する積算基準等により精算を行う。

(従事者の災害補償)

第７条 本協定第４条の規定に基づき、災害応急復旧工事又は調査に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」（昭和２２年法律第５０号）により行うものとする。

但し、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和３７年三重県条例第４６号）により行うものとする。

(訓練、研修の実施)

第８条 甲、乙及び丙は、緊急時を想定した連携訓練を原則として毎年１回以上実施するものとし、その内容及び結果等について、三者で協議、改善していくものとする。

２ 甲は、乙及び丙が、緊急時において適切な判断により調査又は災害応急復旧工事に着手できるよう、予め乙及び丙に水道等施設の重要度などについての研修を原則として毎年１回以上実施するものとする。

(運用協定の有効期間)

第９条 この運用協定の有効期間は基本協定と同期間とする。

(協議事項)

第１０条 この運用協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書〇通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成１８年 月 日

甲 三重県〇〇市〇〇町〇〇番地
三重県企業庁〇〇水道事務所
所長

乙

三重県〇〇市〇〇町〇〇番地
社団法人 三重県建設業協会〇〇支部
支部長
三重県〇〇市〇〇町〇〇番地
社団法人 三重県建設業協会〇〇支部
支部長
三重県〇〇市〇〇町〇〇番地
社団法人 三重県建設業協会〇〇支部
支部長

丙

三重県津市栗真中山町字小八丁子158番地の1
社団法人 三重県測量設計業協会
会 長 勝 真 宏

97 災害時における応急対策業務に関する協定【企業庁 企業総務課】

近年の気候変動に伴う風水害の頻発化、激甚化や南海トラフ地震等の発生が危惧されるため、三重県企業庁（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県水門・水環境施設協会（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、甲が管理する施設の災害応急対策業務等（以下「業務」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、第2条に定める対象の施設に係る次の各号に掲げる業務とする。ただし、鋼構造物工事及び機械器具設置工事に係る業務に限る。

- 一 損傷箇所及び機能不良箇所の調査、点検及び応急的な復旧作業
- 二 前号に係る業務を行うための技術者の派遣
- 三 資機材の搬入及び稼働
- 四 その他甲が必要と認める緊急的な作業

（対象の施設）

第2条 この協定の対象となる施設は次のとおりとする。

- 一 甲が管理する水道及び工業用水道施設
- 二 その他、甲が必要と認める第一号に関連する施設

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者等の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項を記載した要請書により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請が困難な場合は口頭で業務の協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 災害の状況及び業務の内容
- 二 復旧対策等にかかる応援を必要とする期間及び場所
- 三 連絡責任者
- 四 その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって提出が困難な場合は口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 実施会員名
- 二 連絡責任者
- 三 その他必要な事項

2 実施会員は、甲の連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 業務の実施にあたっては通常時と同様に「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱の第1号様式の2 建設工事請負契約書の条項」及び「三重県公共工事共通仕様書」の規定に従うものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、実施会員が前条の規定に基づく業務を完了したときは、その状況を書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって提出が困難な場合は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙の連絡責任者は、実施会員が業務を完了した場合は、速やかに業務の内容を精査するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、本協定に基づく業務のために乙が要した費用を前条に規定する報告書に基づき、災害発生時の甲の基準により精算を行う。

2 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の運用)

第7条 当協定に基づく事務は甲においては地域機関の長、乙においては一般社団法人三重県水門・水環境施設協会事務局との間で行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙が、この協定を終了させる意思表示がない場合には、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和7年3月31日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁長 河北 智之

乙 三重県四日市市河原田町1620番地1
一般社団法人三重県水門・水環境施設協会
代表理事 上田 重幸

98 災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書【教育委員会 学校経理・施設課】

三重県教育委員会（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等により甲の所管する県立学校の施設に被害が発生した場合の災害復旧に係る調査・設計等業務（以下「調査等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害等により県立学校の施設に被害が発生した場合に、学校施設の機能確保及び早期回復を図るため、甲が乙の協力を得て、学校施設の災害復旧に必要な調査等業務を迅速に実施し、災害復旧事業に係る業務を速やかに行えるようにすることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき三重県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象若しくは予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（対象となる学校施設）

第3条 この協定の対象となる県立学校の施設は、学校敷地内における建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びにこれらに付属する付帯設備）及び建物以外の工作物（吹き抜けの渡り廊下等簡易な小規模構造物、土地に固着した囲障、プール等）とする。

（調査等業務の内容）

第4条 この協定で規定する調査等業務は、次のとおりとする。

- （1）災害復旧事業計画等作成業務（建築物の調査（被災度区分判定を含む。）、被害状況図及び復旧図の作成、修繕費用の積算等）
- （2）修繕等に伴う建築、電気設備及び機械設備の設計並びに工事監理業務

（調査等業務協力建築士事務所）

第5条 乙を構成する会員であってこの協定に賛同するものを調査等業務協力建築士事務所（以下「協力事務所」という。）とする。

2 乙は、乙内の連絡体系図及び協力事務所をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は名簿等を修正したうえで甲に提出するものとする。

（業務の実施要請）

第6条 甲が調査等業務の実施を必要とする場合、甲は業務実施要請書により必要な調査等業務の実施について、乙に要請することができる。

2 乙は、協力事務所の中から、前項の調査等業務を実施する建築士事務所（以下「受託事務所」という。）を選定し、甲に推薦する。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合には、口頭、電話等の通信手段等によりすることができるものとし、甲は遅滞なく業務実施要請書を作成し、乙に送付するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 前条の業務の実施要請後、甲は受託事務所と調査等業務の契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第8条 受託事務所は、甲の指示に従い、速やかに必要な調査等業務に着手するものとする。

2 前項の調査等業務の範囲は、当該要請のあった県立学校施設の機能確保又は回復に係る災害復旧に必要な業務とする。

3 受託事務所は、当該業務を行うにあたっては、二次災害に十分注意して業務を進めなければならない。また、当該業務の関係者のほか、学校関係者及び近隣住民の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託事務所は、調査等業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託事務所は、実施した業務内容を甲が確認できるよう図面・写真等の資料を整備するとともに、業務の完成を書面で甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

甲 津市広明町13番地

三重県教育委員会

教育長 木平 芳定

乙 津市東古河町8番17号システックビル4階

一般社団法人三重県建築士事務所協会

会長 相原 清安

99 公共土木施設の情報提供等に関する協定【県土整備部 施設災害対策課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県被災状況リポーター会（以下「乙」という。）は、災害発生時の公共土木施設等の被災情報の迅速な収集等の活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県内で災害が発生した場合に、甲及び乙が協力し連携を図り、乙は公共土木施設等の被災情報の迅速な収集等の活動を実施し、甲は迅速かつ的確な災害対策を推進し、もって被災地域の早期の復旧等を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「公共土木施設等」とは、三重県内において国、県及び市町が整備・管理する公共土木施設及び、ライフライン施設等をいう。

（活動内容）

第3条 乙は、次の活動を行うものとする。

- (1) 甲からの依頼による公共土木施設等の被災情報の収集・提供
- (2) 甲からの依頼による応急対策等に対する技術的助言
- (3) 防災に関する訓練及び知識の普及、啓発
- (4) その他、乙が必要とする活動

（協力依頼）

第4条 甲は、災害が発生し被災情報の収集を必要とする場合、別紙様式により乙に依頼するものとする。ただし、乙に連絡がつかないなどやむを得ない場合、甲は直接、会員に依頼できるものとする。

2 乙は、前項の依頼があった際は、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 第4条の協力依頼に基づく活動に要した費用は、原則として乙の負担とする。

（従事者の災害補償）

第6条 第3条(2)に基づき活動した者が、当該業務により負傷し、若しくは疫病にかかり、または死亡した場合の損害補償は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年三重県条例第46条）によりおこなうものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲または乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 21 年 8 月 5 日

甲 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部
部 長 北 川 貴 志

乙 三重県津市島崎町 56 番地
三重県被災状況リポーター会
会 長 堀 田 晃

依 頼 書

平成 年 月 日

三重県被災状況リポーター会

会長 堀 田 晃 様

三重県県土整備部

部 長 北川 貴志

「公共土木施設の情報提供等に関する協定」第4条により依頼します。

場 所	
状 況	
要請内容	
そ の 他	

受 諾 書

三重県県土整備部

部長 北川 貴志 様

上記の依頼について同意し、「公共土木施設の情報提供等に関する協定」第4条により実施します。

平成 年 月 日

三重県被災状況リポーター会

会長 堀 田 晃

100 災害時における調査及び技術支援等の相互協力に関する協定【県土整備部 施設災害対策課】

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）並びに長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、及び名古屋市長（以下「乙」という。）と、公益社団法人土木学会中部支部長、公益社団法人地盤工学会中部支部長、公益社団法人砂防学会東海支部長、公益社団法人砂防学会信越支部長、及び公益社団法人日本地すべり学会中部支部長（以下「丙」という。）とは、災害時における調査及び技術支援等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）において発生した被害の調査、応急対策等の技術支援に関し、相互協力の方法を定め、もって被害の拡大防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査等の実施範囲）

第2条 調査及び技術支援等の範囲は、中部地方整備局管内の被害を受けた所管施設等とする。

（協力の内容）

第3条 甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長又は乙は、所管施設等に災害が発生し、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査及び技術支援等が必要と認める時は、甲より、丙の構成員間の調整を実施する公益社団法人土木学会中部支部（以下「幹事学会」）を通じて、丙に調査及び技術支援等を要請することができる。

2 丙は前項に定める調査及び技術支援等の要請があったときは、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査の実施及び技術者等の派遣の可否を検討し、甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは速やかに調査団を結成して被災状況調査又は応急対策工法等に関する助言・提案を行う。

3 甲若しくは甲の所掌する事務所等の長、乙、又は丙は、調査等の実施方法等について、別途協議して定めることができるものとする。

4 丙は、所管施設等に災害が発生し、防災技術の向上のため自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、幹事学会を通じて、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。

5 甲若しくは甲の所掌する事務所等の長又は乙は、前項に定める要請があったときは、丙の実施する調査に可能な限り協力するものとする。

6 甲は、第2項の回答及び第4項の要請があった場合は、速やかに乙に報告するものとする。

7 本協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力に関する協定等による調査及び技術支援等に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（連絡体制）

第4条 丙は、前条第1項の要請に係る連絡体制を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事務所等の長及び地方機関の長に前項に基づく連絡体制を通知しておくものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条第1項に基づき、丙が実施する調査及び技術支援等において、費用が伴う場合には、中部地方整備局又は長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、及び名古屋市（以下「協定自治体」という。）が、公益社団法人土木学会中部支部、公益社団法人地盤工学会中部支部、公益社団法人砂防学会東海支部、公益社団法人砂防学会信越支部、及び公益社団法人日本地すべり学会中部支部（以下「協定学会」という。）に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第4項に基づき丙が実施する調査の費用は協定学会の負担とする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙のいずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として、甲若しくは甲の所掌する事務所等の長又は乙が、丙に調査の実施及び技術支援等の要請した場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

(損害の負担)

第8条 調査の実施に伴い、中部地方整備局並びに協定自治体及び協定学会の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合には、丙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲若しくは甲の所掌する事務所等の長の要請に係るものについては甲若しくは甲の所掌する事務所等の長に、又は、乙の要請に係るものについては乙に、報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲若しくは甲の所掌する事務所等の長に係るものについては甲若しくは甲の所掌する事務所等の長、乙に係るものについては乙が、丙と協議して定めるものとする。

(成果の公表)

第9条 成果を公表する場合には、甲、乙及び丙が確認した上で行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書14通を作成し、それぞれ甲、乙、及び丙が捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月26日

甲	国土交通省 中部地方整備局長	塚原 浩一
乙	長野県知事	阿部 守一
	岐阜県知事	古田 肇
	静岡県知事	川勝 平太
	愛知県知事	大村 秀章
	三重県知事	鈴木 英敬
	静岡市長	田辺 信宏
	浜松市長	鈴木 康友
	名古屋市長	河村 たかし
丙	公益社団法人 土木学会中部支部長	服部 邦男
	公益社団法人 地盤工学会中部支部長	酒井 俊典
	公益社団法人 砂防学会東海支部長	土屋 智
	公益社団法人 砂防学会信越支部長	平松 晋也
	公益社団法人 日本地すべり学会中部支部長	平松 晋也

101 災害時における水門等の応急対策業務に関する協定【県土整備部 施設災害対策課】

近年の気候変動に伴う風水害の頻発化、激甚化や南海トラフ地震等の発生が危惧されるため、三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県水門・水環境施設協会（以下「乙」という。）とは、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、甲が管理する施設の災害応急対策業務等（以下「業務」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により甲の管理する水門、樋門等の公共施設に災害が発生した際に、甲及び乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害復旧工事を実施し、公共施設の機能の確保及び回復並びに被害の拡大及び二次災害の防止を図ること目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定に基づく業務は、第3条に定める対象の施設に係る次の各号に掲げる業務とする。ただし、鋼構造物工事及び機械器具設置工事に係る業務に限る。

- 一 損傷箇所及び機能不良箇所の調査、点検及び応急的な復旧作業
- 二 前号に係る業務を行うための技術者の派遣
- 三 資機材の搬入及び稼働
- 四 その他甲が必要と認める緊急的な作業

（対象の施設）

第3条 この協定の対象となる施設は次のとおりとする。

- 一 甲が管理する鋼製の水門、樋門、堰、陸閘、防潮扉、ダム及び排水機場等の公共施設
- 二 その他、甲が必要と認める第一号に関連する施設

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者等の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項を記載した要請書により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請が困難な場合は口頭で業務の協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 災害の状況及び業務の内容
- 二 復旧対策等にかかる応援を必要とする、期間及び場所
- 三 連絡責任者
- 四 その他必要な事項

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から第4条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって提出が困難な場合は口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 実施会員名

二 連絡責任者

三 その他必要な事項

2 実施会員は、甲の連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 業務の実施にあたっては通常時と同様に「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱の第1号様式の2 建設工事請負契約書の条項」及び「三重県公共工事共通仕様書」の規定に従うものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、実施会員が前条の規定に基づく業務を完了したときは、その状況を書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって提出が困難な場合は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙の連絡責任者は、実施会員が業務を完了した場合は、速やかに業務の内容を精査するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、本協定に基づく業務のために乙が要した費用を前条に規定する報告書に基づき、災害発生時の甲の基準により精算を行う。

2 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の運用）

第8条 当協定に基づく事務は甲においては地域機関の長とし、乙においては一般社団法人三重県水門・水環境施設協会事務局との間で行うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、期間満了の日から30日前までに、甲又は乙が、この協定を終了させる意思表示がない場合には、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙押印の上、保管するものとする。

令和7年3月31日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県知事 一 見 勝 之

乙 三重県四日市市河原田町1620番地1
一般社団法人三重県水門・水環境施設協会
代表理事 上 田 重 幸

102 災害時における砕石等の資材の供給に関する協定書【県土整備部 施設災害対策課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県砕石工業組合（以下「乙」という。）は、災害発生時等に必要となる砕石等の資材（以下「資材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 三重県において発生が想定されている南海トラフ地震や台風等により、三重県内の公共土木施設が被災した場合の復旧や道路啓開に使用する砕石等の資材の確保を円滑に行うため、本協定を締結する。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）をいう。

（資材の優先供給）

第3条 乙は、次に掲げる場合において、供給が可能な資材を甲の指示を受けた施工業者（以下「施工業者」という。）に優先的に供給するものとする。

（1）三重県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（2）その他、甲として必要があると判断したとき。

2 乙は前項の資材の優先供給が必要な場合、その旨を組合員に周知し、資材の供給体制の確立に努めるものとする。

3 第1項（2）の「甲として必要があると判断したとき」は別紙第1号様式により文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（供給資材）

第4条 乙が優先供給する資材は、砕石、割栗石等、乙の組合員が供給可能な資材とする。

2 乙は、災害応急対策や道路啓開において必要となる資材について一定数の備蓄に努めることとする。

（供給方法等）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく優先供給を行うときは、乙の組合員が供給可能な資材の供給、運搬及びその他の事項（以下「資材供給等」という。）に協力するものとする。

2 資材供給等においては、乙の組合員が供給する資材を乙の組合員又は施工業者が運搬を行うこととし、互いに協力して実施するものとする。

3 資材供給等を行う乙の組合員の選定は、資材を必要とする場所、資材の保有状況等を総合的に判断し、施工業者が選定を行うものとする。

4 資材供給等を行う乙の組合員と施工業者は、資材供給等に当たって数量、運搬方法、運搬日時等の調整を行うものとする。

5 乙の組合員は資材供給等に際して、数量が確認できる資料を作成し、施工業者に引き渡すこととする。

（情報共有）

第6条 甲は、道路啓開（中部版「くしの歯作戦」）に必要となる資材の想定数量について、乙にあらかじめ通知するものとする。

2 甲は、平時において乙の組合員の保有資材の数量を定期的に把握するため、甲が必要な時に乙に照会し、乙は別紙第2号様式によりメール等で甲に報告することにより甲乙は情報共有を行うものとする。

3 甲は、乙から報告を受けた組合員の保有資材の情報を第3条第1項に規定する場合において必要に応じて施

工業者に提供できるものとする。

（緊急通行車両指定の申出）

第7条 第5条の規定により、乙の組合員又は施工業者が資材の運搬を行う場合の車両は、甲の要請に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用するものであることから、災害対策基本法施行令第32条の2第2項に規定する車両として緊急通行車両の指定を申出ることができるものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条の規定により、乙が実施した資材供給等に要した経費（原材料費及び運搬費）については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の算出にあたっては、災害発生直前における三重県設計単価を基に運搬費を考慮した適正な価格を基準とする。

3 資材の供給を行った乙の組合員への支払いは当該資材を用いて工事を行った施工業者が行い、施工業者はその経費を甲に請求するものとする。

（損害賠償）

第9条 第3条の規定により資材供給等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令により行うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては三重県県土整備部施設災害対策課とし、乙においては三重県砕石工業組合事務局を窓口として行うものとする。

（その他）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第12条 この協定の有効期間は、令和7年4月8日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により条件を変更した場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙2者押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月8日

甲 三 重 県
三重県知事 一見 勝之

乙 三重県砕石工業組合
理 事 長 出口 玉樹

103 災害時における建設資機材等の提供に関する協定【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救出救助活動等に必要な重機等土木関連機械及びオペレーター等（以下「建設資機材等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施するに当たり、建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業をする必要がある場合に、甲が乙に建設資機材等の提供を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、建設資機材等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し建設資機材等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別の事情がない限り、甲に対し建設資機材等の迅速かつ優先的な提供に協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、甲が様式第1号の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、指定された場所に会員を出動させ、甲が指定する業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき会員を出動させたときは、様式第2号の文書により責任者の氏名、連絡方法、建設資機材等の種類等を甲に通知するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する業務の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用請求及び支払い）

第6条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から相互の連絡体制及び建設資機材等の提供についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙は協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年9月2日

甲 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部長 高 須 一 弘

乙 三重県津市桜橋二丁目177番地の2

一般社団法人三重県建設業協会

会 長 山 下 晃

104 大規模災害発生時等における三重県警友会の協力に関する協定【警察本部 警備部警備第二課】

三重県警察（以下「甲」という。）と三重県警友会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が乙から警察業務に関する協力を得ることで、甲の災害警備活動を円滑に推進することを目的とする。

（協力の要請手続）

第2条 甲は、大規模災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による甲の協力要請は、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭等によることができる。

(1) 要請の理由

(2) 要請の内容

(3) 要請の場所

(4) 要請の人数

(5) 要請の期日又は期間

(6) その他必要な事項

3 1 協力日における協力の時間は、情勢に応じて甲乙協議して定めるものとする。

4 甲は、第2項ただし書の場合においては、事後速やかに文書を送付するものとする。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。また、その必要がなくなったときは、速やかに文書等により乙に通知するものとする。

（協力の内容等）

第3条 甲が前条第1項の規定により乙に要請する協力の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 住民の困りごと相談に関する事務の支援

(2) 拾得物及び遺失物の処理に関する事務の支援

(3) その他必要と認められる事務の支援

2 乙の会員（以下「会員」という。）は、前項に掲げる支援を行うときは、警察署、交番・駐在所において従事するものとする。

（支援員の選定）

第4条 乙は、甲から第2条第1項の規定による協力要請を受けた場合、甲と協議した上で、会員の中から協力する者（以下「支援員」という。）を選定するものとする。

（環境の整備等）

第5条 甲は、支援員が安全かつ円滑に活動できるよう必要な環境の整備に努めるとともに、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第2条に規定する災害が発生した場合には、必要な手続きを行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条第1項の規定による協力要請の連絡責任者は、甲は警備部警備第二課長とし、乙は三重県警友会事務局長とする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の定める事項を円滑に推進するため、情報交換に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項又は協定内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれかからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月9日

甲 三重県警
警察本部長 高須 一弘

乙 三重県警友会
会長 奥田 修

105 災害発生時等の物資の保管等に関する協定書【防災対策部災害対策課】

岐阜県（以下「甲」という。）、愛知県（以下「乙」という。）及び三重県（以下「丙」という。）と東海倉庫協会（以下「丁」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資（以下「物資」という。）の保管、物流専門家、作業指揮者及び技能者（以下「物流専門家等」という。）の派遣、災害時物流に必要な荷役機械及び資機材（以下「資機材等」という。）の供出等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲、乙、及び丙の各県から丁に対し行う物資の保管、物流専門家等の派遣及び資機材等の供出等の要請に関する必要事項を定める。

（物資の保管に関する要請）

第2条 甲、乙及び丙の各県は、物資を保管する上で、丁の応援を必要と認めるときは、丁に対し次にあげる事項を明示して、文書により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）必要とする保管倉庫の地域
- （3）応援を必要とする期間
- （4）主な保管品目及び数量
- （5）その他参考となる事項

2 丁は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

（物流専門家等の派遣及び資機材等の供出等の要請）

第3条 甲、乙及び丁の各県は、円滑な災害物流を実施する上で、丁の応援を必要と認めるときは、丁に対し、物流専門家等の斡旋及び資機材等の供出等の手配を要請する。

2 丁は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

（保管庫（場所）の選定等）

第4条 丁は、第2条の要請があったときは、速やかに災害時において活用する保管庫（場所）を要請県毎に選定し、次に掲げる事項を文書により報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- （1）物資の保管を行う事業場名（必要とする保管場所に事業者がないときはその旨）
- （2）保管倉庫（場所）の所在地、名称、面積
- （3）保管期間
- （4）保管品目及び数量
- （5）その他

2 丁は、前条の要請があったときは、次に掲げる事項を文書により要請県に報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- （1）斡旋する者の装束及び氏名、連絡先
- （2）斡旋する者の従事可能期間及び従事可能場所
- （3）手配するに荷役機械及び資機材の名称、数量

(4) その他

(物資の保管に要した費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定に基づく物資の保管に要した費用及び第3条1項の規定に基づく資機材等の供出に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額）は、甲、乙及び丙の各県がそれぞれ負担する。

2 前項の費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料は、災害発生時の丁の加盟事業者定める料金を基準として、甲、乙及び丙の各県と丁の協議の上、決定する。

3 丁は、前項の決定をする前に、前条第1項第1号の事業者の同意を得なければならない。

(物流専門家等の派遣に要した費用の負担)

第6条 第3条第1項の規定に基づく丁の斡旋により、物流専門家等の派遣に要した費用の負担については、災害救助法施行令第3条により各県が定める規則の規定を基準とし、甲、乙及び丙の各県と丁の協議の上、決定する。

2 丁は、前項の決定をする前に、派遣された物流専門家等の所属する事業者（以下「派遣事業者」という。）の同意を得なければならない。

(経費の支払い)

第7条 丁は、第5条の規定により甲、乙及び丙の各県が負担することとなる費用を、甲、乙及び丙の各連にそれぞれ請求する。

2 派遣事業者は、前条の規定により甲、乙及び丙の各県が負担することとなる費用を、甲、乙及び丙の各県にそれぞれ請求する。

3 甲、乙及び丙の各県は、前2項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(事故等)

第8条 事故の発生により第4条第1項第1号の事業者による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、丁は、速やかに他の倉庫（トラックターミナル）の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。

2 丁は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、当該物資の保管を依頼した県に対し速やかにその状況を報告する。

(災害補償)

第9条 本協定に基づき丁の斡旋により業務に従事した物流専門家等が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなったときは、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲、乙及び丙並びに丁は誠意をもって協議する。

(1) 当該業務に従事する物流専門家等の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、丁又は当該業務に従事する物流専門家等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない場合は除く。）

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(関係市町村との連絡)

第10条 本協定に基づく物資の保管等に係る業務の実施に当たり、必要となる関係市町村との連絡調整は、元素問として当該市町村を区域内にもつ甲、乙及び丙の各県がそれぞれ実施する。

(情報提供)

第11条 甲、乙及び丙の各県は、丁と各県がそれぞれ知り得た災害に関する諸情報をお互いに提供するように努める。

(担当部署及び連絡責任者)

第 12 条 甲、乙及び丙の各県は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 丁は、甲、乙及び丙の各県に、それぞれ連絡責任者を選定する。

3 甲、乙、丙及び丁は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。
(情報連絡会)

第 13 条 甲、乙、丙及び丁は、災害発生時等における円滑な物資の保管等を実現するため、平常時から相互の情報交換等を目的とする情報連絡会を開催する。

2 前条の情報連絡会の運営その他、開催に関する必要な事項は別に定める。
(実施細目)

第 14 条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲、乙及び丙の各県が丁と協議の上、それぞれ別に定める実施細目で決定する。
(協議)

第 15 条 この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。
(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力はさらに 1 年間継続するものとし、以降もこの例による。
(協定の改訂)

第 17 条 この協定は、甲、乙、丙及び丁のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができる。
(実施日)

第 18 条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書 4 通作成し、各者記名捺印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 岐阜県岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号
岐 阜 県
代表者 岐阜県知事 古 田 肇

乙 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛 知 県
代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

丙 三重県津市広明町 1 3 番地
三 重 県
代表者 三重県知事 鈴 木 英 敬

丁 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号

東海倉庫協会

会 長 白 石 好 孝

106 船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下、「甲」という。）と社団法人中部小型船安全協会（以下、「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による海上輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、海上における緊急輸送等の災害応急対策を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、大規模地震等が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）その他甲が必要とする船舶による災害応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する協会員（海上安全指導員及び会員）をして、甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。

ただし、文書で報告することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（燃料等の補給協力）

第6条 甲は、乙が第3条の業務実施に必要とする燃料等の補給について、可能な範囲で協力するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用は原則として無償とする。

ただし、現地において業務実施をするために要した費用については、甲乙が協議するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の協会員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し若しくは疾病にかかりまたは障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46条）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

ただし、当該従事者が同一事故について他の法令により給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額の限度において保障の責を免れる。

（緊急連絡表の提出）

第10条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急連絡表を毎年1回甲に提出するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成21年12月8日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月8日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 名古屋市港区入船2丁目1番17号
名古屋港湾会館
社団法人 中部小型船安全協会
会 長 丹 羽 幹 夫

107 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定【防災対策部地域防災推進課、医療保健部医療保健総務課、県土整備部住宅政策課】

(1) 近畿2府8県宅地建物取引業協会

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が宅建協会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する宅建協会に対し、次に定める協力を要請できる。

一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん

二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県は、自府県以外の府県に所在する宅建協会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する宅建協会では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

(協力)

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二 応急借上げ住宅の借上げに関すること

三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会その他府県の定める者に委託等することができる。

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四 府県から委託を受けた業務に関すること

五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会

会長 加 藤 信 一

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会

会長 山 路 忠

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

会長 小 寺 和 之

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

会長 大 工 園 隆

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長 阪 井 一 仁

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

会長 山 端 和 幸

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

会長 吉 村 岩 雄

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

会長 赤 間 淳 巳

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

会長 池 上 博 行

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

会長 木 村 正 美

（２）全日本不動産協会近畿２府８県宅地建物取引業協会

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の全日本不動産協会府県本部（以下「不動産協会府県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が不動産協会府県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する不動産協会府県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん

二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

２ 府県は、自府県以外の府県に所在する不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

３ 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する不動産協会府県本部では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

４ 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第２条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第３条 不動産協会府県本部は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

２ 会員業者は、第２条第１項第１号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第２号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

（府県の役割）

第４条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

- 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会府県本部その他府県の定める者に委託等することができる。
(不動産協会府県本部の役割)

第5条 不動産協会府県本部は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 府県から委託を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会府県本部と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる(第2条第2項から同条第4項の規定を除く。)。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

本部長 吉 田 啓 司

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長 東 辻 広 行

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 中 川 俊 寛

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

本部長 坊 雅 勝

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長 三 本 浩 三

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南 村 忠 敬

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅 原 寛 克

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

本部長 坂 本 俊 一

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

本部長 三 橋 英 雄

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

本部長 岩 田 在 恵 子

（３）全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「ちんたい協会等」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、大規模広域災害時において、府県がちんたい協会等に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、ちんたい協会等に対し、次に定める協力を要請できる。

一 被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん

二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

２ 府県からの要請が重複するときは、広域連合は、ちんたい協会等の求めに応じ、府県の要請の取りまとめ等必要な調整を行う。なお、調整にあたっては、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第２条に基づく協議を踏まえて行う。

（協力）

第３条 ちんたい協会等は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である家主、賃貸住宅管理業者及び宅地建物取引業者（以下「会員」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

２ 会員業者は、第２条第１項第１号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第２号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

（府県の役割）

第４条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること

二 応急借上げ住宅の借上げに関すること

三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること

四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、ちんたい協会等その他府県の定める者に委託等することができる。

(ちんたい協会等の役割)

第5条 ちんたい協会等は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること

三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四 府県から委託を受けた業務に関すること

五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、ちんたい協会等と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる(第2条第2項から同条第4項の規定を除く。)。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川 口 雄 一 郎

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

会長 末 永 照 雄

108 災害時の応援業務に関する協定【防災対策部災害即応・連携課】

(趣旨)

第1条 この協定は、三重県（以下「甲」という。）が社団法人三重電業協会（以下「乙」という。）に対し、県の地域における災害応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 県有施設の電気設備に関する被災状況の調査
- 二 県有施設の電気設備に関する障害物の除去
- 三 施設被害のうち電気設備に関する応急対応工事
- 四 前各号に定めるもののほか、特に必要な電気設備に関する応急業務

(応援要請の手続)

第4条 甲は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書を提出する。

- 一 応援の場所
- 二 災害の状況
- 三 応援業務の内容
- 四 その他必要な事項

(応急対応工事)

第5条 第3条の調査の結果、直ちに応急対応工事が必要と認められるときは、現場に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 応急対応工事において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙は甲に連絡をとり、その指示に従い、施工するものとする。

(完了報告)

第6条 乙は、応急対応工事を完了したときは、その状況を書面により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後に遅滞なく書面により提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が行う調査、報告については、乙の責任により実施するものとし、これに要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙が応急対策工事に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

一 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等

二 その他必要な事項

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されたものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めがない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月8日

甲 津市広明町13番地

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

乙 四日市市元新町4番7号

社団法人三重電業協会

109 災害時における応急対策業務に関する協定【防災対策部災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県管工事工業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）により、甲が所有する施設の空調設備及び衛生設備等の災害応急対策等（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 この協定に基づく業務は、第2条に定める対象の施設に係る次の各号に掲げる業務とする。

- 一 損傷箇所及び機能不良箇所の復旧等を行うための技術者の派遣
- 二 資機材の搬入及び稼働
- 三 損傷箇所及び機能不良箇所の調査、点検及び応急的な復旧作業
- 四 その他甲が必要と認める緊急的な作業

（対象の施設）

第2条 この協定の対象となる施設は次のとおりとする。

- 一 災害時に対策本部等が設置される庁舎
- 二 県立病院
- 三 県立学校
- 四 その他甲が必要と認めた施設

第3条 甲は大規模災害時において、乙の会員が所有する資機材及び技術者等の協力が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書により、乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請が困難な場合は口頭で業務の協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 一 災害の状況及び業務の内容
- 二 復旧対策等にかかる応援を必要とする日時、期間及び場所
- 三 現地連絡責任者
- 四 その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制を組織し、次の事項を記載した受諾書により回答するものとする。ただし、文書をもって提出が困難な場合は口頭で回答し、その後、速やかに甲に文書を提出するものとする。

- 一 実施会員名
- 二 使用する車両の台数、車種及び車両番号、人員等
- 三 日時、場所及び期間
- 四 その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、実施会員が前条の規定に基づく業務を完了したときは、その状況を書面により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用を甲に請求することができるものとし、甲は、甲が認める費用を負担するものとする。

2 前項の規定による甲が認める費用とは、材料費、労務費、光熱水費、機械経費、運搬費とし、前条に規定する報告書に基づき、甲が災害発生時の甲の基準により積算した額とする。ただし、甲が要請した業務の範囲を超える部分を除くことができるものとする。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 甲の要請による業務の実施により甲又は乙に生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責めに帰すべき事由を除き、甲乙協議してその賠償に当たるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは傷病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、相互に情報の交換を行うものとする。

2 乙は、諸活動中に覚知した被害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第12条 この協定の円滑な実施のために必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成22年 4月30日

甲 三重県津市広明町13番地
三 重 県
知 事 野 呂 昭 彦

乙 三重県津市高洲町13番34号
社団法人三重県管工事工業協会
理事長 藤 原 和 夫

110 熊野市活性化施設の使用等に関する協定【防災対策部災害即応・連携課】

三重県（以下「県」という。）と熊野市（以下「市」という。）は、市が所有する熊野市活性化施設（以下「活性化施設」という。）並びに同施設内の県が所有する三重県広域防災拠点としての防災無線室及び防災発電室（以下「防災設備室」という。）の使用及び維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害発生時」という。）に、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、活性化施設及び防災設備室の適切な使用及び維持管理をするために必要な事項を定める。

（災害発生時の施設利用）

第2条 災害発生時は、県が優先的に活性化施設を使用することができるものとするが、市に対し使用期間等必要事項を協議するものとする。

2 前項の規定により、県が活性化施設を使用する場合の利用料金は、無償とする。ただし、利用料金以外の電気量、燃料代等の使用に係る経費については、県が負担するものとする。

3 災害発生時に、活性化施設を他の利用者が利用している場合、第3条第3項に基づき、県がその使用者と協議を行うものとするが、市もこれに協力するものとする。

（平常時の施設利用）

第3条 平常時に市が、防災設備室の設備類を使用しようとする場合、事前に県に目的や使用期間などの必要事項を通知し、了承を得るものとする。これに係る燃料代等の使用に係る経費は、市が負担するものとする。

2 平常時に県が、活性化施設の大会議室等を使用する場合、事前に利用申し込みを行うものとし、その利用料金は県が負担するものとする。

3 県又は市以外の者に活性化施設を利用させる場合は、市はあらかじめ当該利用者に対し、災害発生時は、県が活性化施設を応急対策用として優先的に使用すること、行事や催し等の中止に係る補償は一切しないことを周知しておくものとする。

（施設の維持管理）

第4条 県と市の財産区分に基づき、それぞれの所有者の負担により、適切に維持管理するものとする。

2 防災設備室の内壁、照明等室内の設備、同室の扉並びに自家用発電機及びこれに付属する電気設備は、県が維持管理し、その他の施設及び設備は、市が維持管理するものとする。

3 それぞれの管理区分にまたがる補修、修繕又は改築が必要となった場合は、別途協議するものとする。

4 災害発生時は、緊急に活性化施設及び防災設備室を使用する場合があることから、玄関及び大研修室の鍵は県も所有する。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了の日前1か月前までに、県又は市から何らの申し入れがないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間が延長されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（指定管理者への承継）

第6条 市は、活性化施設に指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者に対しこの協定の全部又は一部を承継させ、履行させるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、別途協議による定めるものとする。

平成22年3月29日

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

熊 野 市

熊野市長 河 上 敢 二

111 里創人熊野倶楽部施設の使用等に関する協定【防災対策部災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と株式会社エムアンドエムサービス（以下「乙」という。）は、乙が所有する里創人熊野倶楽部施設（以下「施設」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害発生時」という。）に、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、施設の適切な使用をするために必要な事項を定める。

（災害発生時の施設利用）

第2条 災害発生時は、甲が優先的に施設を使用することができるものとするが、乙に対し使用期間等必要事項を協議するものとする。

2 前項の規定により、甲が施設を使用する場合の利用料金は、無償とする。ただし、利用料金以外の電気量、燃料代等の使用に係る経費については、甲が負担するものとする。

3 災害発生時に、施設を他の利用者が利用している場合、第3条第2項に基づき、甲と乙が協力してその使用者と協議を行うものとする。

（平常時の施設利用）

第3条 平常時に甲が、施設の大会議室等を使用する場合、事前に利用申し込みを行うものとし、その利用料金は甲が負担するものとする。

2 乙はあらかじめ当該利用者に対し、災害発生時は、甲が施設を応急対策用として優先的に使用すること、行事や催し等の中止に係る補償は一切しないことを周知しておくものとする。

（施設の維持管理）

第4条 災害発生時は、緊急に施設を使用する場合があることから、施設の鍵は甲も所有する。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了の日前1か月前までに、甲又は乙から何らの申し入れがないときは、当該期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間が延長されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（第三者への承継）

第6条 乙は、施設を第三者に承継する場合には、第三者に対しこの協定の全部を承継させ、履行させるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、別途協議による定めるものとする。

平成22年6月1日

三 重 県

三重県知事 野 呂 昭 彦

株式会社 エムアンドエムサービス

代表取締役社長 増 田 成 樹

112 防災啓発情報等の発信に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下、「乙」という。）は、地震、津波、風水害、土砂災害その他の自然災害に対する防災啓発情報等を発信するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、三重県民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、地域防災力の強化に繋げることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、自らの業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- （1）東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から乙が編集・発行・運営を受託した媒体への防災啓発情報等の掲載・配布
- （2）乙が編集・発行・運営する媒体への防災啓発情報等の掲載・配布
- （3）甲から乙に対する防災啓発情報等の提供

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は適宜協議を行うものとし、具体的な実施事項については甲及び乙合意の上、決定する。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲及び乙それぞれの作業に係る経費は、各自が負担するものとする。

（連絡責任者）

第4条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を決め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し又は漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙協議

して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年11月16日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
NTTタウンページ株式会社
代表取締役社長 岡田 昭彦

113 原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定【防災対策部災害即応・連携課、医療保健部医療政策課】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県診療放射線技師会、三重県診療放射線技師会、滋賀県放射線技師会、京都府放射線技師会、大阪府放射線技師会、兵庫県放射線技師会、奈良県放射線技師会、和歌山県放射線技師会、鳥取県診療放射線技師会及び徳島県診療放射線技師会（以下「府県放射線技師会」という。）並びに日本診療放射線技師会は、原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が相互に協力して、原子力災害時の汚染スクリーニング等を円滑に実施することにより、住民等の放射線被ばくを防止し、住民等の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 府県は、原子力災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県放射線技師会に対し協力を要請するものとし、府県放射線技師会は、可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

3 府県は、原子力災害時において、府県放射線技師会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。

4 府県は、他の府県の放射線技師会に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。

5 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知するとともに、日本診療放射線技師会に府県放射線技師会に対する支援及び府県放射線技師会間の調整を要請する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

6 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県の放射線技師会に対し協力を要請する。

7 第1項後段及び第2項の規定は、前項の場合及び第5項により日本診療放射線技師会に要請する場合に準用する。

（業務内容）

第3条 この協定により府県が府県放射線技師会に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導並びに実施
- (2) 放射線に関する専門的見地からの助言
- (3) 医療現場における患者及び医療従事者の放射線被ばくの防止に関する業務
- (4) その他住民等の放射線被ばくの防止に関する業務

（協力事項）

第4条 府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会は、前条の業務を円滑に実施するため、連絡担当者を定め、平時より相互に情報の共有に努めるとともに、次の事項について相互に協力して実施するよう努める。

- (1) 原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成
 - (2) 住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及
 - (3) その他協定の目的の実現に資すること
- (費用負担)

第5条 第2条の規定により、府県放射線技師会が実施した業務に要した費用は、要請を行った府県（以下、「要請府県」という。）が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県放射線技師会が協議して定める。
- (費用の請求及び支払い)

第6条 府県放射線技師会は、業務の終了後、当該業務に要した前項の費用について要請府県に請求する。

- 2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県放射線技師会に支払う。

(従事者の災害補償)

第7条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県放射線技師会の会員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、府県放射線技師会及びその会員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (支援体制の整備)

第8条 府県放射線技師会は、原子力災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第9条 府県放射線技師会は、その会員の名簿と所有する機材の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第10条 この協定は、府県が放射線被ばくの防止に関して、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県診療放射線技師会

会長 福 島 哲 弥

一般社団法人三重県診療放射線技師会

会長 山 田 隆 憲

公益社団法人滋賀県放射線技師会

会長 松 井 久 男

公益社団法人京都府放射線技師会

会長 轟 英 彦

公益社団法人大阪府放射線技師会

会長 牧 島 展 海

公益社団法人兵庫県放射線技師会

会長 清 水 操

公益社団法人奈良県放射線技師会

会長 高 嶋 敏 光

一般社団法人和歌山県放射線技師会

会長 川 合 久 之

一般社団法人鳥取県診療放射線技師会

会長 大 久 保 誠

一般社団法人徳島県診療放射線技師会

会長 藤 原 良 介

公益社団法人日本診療放射線技師会

会長 中 澤 靖

114 災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県生コンクリート協同組合連合会（以下「乙」という。）は、三重県内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策に必要な生活用水（飲料水及び手洗い水を除く。）及び消防用水（以下「用水」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において応急対策に必要な用水の確保のため、甲が乙に行う用水の供給の協力要請について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において用水の供給を必要とする事態が発生したときは、乙に対して災害応急対策に必要な用水確保の要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに前記要請書を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、第2条の規定による協力が終了したときは、協力内容を災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書（第2号様式）及び業務従事者・業務内容報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の規定に基づく協力が終了したときは、甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

（損害の補償）

第5条 この協定に基づいて協力に従事した乙の会員が、これに従事したことにより負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三重県防災対策部災害対策課長、乙においては三重県生コンクリート協同組合連合会長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、この協定の有効期間

は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以後同様とする。

(附則)

この協定は、平成30年3月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月6日

甲 三重県
知 事 鈴木 英敬

乙 三重県生コンクリート協同組合連合会
会 長 林 健一郎

115 大規模災害時における被災者支援活動に関する協力協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と、三重県司法書士会（以下「乙」という。）は、三重県内に地震、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時における、甲の要請に基づき乙が実施する被災者に対する相談業務（以下「相談業務」という。）について、必要な事項を定め、もって円滑な被災者支援に資することを目的とする。

（要請）

第2条 大規模災害時において、甲は乙に対し、相談業務について協力を要請することができるものとする。

2 乙が、前項の要請を受けたときは、次条に定める範囲でこれに応じるものとする。

（支援の範囲）

第3条 甲の要請により、乙が行う支援は、司法書士法及び司法書士法施行規則に定める次の相談業務とする。

- （1）相続その他の原因による不動産登記に関する相談
- （2）商業・法人登記に関する相談
- （3）訴状、答弁書等裁判所提出書類の作成に関する相談
- （4）相続放棄申述書、不在者財産管理人・相続財産管理人選任申立書及び成年後見開始申立書等裁判所提出書類の作成に関する相談
- （5）成年後見等業務に関する相談
- （6）民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万円を超えず、簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る）についての相談
- （7）その他司法書士法及び司法書士法施行規則に定める業務に関する相談

2 乙は、前項の支援を実施するために、甲の指定する次の場所等へ会員を派遣するものとする。

- （1）甲が開設する被災者支援に関する相談所等
- （2）仮設住宅地域や被災及び被害地域における出張相談等
- （3）行政機関で開催する相談会（以下、「相談会」という。）
- （4）その他甲が必要と認める相談事業

3 第1項に定める支援の具体的内容について、甲乙協議のうえ、その都度、別途定めることとする。

（役割）

第4条 乙は、甲から相談業務への協力要請を受けた場合は、速やかに乙の会員から相談業務に従事する者を選定し、派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみで対応しきれないときは、日本司法書士会連合会及び日本司法書士会連合会中部ブロック会に支援を要請するものとする。

2 乙は、あらかじめ相談業務に従事する者を対象に、相談会の開催にあたり必要な研修を適宜実施するように努める。

（市町との調整）

第5条 相談会の開催について、市町からの要請がある場合にあっては、甲及び乙は必要な調整を行うものとする。

（要請手続等）

第6条 第2条第1項の要請は、別紙「災害時協力要請書（第1号様式）」により行うものとする。

ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは、Eメール、電話等災害時に有効な手段により要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行い、その状況を甲に通知するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第3条第1項の相談業務を実施したときは、別紙「災害時業務実施報告書（第2号様式）」により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 第3条第1項の相談業務に係る司法書士の派遣に要した費用については、乙の負担とする。ただし、相談会の場所確保に係る経費は、甲の負担とする。場所は、甲が提供する。

2 乙は、被災者に対し、第3条第1項の相談業務に要する経費を請求しないものとする。

(事故等)

第9条 乙は、活動に際し、やむを得ない事由により活動を継続することができなくなった場合は、甲に対し、速やかにその状況等を報告するものとする。

(災害補償)

第10条 相談業務に従事した司法書士が、相談業務を行う場所へ移動しているとき又は相談業務に従事しているときにおいて、負傷、罹患、又は死亡した際の補償は、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、当該司法書士の責任において行うものとする。

2 乙は、第3条第1項の相談業務を実施するにあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

(連絡体制の構築)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等の確認を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第13条 本協定は、平成30年3月9日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月9日

甲 三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県司法書士会

会 長 水谷 公孝

116 災害時における行政書士業務に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）は、三重県内で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における行政手続等の円滑な実施のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における、行政手続等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、行政書士業務の必要があると認めるときは、災害時応援要請書（第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに同業務を実施するために必要とする次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の開設
- （2）甲への乙の会員派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害時に、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するものとする。

- 2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法及び業務責任者を定め、甲からの要請に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみでの対応が困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の会員でない行政書士に支援を求めることができるものとする。

（市町との調整）

第5条 甲は、広域的な災害時に、行政手続の円滑な実施のため市町を越える対応が必要な場合にあっては、関係市町及び乙と必要な調整を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による業務が終了したときは、業務内容を災害時業務終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 第3条第1号に基づく業務に係る費用については、乙の負担とする。ただし、被災者支援相談窓口の設置（場所確保）に係る経費は、甲の負担とする。場所は、甲が提供する。

2 第3条第2号及び第3号に基づく業務に係る費用については、実費を勘案し甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（相談者の負担）

第8条 乙は、被災者に対し、第3条第1号に定める相談業務に要する経費を請求しないものとする。

（損害の補償）

第9条 行政書士業務に従事した乙の会員が、行政書士業務を行う場所へ移動しているとき、又は行政書士業務に従事しているときにおいて、負傷、罹患、又は死亡した際の補償は、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、当該行政書士の責任において行うものとする。

2 乙は、第3条第1項の業務を実施するにあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、この協定の有効期間は期間満了の日の翌日から起算して更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月13日

甲 三重県

三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県行政書士会

会 長 若林 三知

117 大規模災害時における災害時支援寄附金に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下、「甲」という。）及び株式会社トラストバンク（以下、「乙」という。）は、大規模災害時における災害時支援寄附金（以下、「寄附金」という。）に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、大規模な災害が三重県内で発生した際、甲と乙が互いに協力し、速やかに寄附金を受け付けることで、災害からの迅速な復旧、復興を実現することを目的とする。

（取組内容）

第2条 本協定において乙が取り組む内容（以下、「本取組」という。）は、次に掲げる取組とする。

- （1）甲に対する寄附金の受付について必要な助言及び支援をすること。
- （2）三重県内の被害状況等の周知を支援すること。
- （3）その他、甲及び乙が協議を行い、合意した取組を実施すること。

（対象災害）

第3条 本取組の対象となる災害は、三重県内で発生した災害のうち、災害救助法が適用若しくは適用が見込まれる災害、又は乙が報道等で多数の被害を確認できた災害とする。

（費用）

第4条 本協定に定める甲及び乙の取組については、特段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる一切の経費は甲乙各自が負担するものとする。

（本協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成31年3月31日までとし、期間満了日の1ヶ月前までに、いずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年10月12日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県

三重県知事

乙 東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 2 8 号
株式会社トラストバンク

代表取締役

118 三重県、三重日産自動車株式会社、日産プリンス三重販売株式会社及び日産自動車株式会社の災害連携に関する協定書【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と、三重日産自動車株式会社及び日産プリンス三重販売株式会社（以下両社を併せて「乙」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、電気自動車（以下「EV」という。）の利用に係る当事者間の連携（以下「本連携」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、EVの特性を活かした三重県の地域防災力の向上を目的とする。

2 本協定は、締結時点において各当事者が本連携として実施を想定している事項を確認することを目的としており、次条に規定の本連携の一部又は全部の実施に関し、各当事者に対して、何らの法的義務を負わせるものではないことを、甲、乙及び丙は確認する。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、第1条に定める目的を達成するために、次の各号に定める活動に対応可能な範囲において行うものとする。なお、詳細については別途定めるものとする。

- （1）甲、乙による災害時におけるEVの利用
- （2）甲、乙及び丙による平常時における防災意識の普及啓発活動
- （3）甲による市及び町が設置した避難所でのEVを利用した停電対策の支援

（協力の要請）

第3条 甲は、乙及び丙に対して前条第1号および第2号に規定する活動について協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、甲から当該要請を受けたときは、可能な範囲で応ずるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条各号に定める活動に要する費用の負担については、別途定めるものとする。

（情報連携）

第5条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能なEV等の情報を、丙は、EV等防災利用の普及啓発に資する情報を、適宜、甲に提供する。

（連絡体制）

第6条 甲、乙及び丙は、本連携および本協定に定める活動に関わる連絡体制を別途定め、変更があった場合は速やかに情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から当該年度の3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかからの特段の意思表示が無い場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙の4者が署名の上、各1通を保有する。

令和元年 8 月 2 7 日

甲 三重県津市広明町 13 番地

三重県 三重県知事

乙 三重県津市垂水 557 番地の 1

三重日産自動車株式会社 代表取締役社長

三重県四日市市八田 3 丁目 3 番 3 2 号

日産プリンス三重販売株式会社 代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島町 1 丁目 1 番 1 号

日産自動車株式会社副社長

119 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）、三重三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三重県内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施すること並びに平時における防災啓発及び電動車両等の災害時における有用性についての理解醸成に努めることを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（三重県内の市町から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙は甲からの電話等による連絡のみで貸与を行い、甲は後日乙に対して当該要請書を発行するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、

甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害の発生時の直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、三重県内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害の発生時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時から県民に対して防災啓発に取り組む。

2 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両等の災害の発生時における有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

3 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加す

るものとする。

4 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 9 日

甲 三重県津市広明町 1 3 番地
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県四日市市新正四丁目 9 番 28 号
三重三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 出口 哲也

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

120 災害時の子ども支援にかかる連携と協力に関する包括協定書 【教育委員会事務局 教育総務課】

三重県（以下「甲」という）と公益社団法人全国学習塾協会（以下「乙」という）、及び認定特定非営利活動法人カタリバ（以下「丙」という）は、災害時の子ども支援に取り組むため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下、「協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における子どもたちの心のケア、居場所の確保、学習支援などに対応するため、甲、乙及び丙が持つ専門性やノウハウを生かし、相互協力することを目的とし、平常時から官民一体となって連携協力する体制の構築を図るものとする。

（活動内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について、連携・協力するものとする。

- （1）災害時における子ども支援の活動場所の確保に関すること
- （2）災害時における活動支援人材の確保に関すること
- （3）災害時における子どもたちの情報の共有及び子どもたちへの情報伝達に関すること
- （4）その他、甲、乙及び丙が必要と認める事項

（官民連携・協力会議の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める活動を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、必要に応じて連携・協力に関する協議を行うため、「災害時子ども支援にかかる官民連携・協力会議」を設置するものとする。

（他団体等との連携）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条各号に定める活動を進めるにあたり、三重県内の市町や学校、子ども支援に関係するNPO、企業及び関係機関との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関する疑義については、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

（秘密保持）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定を通して知り得た機密情報や個人情報の保護の重要性を認識し、法令に則って適正に取り扱うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は締結の日から適用することとし、有効期限は協定締結の日から1年間とする。但し、期間満了

の３０日前までに、甲、乙及び丙のいずれからこの協定を解除する意思表示がないときは、さらに１年間有効期限を延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする

令和 元年１０月１０日

甲 三重県津市広明町１３番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 東京都豊島区南大塚 ３-３９-２ 南大塚ＭＴビル ５Ｆ
公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

丙 東京都杉並区高円寺南 ３-６６-３ 高円寺コモンズ ２Ｆ
認定特定非営利活動法人カタリバ
代表理事 今村 久美

121 三重県と第四管区海上保安本部との包括連携協定書 【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）及び第四管区海上保安本部（以下「乙」という。）は、相互の連携を深め、地域の安全・安心の確保と相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、激甚化・頻発化する大規模災害に備え、災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するための連携を一層強化するとともに、それぞれが持つ技能、知識、人材、設備、情報等を有効に活用することにより地域の課題を解決し、これらの取組を含めた海上保安行政に対する県民の理解促進に資することを目的とする。

（連絡窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を円滑にするため、それぞれに連絡窓口を設置するものとする。

（連携協力する項目）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- 一 災害時の応援に関すること
- 二 災害への備えに関すること
- 三 環境保全に関すること
- 四 地域の安全・安心に関すること
- 五 地域振興に関すること

（個別協議等）

第4条 前条各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法その他必要な事項について、甲及び乙は、必要に応じて個別に協議するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期限が満了する3ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから申し出のないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務等）

第6条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報は、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相互の事前の承諾なく第三者に開示又は提供してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有する。

（個人情報の取り扱い）

第7条 甲及び乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月12日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県知事 一見 勝之

乙 愛知県名古屋市中区入船2丁目3番12号
第四管区海上保安本部長 濱平 清志

122 災害時における施設使用等に関する協定書 【防災対策部 災害即応・連携課】

三重県（以下「甲」という。）と株式会社日本ロジックス（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、緊急物資を受け入れ、県内市町の地域内輸送拠点等へ送り出す拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）が、被災により機能を果たすことができなくなった場合に、甲の協力要請に基づき、乙の協力を得て、乙の施設を代替施設として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）広域物資輸送拠点の運営に必要な場所の提供
- （2）広域物資輸送拠点における緊急物資の荷役作業
- （3）広域物資輸送拠点への人員の派遣
- （4）広域物資輸送拠点の運営に必要な資機材、什器、消耗品等の提供
- （5）その他甲が必要とする業務

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、事業継続の支障とならない範囲で最大限協力する。

3 甲は、乙が前項の協力を行うために必要がある場合は、広域物資輸送拠点としての機能確保のために必要な支援に努める。

（広域物資輸送拠点）

第3条 甲が広域物資輸送拠点として使用できる乙の施設は、次のとおりとする。

（1）名 称	三重伊賀第一物流センター
所在地	伊賀市川東2174番2号
（2）名 称	三重伊賀第二物流センター
所在地	伊賀市川東2170番26号
（3）名 称	三重伊賀服部物流センター
所在地	伊賀市服部町231番5号

（広域物資輸送拠点の開設）

第4条 甲は、あらかじめ乙に情報提供を要請し、乙からの情報提供に基づき、前条の施設について広域物資輸送拠点として開設を決定する。その際、甲は第1号様式により乙に対して協力を要請する。

ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後速やかに第1号様式を提出する。

（広域物資輸送拠点の運営の終了）

第5条 乙が、該当施設を自ら使用することが必要になった場合には、事前に甲に申し出て、両者で広域物資輸送拠点としての運営を終了する時期を決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、広域物資輸送拠点の運営を終了したときは、速やかに、甲に対して第2号様式により運営実績を報告する。

(費用負担)

第7条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を乙に支払う。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙とが協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までの間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年8月5日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県知事 一見 勝之

乙 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目1番17号
株式会社日本ロジックス 代表取締役 楠本 佳弘

123 災害発生時における船舶型基地局の運用等に関する連携協定書

三重県（以下「甲」という）とKDD I株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり合意したため、この協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生時において、甲及び乙が相互に連携し、甲乙がそれぞれ保有する技術、ノウハウ、サービス、及び甲が所有し三重県立水産高等学校の実習に使用される「しろちどり」（以下「しろちどり」という）を利活用し、非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地等への支援を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき連携して取り組むものとする。

- （1）災害発生時における「しろちどり」の有効活用に関すること
- （2）乙が管理する災害用物資等の輸送に関すること
- （3）その他、第1条の目的を達成するために必要として両者が別途協議のうえ書面にて合意した事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件が決定した場合は、別途契約等を締結のうえで定めるものとする。

（費用負担）

第3条 本協定に基づく甲及び乙の取り組みに要する費用は、前条第2項に定める契約等において別途定める場合を除き、甲及び乙の各々の負担とする。

（公表）

第4条 甲及び乙は、本協定の存在、内容及び成果について第三者に開示、公表、プレスリリース等を行う場合は、事前にその実施時期、内容等について両者で合意のうえ実施するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。但し、期間満了1か月前までに甲乙いずれからも本協定を変更し又は終了させる旨の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（変更）

第6条 甲及び乙は、本協定の履行が困難となる事情又は困難となる可能性がある事情が生じた場合は、速やかに相手方に対してその旨を通知したうえで、必要な対応について協議するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に関し、相手方が開示した、又は知りえた技術上及び営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、本協定の遂行以外の目的に利用し、又は第三者（事前に相手方の承諾を得た場合の当該第三

者及び弁護士等の職業上守秘義務を負っている外部専門家を除く)に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっているとき。
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有しているとき。
- (3) 相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したとき
- (4) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得したとき

2 前項にかかわらず、秘密情報を開示された者(以下「被開示者」という)は、法令等に基づき公的機関等に対し当該秘密情報の開示が義務づけられた場合は、当該秘密情報を開示した者(以下「開示者」という)の承諾なく、当該義務に基づいて必要最小限の範囲において秘密情報を開示することができるものとする。この場合、被開示者は、可能な限り速やかに、その旨を開示者に対し通知するものとする。

3 被開示者は、秘密情報及びこれらの複製・複写物、改変物を、他の資料及び物品等と明確に区別して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

4 被開示者は、開示者が返還を要求したとき、又は本協定が終了若しくは解除されたときは、すみやかに開示者の指示に従い、秘密情報及びそれらの複製・複写物、改変物を開示者に返還し、又は破棄するものとする。

5 甲及び乙は、本協定終了後5年間、本条に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来 にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」という)であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本協定を解除することができるものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないも

のとする。

（損害賠償）

第9条 本協定への違反により、一方当事者が損害を被った場合には、本協定に違反した他の当事者に対し、損害賠償を請求することができる。

（定期的な訓練の実施）

第10条 甲及び乙は、年1回以上協同して訓練を行うものとし、当該訓練の内容等については別途協議の上で定めるものとする。

（協議）

第11条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議し決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年12月22日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

乙 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

KDDI株式会社

執行役員常務

技術統括本部 副統括本部長

兼 エンジニアリング推進本部

本部長 山本 和弘

124 災害時における被災者の生活衛生の確保に向けた支援に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）、三重県生活衛生同業組合連合会に加盟する各組合（以下「乙」という。）及び公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター（以下「丙」という。）は、三重県内において大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者の支援（以下「支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災者の生活衛生に関する協力体制を確立して、三重県民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務内容及び対象組合）

第2条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援物資（食材及び食品）の提供
- （2）避難所等における炊き出しの実施
- （3）避難所等における理容、美容、クリーニング等に関するサービスの提供
- （4）避難所及び簡易避難所としての施設の提供
- （5）入浴施設の開放、入浴の便宜供与
- （6）その他帰宅困難者等への支援

2 本協定の対象となる組合及び具体的な支援業務は別表のとおりとする。

（要請）

第3条 甲は災害時に支援業務を実施する必要があると認めた時は、丙に支援を要請する。

2 前項の要請は、様式第1号により行う。ただし、様式第1号による要請をすることができない緊急の場合は、口頭により要請し、後日様式第1号により処理するものとする。

（費用負担）

第4条 乙の業務の提供による経費は、災害救助法の適用範囲において甲が負担する。災害救助法の適用範囲外の経費については、その都度甲、乙及び丙で協議のうえ定める。

（業務の提供及び報告）

第5条 丙は、甲から第3条に定める要請があったときは、組合間の調整を行ったうえで業務の提供を行う組合を決定するものとし、乙は、この協定に基づき、可能な範囲で支援要請に協力するものとする。

2 業務の提供を行った組合は、業務が完了したときは丙にその旨を報告し、丙は、様式第2号により、速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

2 乙及び丙は、災害時に相互に連絡が取れるよう緊急連絡名簿等を整備するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の3ヶ月前までに、甲、乙または丙から申し出のない場合は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(その他)

第9条 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合による支援業務については、甲と三重県旅館ホテル生活衛生同業組合が、令和2年2月10日に締結した「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書」に基づく支援業務を優先するものとする。

2 甲、乙及び丙が平成25年12月25日に締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書」に基づく支援については、当協定内容に包含されるため、この協定締結をもって終了する。

3 この協定締結を証するため、本協定書を15部作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年6月25日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見勝之

乙 三重県津市新町2-1-8
三重県理容生活衛生同業組合
理事長 岩 途 戸公夫

三重県津市広明町112-2
三重県美容業生活衛生同業組合
理事長 松谷秀嗣

三重県津市大倉13-19
三重県公衆浴場業生活衛生同業組合

理 事 長 田 中 茂 毅

三重県津市新東町塔世 8 2 6

三重県クリーニング生活衛生同業組合

理 事 長 中 森 亮 介

三重県伊勢市曾祢 2－8－2 7

三重県興行生活衛生同業組合

理 事 長 水 野 昌 光

三重県津市栄町 3－2 2 2

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合

理 事 長 木 村 圭仁朗

三重県津市島崎町 3 1 4

三重県食肉生活衛生同業組合

理 事 長 岡 村 知 幸

三重県鈴鹿市阿古曾町 1 9－1 1

三重県社交飲食業生活衛生同業組合

理 事 長 伊 藤 素 近

三重県津市新東町塔世 1 6 5－1

三重県麺類業生活衛生同業組合

理 事 長 森 下 晃

三重県津市大門 2 5－5

三重県喫茶飲食生活衛生同業組合

理 事 長 村 林 秀 浩

三重県津市丸之内 1 2－1

三重県鮎業生活衛生同業組合

理 事 長 久 米 繁 則

三重県四日市市ときわ 1 丁目 2－5

三重県料理業生活衛生同業組合

理 事 長 奥 山 晃

三重県津市北丸之内 2 0 2

三重県飲食業生活衛生同業組合

理 事 長 中 田 正 己

丙 三重県津市西古河町 1 0－1 6

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター

理 事 長 田 中 茂 毅

別表（第２条関係）

対象組合及び支援業務

組合名	支援業務
理容生活衛生同業組合	・避難所等での理容ボランティア
美容業生活衛生同業組合	・避難所等での美容ボランティア
公衆浴場業生活衛生同業組合	・避難者に対する入浴の提供
クリーニング生活衛生同業組合	・被災者の毛布等寝具、衣類等のクリーニング
興行生活衛生同業組合	・簡易避難所としての場所の提供
旅館ホテル生活衛生同業組合	・避難所としての宿泊施設の提供
食肉生活衛生同業組合	・食材の提供
社交飲食業生活衛生同業組合	・食材の提供及び調理した弁当等の提供 ・避難所等における炊き出しボランティアの派遣
麺類業生活衛生同業組合	・食材の提供及び調理した弁当等の提供 ・避難所等における炊き出しボランティアの派遣
喫茶飲食生活衛生同業組合	・食材の提供及び調理した弁当等の提供 ・避難所等における炊き出しボランティアの派遣
鮓業生活衛生同業組合	・食材の提供及び調理した弁当等の提供 ・避難所等における炊き出しボランティアの派遣
料理業生活衛生同業組合	・食材の提供及び調理した弁当等の提供 ・避難所等における炊き出しボランティアの派遣
飲食業生活衛生同業組合	・食材の提供及び調理した弁当等の提供 ・避難所等における炊き出しボランティアの派遣
全ての組合	・帰宅困難者に対する飲料水、トイレ等の提供

様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

災害時における被災者支援の要請書

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター理事長 様

三重県知事

令和 6 年 6 月 2 5 日締結の災害時における被災者の生活衛生の確保に向けた支援に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の支援について要請します。

記

要請する内容

要請内容	要請期間	実施場所	支援を受ける 避難者数等	備考

連絡先

三重県医療保健部食品安全課

担当者

T E L :

F A X :

E-Mail :

災害時における被災者支援の実績報告書

三重県知事 様

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター理事長

令和 年 月 日 第 号で要請のあった災害時における被災者の支援の協力について、下記のとおり対応したので
災害時における被災者の生活衛生の確保に向けた支援に関する協定書第 5 条第 2 項の規定に基づき報告します。

記

被災者支援の協力に係る実施状況

支援内容	支援期間	実施場所	支援した 避難者数等	備考 (組合名等)

連絡先

(公財) 三重県生活衛生営業指導センター
TEL : 0 5 9 - 2 2 5 - 4 1 8 1
FAX : 0 5 9 - 2 2 8 - 3 2 3 1
E-Mail : miecenter@seiei.or.jp

125 災害時の協力に関する協定（農林水産部農産物安全・流通課）

三重県（以下「甲」という。）と三重県農業共済組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、乙による被害状況確認の協力及び乙の保有する情報の提供と利活用に関し必要な事項について定め、迅速かつ円滑な被災者の営農再開に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は災害時において、乙に対して、被災者支援のために必要があると認めたときは、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。この場合において、甲が乙から提供を受けた情報については、被災者支援にのみ活用できるものとする。

（1）田畑及び家畜については、農業共済事業の加入者に対し乙が実施した損害評価の結果（以下、「損害評価情報」という。）及び被害写真の提供

（2）農業用施設のうち施設園芸用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供並びに農業共済未加入者に係る被害状況の提供

（3）前号に定める以外の農業用施設（土地改良施設を除く）については、損害評価情報及び被害写真の提供

（4）住家については、損害評価情報及び被害写真の提供

（5）前4号に定めるもののほか、甲乙双方が被災者の営農再開に必要と認めたもの

2 前項の規定による協力及び提供の方法、時期については、甲乙協議のうえ決定する。

（被害状況の判定）

第3条 甲は、乙から提供を受けた事項の利活用の有無にかかわらず、甲の責任において公平、公正かつ迅速な被害状況の判定を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により甲乙各自に生じた費用は、各自が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 協力業務に従事した者が、その責めに帰すことができない事由により死亡、負傷又は傷病に罹患し障害の状態となった場合の損害賠償は、乙が行うこととする。

（法令遵守）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に際し、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令を遵守するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定により知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、協定の有効期間が

終了した後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年6月23日

甲 三重県知事 一 見 勝 之

乙 三重県農業共済組合組合長理事 河 上 敢 二

三重県（以下「甲」という。）、三重県警察（以下「乙」という。）と三重県遊技業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における協力支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲、乙の災害対策に関し、丙の協力支援について必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 丙は、丙の組合員が管理する施設において、次の各号に掲げる協力支援を行うものとする。

- （1）一時的な避難場所としての駐車場の提供
- （2）災害復旧活動拠点としての駐車場の提供
- （3）避難者及び災害復旧活動に関わる者に対するトイレ、水道施設、非常用電源（携帯電話等の充電等）、その他の店舗部分の提供及び避難者に対する防災用品の提供、貸出し
- （4）防災資機材、支援物資等の一時保管場所や中継拠点等としての駐車場の提供
- （5）災害発生により交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者に対する被災者向け情報（地図等による道路情報、テレビやラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等）及び水道水、トイレの提供（甲の提供する「災害時帰宅支援ステーション」のステッカーを可能な限り掲出するものとする。）

2 前項各号に掲げるもの以外の協力及び支援が必要と認められるときは、甲、乙及び丙が協議するものとする。

（協力支援の要請）

第3条 甲又は乙は、丙の協力が必要と認めるときは、丙に対して協力支援要請を行う。但し、前条第1項第5号の帰宅困難者に対する支援については、通信途絶等により要請行為が実施できないことが想定されることから、丙（丙及び丙の組合員）は、甲の要請を待たず、可能な範囲において実施するものとする。

2 前項の協力要請は、災害協力支援要請書（様式第1号）により行うものとする。但し、急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後災害支援協力要請書を交付するものとする。

3 丙の組合員が市町から直接協力支援要請を受けた場合は、丙の組合員はその旨を丙に報告し、丙は甲と必要な調整を行うものとする。

（丙（丙及び丙の組合員）の協力）

第4条 丙（丙及び丙の組合員）は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力支援するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定による協力支援は無償とする。但し、丙は、協力支援に関して組合員に過大な費用が発生するおそれがある場合には、事前に甲又は乙と協議するものとする。

(担当者名簿等の提供)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の締結後、速やかに事務担当者名簿を相互に提供するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

2 丙は、毎年度、災害協力支援店一覧表を甲及び乙に提供するものとし、その内容に変更があった場合には、甲及び乙に連絡するものとする。

3 甲は、前項の災害協力支援店一覧表について、必要に応じて市町等の関係機関と共有できるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から特段の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の締結を証するために本書3通を作成し、甲、乙、丙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月20日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
知事 一見 勝之

乙 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部
本部長 難波 正樹

丙 三重県津市広明町328
三重県遊技業協同組合
理事長 権田 清

(様式第 1 号)

(文書番号)

年 月 日

三重県遊技業協同組合理事長 様

三 重 県 知 事
(公印省略)

災害支援協力要請書

災害時における支援協力に関する協定第 3 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

(1) 要請対象の施設・店舗名、所在地	施設・店舗名 所在地
(2) 要請理由 (災害名等)	
(3) 要請内容 (参考: 協定第 2 条) ①一時的な避難場所としての駐車場の提供 ②災害復旧活動拠点としての駐車場の提供 ③避難者及び災害復旧活動に関わる者に対するトイレ、水道施設、非常用電源 (携帯電話等の充電等)、その他の店舗部分の提供及び避難者に対する防災用品の提供、貸出し ④防災資機材、支援物資等の一時保管場所や中継拠点等としての駐車場の提供 ⑤その他	
(4) 要請期間	年 月 日から 年 月 日まで
(5) 担当者所属名、担当者名等	所属名 担当者名 連絡先
備考	

※ 事前連絡による要請を実施している場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。

(様式第 1 号)

(文書番号)

年 月 日

三重県遊技業協同組合理事長 様

三重県警察本部長

(公印省略)

災害支援協力要請書

災害時における支援協力に関する協定第 3 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

(1) 要請対象の施設・店舗名、所在地	施設・店舗名 所在地
(2) 要請理由 (災害名等)	
(3) 要請内容 (参考: 協定第 2 条) ①一時的な避難場所としての駐車場の提供 ②災害復旧活動拠点としての駐車場の提供 ③避難者及び災害復旧活動に関わる者に対するトイレ、水道施設、非常用電源 (携帯電話等の充電等)、その他の店舗部分の提供及び避難者に対する防災用品の提供、貸出し ④防災資機材、支援物資等の一時保管場所や中継拠点等としての駐車場の提供 ⑤その他	
(4) 要請期間	年 月 日から 年 月 日まで
(5) 担当者所属名、担当者名等	所属名 担当者名 連絡先
備考	

※ 事前連絡による要請を実施している場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。